

平成 29 年

第 4 回 定例会 会議録

奄美市議会

第4回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第4回定例会一般質問通告	4
12月8日（金）（第1日目）	13
出席議員及び欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	13
職務のため出席した事務局職員	14
会議録署名議員の指名	16
会期の決定	16
報告第7号 上程	16
議案第80号～第101号（22件） 上程	17
議長の辞任	20
議長の選挙	20
副議長の選挙	22
常任委員会委員の選任	23
議会運営委員会委員の選任	23
12月11日（月）（第2日目）	25
出席議員及び欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	25
職務のため出席した事務局職員	26
一般質問	27
大迫 勝史 君（公明党）	27
三島 照 君（日本共産党）	39
林山 克巳 君（自民新風会）	48
橋口 和仁 君（自民新風会）	58
12月12日（火）（第3日目）	69
出席議員及び欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	69
職務のため出席した事務局職員	70
一般質問	71
崎田 信正 君（日本共産党）	71
戸内 恭次 君（無所属）	81
川口 幸義 君（自由民主党）	92

奥 輝人 君 (自由民主党)	102
12 月 13 日 (水) (第 4 日目)	113
出席議員及び欠席議員	113
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	113
職務のため出席した事務局職員	114
一般質問	115
橋口 耕太郎 君 (公明党)	115
関 誠之 君 (社会民主党)	126
松山 さおり 君 (自民新風会)	136
安田 壮平 君 (自民新風会)	146
12 月 15 日 (金) (第 5 日目)	159
出席議員及び欠席議員	159
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	159
職務のため出席した事務局職員	160
議案第 80 号～第 101 号 (22 件) 上程	161
議案第 102 号 上程	174
議案第 103 号 上程	178
奄振延長・提言特別委員会の報告	179
議案付託	180
請願・陳情付託	180
12 月 26 日 (火) (第 6 日目)	181
出席議員及び欠席議員	181
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	181
職務のため出席した事務局職員	182
議案第 80 号～第 101 号 (22 件) 上程	183
陳情第 4 号・5 号 (2 件) 上程	191
発議第 10 号 上程	195
閉会中の継続審査申出	200
別紙	201
各常任委員会審査報告書	201
所管事務調査報告書	204
閉会中の継続審査の申出について	205

会期・議事日程 付 議 事 件

平成29年 第4回奄美市議会定例会議事日程

○平成29年12月1日 奄美市議会第1回定例会を招集した。

○会 期 19日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日	程
12月8日	金	本会議		1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（19日間） 3 報告第7号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第80号～第101号(22件) 上程 説明 ○ 5 議長の辞任 6 議長の選挙 7 副議長の選挙 8 常任委員会委員の選任 9 議会運営委員会委員の選任 ※ 全員協議会（本会議終了後）
12月9日	土	休 会		
12月10日	日	休 会		
12月11日	月	本会議		1 一般質問 -大迫議員，三島議員，林山議員，橋口（和）議員（質問順）
12月12日	火	本会議		1 一般質問 -崎田議員，戸内議員，川口議員，奥議員（質問順）
12月13日	水	本会議		1 一般質問 -橋口（耕）議員，関議員，松山議員，安田議員（質問順）
12月14日	木	休 会		
12月15日	金	本会議		1 議案第80号～第101号(22件) 上程 質疑 付託 2 議案第102号 上程 説明 質疑 付託 3 議案第103号 上程 説明 質疑 討論 採決 4 奄振延長・提言特別委員会の報告 上程 報告 ☆ 付託 区分 { 総務企画－議案第86号，87号（2件） 文教厚生－議案第81号，82号，90号～95号，101号（9件） 産業建設－議案第83号～85号，88号，89号，96号～100号（10件） 全委員会－議案第80号 平成29年度一般会計補正予算（第6号）は，所管する各常任委員会に付託 } ※ 陳情付託報告 総務企画委員会－陳情第4号 文教厚生委員会－陳情第5号
12月16日	土	休 会		
12月17日	日	休 会		
12月18日	月	休 会		※ 午前9時30分から各常任委員会審査（文教厚生）
12月19日	火	休 会		※ 午前9時30分から各常任委員会審査（産業建設）
12月20日	水	休 会		※ 午前9時30分から各常任委員会審査（総務企画）
12月21日	木	休 会		報告書整理・議案等調査
12月22日	金	休 会		報告書整理・議案等調査
12月23日	土	休 会		
12月24日	日	休 会		
12月25日	月	休 会		報告書整理・議案等調査
12月26日	火	本会議		1 議案第80号～102号(23件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第4号 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第5号 上程 報告 質疑 討論 採決 4 発議第10号 上程 説明 質疑 討論 採決 5 閉会中の継続審査について ☆ 最終日は紬着用

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	報告第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 13 号 和解及び損害賠償の額を定める ことについて)	H29. 12. 8	承認	本会議
(2)	議案第 80 号	平成 29 年度奄美市一般会計補正予算 (第 6 号) に ついて	H29. 12. 26	原案可決	全委員会
(3)	議案第 81 号	平成 29 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補 正予算 (第 4 号) について	H29. 12. 26	原案可決	文教厚生
(4)	議案第 82 号	平成 29 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予 算 (第 3 号) について	H29. 12. 26	原案可決	文教厚生
(5)	議案第 83 号	平成 29 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正 予算 (第 2 号) について	H29. 12. 26	原案可決	産業建設
(6)	議案第 84 号	平成 29 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補 正予算 (第 3 号) について	H29. 12. 26	原案可決	産業建設
(7)	議案第 85 号	平成 29 年度奄美市水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	H29. 12. 26	原案可決	産業建設
(8)	議案第 86 号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について	H29. 12. 26	原案可決	総務企画
(9)	議案第 87 号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	H29. 12. 26	原案可決	総務企画
(10)	議案第 88 号	奄美市企業立地の促進等のための固定資産税の課 税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	H29. 12. 26	原案可決	産業建設
(11)	議案第 89 号	奄美市企業立地の促進等による地域における産業 集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正 する条例の制定について	H29. 12. 26	原案可決	産業建設
(12)	議案第 90 号	奄美市総合体育施設条例の一部を改正する条例の 制定について	H29. 12. 26	原案可決	文教厚生
(13)	議案第 91 号	奄美市立金久児童館の指定管理者の指定について	H29. 12. 26	原案可決	文教厚生
(14)	議案第 92 号	奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定に ついて	H29. 12. 26	原案可決	文教厚生
(15)	議案第 93 号	奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定について	H29. 12. 26	原案可決	文教厚生
(16)	議案第 94 号	奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定に ついて	H29. 12. 26	原案可決	文教厚生

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(17)	議案第 95 号	奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について	H29. 12. 26	原案可決	文教厚生
(18)	議案第 96 号	奄美市名瀬本場奄美大島泥染公園の指定管理者の指定について	H29. 12. 26	原案可決	産業建設
(19)	議案第 97 号	奄美市大浜海浜公園及び奄美海洋展示館の指定管理者の指定について	H29. 12. 26	原案可決	産業建設
(20)	議案第 98 号	あやまる岬観光公園の指定管理者の指定について	H29. 12. 26	原案可決	産業建設
(21)	議案第 99 号	奄美市和瀬水産物加工センターの指定管理者の指定について	H29. 12. 26	原案可決	産業建設
(22)	議案第 100 号	建設工事委託に関する協定の締結について	H29. 12. 26	原案可決	産業建設
(23)	議案第 101 号	奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更について	H29. 12. 26	原案可決	文教厚生
(24)	陳情第 4 号	奄美・自衛隊ミサイル基地配備計画に関わる住民説明会開催を奄美市議会から防衛省へ求める陳情	H29. 12. 26	不採択	総務企画
(25)	陳情第 5 号	奄美市・名瀬・住用地区大規模給食センター化再審査を求める陳情	H29. 12. 26	不採択	文教厚生
(26)	議案第 102 号	財産の取得について	H29. 12. 26	原案可決	文教厚生
(27)	議案第 103 号	監査委員の選任について	H29. 12. 15	同意	本会議
(28)	発議第 10 号	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について	H29. 12. 26	否決	本会議

※前議会からの継続審査

なし

第4回定例会一般質問通告

12月11日（月）

◎公明党 大迫 勝史

1 市長の政治姿勢

（1）市長選の投票率について

- ①48.06%という前々回（2009年）を24.64ポイントも下回ったことについての見解を伺う。
- ②18歳～22歳の投票率を示して頂きたい。
- ③18歳以上で住民票を移さずに島外に居住する学生・生徒の取り扱いについて伺う。
- ④18歳に選挙権が引き下げられて初めての昨年の参院選で居住実態のない学生・生徒の不在者投票を認めなかった自治体は47都道府県中で1道18県で鹿児島県では奄美市と喜界町のみと認識しているがそのことについての見解を伺う。
- ⑤今後とも見直す考えはないか。
- ⑥投票済証明書発行に関する見解を伺う。

（2）小児医療費無償化を義務教育終了まで引き上げについて並びに子育て支援について

- ①実現性について伺います。
- ②窓口負担なしの現物給付について、その後の県の動向はどうか。
- ③本市での検討状況はどうか。
- ④電子母子手帳の導入について伺う。
- ⑤子どもを含む幅広い年代層が利用できる複合的な娯楽施設誘致についての考え方と見解を伺う。

（3）老朽化市営住宅の更新について

- ①H28年～32年「過疎地域自立促進計画」の中で、「住宅マスタープラン」を策定し計画的に公営住宅の整備改善を図る。とありますが計画の中に建替えも含まれているのか伺う。
- ②現在、居住に耐えうる市営住宅で最も老朽度が高い住宅の戸数と築年数を示して頂きたい。

2 市民生活

（1）固定資産の課税誤りについて

- ①多くの自治体で課税の誤りが発覚し、長年にわたり過徴収の上、還付する事態がおきているが本市での状況はどうか。
- ②調査する考えはないか。

③長期の過誤納で還付金が発生した場合何年前まで遡及できるか。

④ミスを防ぐためのチェックシステムの検討が必要ではないか。(システム整備や対策マニュアルづくり等)

(2) 三儀山運動公園沿いの市道整備について

①夕方から夜にかけて児童生徒の自転車通行の危険性についての認識を伺う。

②今後の改善策や整備計画の見通しについて伺う。

③ガードレールも無い水路沿いに外灯か点滅灯を設置できないか伺う。

(3) うつ病対策について

①うつ病や自殺対策に特化した相談窓口は本市には未設置だと認識していますが、早期発見、早期治療に結びつけるためのセルフメンタルチェックの効果の大きい「こころの体温計」の導入を27年3月議会にて栄議員から提案されており、答弁では他の導入自治体の活用状況を参考にして検討する。とあります。また、昨年度より、予算要望でもお願いしているが、導入に至らない課題は何か、検討状況など示していただきたい。

◎日本共産党 三島 照

1 市長の政治姿勢について

(1) 行政のあり方について

①この度の市長選挙の結果についてどう総括するのか。

②市長交際費の活用基準はあるのか。

③市民交流センター(仮称)の入札のあり方について(優先交渉権者のあり方)。

④会計検査院の指摘(H28.12)11月10日付報道の件について指摘をどう受け止めて対応しようとしているのか。

2 自衛隊の諸問題について

(1) 公営施設の駐車場の使用許可の権限はどこか。

(2) オスプレイの頻繁な飛行等についてどういう対応をしているか。

(3) 航空自衛隊F15戦闘機の低空飛行について連絡はあったか。市として抗議すべきと思うがどうか。

3 産業振興について

(1) 浦上の工業技術センターの今後の活用について、どのように考えているか。

4 医療・福祉行政について

(1) 子ども医療費(小学校卒業まで)の窓口負担を0にすべきと思うがどうか。

(2) 子ども医療費は、中学校卒業(義務教育)まで、無料化にすべきではないか。

(3) 80歳以上のバス運賃の無料化について

(4) 買い物難民解消のために巡回バスの運行はできないか。

◎自民新風会 林山 克巳

1 地方創生関連事業について

(1) フリーランス支援事業について

- ①フリーランス支援事業をスタートさせた理由
- ②フリーランス支援事業の毎年 500 万予算額の内訳⇒成果（詳しく・検証）展望まで！
- ③働き方改革におけるフリーランス支援事業推進における経営者と労働者の見解の違いは。

2 学校給食センターの運営のあり方について

(1) 食材仕入れ及び調理員雇用について

- ①食材仕入れ業者の選定についての流れを詳しく示して下さい。（地産地消食材業者含む）
- ②支払い決済システム管理について
- ③自校方式における調理員その他の雇用についての当局の考え。

3 社会保障費（扶助費）について

(1) 奄美市の社会保障費の推移について

- ①過去 10 年間の扶助費の推移・展望について
- ②住民 1 人当たりの扶助費 21 万 1525 円の報道についての見解・推移の予想また対策について

4 NPO法人について

(1) 奄美市におけるNPO法人について

- ①NPO法人の業種別団体の数について
- ②法人税徴収団体の数は。
- ③地域コミュニティにおけるNPOの役割と展望についての見解

◎自民新風会 橋口 和仁

1 市政について

- (1) 町づくりの 4 つの基本姿勢の達成率は。そして将来目標人口 5 万人。交流人口 45 万人。総生産額 1400 億円の達成率は。

- (2) 目標に向けての、今後の方針は。

2 農業振興について

- (1) 振興作物において、今後具体的にどのように規模拡大に向けて取り組んで行くのか。

- (2) 加工施設の取り組みに於いて、広域での取り組み状況と、今後の方針はあるのか。

- (3) 奄美ブランドへの取り組みと。課題とその対策は。

3 給食センターについて

- (1) 現在の整備状況と、その進捗率について
- (2) 給食センターへの移行時期は。
- (3) 現在雇用されている方々の、処遇はどうなるのか。雇用体制はどのように考えているのか。
- (4) 配食・配送に向けての研修期間は、どの時期にどのようにされるのか。期間として足りるのか。
- (5) 給食センターへの納入体制について
 - ①事業者への事前説明会は行ったのか。現在までの状況は。
 - ②今後どのような運営体制を考えているのか。
 - ③仮称納入組合体制での組織体制が検討出来ないのか。

12月12日（火）

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 11月10日名瀬港で米陸軍の汎用揚陸艇が、自衛隊車両の運搬を行ったことについての見解は。
- (2) 奄美大島での米軍との共同訓練について今後の見通しと、対応について。

2 タラソ「奄美の竜宮」について

- (1) 平成28年度から指定管理料を支払っているが、赤字になったことについての見解は。

3 市営住宅について

- (1) 下佐大熊住宅の空室の現状と空家待ち件数はどうなっているか。
- (2) 老朽化した公営住宅等の計画的再生及び多様な運営手法はどうなっているか。

4 社会保障制度について

(1) 国保の都道府県単位化について

- ①いま、なぜ国保の都道府県化か、目的はなにか。
- ②納付金方式の導入により保険税が高くないか
試算（納付金額・保険税率・一人当たり保険税額）した結果、現行との比較はどうなったか。
- ③本県の保険税率平準化・統一についての考え方は。
- ④国保の赤字要因は何か。
- ⑤累積赤字への対応はどうするのか。

(2) 介護保険第7期事業計画について

- ①保険料基準額は、全国平均を上回り、県下で2番目に高い状況は改善できるのか。

- ②経済的負担による介護サービスの利用を控えている状況はないか。
- ③生活困窮者への保険料減免制度は、どのようになっているか。
- ④特養の待機者は何人か、入所待ちの状況はどうなっているか。

◎無所属 戸内 恭次

- 1 市民生活について
 - (1) ポイ捨て条例について
 - ①運用実績
 - ②自販機の回収容器の設置及び管理について
 - (2) 固定資産税の徴収について
 - ①総務省発表の過払いについて
 - ②過去10年間の奄美市における固定資産税収入の推移
 - (3) ゴミ袋問題について
 - (4) 集客力向上の為の商店街16mアーケード整備について
- 2 観光事業について
 - (1) 街乗り貸し自転車について
 - (2) 景観の創造について
 - (3) トイレ整備について
 - (4) 「西郷どん」対応について
- 3 公共事業について
 - (1) 交通渋滞解消策について
 - ①おがみ山トンネルの予想利用台数・短縮時間・経済効果・B/C
 - ②三儀山トンネルの予想利用台数・短縮時間・経済効果・B/C
- 4 新奄振事業について
 - (1) がん検診装置「PET」の導入について
- 5 LCC効果について
 - (1) 直近6か月間の成田・関空航路についての利用率及び客数による経済効果について

◎自由民主党 川口 幸義

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 奄美・沖縄キックオフイベントについて
 - ①島づたい観光について
 - ②本土の子供達が離島について学ぶ交流事業について
- 2 地方創生について
 - (1) 奄美市の取組みについて

- ①本市の出生数と死亡数の推移について
- 3 教育行政について
 - (1) 貧困対策と子ども食堂について
- 4 福祉行政について
 - (1) 特別養護老人ホームについて
 - ①要介護1～2等の受入れについて
- 5 有人国境離島地域について
 - (1) 国境離島の私有地対策と所有者不明について

◎自由民主党 奥 輝人

- 1 市長の政治姿勢
 - (1) 三期目への公約について
 - ①農林水産業の振興で、地場産業を強化し、域内経済の循環向上について
 - ②観光交流の振興で、世界遺産登録を見据えた交流拡大について
- 2 タンカンの振興
 - (1) あまみ農協共販への推進について
 - ①農協果樹部会へ加入していない一般農家について
 - ②加入促進について
 - ③品質の向上と量の確保について
 - ④選果場の稼働率について
 - ⑤奄美ブランドの指定に向けて
- 3 担い手農家の育成について
 - (1) 青年就農給付金受給者の状況について
 - ①制度を活用している担い手の状況について
 - ②営農状況について
 - ③課題について
 - ④その対策について
 - ⑤制度活用後の就農について

12月13日（水）

◎公明党 橋口 耕太郎

- 1 教育行政について
 - (1) 小中学校の普通教室への空調（冷房）の設置について
 - ①沖縄県との設置率の差について
 - ②家庭用エアコン機器導入の可能性について
 - (2) 平和教育について

- ①現在、小中学校で行われている平和に関する教育はどのように行われているか
- ②「復帰記念の日」を活用した奄美市独自の平和教育を行うことができないか
- (3) いじめ問題について
 - ①直近のいじめの把握件数は
 - ②現在はどうような方法で発見し解決へ導いているか
 - ③SNSを活用した相談窓口設置の可能性は
- 2 福祉行政について
 - (1) ひとり親家庭について
 - ①ひとり親家庭が行政サービスを申請する際や、サービスを受ける際に一目でわかるような冊子・パンフの作成はできないか
 - ②マイナポータル制度の活用について
- 3 定住促進について
 - (1) 市長公約の定住促進について
 - ①公約項目の中に定住促進（出生率を高め、活気あふれる街へ）とあるが具体的な施策は。
- 4 世界自然遺産について
 - (1) 10月にIUCNの調査を終えたが、感触や課題は。

◎社会民主党 関 誠之

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 市長3期目の政治課題とその推進について
 - (2) 平成30年度当初予算編成への対応について
 - (3) 奄振法の改定に向けた取り組みについて
- 2 教育行政の問題について
 - (1) 学力の定着・向上に対する取り組みについて
 - (2) 教育現場における徴収金の滞納実態について
 - (3) 学校給食センターの危機管理体制について
- 3 市民生活に関する課題
 - (1) IUCNの調査概要と手ごたえについての見解
 - (2) 下水道事業の会計検査院の指摘事項について
 - (3) お仕事テーマパークにおける自衛隊ジェット機の市街地低空飛行について

◎自民新風会 松山 さおり

- 1 福祉行政について
 - (1) 子ども医療費について
 - ①小学校まで拡充した制度への反応は。

②中学生まで対象とする拡充の必要性について

2 教育行政について

(1) 各小学校・中学校・高校での奄美の伝統文化を継承するための取組みについて

(2) 伝統文化を継承するための八月踊りを始めとする島唄や郷土料理の指導者への支援策について

(3) 芸能イベントの誘致について

①近年の島外からのイベント誘致の実績について

②各学生対象のイベントについて

(4) スクールソーシャルワーカー（SSW）・支援員について

①それぞれの役割・活動状況・効果について

②それぞれの賃金・処遇体系について

3 公園のトイレについて

(1) この一年間の和式から洋式化した実績について

(2) 観光地等、観光客・市民が多く訪れる箇所の洋式化について

(3) 観光・世界自然遺産等も見据えた今後の見通しについて

4 沿道の景観美化について

(1) 空港から名瀬をはじめとする国道58号線（特に湾岸線）の景観美化について

◎自民新風会 安田 壮平

1 行財政運営

(1) 新地方公会計制度について

①本制度の意義・目的は何か。また、これまでにどのように取り組み、どのような効果があったのか。

②今後、本制度がどのように変わるのか。また、どのような活用を考えているのか。

(2) 公共施設等総合管理計画について

①本計画策定の目的は何か。また、今後どのように進めていこうと考えているのか。

2 歯科保健

(1) 乳幼児期から小中学生期における歯科保健について。

①各年齢における健全歯の者の割合はいかがか。また、今年度の新しい取り組みやこれまでの成果はいかがか。

②今後、どのような取り組みを考えているのか。

3 指定管理者制度

(1) 奄美体験交流館の指定管理者選定の結果について

①指定管理候補者の決定に至らなかった理由は何か。

4 環境と観光

(1) 世界自然遺産登録に向けて

- ①IUCN はどのような調査を行い、どのような課題が示されたのか。また、登録に向けた今後のスケジュールは。
- ②ナイトツアーにおける交通等の安全に関するルール作りについての考えはどうか。
- ③ポイ捨て等防止条例第7条第2項（自動販売機への回収容器の設置）の取り組み強化への考えはどうか。

5 x+観光

(1) 観光を基軸とした住みよいまちづくりについて

- ①本市の構造物にバリアフリーを義務付ける仕組みづくりについて、どう考えるか。
- ②公共トイレの適切な管理をどのように実現する考えか。
- ③本市所有の街路灯の維持・更新についての計画は。

第 4 回 定 例 会
平成 29 年 12 月 8 日
(第 1 日 目)

12月8日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
5 番 栄 ヤ ス エ 君
7 番 与 勝 広 君
9 番 戸 内 恭 次 君
11 番 川 口 幸 義 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
19 番 多 田 義 一 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
6 番 大 迫 勝 史 君
8 番 渡 雅 之 君
10 番 元 野 景 一 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
20 番 橋 口 和 仁 君
22 番 平 川 久 嘉 君
24 番 伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長 松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長 盛 島 洋 久 君	総 務 部 長 東 美 佐 夫 君
総 務 課 長 三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長 山 下 能 久 君
財 政 課 長 國 分 正 大 君	市 民 部 長 前 田 和 男 君
市 民 課 長 中 村 博 光 君	保 健 福 祉 部 長 上 野 和 夫 君
福 祉 事 務 所 長 奥 田 敏 文 君	商 工 観 光 部 長 菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長 武 下 義 広 君	農 政 部 長 山 田 春 輝 君
農 政 部 長 山 田 春 輝 君	土 地 対 策 課 長 前 島 有 為 生 君
建 設 部 長 本 山 末 男 君	土 木 課 長 橋 口 義 仁 君

12月8日(1日目)

上下水道部長	上島 宏夫 君	下水道課長	里 嘉郎 君
教育委員会 教務局長	森山 直樹 君	教育委員会 総務課長	徳永 恵三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	満永 亮一 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから、平成29年第4回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本定例会は、朝山市長におかれましては、市長就任後最初の議会であります。3期目の御就任にあたっての市長の御挨拶を願います。

市長（朝山 毅君） おはようございます。平成29年第4回定例会にあたり、議長並びに議員の皆様方の御配慮により、冒頭御挨拶を申し上げる機会を与えていただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、このたびの任期満了に伴う奄美市長選挙におきまして、議員各位、そして多くの市民の皆様方の温かい御指示、御支援を賜わり、3期目の奄美市政のかじ取り役を担わせていくこととなりました。身に余る光栄であり、また同時に与えられた重責に改めて身の引き締まる思いでもございます。市民の皆様方の信頼と期待をしっかりと受け止め、今後ともその負託に答えていくためにも、与えられた職務に一位専心、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

平成21年にはじめて奄美市長に就任させていただいてから、これまでの2期8年間、私は市政の主役は市民であり、常に人の和を第一と心がけ、市民の笑顔があふれ、元気な声がこだまする明るい奄美市の実現に向けて、皆様とともに力を合わせ取り組んでまいりました。顧みますと、まずは100年に一度と言われました奄美豪雨災害に際しましては、島内外の皆様から厚い御支援を賜りました。行政はもとより、多くの市民にとって大変大きな力を与えていただき、早期の復旧・復興に努めることができました。ここに改めて感謝を申し上げます。また、この復興の道のりと合わせて、合併直後の厳しい財政状況の立て直しと、長引く景気低迷により停滞する地域経済の再生という二つの難題にも、全力を掲げてまいりました。その中で、奄美群島が進むべき方向として、雇用の創出に主眼を置いた奄美群島成長戦略ビジョンを、群島民自らつくり上げ、長年の念願でありました航路・航空路運賃の低減や、農林水産物の輸送コストの支援など、制度の拡充等を盛り込んだ画期的な奄振法の改正に至ることができました。また、奄美市が抱えております末広・港土地区画整理事業、名瀬港マリンタウン事業、防災機能を兼ね備えた3庁舎や、平田浄水場、光ブロードバンドの整備等々、大型プロジェクトにつきましても、市民の皆様、議会の皆様方の御理解と御協力のもと、着実に歩みを進めてきております。併せて、人口減少の克服に重点を置いた奄美市攻めの総合戦略、奄美大島総合戦略を策定し、観光一元化組織の構築や子育て支援など、幸せの島の実現に向けて、奄美大島を一つの域圏と捉え、5市町村一丸となってあらゆる施策を講じてまいりましたところでございます。

このような中で、多くの皆様方に支えられ、2期8年間で公約の約86パーセント程度を達成することができたことは、人の和を信じ、市民の皆様をはじめ、多くの関係する皆様とともに語り、ともに考え、ともに行動することを私なりに実行できた証左と信じており、今後も全身全霊を尽くしてまいり所存でございます。

さて、3期目にあたり、我が国の経済状況を見ますと、11年ぶりの6・四半期連続のプラス成長、雇用も200万人近く増加していることや、来年度の国の税収も27年ぶりの高水準となることが見込まれております。本市においても今年3月には名瀬署管内の有効求人倍率が1.0倍となるなど、調査開始以降最も高い水準となっております。本年3月7日に奄美群島国立公園が誕生いたしました。10月にはユネスコの諮問機関でありますIUCNの現地調査も終え、世界自然遺産登録への正念場を迎えており、引き続き国・県との連携を密に取組を進め、来年夏の登録決定を期待いたしているところでございます。

このほかにも、来年には奄美にも縁のあります大河ドラマ西郷どんの放映や、平成30年度には本庁舎の完成、平成32年度には国民体育大会相撲競技の開催など、明るい話題が続々と控えております。

今、奄美群島は更なるステップアップに向けて大きな転換期を迎えております。3期目のスタートにあたり、これまで私は様々な場面で奄美にはフォローの風が吹いていると申し上げてまいりました。この風を奄美振興の上昇気流とし、広く産業全体に波及させていかなければならないと思います。そして、この波及の効果をより多くの人たちの雇用につなげ、奄美に住みたいという気持ちに応えるとともに、幸せあふれる奄美市の実現に努めてまいります。

そのために、今回3期目の4年間を迎えるにあたり、風を力に、暮らしに幸せをというテーマを掲げ、その中で重点的な取組として、雇用と仕事行動プラン、家族と子ども応援プラン、暮らしと安全推進プランの三つのプランを掲げさせていただきました。併せて、奄振法の確実な延長、内容の充実、世界自然遺産登録の実現、継続する大型プロジェクトの推進など、これまでの継続力と経験力をもって着実に形にしていく重点事項として位置付けをいたしております。これらお示ししました公約と総合計画、成長戦略ビジョン、総合戦略を重層的に捉え、職員とともに一汗も二汗もかきながら、誠実に取り組み、誇りある奄美市を実現していくことが、いただいた期待、信頼に対する私の責務であると考えているところでございます。

結びになりますが、長い歴史を眺めると、これまでに奄美群島が大きく動く時代が幾度もありました。そうした中で、奄美を取り巻く現状、そして今後の先行きなどを展望いたしますと、まさに向こう4年間で群島民にとりまして歴史的な節目の期間になるものと考えております。このような重要な瞬間に立ち会えることに、心から感謝を申し上げるとともに、誇れる郷土を自信の持てる島を築き上げ、そして先人から受け継いだバトンを次の時代にしっかりとつないでいくことをお誓い申し上げたいと存じます。なお一層の市民の皆様、並びに議会の皆様の御理解と御協力を賜りたく、衷心よりお願いを申し上げます。3期目の就任の御挨拶にさせていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第180条の規定による専決第12号、和解及び損害補償の額を定めることについての専決処分の報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、林山克巳君、元野景一君、師玉敏代君の3名を指名いたします。

○

議長（竹山耕平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から12月26日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月26日までの19日間とすることに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第3、報告第7号 専決第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました報告第7号の専決につきまして、提案理由を御説明いたし

ます。

報告第7号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、平成29年10月24日に発生しました公用車の接触による交通物損事故に伴うものであります。早急に修繕を行い、相手方に引き渡す必要が生じたため、専決したことを報告するものであります。

以上、報告第7号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、報告7号について採決いたします。

お諮りいたします。

報告第7号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、承認することに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第4、議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第101号 奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更についてまでの22件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第80号から議案第101号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正は、関係する費目に人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を、約2,100万円計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費において介護給付等事業費などの障害者福祉費に要する経費として、3億4,050万8,000円を追加計上するほか、生活保護費において過年度分国庫支出金超過受入返還金1億342万7,000円などが主な内容であります。

消防費につきましては、消防団員の活動服更新に伴う経費を追加計上いたしております。

教育費につきましては、小学校及び中学校費において学校施設の維持補修に要する経費などを追加計上いたしております。

災害復旧費につきましては、文教施設や災害復旧費において台風21号及び22号で被災した学校施設や保健体育施設などの文教施設災害復旧のための経費を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について御説明いたします。

市税につきましては、今年度の見込額に対する所要額を計上いたしております。

その他歳出に要する財源として、国庫支出金2億1,250万円、県支出金9,208万6,000円、繰越金1億5,945万7,000円などを追加計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で6億2,346万3,000円を追加することにより、平成29年度奄美市一般会計予算の総額は、341億4,323万円となります。

次に、第2表、債務負担行為の補正につきましては、平成30年度以降の指定管理料について追加するものであり、また、第3表、地方債補正については、事業の追加や変更等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第81号 平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費を総務費と保健事業費で合わせて90万円増額計上いたしております。また、総務費で旅費を諸支出金において過年度分国庫支出金返還金をそれぞれ追加計上いたしております。

歳入につきましては、人件費の補正に係る一般会計繰入金及び旅費に係る県財政調整交付金を増額計上するとともに、療養給付費等交付金及び諸収入の増額見込み分を追加計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ8,533万5,000円の増額となり、平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、79億6,328万円となります。

次に、議案第82号 平成29年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、関係する費目に人件費を増額計上いたしております。また、総務費の賦課徴収費におきまして、キャッシュカードを利用して口座振替手続を行うための委託料を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正に係る相当額を負担割合にて計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ118万9,000円の増額となり、平成29年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は49億2,840万7,000円となります。

次に、議案第83号 平成29年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、関係する費目に人件費を増額または減額計上いたしております。総務費の一般管理費におきまして、消費税確定により公課費を減額計上いたしております。また、事業費の維持管理費におきまして、光熱水費及び修繕料を増額計上するとともに、公債費におきまして借入額の確定に伴い元金の増額及び利率変更等による利子の減額をそれぞれ計上いたしております。

歳入につきましては、前年度剰余繰越金の確定によりまして繰越金を増額計上し、一般会計からの繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,041万7,000円の減額となり、平成29年度

奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は２０億８，１９４万円となります。

次に、第２表債務負担行為に補正につきましては、笠利地区の公共下水道事業計画策定に係る業務委託について、平成３０年度までの期間及び限度額を設定するものでございます。

議案第８４号 平成２９年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、関係する費目に人件費を増額または減額計上いたしております。事業費の建設費におきまして用安地区の事業費の確定に伴い、委託料及び工事費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、同事業費の確定に伴い、県支出金及び市債を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ１，４４４万７，０００円の減額となり、平成２９年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は３億２，５８２万７，０００円となります。

次に、第２表、地方債の補正につきましては、用安地区の事業費減額に伴い、地方債の限度額を減額しようするものでございます。

次に、議案第８５号 平成２９年度奄美市下水道事業会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、収益的支出において給与改定に伴う人件費等３６６万５，０００円を増額計上いたしております。また、資本的支出につきましては、建設改良費において給与改定に伴う人件費や朝日地区簡易水道区域拡張事業の用地購入費の計上等に伴いまして、４，１６３万９，０００円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、資本的収入において自衛隊駐屯地水道施設整備に伴う負担金として３，７４２万６，０００円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する５億５，８２６万１，０００円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、議案第８６号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、及び議案第８７号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成２９年度の人事院勧告が公表されたことに伴いまして、給料表の見直し及び期末勤勉手当の率の改正など、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第８８号 奄美市企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第８９号 奄美市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い、当該条例において引用している法律の名称の改正を行うなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第９０号 奄美市総合体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、太陽ヶ丘総合運動公園の屋内ゲートボール場の解体撤去及び当該跡地への多目的広場の整備に伴い、施設名称の変更、使用料の見直しなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第９１号 奄美市立金久育児館、金久児童館の指定管理者の指定についてから、議案第９９号 奄美市和瀬水産物加工センターの指定管理者の指定についてまでの９件につきましては、当該各公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第１００号 建設工事委託に関する協定の締結につきましては、平成２９年度奄美市公共下水道名瀬終末処理場の建設工事委託に関する協定その２を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第１０１号 奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更につきましては、同組合の共同処理する事務及び経費の支弁方法に関し、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第80号から議案第101号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上議決していただきますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） 暫時休憩いたします。（午前9時59分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時10分）

この際、御報告申し上げます。私は先ほど一身上の都合により、議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

本件の取り扱いについて、議事を副議長と交替いたしますので、よろしくお願いいたします。

副議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいま報告がありましたとおり、議長竹山耕平君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の権を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

副議長（師玉敏代君） 日程第5、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、竹山耕平君の退席を求めます。

（竹山耕平君退席）

お諮りいたします。

竹山耕平君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、竹山耕平君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

竹山耕平君の着席を求めます。

（竹山耕平君、着席）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

はい、では概ね何分ほど。

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時12分）

○

副議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時50分）

日程第6、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は24人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、被選挙人に同姓または同名の方がおられます。記載にあたっては明確にされますよう御注意願います。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に戸内恭次君、奥 輝人君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票23票、無効投票1票であります。

有効投票のうち、師玉敏代君14票、与 勝広君9票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、師玉敏代が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

ただいま議長に当選しました師玉敏代に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選の承諾及び就任の挨拶を述べさせていただきます。

議長（師玉敏代君） 皆さん、こんにちは。皆様の選挙によって議長に選出されました師玉敏代です。先ほども皆様の前で立候補の表明をいたしました。何よりも議会24名の皆様がそれぞれの政策集団の一人一人としてしっかりと政策を訴え、奄美市の将来に大変寄与できるように展開できればなと思っています。何よりも公平・公正に議員の皆様の下支えになり、しっかりと力を尽くしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま師玉敏代が議長に就任しましたことにより、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前 11 時 02 分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前 11 時 14 分）

日程第 7、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は 24 人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、被選挙人に同姓または同名の方がおられます。記載にあたっては明確にされますよう御注意願います。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に渡 雅之君、橋口和仁君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24 票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 24 票、無効投票 0 票であります。

有効投票のうち、戸内恭次君 11 票、元野景一君 10 票、崎田信正君 2 票、関 誠之君 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。

よって、戸内恭次君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

ただいま副議長に当選しました戸内恭次君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました戸内恭次君に当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

副議長（戸内恭次君） 皆様のおかげさまで副議長という職を得られました。ありがとうございました。議長を支えながら、議長が先ほど話がありましたとおり、公平・公正な議会運営とするということでございますので、私も一緒になってやっていきたいと思っております。どうぞ皆さんの御指導、御鞭撻をお願いを申し上げましてお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） お諮りいたします。

この際、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任についてをそれぞれ日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第8、各常任委員の選任について議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において、指名いたします。

総務企画委員会委員に、大迫勝史君、元野景一君、川口幸義君、竹山耕平君、西 公郎君、関 誠之君、三島 照君、多田義一君、以上の8名を、文教厚生委員会委員に、橋口耕太郎君、松山さおり君、栄 ヤスエ君、戸内恭次君、安田壮平君、崎田信正君、平川久嘉君、里 秀和君、以上の8人を、産業建設委員会委員に、林山克巳君、津畑 誠君、与 勝広君、渡 雅之君、師玉敏代君、橋口和仁君、奥輝人君、伊東隆吉君、以上の8人をそれぞれ指名いたします。

ただいまから各常任委員会の正副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長はそれぞれの常任委員会において互選することになっており、更に同条例第10条第1項の規定により、委員長、副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これにより、常任委員会ごとに正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は次のとおり指定いたします。総務企画委員会は第1委員会室、文教厚生委員会は議員控室、産業建設委員会は議長応接室にてそれぞれ開催いたします。

なお、正副委員長互選に引き続き、議会運営委員会委員の選出について協議したいので、各党会派の代表者及び無所属の代表者は議長応接室に御参集ください。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前11時26分)

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。(午前11時47分)

各常任委員会から正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務企画委員会委員長に三島 照君、同副委員長に関 誠之君、文教厚生委員会委員長に安田壮平君、同副委員長に崎田信正君、産業建設委員会委員長に橋口和仁君、同副委員長に奥 輝人君、以上のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名い

たします。

議会運営委員会委員に、橋口耕太郎君、津畑 誠君、西 公郎君、関 誠之君、三島 照君、多田義一君、伊東隆吉君、以上の7名を指名いたします。

ただいまから議会運営委員会の正副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長は議会運営委員会において互選することになっており、更に同条例第10条第1項の規定により、委員長、副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これにより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員は議長応接室にお集りください。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前11時52分）

○

議長（師玉敏代君） 再開します。（午前11時58分）

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

議会運営委員会委員長に伊東隆吉君、同副委員長に橋口耕太郎君、以上のとおりであります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

12月11日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前11時59分）

第 4 回 定 例 会
平成 29 年 12 月 11 日
(第 2 日 目)

12月11日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
5 番 栄 ヤ ス エ 君
7 番 与 勝 広 君
10 番 元 野 景 一 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
20 番 橋 口 和 仁 君
22 番 平 川 久 嘉 君
24 番 伊 東 隆 吉 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
6 番 大 迫 勝 史 君
9 番 戸 内 恭 次 君
11 番 川 口 幸 義 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
19 番 多 田 義 一 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番 渡 雅 之 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長	盛 島 洋 久 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
税 務 課 長	田 中 義 一 郎 君	市 民 協 働 推 進 課 長	手 蓑 利 文 君
市 民 課 長 (笠 利)	寿 山 一 昭 君	保 健 福 祉 部 長	上 野 和 夫 君
福 祉 事 務 所 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君
健 康 増 進 課 長	吉 郁 也 君	高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君
保 護 課 長	濱 田 洋 一 郎 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君

12月11日(2日目)

商水情報課長	武下 義広 君	紬観光課長	保浦 正博 君
農政部長	山田 春輝 君	農林振興課長	山下 仁司 君
建設部長	本山 末男 君	土木課長	橋口 義仁 君
建築住宅課長	備 孝朗 君	建築住宅課参事	荒垣 重仁 君
建設課長	山下 勝正 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
水道課長	山下 一弘 君	教育委員会 教務局長	森山 直樹 君
教育委員会 総務課長	徳永 恵三 君	生涯学習課長	福長 敏文 君
選挙管理委員会 委員長	名島 義文 君	選挙管理委員会 事務局長	重信 竜昇 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	満永 亮一 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

6番（大迫勝史君） 議場の皆様、おはようございます。平成29年度第4回定例会一般質問の先陣を切らしていただきます、公明党の大迫勝史でございます。よろしくお願い申し上げます。

さて、先月の11月12日告示、11月19日投開票の奄美市長選挙におかれまして、見事に三選を果たされました朝山市長、大変におめでとうございます。公務に追われながらの選挙戦、御苦労様でした。この選挙では、我々公明党県本部並びに公明党市議団は朝山市長と5項目の政策協定を結び、推薦をさせていただきました。向こう4年間、この協定書に基づき政策提言をさせていただきます。朝山市長におかれましては、将来朝山 毅は名市長だったなと市民から称賛されるように、しかし気負うことなく、市民とともに夢を語り実現していくという政治理念を貫きとおして御精勤なされますよう、お願いいたすところでございます。また、先日の議長改選において、県下19市初の女性議長として師玉敏代議員が誕生をいたしました。師玉議長、大変におめでとうございます。すべての女性が輝く社会づくりも安倍内閣の重点政策でありますので、活躍を期待しております。

先ほど申しました名市長と言えば、私若い頃に大変衝撃を受けた名市長がいらっしゃいました。44年前の1973年、昭和48年、市長在任4年と4か月、2期目の在職中に逝去された千葉県松戸市長、松本清氏が私の中では市民を愛し、官に噛みつき、全国に一大センセーションを巻き起こした日本で一番の名市長ではないかと思っております。現在、全国展開のドラッグストア、マツモトキヨシの創始者でもあります。松本清氏は1969年、昭和44年1月に千葉県松戸市の第9代市長に当選され、市役所は市民に役立つところ、市民にとって役に立つ人がいるところをモットーに、日本初の即応部門、「すぐやる課」を設置し、市長直属の部署として機動性を確保したもので、この思想は全国各地の市区町村長に支持され、その後315の自治体で採用されました。また、任期中は無給勤務で話題になったり、県議選の投票率が低迷していたため、投票整理券の整理番号を用いてくじを実施しようと考え、公選法を管轄している自治省に伺いをたて却下されたのですが、公選法には投票率を上げるために景品を出してはいけないとは書いていないと主張を貫き、くじを実施しても投票の正当性が害されることはないと考えた松本市長は昭和44年12月の第32回衆議院議員総選挙で投票でカラーテレビを当てましょうというキャッチフレーズとともに、その案を実行し、景品は当時の電化製品各種で金額は100万円を超え、今の貨幣価値では400万円相当になるそうです。その他、さまざまなアイデアを発揮して市内未舗装道路13.2キロの一斉舗装で舗装率日本一、区画整理率日本一、体育館を持たない市内の16校に単一設計で一時、一斉着工してコストダウンを図り、また同じ方法でプールのない20校に一斉建設する様に、当時の市民は度肝を抜かれたそうです。金がなくてもやり繰りして合法ぎりぎりの経営感覚の手法での発想と実行力は際立ち、短期間の在任中に市民福祉や市立病院の充実、未熟児

センターの開設、緑化事業、その他あらゆる実績を築き上げました。享年64歳、どこまでも市民のために働き続け、市民のためなら法律や中央官庁にも立ち向かい、市民から愛された松本市長の死は全市民が嘆き悲しみました。現在、松戸市には銅像はもちろん、松本市長にちなむ地名や公園がいくつも存在をしています。少なくとも、戦後の日本では1政治家の名前を付ける例は稀であるということです。また、逝去後に松戸市行政当局は本人の功績を称える記念フィルム、ニュース映画を製作しました。これも自治体で作るということは大変珍しいことであるということです。また、10月6日は松本市長がすぐやる課を設立したのを記念して、全国の役所改革の日として制定をされています。この偉大な人物のことを御存知の方もいることとは存じますが、首長とはかくありたいとの思いで話をさせていただきました。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

(1) 市長選の投票率について。市長選挙の投票率が48.0パーセントと前々回、2009年より24.64パーセントも下回ったことについて、低迷したことについては新聞等の、市長御自身は新聞等の取材にもコメントされておられますが、改めてどのようなことが影響したのか、分析されたことをお聞かせください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 当局の答弁を求めます。

選挙管理委員長（名島義文君） お答えいたします。議員御承知のとおり、昨年の参議院議員通常選挙から選挙年齢が18歳に引き下げられ、先般の市長選挙は地元執行の初めての地方選挙ということもあり、年度当初より各高等学校への選挙講座の依頼や明るい選挙推進協議会による選挙啓発活動の充実に向けて取り組み、ホームページの充実も図ってまいりましたが、異例の低投票率という結果になり残念でなりません。振り返ってみますと、6月から実施いたしました選挙啓発活動の中でも、有権者より無投票ではないかとの声が多く寄せられていたのも事実でございます。昨年の参議院選挙通常選挙、選挙区の投票率が57.75パーセント、今年の衆議院議員総選挙、小選挙区の投票率が62.38パーセントで、選挙への関心も徐々にではありますが高まっていると認識をいたしておりましたが、今回の市長選挙では市民団体の要請を受けた立候補者の意思表示が10月下旬となり、両候補ともに十分な選挙準備が整わず、これにより有権者の選挙への関心が低下したのも要因の一つではないかと考えております。いずれにいたしましても、投票率を高めるためにはいかに政治に関心を持って投票に行っていたかかを家庭、学校、職場、地域の協力のうえで周知を図っていかなければならないと考えております。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

6番（大迫勝史君） そうですね、おっしゃるとおり、本当に小・中・高、子どもの頃から主権者教育というのは大変大事になってくると思います。また、市長御自身の総括ということにつきましては、次に登壇されます三島議員の質問に答弁していただきたいと思います。

それでは、今回の選挙で有権者のうち、18歳から22歳までの大学及び各種専門学校に在学該当年齢者の投票率が分かればお示しください。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 議員ご質問の大学及び各種専門学校に在学該当年齢者の投票率につきましては、高校生を含む18歳が26.49パーセント、19歳が9.95パーセント、20歳が11.95パーセント、21歳が13.30パーセント、22歳が15.24パーセントとなっております。18歳から22歳までの合計得票率は16.34パーセントでございます。なお、全体の投票率が48.06パーセントからいたしますと、大幅に下回る結果となっております。

6 番（大迫勝史君） もう、これはあまりにも低すぎるという感がして否めませんが、この次の質問にまいります。この 18 歳以上で何らかの事情によりまして住民票を移さずに島外に居住している生徒、学生もいると思います。基本的には、転出届を出さなければなりません、何らかの事情で住所がそのままの場合は選挙人名簿に登録されることになると思いますが、そういう方が不在者投票の申請をした場合の取り扱いを伺います。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 選挙人名簿の登録は住民基本台帳に基づき、3 か月以上登録市町村の住民基本台帳に記録されている者について行うこととなっております。今回の奄美市長選挙におきましては、平成 29 年 8 月 11 日以前から奄美市の住民基本台帳に登録されている者について、選挙時登録を行っておりますので、議員ご案内のケースにつきましても、選挙人名簿登録をいたしております。また、他市町村からの不在者投票を行う場合には、投票用紙等請求書兼宣誓書により請求を行うこととなっております。投票日当日に投票できない事由につき記載をいただいているところです。お尋ねの件につきましては、市長選挙での申請はなく、平成 29 年 10 月 22 日執行の衆議院議員総選挙において、5 人の方が学業を事由に不在者投票の申請がございました。電話連絡により短期間なスクーリング等でない旨を確認のうえで、現行の公職選挙法での取り扱いや最高裁の判例、また住民基本台帳の趣旨をご説明し、転出届を行うよう指導いたしております。このことにより、2 人の方が転出届後に不在者投票を行っております。しかし、申請の取り下げを行った方が 3 名となっております。いずれにいたしましても、離島である本市では学生の住所地要件による投票棄権をなくす取り組みとして、異動時期の奄美市だよりや各種選挙講座において、公職選挙法及び住民基本台帳法の周知に取り組んでいるところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

6 番（大迫勝史君） 島外に居住している理由が学生であれば、要するに不在者投票できないということですね。それでは、同じ状況で 18 歳以上で島外に出稼ぎ、あるいは社会人として働いている場合はいかなりますでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 18 歳以上の方の出稼ぎ労働者につきましては、1 か月以上、1 年未満居住地を離れて他地域に雇用されて就労をする方であると認識いたしております。その就業期間終了後は居住地に帰る方でありますので、生活の本拠地は当市にあるものと考えておりますので、不在者投票ができるものと考えております。

6 番（大迫勝史君） それでは、学生のみ認められないということなので、次に、次の質問ですが、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられました昨年夏の初めての国政選挙であります参議院選挙では、地元から転居先に住民票を移さずにいた 72 市町村の学生、生徒。学生、生徒に限ってですが、この全国で 1,773 人が不在者投票を認められなかったと毎日新聞の調査で分かっております。全国で 1,773 人というのは少ないと感じられてるのは、逆にですね、72 市町村以外の多くの自治体が学生さんの居住実態がなくても選挙人名簿に登録されていれば認めるということになります。毎日新聞が昨年 11 月から 12 月に東京 23 区を含む全国 1,741 市区町村の選挙管理委員会にアンケート調査をし、1,500 の市区町村から回答を得た結果がそういうこと、1,773 人の学生さんが不在者投票を認められなかったということですが、この居住実態のない有権者の不在者投票を認めない 72 市町村、72 市町村は一道 18 県の一部のみでありまして、鹿児島県では奄美市と喜界町だけになっています。このことについての見解を伺います。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 先ほどの答弁でもお答えいたしましたが、本市に 3 か月以上住民登録され、登録基準日に 18 歳以上になられた全市民が選挙人名簿に登録されております。なお、居

住実態の把握による選挙人名簿抹消は住民基本台帳に基づいて行っているところでございます。今回の調査において、居住実態のない有権者の不在者投票を認めなかった件数は不在者投票申請時の3件でございますが、公職選挙法及び住民基本台帳の趣旨を説明し、転出届出を行ったうえであれば不在者投票ができる旨をお示したうえで、申請が取り下げられたケースでございます。本市といたしましても、若年層の政治への参加を選挙を通じて図ってまいりたいと考えており、各高校での選挙講座におきましても転出届出の重要性を総務省作成のパンフレットを活用してご説明いたしているところでございます。また、県・国の指導のもとで各種法令を遵守して実施いたしておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

6番（大迫勝史君） このアンケート結果では昨年7月の参議院選挙で新たに選挙権を得ました18歳以上の学生や社会人が、先ほども言いましたが72市町村で合計、これ社会人も合わせてですけど、2,909人、これの方が居住実態がないことを理由に不在者投票を認められなかったり、選挙人名簿に登録されなかったりしています。この2,909人の中で、学生、生徒が1,773人ということですが、この2,909人、この方たちは実家でも転居先でも投票はできなくなります。大多数の自治体は居住実態は問わずに選挙人名簿に登録していたり、不在者投票を認めたりしています。総務省の発表では昨年夏の参議院選挙投票した18歳・19歳は全国で112万521人、投票率は46.78パーセント、全体の54.70パーセントを大きく下回っています。今後とも、今の考え方は見直すことはないのか、伺います。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 本市といたしましては、県選挙管理委員会の選挙時説明会や総務省等の指導のうえで判例等に基づき対応いたしておりますので、現在のところは見直す考えはございません。しかしながら、各選挙管理委員会が異なった見解で対応しているとの声もあり、統一的な基準を策定するように国・県に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

6番（大迫勝史君） 過日の新聞報道では先の衆議院総選挙で県内の18歳の投票率は6.26ポイント増の49.32パーセント、19歳では6.77ポイント減の27.56パーセント、合計は38.89パーセントで県選管は19歳の投票率向上が課題と分析しております。主権者教育の充実に努めたいとの記事がありました。また、期日前投票所の常設並びに高校や大学、商業施設への設置等は好評だったと説明をしています。そこで、提案なのですが、本市では期日前投票所への複数、期日前投票所の複数設置は財政面は人的にいろんな意味で難しいと思いますが、医療機関で院内投票ができるように、期日や投票希望者を決めていただいて1日だけ市内の専門学校や高校での学内投票は可能か伺います。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 本市におきましても、ご提案のとおり市内の専門学校や各種高等学校における期日前投票所の設置を現在検討いたしているところでございます。しかしながら、2重投票の防止や投票事務従事者の確保、また協力していただける学校の選考など解決しなければならない課題等もあり、先行する市町村等の情報収集を進めているところでございますので、御理解をお願いいたします。

6番（大迫勝史君） 準備はしているということで、認識でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして投票済み証明書発行に関する質問でございます。投票済み証明書は投票の証として発行されるものでございますが、法的な根拠はなく発行は各市町村選挙管理委員会の判断に委ねられています。まず、本市において投票済み証明書発行の申請があったことがあるのか、またその場合の

対応はどうするのか、お尋ねをいたします。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 本市では投票済み証明書に代わる投票所来場者カードを平成27年度執行の市議会議員選挙から期日前投票所において希望者に発行いたしております。議員ご案内のとおり、投票済み証明書は法的根拠はありませんが、本市が実施に至った経緯といたしましては、選挙日当日に出張や用務等で投票所へ行けない方が勤務時間内に職場の理解を得て投票に行った証明を会社へ提出することが求められたことにより発行いたしております。また、昨年7月の国政選挙からは選挙権年齢が18歳に引き下げられたことにともない、高校生の初めての投票記念としてすべての投票所で希望者に発行を行っており、今後とも継続して実施してまいりたいと考えております。

6番（大迫勝史君） その、投票済み証明書発行についてでございますが、これに伴いまして全国各地の飲食店や企業などの協力で投票した人が割引や無料のサービスを受けられるようにするセンキョ割という投票率アップや地域の活性化は目的とした運動があります。2014年の沖縄県知事選挙でJCが投票済み証明書を持つ人を対象にカフェやホテルの割引券等が当たる抽選会を企画、実行いたしました。また、2013年の国政選挙から青森県三沢市では選管と商工会が協力して食事や商品の割引等を実施しており、投票率アップと地域の活性化が図られたということです。しかし、この運動に対しまして、個人の投票の自由を奪う恐れがあるなど否定的な意見もあります。これに対して、見解を伺います。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 議員ご承知のとおり、センキョ割は全国でも広く実施されており、運営原則として公職選挙法遵守、特定候補者等が経営に参画しないこと、また選挙運動の禁止など参加の条件としている地域もございます。本市といたしましても、営利活動と捉えるのではなく、地域住民による選挙啓発活動と位置付け、今後選挙管理委員会が行う選挙啓発活動と連携できるかを検討すべき事案だと考えております。

6番（大迫勝史君） 大変画期的な運動だと思いますが、先の衆議院選におきまして、東京世田谷区でセンキョ割を企画しましたPR会社のコメントにですね、選挙をわくわくするお祭りのように盛り上げたい、前向きなイベントとして定着させたいということがあります。この運動に関しては今後の広がり注目したいと思います。

続きまして、（3）の小児医療費無償化を義務教育終了までの引き上げについてと、子育て支援について伺います。

①小児医療費無償化を義務教育終了までの引き上げについて、実現性につきまして単刀直入にお聞きいたします。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、さっそく大迫議員にお答えさせていただきます。子ども医療費助成制度の対象年齢引き上げにつきましては、子育て支援の充実の観点からこれまでも議員各位から、また多くの市民からも要望をいただいているところでございます。そのような経緯を踏まえまして、財政状況を見据えながら助成対象の引き上げに要する費用試算を行ったうえで、平成28年度に小学生まで対象年齢を上げたところでございます。また、議員が先程来お話になっておられます市長選、先の市長選挙におきましては、私も家族と子ども応援プランをお示したところであります。本市が抱える重要な課題でもございます。従いまして、人口減少問題を克服していくためにも、出生率を高め子育てのしやすい環境を整えていくことが最も肝要であると認識をいたしております。そこで、来年度の予算の中において、しっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

6 番（大迫勝史君） 大変前向きな御答弁ありがとうございます。本当にこの、中学生といっても体は段々丈夫になってきますので、その試算より、試算のように莫大な予算がかかるとは思いませんので、しっかり前向きに予算編成の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、医療機関でのこの窓口負担なしの現物給付方式について伺ひますが、その後の県の動向はどうか、示していただきたいと思ひます。

福祉事務所長（奥田敏文君） おはようございます。医療機関での窓口負担なしの現物給付方式の県の動向についてお答えをいたします。現物給付方式の導入に向けて、平成30年10月からの実施予定の新たな子どもの医療費助成制度につきましては、10月現在の状況について県から御説明をいただきました。新たな制度は住民税非課税世帯の未就学児について、医療機関等における被保険者の負担をなくすものでございますが、対象者は乳幼児医療費助成制度の対象者のほか、ひとり親家庭医療費助成制度と重度心身障害者医療費助成制度の未就学児も含まれるとのことでございます。なお、住民税非課税世帯以外の未就学児につきましては、そのまま、それぞれの制度の中での継続というふうに聞いております。また、住民税非課税世帯は1年ごとに変りますので、その対象者の見直しが毎年必要になります。その有効期間の検討、それから修正申告があったときの対応など、今後検討が必要な課題も残されている状況であるというふうに向つております。

6 番（大迫勝史君） 県としては来年度からの未就学児童、未就学までのお子さんの窓口負担をなくすということでございますね。確認ですけど。

福祉事務所長（奥田敏文君） 先ほども少し申し上げましたが、住民税非課税世帯というのが対象となっているということでございます。そういうことでございます。

6 番（大迫勝史君） 一步一步前進していくことと思ひます。県知事の大きな公約でもございますので、これからの推移を見守っていきたいと思ひます。また、これについて、現物給付について本市での検討状況はいかがなっておりますでしょうか。

福祉事務所長（奥田敏文君） 本市での検討状況でございます。本市におきましては、県の制度に沿って非課税世帯の未就学児を対象に医療機関での窓口負担をなくす現物給付方式を平成30年10月、県と同じでございますが、これに向けて実施に向けて検討してるところでございます。

6 番（大迫勝史君） 少しずつ前進していくと信じておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

この医療機関での窓口負担なしの現物給付方式を実施している自治体に対しまして、国庫負担金を減額するペナルティを見直すとの、厚労省が見直すことを厚労省が検討中であると聞こえてから久しい気もいたしますが、償還払いのみを実施している県は長野、福井、三重、鹿児島、沖縄など、もう三つの県だけになっている状況でございます。県に対しまして、もっともっと強く強く要望することを望みます。これに対しまして答弁があればどうぞ。

福祉事務所長（奥田敏文君） お答えいたします。現物給付方式の導入につきましては、現物給付を行う自治体への国庫負担金を減額するペナルティについて、今年3月の参議院厚生労働委員会の中で「総務省、財務省、厚生労働省の3省合意のもと、平成30年度以降は未就学児を対象とする医療費助成では国民健康保険の減額調整措置は行わないとされている」というふうに向厚生労働省から答弁を受けております。従ひまして、未就学児につきましては、課税世帯、非課税世帯に関わらず国民健康保険の減額調整措置は行われないというところでございますけれども、県は経済的理由により病院受診を控え

たため、症状が重篤化することでこれを防ぐ目的のために非課税世帯の未就学児のみを対象として現物給付方式を導入するという考えのようでございます。本市といたしましては、子どもが平等に病院を受診できる環境を整えていくことが出生率を高め、活気あふれる奄美市へ向けた家族と子ども応援プランを実現していくことにつながっていくというふうに考えておりますので、引き続き他の市町村と一緒に頑張って取り組んでまいりたいと考えております。

6 番（大迫勝史君） 一つ、よろしく願いを申し上げます。

続きまして、電子母子手帳の導入について伺います。電子母子手帳は通常の母子手帳と違いまして、マイナンバーを使って市役所の専用端末を使って、登録後スマホのアプリを利用して市から子育てに関するイベント情報や予防接種の予約日など、つい忘れがちな情報をスマホでの確認や通知が届くなどの仕組みで時代に合った画期的な取組であります。MTIという会社が自治体向けに開発しておりまして、2018年までに1,000以上の自治体に導入を目指しているとのこと。県内では始良市や薩摩川内市が導入しており、好評を博しているそうです。ICTを活用し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が実施でき、子どもの成長記録も家族で共有できるとともに育児の日常における不安の解消やアドバイスの提供など、育児や仕事に忙しい母親や父親を助けてくれる便利な機能が充実しています。予算の伴うことではありますが、導入することを検討するべきだと思いますが、いかがでございますか。

保健福祉部長（上野和夫君） おはようございます。お答えいたします。電子母子手帳につきましては従来の紙の母子手帳と並行して活用ができるもので、自治体からの情報発信や子どもの成長の記録ができるなど、家族間のコミュニケーションツールや育児の不安解消などが期待できるアプリと認識しております。本市においても地域のつながりの希薄化や核家族化など、子育て世代を取り巻く環境が変化しており、子どもを育てることに慣れないまま親になり、近くに相談する人もおらず不安を抱えている母親が増えてきている状況にあります。このような状況を踏まえ、現在妊娠期から必要な支援を切れ目なく提供できるよう、医療機関などと連携を図りながら支援体制の充実を図っているところでございます。その一つとして、今年度9月末から開始した「子育て応援メール・はぐくみ」がでございます。これはご質問の電子母子手帳とも共通点を持つもので、妊婦や乳幼児を持つ保護者が安心して過ごせるように、ご自身の妊娠週数や子どもの月齢に合わせた情報発信を行うものです。その時期に合ったメールを受け取ることで、不安の解消だけでなく子どもへの向き合い方や夫婦で子育てを考える機会となり、家族で出産や子育てを楽しむことにつながるものと考えております。更に、本市の子育て情報として健診や予防接種、各種のイベントなどの発信や相談窓口の提示なども行っております。このように、現在電子母子手帳と近い形で「子育て応援メール」の配信を行い、妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう取り組んでいるところでございますので、引き続き現在行っている事業の充実を図りながら、電子母子手帳に関しましては導入自治体がまだ導入して数か月という自治体が多い状況ですので、今後その評価等を確認しながら検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

6 番（大迫勝史君） はい、やることはやっておりますということですが、分かりました。今後、導入自治体のこともしっかりお調べになって、どっちがいいのか考えていただければいいと思います。

この事業はですね、もう一つ、マイナンバーの普及促進も期待できるところでございます。9月に導入した都城市では人口に対するマイナンバーカードの申請率が10月現在で25.70パーセント、交付率が22.78パーセントと伸び、全国にして第1位になりました。この電子母子手帳の導入に伴ってですね。本市、それで、本市におけるこのマイナンバーカードの申請率、また交付率と普及促進の状況など伺わさせていただきます。

市民部長（前田和男君） おはようございます。それでは、マイナンバーの普及促進についてお答えさせていただきます。これまで、奄美市だよりやホームページへの掲載、イベントでの広報活動等によりマイナンバーカードの普及促進を行ってきたところでございます。10月末現在の奄美市の申請者数は6,334名、14.31パーセントとなっております。全国のほうでは12.60パーセント、鹿児島県全体では11.50パーセントという状況でございます。今後も広報紙や各種会合等を通じ、活用して普及活動を行ってまいりたいと思っております。現在、併せてタブレット機器等を活用して申請に必要な写真撮影及び手続等の補助を行って、マイナンバーカードの普及促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。今後の取組、よろしくお願いいたします。

次に、本港地区整備事業の来年度に完成いたしまして、同年以降に売却が始まると聞いておりますが、このそのエリアの中で娯楽サービスエリアについて少し伺います。雨の多い奄美では雨天時にも利用できる娯楽施設の要望をお子さんを持つ市民からよく受けます。子どもを含む幅広い年代層が利用できる複合的な娯楽施設を本市に誘致することについて、考え方と見解を伺います。

建設部長（本山末男君） おはようございます。それでは、答弁させていただきます。名瀬港本港地区マリントウン整備事業につきましては、平成29年度から平成30年度に道路築造工事や河川切替工事、上下水道等の整備を行い、平成31年度初めから土地の公募にかかる事務作業を開始する予定としております。土地の利用計画につきましては、平成28年3月に実施しました土地需要調査をもとに土地利用検討委員会を開催し、新たな土地利用計画を策定したところでございます。観光関連施設用地、流通関連施設用地、娯楽サービス施設用地、交通関連施設用地、住宅用地が配置されております。お尋ねの娯楽サービスエリアは土地利用計画の娯楽サービス施設用地にあたると考えております。娯楽サービス施設用地の対象となるのは、ボウリング場、映画館、遊技場、カラオケ、レストラン等としておりますが、土地の公募に参加する企業が土地利用計画に基づいて計画することと考えております。土地の売却につきましては、今後開催されます土地処分検討委員会において企業を選定することとなっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

6番（大迫勝史君） ボウリング場や映画館、そういう施設を考えているが、しかしそういうことをやっている事業が参入して来なければ無理ではないかなと思っております。娯楽サービスエリアって蓋を開けたらパチンコ屋さんだけできたということにくれぐれもならないように思っているところでございますが、さほど大きくなくてもですね、ラウンドワンのような施設を想像しておりますが、この事業終了後の売却先はその地元企業に限られるのか、そういういろんなノウハウを持った企業というのは島内には見当たりませんので、多分外からの企業さんが来ていただければ一番いいのかなと思ったりはしておりますので、売却先は地元企業に限られるのか、お聞かせください。

建設部長（本山末男君） 事業終了後の公募及び売却先につきましては中心市街地との連携等の関連から基本的には地元企業と考えております。先ほど答弁いたしました、売却に関する詳細な事項につきましては、今後開催されます土地処分検討委員会において決定されますので、御理解をお願いいたします。

6番（大迫勝史君） 先のことなので、どういった企業が、基本的に地元の企業ということですが、ちょっとやはり複合的な娯楽施設についてはどうなのかなと思ったりもいたしますが、しっかりですね、そういう企業が出ることを期待をしております。

次に、老朽化施設、老朽化した市営住宅の更新についてでございます。平成28年から32年までの

「過疎地域自立計画」の中で住宅マスタープランを作成して、計画的に公営住宅の整備、改善を図りますが、この計画的に整備、改善を図るとの文言の中に建替も含まれているのかお示しをさせていただきます。

建設部長（本山末男君） 効率的な市営住宅の事業実施に向け、本市では平成２３年度に住宅マスタープランと併せ、公営住宅等長寿命化計画の策定を行っております。その中におきまして、向こう１０年間、平成３３年度までですが、市営住宅の建替や新規建設を各地区や住宅ごとで定めておりますとともに、用途廃止や改修、維持修繕を計画してるところでございます。

６番（大迫勝史君） 建替は入っていないということですか。建替えるという構想は。確認いたします。

建設部長（本山末男君） 市営住宅の建替、新規建設も含めてですね、建替、新規計画については各地区、住宅ごとに定めておりますということでありまして。含まれてるということでありまして。

６番（大迫勝史君） 現在、居住に耐えうる市営住宅で最も老朽度が高く、住宅、最も老朽度が高い住宅の戸数並びに築年数、また耐用年数を超過している戸数を地区ごとにお示しをしていただきたいと思います。

建設部長（本山末男君） 築年数で、数字が、数が多いものですから、耐用年数を超える部分について答弁させていただきます。耐用年数を超える住宅につきましては、名瀬地区が１３棟、２９戸。住用地区が２８棟、９３戸。笠利地区が８４棟、２０８戸となっており、奄美市全体では１２５棟、３３０戸となっております。

６番（大迫勝史君） 相当な件数でございますが、今奄美市はですね、今後の４・５年でほとんどの大型事業が終息すると思われますが、その後この市営住宅の建替を順次行う、そういう構想はありませんでしょうか。

建設部長（本山末男君） 老朽した市営住宅の建替えにつきましては、緊急な課題として認識しております。しかしながら、建替となりますと多額の費用を伴うとともに、入居者の皆様の仮住居の確保、引っ越しや建替後の家賃の高騰など多大な負担をかけることも予想されることから、なかなか踏み切れない状況でございます。効率的な事業手法や地域のニーズなど総合的な観点から改めて検討を行い、事業実施に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

６番（大迫勝史君） そうですね。大変、今住んでおられる方をどう処遇して、その間、建替えの間、どうするのか。大変、いろいろ厳しい面もあるかと思いますが、この１２５棟、３３０戸というのは大変数が多いと思います。いずれにしてもですね、この住宅、公営住宅問題はクリアしなければならない課題であると思います。次の世代に先送り等ならないようにですね、しっかりとですね、計画を立てていただきたいと思います。

それでは、市民生活、大きい２番の市民生活に入ります。固定資産税の課税誤りについて伺います。総務省の発表では平成２１年度から２３年度までの固定資産の課税の誤りを調査した結果、回答した１，５９２市町村のうち、実に９７パーセントの市町村で課税の誤りがあったとのことです。多くの自治体で長期にわたる過徴収が発覚して、還付する事態が頻発をしていますけど、本市の状況を伺います。

市民部長（前田和男君） 直近3年間についてお答えさせていただきます。本市の還付、または返還金の状況についてでございますが、平成28年度が19件、160万1,700円。平成27年度が16件、304万1,800円。平成26年度が11件、313万1,900円となっております。主な原因といたしましては、住宅用地適用漏れ及び家屋の滅失漏れなどでございます。以上です。

6番（大迫勝史君） これは、過徴収の分ですか。

市民部長（前田和男君） 課税誤りで、余分に徴収していたものを還付、または返還した住宅でございます。

6番（大迫勝史君） 結構あると思います。ありますね。調査の結果では原因は多岐にわたり、電算システムの入力ミスや評価基準の適用誤り、今おっしゃいましたが、こういうさまざまな理由があると思います。本市においても、このミスですね、調査の必要はないか、伺います。

市民部長（前田和男君） 調査につきましてですが、これまでも市内全域を町別、1区画ごとに区切って実施はいたしております。今年度からは再任用職員を調査専任として配置いたしまして、随時実地調査を行っております。このことにより、税務行政の公正な運用を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。

例えばですね、長期の過徴収があり、過誤納付金が発生した場合は何年前まで遡及できるか、伺います。

市民部長（前田和男君） 過誤納付金の還付についてでございますが、地方税法上で遡及できる期間は5年間となっております、はい。しかしながら、本市では平成21年度に奄美市固定資産税返還金要綱を制定し、最大で20年間返還することを可能といたしております。運用といたしましては、直近の10年間は本市で保管する課税資料などを確認し還付、または返還としております。10年を超えて、20年前までの返還金につきましては、要綱の定めにより返還対象者が所持する納付書等により、返還金を算定できるものについて返還をするというような取り扱いをいたしているところでございます。以上です。

6番（大迫勝史君） 10年間は役所の記録で対応できると。しかし、それ遡って20年になれば、それ以上は納付書を持っていなければ返さないということですね。

それではですね、今までで、合併以来で結構です。最も長きにわたって過徴収された事例はありますか。何年ぐらいがありますか。

市民部長（前田和男君） これまでの最長は20年分を返還したケースが1件ございます。

6番（大迫勝史君） 金額にして幾らだったのか、いっぺんで還付したのかまで伺いたいと思います。

市民部長（前田和男君） 返還金の総額でございますが、240万5,200円でございます。これは、課税明細、領収書、納税者が保管していたことで可能となったということで、一括で償還しております。

6 番（大迫勝史君） その、一括でこう何 100 万とか返す場合は、その支出明細はどういうことになりますか。

市民部長（前田和男君） 市の歳出予算で返還金の還付及び返還金の予算を組んでおりますので、そちらの中から償還をしてるということでございます。

6 番（大迫勝史君） はい、分かりました。20 年という例がありましたが、この間テレビで報道があったんですけどね、新座市というところで、新座市では埼玉県の新座市では 27 年間ですね、過徴収しておりまして、この方は結果的に自宅を競売にかけられてですね、家まで失ったという大変痛ましい事例もあります。この 27 年間、課税されてる分が全うならばこう滞納もなかっただろうと本人は悔やんでおりましたが、いずれにしてもこういう悲惨なことが起きるということをしつかり認識いたしてですね、業務に取り組んでもらいたいと思います。市役所が市民に信用されなくなれば、市民の役に立たないところになります。このミスを防ぐためにチェックシートの整備や対策マニュアル作り等の検討が必要ではないかと思いますが、先ほど再任用の方でいろいろやってるということでありましたが、このチェックシステムの整備や対策マニュアル作り等の検討は必要でないか、見解を伺います。

市民部長（前田和男君） 先ほどの再任用職員の方については、現場に赴いての課税ミスがないかということの基本、例に調査しております。いろいろな資料については、当然先ほどご質問の中にありましたが、電算の入力等についてのミスを防ぐ対策といたしましては、係内で複数名のチェック体制を既に整えてやっているとござります。現在のところ、入力ミスによる誤りはほぼないという形で考えておりますので、御理解をお願いいたします。

6 番（大迫勝史君） はい。また、一つちょっと確認させていただきまして、お互いにこう確認し合うということは、もう何年前からやってるんですか。先ほど、直近の 3 年間で何件かありましたけど、いつからやってるのかまで知りませんか。

市民部長（前田和男君） このチェック体制については合併後はもう既に始まっております。ただ、先ほど申し上げました、いわゆる適用漏れ、そういうものはかなり前の入力というものでございまして、住宅用地の適用漏れはほぼ、今現在はないんですが、先ほど還付した内容については合併前の入力ミスによるものがほとんどでござります。

6 番（大迫勝史君） はい、分かりました。時間もありません。次の質問にまいります。

三儀山運動公園沿いのあの市道整備について伺います。夕方から夜間の児童・生徒の自転車通行の危険性について伺います。運動公園内の多目的広場は複数のスポーツ少年団が利用しており、父兄の方からの話では今年は 3 人の児童が自転車で練習の帰宅途中、水路に転落をしたそうです。運よく、大きな怪我ではなかったようでございますが、何年も前から幾度となくこの危険性について相談を受けておまして、当局へもその都度相談をしておりますが、どの程度危険性を認識されておられるか、伺います。

建設部長（本山末男君） 当該道路、市道三儀山線は奄美病院から三儀山運動公園を経て、大島郡医師会病院までの延長 1,512.5 メートルの道路であります。運動公園施設を利用する車両のみならず、病院への利用等での車両及びバス路線であり、比較的用户が多い路線であります。スポーツ少年団や中高生の運動公園での試合や練習での行き帰りには歩車道の分離がないため、自転車や歩行者の通行には危険があると認識しておりますが、昨年度夜間通行の安全性を図るために防犯灯を 17 基設置しており

ます。

6 番（大迫勝史君） 今後の改善策、抜本的に改善策や整備計画があれば、伺います。

建設部長（本山末男君） 当該道路、市道三儀山線の整備につきましては、以前から本路線沿いにあります土取山からの土砂搬出が終了した時点で、道路計画を検討することとなっております。県が施工します名瀬港マリンタウン整備事業の土取山からの土砂搬出が昨年度で終了しましたので、歩道、水路等を含めた全般的な道路整備を実施するため、社会資本整備交付金事業の平成31年度からの次期計画での事業実施ができないかと、関係機関と協議していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

6 番（大迫勝史君） はい、分かりました。当該道路はですね、ガードレールもなく、緑地帯もいびつで途切れているところもあり、過去には車両も転落したことがあります。今、答弁いただきました将来的に本格整備するまでの間、先ほど防犯灯は付けたとおっしゃっていただきましたが、この水路の危険性についてですね、そこに危険防止の点滅灯の設置ができないか、伺います。

建設部長（本山末男君） 三儀山線の本格整備の間、外灯か、点滅灯の設置という御質問でございますが、夜間通行の安全を図るために防犯灯17基を設置しておりますので、新たな外灯設置につきましては道路整備と併せて検討したいと考えております。点滅灯につきましても、実際ガードレールも樹木もない緑地帯もございますので、点滅灯を含めた安全対策を行いたいと考えております。なお、その前にもですね、路肩の安全対策灯の要望がありましたので、仮設ではございますが、夜間反射シールを貼った仮設の路肩が確認できる対策も先日終了しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

6 番（大迫勝史君） 反射灯付ける、転落防止の反射灯を付けるってということですか。

建設部長（本山末男君） 仮設ではございますが、鉄筋の杭を打ち込んでですね、トラロープで、その鉄筋のほうに反射シールを貼ってですね、道路敷きと路肩が確認できる、夜間確認できる対策を、仮設ではありますが、先日完了しております。

6 番（大迫勝史君） はい、分かりました。ありがとうございます。できたらですね、点滅灯がいいんじゃないかなと思ったりしておりますが、ソーラー蓄電の、今あちこちあるような、ああいうのをイメージしておりますが、できたら仮設と言わずに常設のですね、設備をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、鬱病対策について伺います。鬱病や自殺対策に特化した相談窓口は本市には未設置だと認識しておりますが、早期発見、早期治療に結び付けるためのセルフメンタルチェックの効果の大きい、心の体温計の導入を27年3月議会にて栄ヤスエ議員から提案されておまして、答弁では他の導入自治体の活用状況を参考にして検討するとおっしゃっておりました。県内では始良市や志布志市が導入しておりますが、昨年度より予算要望でもお願いしています。しかし、導入に至らない課題は何か、検討状況などお示しをしていただきたいと思います。

保健福祉部長（上野和夫君） 本市の自殺による死亡率は県や国に比べて高いところから、特に重点的に取り組むべき課題と認識しております。平成27年3月に御提案いただいた心の体温計でございますが、導入を検討するにあたり九州管内の導入自治体に確認を行いました。実際の中には利用率の減少、あるいは評価が難しいことを課題として挙げ、導入を廃止した市もあり、実際の相談につながらな

かったケースも多々あるようでございます。以上のことを受け、導入については課題もあるものと思われる、現段階ではまだ導入に至っていない状況でございます。

6 番（大迫勝史君） はい、分かりました。導入に至っていない経緯を伺いましたが、広報紙等でこういうアプリがありますというですね、フリーのアプリですので、そういう広報紙に載せてこう周知という方法もあるのかなと思っておりますので、そういうことも考えていただきながら対策をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前 10 時 32 分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前 10 時 45 分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16 番（三島 照君） みなさん、こんにちは。市民の皆さん、インターネットで御覧の皆さん、おはようございます。日本共産党の三島 照です。市長、3 選おめでとうでございます。これから 4 年間よろしく。議長、初の女性議長で、頑張ってください。

はい、それでは少しだけ所見を述べたいと思います。本議会の開会日は 12 月 8 日。12 月 8 日は私たちは忘れてはならない日だと思っています。日本があの朝鮮半島や中国大陆、更には東南アジアへと侵略を進めていった戦前の日本が、太平洋戦争の戦線を拡大し 1941 年 12 月 8 日から 76 年を迎えました。昨日は、核兵器廃絶運動の I C A N がノーベル賞を授賞式です。そういう中で、戦争をなくすために大事なことは、まず戦争を知ることである。これは、平成元年から 22 年まで伊藤忠商事に勤務し、最終的には社長、会長を務め、22 年から 24 年、中国大使を務めた丹羽宇一郎さんの言葉です。日本の敗戦の翌年、1946 年に制定された日本国憲法には政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることないようにすることを定めました。私たちは二度と戦争する国にしないためにも、この 12 月 8 日を期に訴え続けていることが、いくことが大事だと思っています。

それでは、質問に入ります。今回はできるだけ端的に質問していきたいと思いますので、簡潔な答弁をよろしくお願いします。まず、第 1 に行政のあり方について。先ほども大迫議員の質問にもありました。市長選挙の結果について、どのように考え、思っているのか。どのように総括しているのか。結果は 48.06 パーセント、4 年前は無投票でした。そして、2009 年の 11 月の選挙は 72.70 パーセント、その前の選挙は 76.99 パーセントです。先ほどの選挙管理委員長の答弁は、年齢が 18 歳・19 歳と引き下がったこと、そして対立候補の立候補が遅れたこと、言っています。しかし、2006 年の 76.99 パーセントのときの対立候補の立候補者は、これも立候補を表明したのは 1 か月前です。にも関わらず、今回できたこと。私はこの結果は、今の国の政治と同じように、政治不信、行政不信の表れではないかと思っています。政治不信の中身は、我々議会にも責任があると考えています。特に、この間の自衛隊問題の説明会など、市民からの多くの陳情があがってきました。また、給食センターの建設の問題においても、先の議会報告会でも市民からの疑問、質問があがってきています。これから、いくつかの大型工事、公共事業も始まっていきます。そういう中で、市民は今回の投票率につながったのではないかと、ということを考えています。納得のいく説明を求めて、次からは発言席から発言します。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく三島議員にお答えいたします。今、議員がお話になりましたとおり、投票率が48.06パーセントと、かつてない低調であったということに対して、私自身大きな反省をしているところでございます。その反省の内容については、選挙直後にマスコミの皆様方にも申し上げたところでございますが、振り返ってみますと、前回、2期目の選挙のときには無投票でございました。その際にも、市政に関心がないなどの同様の議論となりました。静かなる大衆、いわゆるサイレントマジョリティーと呼ばれる人々の声にしっかり今後耳を傾けてまいりたいと。そのためには、市民の多くの皆さんの声に耳を傾けていきたい。具体的には市長とむんばなし、そして自治会、嘱託員会、駐在員会などに積極的に参加いたしまして、市民の声を直に伺いながら市政に反映してまいりたいということを申し上げてまいりました。しかしながら、3期目においてこのような結果であったことは、検証し、また次の選挙に生かしていかなければいけないと思うことは、議員等しく同じであろうかと思えます。そのような中で、特に今回の選挙においては有権者の3割を占めると言われる45歳未満の方々の投票率が40パーセント以下であったということも、原因、投票率が下がった要因の一つではないかと思えます。しかしながら、この40歳以下という方々は今後の市政はもとより、次の時代を背負っていく若い皆様であります。その人々の政治に対する関心、特に市政に対する関心が低かったということは、私自身、やはりそのことをしっかり受け止めて、行政に反映させていく必要があると、最も肝要であるという思いをいたしているところでありますので、この結果をしっかり踏まえて、今後市民の皆様の手を市政に反映できるように頑張っていきたいと存じます。そのためには、議員各位の皆さんの御助言、また御叱正とも賜りながらしっかり頑張っていきたいと存じますので、どうか私の3期目の選挙に対する反省を含め、また今後の市政に対する関心の高めていくための努力をするということをお願いしまして、私の三島議員に対する答弁にさせていただきたいと思えます。以上であります。

16番（三島 照君） はい。今、市長のちゃんとした総括、反省、いうのもありました。市長、言われるように特に40代がね、そのさっき選挙管理委員会の答弁された18歳・19歳だけでなく、今の奄美市を担っている40代、50代前半の投票率が下がったということは、これは今回の選挙は企業や団体、そして21人の議員の皆さんが付いて、この投票率になった。ほんで、先ほど、ほっといて、先ほど相手候補の立候補が遅かったと言いましたけど、これは表明したのはもう1か月前なんです。2006年の76.99パーセントの投票、このときに叶候補が立候補、表明したのもちょうど1か月、28日前でした。それでも、こんだけの関心が高まった選挙なんです。これは、やっぱりあの有権者で言えば、48.4パーセントの1万2,260っていうのは、全有権者の僅か36.95パーセントなんです。有権者、3万5,888人のうちのね。そういう点では、やっぱりあの、この選挙を教訓に行政の皆さんの緊張感と併せて、しっかりした行政運営が求められていると、私はこのように感じましたので、総務部長、答弁する。総括。はい、総務部長の総括の答弁を。

総務部長（東 美佐夫君） 総括については、今市長が答弁されたとおりだと思います。選管のほうでも、先ほど答弁がありましたが、39歳以下がかなり低いと。補足で申し上げますと29歳以下が22パーセント、約ですね。39歳以下が34パーセントと、かなり低いということでございますので、こういう若い層を市政にどう関心を持たせるかというのが非常に大事だと思います。これからのやっぱりまちづくりに一番大事なものは、若い層だと考えておりますので、そういう若い層に市政をどういうふうに関心を持たせるか、これは大事なことだと思いますので、我々も職員一同なってですね、その関心を高めるように努めていきたいというふうに思います。以上です。

16番（三島 照君） はい、しっかりと議会も一緒になって頑張っていけたら、市民の政治関心を高めるために何が出来るかを検討していきたい、考えていきたい、いうふうに思ってます。

次。私がこれをなぜ聞かいう問題ですけど、市長の交際費はこの間、年々減ってきていて、今私が最初に質問した10何年前と比べたら半分に減ってきました。そういう中で、これがどうこうと私は言っているわけではありません。しかし、先日の市長交際費の資料を見てもとですね、一つだけ、なぜそうなのか聞かせてください。市長交際費の活用のその基準、出すのに何か基準があるのか。なぜかと言えば、この間同じように、全国でも住用町郷友会、郷友会とかいう集まりは関西や関東でも行われています。そして、いろんな地域、協議会なども行われています。しかし、この1年間、28年度、市長交際費は笠利町の関係で言えば9回、出費されています。しかし、住用町の関係で言えばゼロなんです。なぜ、こういうことが起きるのか。その、もし活用に基準があつて、それに該当しなかったからこうなったのか、その辺だけの説明をお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） まず、市長交際費の支出の基準ですが、平成14年にですが、旧名瀬市の時代から支出基準、交際費の支出基準という基準を設けて、それに則って支出をしているところです。ちょっと、基準の内容を少し御説明申し上げますと、主に市政運営に関係する方々との懇談会の会費及び負担金。お土産等の各種贈呈経費、その他奄美市関係者に関わる慶弔費ということでございます。これは、支出基準にそういう基準を設けてるということでございます。予算規模のほうは、今議員がおっしゃいましたが旧名瀬市のときには300万円ございました。合併当初、270万円、少し縮減しまして、そのあと、平成20年以降については、現在の150万円と半額に縮減しております。そういうことで適正な支出に努めてるということでございます。それで、お尋ねの住用の件なんです、各支所単位で市長の出席の御案内をいただきます。その案内に基づいて出席をしておりますが、結果として住用のほうからの案内が少なかったということでございます。去年、ゼロなんです、今年のほうはもう既に嘱託員との忘年会とかが来週設けられておりますので、これについては市長も副市長も出席する予定で今準備を進めてるところでございますので、決して住用だけが減ったということではなくて、案内に応じて参加をさせてもらってるということで御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

16番（三島 照君） はい、分かりました。支所長、しっかり案内してください。

次にですね、私、この市民交流センターの件です。この入札のあり方について質問いたします。私が質問すれば、恐らくプロポーザルで、このコンペで決定した。内容もみんなで審査した結果ですということになると思うんですけど、今回の優先交渉権者はこの数年の間だけでも、奄美市で言えば金久中学校、本庁舎、そして今回の仮称市民交流センターと続いています。しかし、なぜこういうことが起きるのか。いらん疑問持たんでもって言われるかも分かります、思いますけど、この設計事務所がですね、奄美市にある設計事務所が1点、この間民間建設、民間の施設や建設やそういうものにどのぐらい関わった優秀な設計事務所なのか。そして、先ほども言いましたように、これは多くの市民からもこんだけの、もう数10億円。数10億円の建設っていうのは、今この奄美では行政しかできないんですよ。その中で、どうしてあの関わっていけるのか。もっと言えば、この前の本庁舎のときにも説明会にも参加したのは、確かに内地の業者もいます。島のこの業者は、恐らく彼女は私が聞いている範囲で言えば、2級建築士だと聞いているんです。なぜ、1級建築士が来なくて、そういう説明を行いながら、それでもこの間、この2・3年の間にこういう行政に関する数10億円の設計が、第一優先交渉権となっていたのか。その経過、あり方、そして、について、どう、説明をよろしくをお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） まず、私のほうからは一般的な設計業務の入札制度について、まずお答えをいたします。経緯については、今回のセンターの経緯については担当部長のほうにお願いしたいと思います。本市においての入札ですが、指名競争入札方式とプロポーザル方式を採用してるところです。通常は地元業者育成の観点ということから、本市に指名願を申請してる業者のうち、地元業者を優先して

指名をする、もう御案内のとおり指名競争入札方式を実施してるというところなんです。また、一方事業規模が大きな設計業務など、地元業者のみで困難だと判断される案件についてはプロポーザル方式を採用してるというところなんです。なお、この場合も地元業者の育成等に考慮し、地元業者との設計共同企業体を構成することを条件とさせてもらっています。御承知のとおり、プロポーザル方式とは業者から提出された企画、技術の提案内容の審査を行って、企画内容や業務遂行能力、そういったものが最も優れたものを選定する方式ということになります。発注者が要求する性能、品質に対して設計者などの持つ確かな技術力、経験に基づく専門家としてのノウハウを生かすということで、よりよいものを構築することが可能な業者を選定するということになります。直近のプロポーザル方式で申し上げますと、住用総合支所、笠利総合支所、今回の本庁舎の庁舎設計ですね。あと、給食センターの設計がございます。参考までに、設計に関して、さっき議員が、どれぐらいの事例があるということでございましたが、12月現在の受注状況で申し上げますと指名願を提出してる市内の業者は全部で13業者ございます。これは、1級、2級含めてということになりますが、指名競争入札での受注業者が9業者、プロポーザル方式での受注業者が2業者の計11業者が現在実施設計や設計管理業務を行ってるということです。従って、より多くの地元業者が受注の機会を得られるようにということで、取組を進めているということでございます。私のほうからは、一般的にそういうことでございます。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、今回の市民交流センターの選定の流れを少し説明をさせていただきますけれども、募集要項ではですね、第1次審査資格の中で奄美市の入札参加資格者名簿に登録をされているもの。

16番（三島 照君） そんなもの、持っているし短くして。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 分かりました、はい。それから、一級建築事務所の登録を受けているもので、鹿児島県内に本社、あるいは本店、営業所を有すること。それと、あとは業績として地方公共団体が発注をした延べ面積1,500㎡以上の実績があることというような条件を付けてございます。その条件を付けた上で、8社から応募がございましたけれども、そのうち2社につきましては実績の部分で合致しなかったために、結局6業者の中から選定委員会の中で4業者に絞って、2次審査の対象としたところです。その上でですが、あと参加の制限、これにつきましては選定委員会の委員及びその家族、それから選定委員会の委員及びその家族が自ら主宰をする業者、あるいは役員をしているというような業者は外してございます。それから、選定委員の研究室等に属するものも外してございます。それから、もう一つ、この奄美市市民交流センターの基本構想、それから基本設計、この段階で策定支援業者として受託をしたもの及びその家族、これも今回の選定の業者としては参加できないというふうにしてるところです。先ほど、総務部長からもありましたけれども、私どものほうといたしましてはですね、この基本構想と基本策定委員会、この中で委員の皆さんのほうからはいろいろと御要望なり、御提言をいただいております。これを、設計の形にする作業になりますので、できるだけその意見が反映できるような業者を選びたいということで、プロポーザル方式で提案をいただいて、一番基本構想、基本計画の内容を反映できる、そういった業者を選ぶためにこの方式を取ったところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

16番（三島 照君） 皆さんはいろいろ言われますけど、この業者が先ほど言われたいろんな認定、指名から外す役職やらを言われましたけど、この方は奄美市のどういう役職に関わっています。今は都市計画審議会委員、外れたけど、いろんなところに役職の名前入ってるし、前も言いましたように、その委員長と一緒に住用から笠利、全部ついて回って、この本庁舎の設計を落としたんですよ、ずっと。この方はそういう先ほど言われた公職に就くとか、役員をしてないとか、そういうものに該当するんです

か。してないということ、該当するんですか。もし、分かれば、どういう役職に、市やらの公共の関係で就いてるのが分かれば示してください。

総務部長（東 美佐夫君） 特定の方の話になりますので、少し答弁は控えますが、一般的にいろんな我々の審議会の委員の選定の仕方って言うんですか、少し申し上げますと、大きく分けて充て職、有識者、公募、三つに分類をされます。充て職の場合は審議会の目的に沿った関係の団体から推薦をいただくということで、委嘱を行っております。有識者の場合は、同様ですが審議会の目的に必要なとする分野からの知見を有する者ということにさせてもらってます。この方に限らずですね、各団体の分野において活躍されている方が代表となってるケースが、委嘱をされると、推薦されるということで、審議会の委員に選定されるケースは、機会が増えるということは当然議員の御承知のとおりだと思います。そういうことで、いろんな方々が複数の団体の代表になっていると。その方が、必然的に委員に推薦されるっていうことは、多々あるかもしれません。今回の場合は、そういう場合、中で利害関係がないということでの、ことでありますので、選定委員会、その審議会の委員についてはそういう配慮も我々もしてるといって御理解をいただきたいというふうに思います。ただ、この件に関しては議員のほうからいろんな御指摘ございますので、我々のほうもいろんなケースで、高校生も委員の中に選ぶ場合もありますし、例えば子持ちの、お子さんをお持ちのですね、若い層の女性の方も選ぶケースもございますので、そういう意味では幅広く選ぶように心がけているということで御理解をいただきたいと思います。

16番（三島 照君） どうせ、どうのこうの言うよりも、そういうね、いくつものそういう形になって、誰から見ても何で。やっぱり市民から見て、関係業者らから見て、何で。この何でって言われるような、いろんな意味でのことはこれからも十分慎重に、やっぱり緊張感を持って取り組んでいっていただきたい、いうことだけ最後に言っておきます。

次にですね、この間、全協でも報告がありました。いわゆる、会計検査院の指摘がありました。11月10日の報道の件で指摘を受けて、対応しようとしているのか、設計業者や施工業者との関係はどうなっているのか、まずそこを知りたい。なぜかと言うと、この前の全協でも報告ありました。24年に基準が変えられて、26年にも基準変えられているにも関わらず、この新聞報道では古い基準で工事が行われたということですよね。けど、さっきいろんな疑問の問題から見れば、施工業者は内地の業者、設計も含めて。それじゃ、そういう業者の皆さんも含めて、行政も、なぜ古い計画で組まれた、いわゆる数字的な問題がその仕事に移るまでに議論し討論し、数字で表せられなかったのか。着工するまでに、なぜそれが気づかなかったのか。そういう点では、設計計画、いわゆる古い基準で設計、施工されたために会計検査院に指摘をされています。設計業者や施工業者、行政がなぜそれに気づかなかったのかということと、その業務の流れがどのようになって、今回のようなこういう状況が発生したのか、示してください。

上下水道部長（上島宏夫君） まず、11月10日付報道であった会計検査院への指摘の件につきまして、まず市民の皆様、議会の皆様に深くお詫び申し上げます。今回、指摘の対象となった工事は平成28年3月から8月にかけて発注した特定環境保全公共下水道、赤木名地区の汚水処理槽の工事であります。この工事の中で指摘を受けた箇所は処理槽本体と地下に打ち込んだ基礎杭を結合する鉄筋の結合方法に関するもので、施工業者がしました設計業務委託は旧基準により適正に設計された成果品で、平成26年3月に納品されました。しかし、その後平成26年5月に基準の変更に関する通達があり、本来であればその時点で設計内容を精査し新基準に基づき再度詳細設計をするべきでありましたが、平成28年3月、旧基準のままで工事を発注し、施工業者、これ地元ですけれども、設計どおりに施工した結果によるものであります。が、経過であります。

16番（三島 照君） 最後にもう1点だけ。私はやっぱりその辺はね、一つ一つの事業、しかも高額な事業やるときに、設計から施工業者、やっぱり事前にしっかり打ち合わせしてやるべきだと思うんです。そこんところはやっぱりもっともっと、いつも言ってしまうけど、緊張感を持った仕事を進めてほしい。最後、一つだけ。この会計検査院の指摘言うのは、平成28年にされてるんですよ、の12月、でしょう。にも関わらず、1年間、なぜこの1年経って全協やりに報告しようと思ったのは、新聞報道が遅れたからなんか、新聞報道で出たからやったのか。なぜ、これ1年間も遅れたんですか。それだけ。

上下水道部長（上島宏夫） 会計検査院とのやり取りにつきましては、今年の、去年の12月に指摘を受けまして、それをどうするかということで2月、5月、7月ということで、会計検査院とはいろんな協議はなされております。その中で、基準の変更をしなかったということで、これは会計検査としては、もうこれは許すわけにはいかないということで、会計検査院としては国会報告を12月にやりますので、その国会の報告に載せたいということで、それで正式に、これ形でそれが決まったのがですね、10月の中旬ぐらいだと思います。それ、また鹿児島県のほうにも報告をしてあります。それが、実際記事で発表されたのが11月。全国の朝日新聞、読売新聞にも掲載され、その記事がこの地元新聞にも掲載されたということで、私たちが隠すという訳じゃなくて、協議の結果この期間かかったということで御理解ください。

16番（三島 照君） はい、分かりました。

それじゃ、次に行きます。これもう、時間の関係で1・2・3、まとめてお聞きします。自衛隊の諸問題の関係でですね、この間、10月の末から11月の12日前後言うのは、奄美本島全体がまるで沖縄並みの基地がもう造り上げられたような感じでした。私、前、毎日あちこち走ってますけど、どこ走っても、どこでも自衛隊の車両にぶつかり、見てたら全部がそういう状況です。奄美全体がまるで基地の島と化している状態。そして、公営の施設、私ちょうど笠利で町別バレー大会が行われてて、それ知らんと行ったら奥がいっぱいやから入り口に止めようと思ったら、ここは止められませんと言われて見たら改善センターのところまで自衛隊車両がいっぱい。こういう中で、市民からもなぜという、そういう問い合わせはいっぱい出てきてます。そこで、まずこの公営施設の駐車場の使用許可の権限は誰が許可してどうぞと、自由に止めてくださいと許可してるのか、1点目。

2点目は、このオスプレイの本当に頻繁な飛行についてもどういう対応しているのかですよね。あの、うち、前回の3回定例会でも同党の崎田議員の質問がありましたが、そのときも言われましたように、子どもからまで投書が出るような状態があります。そして、11月の7日にはですね、皆さん気づいてるか分かりませんが、私はちょうど御殿浜公園にいたんです。だから、6時59分、南から北へ向かってオスプレイが2機飛んで行ってるんです。事故が多いからなんです。そのうちの1機は赤色灯の点滅もしていない。後ろのやつはやってましたけど。それで、しばらくすると今度は7時25分には、今度は東から西へ向かって同じように分隊を組んで飛んで行ってるんです。それを見て、見たら、結局奄美もその訓練基地に、低空飛行ルートに入ってる、というのが報道されています。このことについて、当局のほうではですね、どういうふうに対応してるのか。市長は先ほど、崎田議員の質問に対しても事故率は一般の飛行機と変わらないと、まだ少ないと言われましたけど、しかしこの新聞報道では、いわゆる死者が出るなどの重大事故は昨年9月から事故率は上がってきてる。それまでは同水準だったけど、この1年間に重大事故が、死亡事故を伴う事故が3件も発生してる。非常に危険だというのが指摘されてる。だから、このオスプレイはアメリカでは人口密集してる市街地では飛ばないようにしてるんでしょ、今。について、今そういった問題、投書やらを見ながらどういう対応されてきたのか。

3点目は、いわゆる航空自衛隊のF-15戦闘機の低空飛行。これも、今後入ってきてと思う。この前、爆音あげて名瀬市内を飛んで行きました。こういったことに対して、市は本当に市民の安全・安心を守ろうと思ったら、やっぱり防衛局や何らかの抗議、行動すべきだと思うんですけど、その3点についてまとめて答弁してください。

総務部長（東 美佐夫君） 3点まとめてということで、少し長くなりますがお許しをいただきたいと思います。

まず、自衛隊の訓練での駐車場のあり方ですが、公営施設の使用については、これは駐車場に限らずですが、各施設を所管する担当部署、若しくは指定管理者に対して使用許可申請書を提出の上、使用許可を得るということになっております。使用許可までの手続きについては、これは県の施設を含めてですが、民間の団体、個人でも同様でございます。御質問の自衛隊による今回の公営施設の使用の際の駐車場についてでございますが、今年度の大規模演習時の状況について、各公営施設の所管課へ照会をかけました。その結果、特段市民の皆様からの苦情は寄せられていないということでございました。これまでも、公共施設の使用許可にあたっては、これは当然ながら市民の皆様の利用に支障がないようにという配慮をしてきたところでございます。今後も引き続き、関係部署と連絡を図りながらですね、市民の支障がないように努めていきたいというふうに考えております。

2点目の、オスプレイの飛行の関係ですが、これはオスプレイに限らずですが、旅客機以外の航空機を目撃情報については市民の皆様からの情報が寄せられているところでございます。その際には、回答を求められた場合、県を通して関係機関へ照会をかけて、情報提供者に対して回答をしているところでございます。また、航空機の飛行については航空法や同法の施行規則に基づいて、これは国交省の許可を得てということになりますが、飛行してるものと理解をしております。そういう意味では、通常事前連絡はないということでございます。

三つ目の、オスプレイの事故率の関係でございますが、崎田議員の時点では、時点からですね、事故率が3.27というふうに上昇してるということは我々のほうも承知をしております。防衛省のほうによりますと、事故率については安全記録の一つの指標として使用されていますが、整備ミスや操作ミスなど機体以外の要因で発生する事故もあることから、事故率のみをもって機体の安全性を評価することは適当ではなく、あくまでも目安の一つであるというふうに考えているところでございます。しかしながら、これは第3回の先ほどの崎田議員の答弁でもございましたが、安全飛行も含めてその運用については市民生活に影響がないよう、市のほうでも関係機関と連携を図りながら対応に努めていきたいというふうに考えております。

それと、おしごとテーマパークでの低空飛行の関係でございますが、これについては新聞報道でもございましたので、あったとおりでございますが、これは事前訓練としてテーマパークの展示飛行の事前訓練ということで行われたものでございます。防衛省からの事前連絡についての御質問ということでお答えしますが、自衛隊の鹿児島地方協力本部、奄美大島駐在員事務所を通しておしごとテーマパークの開催前、11月の20日、これ月曜日ですね、の週に事前訓練を実施したいという事前連絡を受けておりました。しかしながら、実際に実施する日時についての連絡がないまま、訓練が行われたというところでございます。市のほうでは、今回のおしごとテーマパークにおける自衛隊機の飛行については、事前訓練及び展示飛行のいずれにおいても、市民の皆様が驚かれないことがないよう、あるいは不安な気持ちを抱かれないようにということで、市民への事前周知が不可欠であるという認識から、特に事前周知が時間的にも困難と思われた事前訓練については控えてほしいというような意見を伝えていたところでございます。この件については、事前訓練が行われた翌日に航空自衛隊の南西航空方面隊の司令部幹部からも電話がございまして、事前訓練が、訓練の実施に向けた通知がないまま実施したことについては、その経緯について報告を受けたところでございます。また、改めて住民に対する情報提供の重要性、市民の皆様が驚かれないようにということで、本市の考え方を改めて自衛隊のほうにもお伝えをし

た次第です。このことで、航空自衛隊と本市の相互の認識が、共有がですね、図られたというふうに考えているところでございます。今回の件については、こういう少し事務方の認識違いもございましたので、我々のほうも反省をしながらですね、十分連絡を密にしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

16番（三島 照君） はい、こういう問題言うのは、今後ますますね、基地が建設されたりする中では、いわゆる日米地位協定に基づいて今後もどんどん増えていく可能性は十分あると思うんです。そういったこともあるから、説明会をしてほしいという声があるんです。そういうことを聞き流して市民を軽視する、そういう姿勢が出てくれば、今回のような選挙結果になって市民が政治不信、行政不信を起こす。先ほどの市長の見解もありましたので、そういったもの踏まえて、やっぱりしっかり今後対応していただきたいというふうに思います。

時間ないし、次行きます。産業振興についてです。平成30年の4月から浦上の工業技術センターが実質組合の移転なども含めて、今検討され議論されているところです。この工業センターの今後の全体的な活用について、どのように考えているのか示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） 今年の4月に無償譲渡を受けた旧鹿児島県工業技術センター奄美分庁舎につきましては、現在県の再任用職員が1名が駐在し、大島紬全般に関する相談業務を行っております。今後の活用につきましては、鹿児島県との譲与契約において、大島紬産業の振興や地域活性化の拠点施設として用途を指定しております。具体的には主に本館1階及び別棟の部分を大島紬振興の拠点施設として、後継者育成、体験学習、資料館、展示室等に活用し、本館の2階部分については都市部に本社を構える企業のサテライトオフィス、ITを活用した仕事やものづくり支援のための共同スペースなど、企業誘致、起業家支援の場として活用を図る予定でございます。なお、施設の維持管理及び施設運営にあたっては紬組合並びに販売組合からの要望を受けて、両組合が年度内に同施設に移転する予定となっており、本市といたしましても施設が十分に活用されるよう、連携を深めて取り組んでまいりたいと考えてます。

16番（三島 照君） 先日も県大島支庁からも申し入れがありまして、今後の人材、紬関係の人材育成の問題などですね、特に締機や織工や各工程で各職人も集まってもらって、いろんな意見が出し合ったんですけど、その辺は一つはどのように考えて対応しようとしてるのか、いう問題がありますので、そういった締工や加工や染めや、織り手、織工さんだけでなくね、どのように考えているのか。もし、考えがあれば、どのようにその人材育成を図ろうとしてるのか。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、議員からお話がありましており、織りだけではなくてですね、締めやら含めて、特に職人の方が高齢化していて、後継者が厳しい工程についてですね、今県とも協議を進めております。県と市、あるいは龍郷町含めてですね、何か連携しながら支援をする仕組みを構築しまして、何とか後継者、喫緊の課題でございますので、後継者の育成に努めていきたいと。今、その仕組みなどを協議して検討してる次第です。以上です。

16番（三島 照君） はい、まあまあ、せっかくいただいた施設ですから、各関係者と議論しながら、是非島に産業育成に役に立つ施設にできればと思いますので、よろしくお願いします。

あと、医療、福祉行政についてですけど、子どもの医療費、小学校卒業までの窓口負担をゼロにしたいと。そして、これももう続けていきます。中学校卒業、義務教育までも、私は無料化にすべきじゃないかと。前回の質問のときに、今小学生の無料化に先ほど市長も答弁されましたように、実施されています。そして、中学校までにやるについて、どのぐらいかの必要経費かという質問に対しては、前

回の議会では約1,500万円から前後だということもお聞きしました。そして、先ほどの大迫議員の答弁に対して、未就学非課税の30年4月以降、いう話が、答弁がありましたけど、これは県がやることであってね、奄美市ではないんですから、県がやるのに奄美市がやらんわけにいかんから実施する。他の市町村はそれを機会に、もう奄美群島の中でも高校生まで無料にするとか、中学校卒業までの無料化というのは、もうほぼ奄美市だけですよね。全県、全県で言っても中学卒業まで無料化というのは、19市の中では伊佐市と奄美市だけ。前回も言いました。これは、私らはもう2年前から一貫して、崎田議員も質問されてきましたし、2年前の市議選の選挙公約でもありますので、その辺の考え方を示していただきたい。

そして、続きに質問します。80歳以上のバス運賃の無料化。これは、今5,000円の券を発行してますけど、その実績と無料化するについてどのぐらいの経費がかかるのか。これも、ほぼ本島5市町村だけ言っても、ほぼ全市町村が無料化されています。奄美市だけです。というのが、ついて、質問、答弁ください。

あと、買い物難民の問題で言えば、私はもう8人・9人乗りのマイクロバスだけでも、各地域のね、各集落を回れるように。昨日も笠利行きましたけど、もう屋仁の雑貨売ってた角の店も閉まりました。あっちこっち、そういう店が閉まって、高齢者にとってはね、本当にもう今買い物難民なんです。せめて、そういう巡回バスの運行が、徐々に、できんことないと思うし、各ほかの市町村がやってるのに奄美市ができないはずはないと思いますから、この4点についてまとめてそれぞれ答弁を求めます。

福祉事務所長（奥田敏文君） まず、子ども医療費の件についてお答えをいたします。子ども医療費の窓口負担ゼロということでございますが、この現物給付方式の導入につきましては、先ほども申し上げましたけども県が平成30年10月から実施をする予定ということで、非課税世帯の未就学児を対象にした医療機関での窓口負担をなくすという制度、これに沿って実施をしたいということでございます。本来であれば、課税世帯、非課税世帯に関わらず。子どもが平等に病院を受診できる環境を整えるべきだと思いますけども、県下一斉に取り組む制度でございますので、まずは県内に足並みを揃えて取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、先ほど市長が答弁したとおり、子ども医療費の中学校卒業までの無料化につきましては、新年度予算に盛り込むよう、今検討してまいりたいと考えております。

保健福祉部長（上野和夫君） 80歳以上のバス運賃の無料化についてお答えいたします。現在、本市で実施している高齢者向けの交通機関利用運賃補助としては、年間1人5,000円分の利用補助券を発行するお達者ご長寿応援事業がございます。これは、本市に居住する75歳以上の高齢者の方を対象に、本市でのバス利用を含めタクシーや健康施設、入浴施設の利用料金に使用できるものでございますが、年間で5,000円分の支給ですので、利用回数に限りがあることは承知しております。また、大島本島内他町村での高齢者向けバス運賃補助については、町内区間や村内区間のみのバス料金について、それぞれ独自の制度で補助がなされていることは議員御案内のとおりです。御質問の奄美市において80歳以上、バス運賃を無料化にした場合の財政負担については、平成28年度のお達者ご長寿応援事業のバス利用状況から試算しますと、概ね年間3,000万円以上の経費を要するものと予想されます。本市といたしましても、高齢者の外出機会を増やし支援していく必要性は認識しておりますが、持続可能な財源確保の問題やバス路線の地域差などから利用環境に偏りがあることなども課題と考えております。80歳以上のバスの無料化につきましては、3地区間の高齢者が等しく利用できますように、幅広く検討し研究してまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） バズの件でございますが、現在地域公共交通網形成計画を作っております。幹線と支線の考え方をですね、今検討しております。幹線はバス事業者が責任を持ってやる。支

線ってというのは幹線につながるところですが、それは小型のコミュニティバスでやろうということが提案されておりまして、それについては住民ニーズや利用見込み、収支バランスも検証しなければいけません、これが実現されますといろいろな地域の奥のほうまで小型バスが入っていくことも考えられますので、買い物などには利便性が向上するんじゃないかというふうに考えております。以上です。

16番（三島 照君） もう、終わりますけど。後で聞きます。

議長（師玉敏代君） 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 林山克巳君の発言を許可いたします。

2番（林山克巳君） 議場の皆さん、市民の皆さん、そしてインターネットを御覧になっておられる日本中、世界の、世界中の皆さん、こんにちは。平成29年第4回定例議会一般質問、午後からは自民新風会の先陣を切って林山克巳が質問を行います。

質問の前に、少々所見を述べさせていただきます。まず、朝山 毅市長就任に対して心よりお祝い申し上げ、更なる奄美の発展に努めていただくことを切にお願い申し上げます。また、2年間議長職を務めあげた竹山耕平議員、本当に御苦労様でした。心より謝意を申し上げます。そして、このたび奄美市で初の女性議長になられた師玉敏代議員と戸内恭次副議長に心からのお祝いを申し上げます。考えるな、感じろ。風を読み。ただいま、自分に言い聞かせている言葉でございます。

さて、いよいよ来年は世界自然遺産登録や大河ドラマ西郷どんが始まります。追い風が間違いなく奄美に到来してきます。このチャンスをあらゆる業界において波及することこそ、未来の奄美市において大変大事な重要な課題であると考えます。今回の質問のテーマは日本国憲法25条において、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると保障されている扶助費に視点を置いたうえで、市民の理解と生活保護者や高齢者、障害者に対する奄美市における経済状況の循環型、働き方改革の推進施策の提案と要望を取り上げていきたいと思っております。なぜなら、これから先の人口減少や高齢化を控え、深刻な労働力不足が考えられるからであります。

ここで、質問の内容と流れを考え、順番の訂正をお願いいたします。1番に、まず社会保障費、扶助費について。2番に地方創生関連事業について。3番にNPO法人について。そして、最後4番に学校給食センターの運営のあり方について、変更をお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、はじめに社会保障費、扶助費について。（1）奄美市の社会保障費の推移について。①、過去10年間の扶助費の推移、展望について。平成18年度から28年度における市の全体の決算額における扶助費における生活保護者の占める割合を示してください。長くなりますので、まず一般会計決算額の扶助費の中の民生費におけるそれぞれの決算額の割合を10年前と5年前、そして現在の比較を示してください。

次の質問からは発言席にて質問をさせていただきます。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

福祉事務所長（奥田敏文君） それでは、順番が変わって最初になりました福祉のほうからお答えしたいと思います。議員御案内のとおり、扶助費につきましては社会福祉、それから生活保護などの含んでま

す民生費，そのほか衛生費，教育費などがございますけれども，今御質問のあった支出割合の大きな民生費について御説明をいたしたいと思います。平成28年度の民生費総額に占める割合ですけれども，高い順に生活保護費，49.43パーセント。次に，社会福祉費，これは障害者福祉が主でございますが，25.08パーセント。それから，児童福祉費，これが23.82パーセント。老人福祉費，1.66パーセントというふうになっております。分かりやすく10年前との比較で申し上げますと，平成18年ですけれども，生活保護費は平成18年は63.73パーセント。平成28年度が先ほど申したとおり49.43パーセントですので，14.3ポイントの減少，ということになります。それから，社会福祉費は10.91パーセント，平成18年ですが，これから25.08パーセントということですので，14.17ポイントの増加と。これが，顕著な推移だというふうに思います。以上です。

2番（林山克巳君） ありがとうございます。本当，10年前と，今の答弁の中で10年前と比べましたら，この生活保護費が随分減っているっていうことは本当にいいことであると思っておりますが，全体的にこの扶助費に関してですね，私のほうもちょっと勘違いしてるところもいろいろありまして，扶助費の大まかな大枠っていうのが，ちょっと私自身も分からないところがありまして，ここでちょっと，もう一度確認のためにお聞きしたいと思いますが，その決算額の扶助費の割合がありますよね。その中の民生費がありまして，民生費の中に老人，児童，それから災害。その中に保護費が入ってるっていう考えでよろしいんですか。答弁をお願いします。

福祉事務所長（奥田敏文君） 今，申し上げたとおりですね，扶助費の中には民生費と呼ばれるもの，それから衛生費，それから教育費などがございますけども，このいわゆる民生費の中に先ほど言った生活保護など，それから社会福祉費と言って障害者福祉の，それから児童福祉。大体，主にですね，民生費と呼ばれるものはこの三つが主なものになっているとお考えいただければいいと思います。

2番（林山克巳君） もう，これものすごく私も本当，今回この質問をするにあたって，いろいろと議員として本当に学ぶことが，まだまだ学ばなきゃいけないなっていう気持ちで今おるんですが，その中でその民生費の中の生活保護者の保護費，ここが今先ほどの答弁でありますように，その部分に関しては減っておるっていうことなんですよ。ということは，それ以外の保護を受けてない人たちの扶助費の増加が，先ほど言いましたけど増額してるっていう形になってるということです。だから，これは本当にこれから高齢化，いろんなそのサービスの中で考えていかなければいけないことであると思うんですが，その中でもう一つ。扶助費の中に，扶助費の中の占める割合をちょっと示していただきたいと思いますが，生活，扶助の中の割合を，もう一度，すいませんがお願いいたします。

福祉事務所長（奥田敏文君） 先ほども申し上げましたけども，民生費の中で半分ぐらい占めるのがこの生活保護ということになりますけども，この生活保護もですね，いろんな扶助をやってるわけですが，この中でですね。最も高い生活保護費の中で，生活，住宅，教育などの扶助費と，医療扶助，介護扶助っていうのがございます。ですから，生活に対する扶助，それから医療に対する扶助，介護に対する扶助という三つあるっていうことですが，このうちのですね，59パーセントが医療扶助でございます。医療扶助が59パーセント。それから，生活の扶助，これが39パーセント。そして，介護の扶助っていうのが2パーセントということになってるところでございます。

2番（林山克巳君） これは，もう本当に私もこの中を，本当こう分かるにつれて細かくこう分かれてるなっていうのが分かりました。これ，もしかしたらインターネットで流れていた，流れてはいますが，奄美テレビを見て市民の方は，うん，まだ一つ分からないなっていうことがあるかもしれませんが，実際本当に生活保護費の中の生活扶助，教育扶助，住宅扶助があるんですが，この医療扶助。やっぱり生

活保護費の中でもこの医療扶助っていうのが、こう上がってる。これが、今言いました59パーセント。だから、ここを何とかしていかなければいけないということが、もうこの数字で明確に表れています。介護補助は2パーセントです。生活扶助に関しても39パーセント。ですから、ここを本当に、先ほど私は冒頭文で言いましたけど、日本全国、隅から隅まで、もうどんな田舎でも、1人住んでいても、その人のことをしっかりと守るっていうのが、これは日本国憲法の25条で守られている。これは、私は本当、ずっとこう、これは本当に日本っていう国はしっかりとそれをやってくれてるんだなと思ってます。これは、推進、その生活保護者をどうのこうの言っているわけじゃなくてですね、それは本当に年を取っていくわけなんですから、その中で田舎に行けば行くほど仕事もない、だんだん年も取ってくる。病気もする。だから、これは私のにとっては大事。ただ、医療費が増えてきたり、働ける環境をつくらなければ、やっぱり病気も、病気にもなってするんだろうなって、そこをちょっとどうしても話したかったものですから、まずこれを、まず基礎においてですね、一つだけ、ここ大事なことで、ここで私、本当知識不足で申し訳ありませんが、これはどうしても聞きたいことがありまして、確認のために、生活保護者ですね、支給金額の内訳をちょっと示してほしいんですよ。これは、財産と、いろいろあります。年金が、年金が満額で6万2,000円、6万2,000円で、それは生活できないから、その差額を貰う人もおれば、財産があるからその中で貰う人もおれば。その中で、そういうのは抜きにして、財産と収入と預貯金なしの場合。もう、本当に日々の生活で大変な場合の、年金じゃないですけど、1回だけの部分。その、そういう内訳を示していただく。これ、意外とですね、私も分からなくて、その満額の貰った中にどうなっていくかっていうのが、現物支給とかそういうのがはっきりちょっと分からなくてですね、それちょっと示していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

福祉事務所長（奥田敏文君） 議員に申し上げますと、これはですね、当然家庭によって全く違ってきますので、平均額という方はあまり馴染まないのかなと思います。当然、先ほどから申し上げてるように、医療費がどうしても支払えないと、あるいは高額であるということで扶助を受ける医療扶助。それから、介護保険、本来であれば受けるべきサービスが受けられないということから、介護扶助がございます。生活についても、当然住宅、それから生活費、いわゆる食べるために必要な費用、それから教育に関する費用等がございますけれども、最低限の生活っていうのは人数とかですね、世帯の人数、それから当然先ほど議員からもありましたとおり、本来本人がどうしても収入として得られるもの、その、そういうところの差とかですね、これ非常に細かい計算方式がございます。これを、ここで述べるっていうのはちょっと適切でないと思いますが、そういうふうにはですね、国の細かい基準のうえで生活費を算定をして、これを認定をしてるということでございますので、御理解をいただければと思います。

2番（林山克巳君） いろいろこう細かい算定の方法があるっていうのは、ちょっと私も資料をもらいながらずっと細かく見てきました。簡単に説明していただきたいと思ったのはですね、実は私、本当申し訳ない、本当知識がない男なもんだからあれですけど、実は例えば、例えばですよ、満額で9万円、9万円とか9万2,000円だったとした場合。実はですね、私はその金額の中から家賃とか賃金を払ってるって私は思ってなかったですよ。実は、ここの9万2,000円までが生活の部門であって、そこからその上に、その金額が乗ってくるっていう、ちょっと私自身、本当分からなかったって言うたらあれですけど、もしかしたら私の周り、市民の人もですね、いやもしかしたらその家賃は支給されるからって、そう思っている方もたくさんおるかもしれません。そうじゃないですよっていうのを、私はここで知っていただきたい。それを理解したうえで、保護者の人たちもその中で何とか頑張っていきながらやってるっていうのも理解しながら前に進めていけたらいいなって思って、その話をした次第ですので、どうかよろしくお願いいたします。

そして、その中でですね、それを踏まえたうえで、②、この日経新聞。これもまた、日経とですね、

奄美新聞を持ってきました。これが24日と、それから30日。これ、また書き方が違うんですね、これ。その扶助費のことについての、ニュアンスが違うんですね。これがまた面白いんですけど、②ですね。住民1人当たりの扶助費。21万1,525円の報道についての見解、推移の予想、また対策について質問いたしますが、その前、それはですね、国・市が支出する扶助費を単純に人口で割った数字であると思いますが、もっと簡単に理解しやすく説明していただきたいんですね。この新聞載っていますが、ニュアンスがちょっと違うって思いますんで、よろしくお願いします。

福祉事務所長（奥田敏文君） 非常に大手の新聞が書いておりまして、これよりも適切な説明をとということですが、なかなかこれ難しいことでございますけれども、私どものほうの認識としてですね、先ほど言ったとおり、地元紙に載っております。全国と本市の決算状況を比較して、その中の報道だというふうに思っております。おっしゃるとおり、扶助費っていうのが先ほどから、議員のほうからありますように生活に必要な義務的経費、どうしても出さないといけない経費ということでございます。この支援が必要なときにはきちんとこれを対応するというのが当然大事というふうに思っております。先ほどから憲法の話が出ております。必要最低限度の生活を保障する、そのための重要な扶助ということでございます。特に、生活保護の場合はその性質がですね、強いものだというふうに思います。給付内容についても、先ほどから申し上げており、個別のですね、ケースに関して適切な給付決定を細かく精査をしまして、給付決定のあとも継続して必要な支援ができるようにということで、組織的にこれを行っているところでございます。また、これは財源的な話もいたしますと、これにつきましては生活保護費の歳出の4分の3が国庫補助金。また、一旦市が負担をします残り4分の1についてもですね、地方交付税として算定をされておりますので、まさに国からの社会保障ということで賄われているということで御確認いただければと思います。

2番（林山克巳君） はい、分かりました。今、話しましたとおりですね、やっぱりこの生活保護費っていうのは100パーセント、国が本当に生活の、最低限の生活って権利を有するってことでしっかりと国が守っていただいておりますというのがあるんですが、その中身として先ほど言いましたように、60、ちょっと年齢を間違ったら申し訳ありませんが、高齢者にかかる65歳以上の医療費とかの場合ですね、4分の3国から出て、それから4分の1をまず先に市からお金を出します、出すって思うんですが、その4分の1に関してもトータルしてあとから地方交付税、その総額が地方交付税として奄美市に入ってくるんで、そういう意味ではもう本当、国から100パーセント、市から先にどうしても払わないかん。そのお金は戻ってくるんで、この生活保護者の、そのあるいはここ、ここで1人当たり、1人当たり21万1,525円って出てるけど、1人当たり、例えば私その人の分の21万1,525円、なんか払うような感覚にちょっとなってしまいますが、それは日本全国から集まったお金をしっかり先ほど言ったみたいにこう分配して、それをしっかりと守っていくっていうことの意味って思いますので、ただこれ見て21万1,525円、1人当たり負担してるっていう考えなってしまうと、やっぱりいけないんじゃないかなっていう、ちょっと私自身はそういう理解のもとでまずこれを話をしました。

こっからです。私がこの奄美、奄美に帰って来て、何かこう、何て言うんですかね、今何かこう活気が出てきてますが、何かこうどんより、みんながこう何かどんよりって言ったら何か言葉があれですけど、こう、もっとこう活気が出ないなって、もっとこう何か違うなっていうこと、感じたもんなんですよ。それがですね、そのことを踏まえたくてちょっと福祉事務所長にちょっと見解を聞きたいんですが、国全体で東西南北国民平等の最低限度の生活を営む権利を保障している制度であります。奄美市だけに限らず全国的に批判があるのは、生活保護受給者以外の方と、方々との金銭的逆転があることが、ものすごくやっぱり問題に、これ日本全国なってるんですね。地方は、平均年間所得は年収が、奄美においても例外ではなく、総務省発表の2013年、住宅土地統計調査によりますと、300万円

未満の世帯数は全体の65パーセントを占めてるんですよ。全体の65パーセント。近年、追い風によって、私もちょっとわーって思ったんですけど、前は232万円か、平均所得がそのぐらいだったんですけど、何と268万円に奄美も上がってきてるんですよ、その年間の所得がですね。ですから、こう上がってきてるから、少しそういう、ちょっとギャップがもっとこう、300万円未満の世帯がこう上がってくれば、そこでまた活気が出てくるんじゃないかなって思うんですが、この逆転現象のことがあるもんですから、そこでですね、そういう踏まえたうえで見解をちょっと一言お願いいたします。

福祉事務所長（奥田敏文君） 先ほどから説明してますように、生活保護、扶助費っていうのは必要なものだっていうのは御理解いただけたと思いますが、一方でやっぱり経済的な自立ということを考えますと、やっぱり国への依存っていう状況が、この財政状況ということになりますので、平成27年度からは生活困窮者自立支援法というのが始まりまして、この自立相談支援事業、それからほかの事業含めてですね、生活保護世帯に至る前の支援ということを積極的に取り組んでるところでございます。また、先ほど逆転っていう話がありましたけども、生活保護世帯に対しましては生活保護法に基づいて預貯金、保険の調査、資産の調査、それから扶養義務者の扶養能力調査、それから稼働能力、いわゆる働けるかどうか、その調査、それから生活保護法以外の他の法律、他の施策が優先してできるものがないかなど、そういう調査を行ってですね、適正な生活保護制度を実施するということに努めていきたいというふうに思っております。

2番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。大体、いろいろな今回扶助費で、本ここで私が取り上げたのは日経、日本経済新聞で日本全国でそういうのがこう話になってるんじゃないかなっていう、ちょっと私もそう思ったもんですから、まずそこを理解しながら前に進まなければいけないということで、まず一番に、この順番変えたのも、まずこれを踏まえたうえでですね、そしたらいいよその産業、雇用の場所、みんなの生き甲斐のそういう働く場所、それにつないでいきたかったもんですから、順番を変えた次第であります。

その中で、次は2番に地方創生事業関連についての質問をいたします。（1）、フリーランス支援事業について。これは、私が議員になって初めての質問のときにですね、実はマイスター制度っていうのを提案したんですよ。これは、ドイツが専門、ドイツからこの制度は伝わってきて、本当技術を、それを賃金に換えたり、専門職をしながら賃金を上げていこうっていう、上げていながら新しい働き方改革っていうことで、既に神戸、大阪の神戸なんかはもうどんどん進んでいって、これで所得が上がっていったところ、もういったる方々がいっぱいいらっしゃるんですね。だけど、そのときは私はマイスター制度の話をしたんですが、そのときに、このフリーランス支援事業、お話を聞いて、私もちょっといろいろと調べてみたり、いろいろ東京の知人に聞いてみたり、いろいろしながらしましたが、このフリーランス支援事業、いよいよ本当に新しい働き方改革の柱になっていくんじゃないかなということで、これを出しました。この、備考欄に書いてますけど、いいですか、備考欄のほうにですね、私のこの一般の通告の備考欄に、兼業、副業で、副業ですね、仕事をしながら、2016年、年間416万人だったんですが、10パーセント増の458万人になってるんですよ。仕事しながら副業、これもフリーランスの一つです。それと、全体的に2016年、これが1,122万人、人口の17パーセントがこのフリーランス。確かに、これを進めて、まだ今年、2年と7月ですから、8・9・10・11、2年と4か月、5か月に奄美市もいよいよなっていくんですが、事業始めたら大体3年、3年で基礎をつくって、いよいよっていうみんな言うんですけどね。その中で、この①、フリーランス支援事業をスタートさせたわけをですね、もう一度ちょっと答弁をお願いします。一つ、奄美市の経済、雇用、労働力不足の状況の観点から当局の財政状況の改善にもたらす影響。働き方改革を踏まえての見解を踏まえて、ちょっとこれをもう一度、これを始めた理由をお聞かせください。お願いします。

市長（朝山 毅君） それでは、林山議員にお答えさせていただきます。答弁の要旨が非常に流れがよくて、話しやすいような気もいたします。社会保障制度の中において、やはり扶助費というのは大変大きなウェイトを占めております。一般会計当初予算で本市も320・30億円の予算を毎年、編成いたしておりますが、その3割近く、90億円以上がやはり扶助費ということで、それがずっと伸びてきているわけです。生活保護費は減ってまいりました、量的に。もう、これはやはり自立支援事業などにより仕事をする機会を捻出と言いますか、つくってきたと。そしてまた、そういう自覚も出てきたということからであろうと、見方も扶助費が高すぎるとどうかと。サービスが行き届いてるか、見方と、両方、極論があるかもしれませんが、本市においては大変重要な施策であるということでございます。そういう中において、やはりできるだけ生活保護に頼らない、自立した生活環境を整えたいということで、やはり仕事づくりという観点から、フリーランス化ということも始めているわけでございます。それを少し申し上げますと、まずは情報通信産業といたしましては、我々海外離島であるという奄美群島の地理的不利性を克服し得る産業として、奄美群島12市町村が策定いたしました奄美群島成長戦略ビジョンにおいて、重点分野として情報通信産業を位置付けているところであります。そういう中で、本市ではICTインキュベート施設であります、ICTプラザかさりハード面での環境整備のほか、情報通信共同組合など市内企業へのソフト面での支援を行ってまいりました。これに続く情報通信産業の新たな振興策といたしまして、企業に属さず働く個人や小規模事業主の皆様をフリーランスとして定義し、そのような皆様方の支援に取り組むこととしたところであります。このフリーランス支援については、平成27年度に本市で策定いたしました「フリーランスが最も働きやすい島化計画」に基づき、各種支援事業の着実な推進に努めているところであります。今後とも、自由な時間を活用した仕事機会の創出、子育て世代の在宅での仕事支援など、ITを利用した時間と場所に捉われない働き方の支援策として引き続き取り組んでまいります。今、申し上げましたさまざまな支援者、事業者支援に加えて、現在進めておりますブロードバンド基盤整備事業、いわゆる光ファイバー事業が完了した際には、今後更なる情報通信産業の振興が図られていくものと考えておりますので、引き続き皆様方の御理解をいただきながら、本事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2番（林山克巳君） 再度、そのフリーランスを始めた理由を聞くことができました。この事業を始めて2年5か月、いよいよその成果がですね、少しでも表れてくることを切に願ってます。

その中で、2番のフリーランス支援事業の毎年500万円予算額の、毎年500万円なんですよね、予算額が。執行額は違うんですが、その内訳、成果、展望まで。この28年と29年度だけで構いませんので、それをちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） フリーランス支援事業として計上しております予算は議員御案内のとおり、平成28年度500万円、平成29年度も500万円でございます。業務の内訳といたしましては、フリーランス育成業務と、フリーランスと仕事の依頼主との間に入り、仕事内容のチェックや調整を行うディレクター育成業務、フリーランスの広報に関するインターネットのサイト運営業務。大きく分けるとこういった三つの業務になっております。なお、この三つの業務を市内の1事業所に委託しており、この業務を受託した事業所が「フリーランス寺子屋」を実施し、本市が業務提携しておりますIT企業から講師を派遣していただき、各種講座と講演会を開催しているところです。平成28年度は4講座で合計13回開催し、延べ72名の受講と約300人の講演会などへの御参加をいただきました。また、今年1月にはインターネットでハンドメイド作品を販売している方たちによる「あまみハンドメイド大賞」というイベントを開催し、30名の作家による出店で約500名の御来場をいただくとともに、ハンドメイドの作家さんたちの交流によりインターネットを使った新たな販売と創作気運の醸成を図ったところです。平成29年度もインターネットの記事作成講座に加え、観光フォトライター講座、ハンドメイドのサイト販売講座など11月末までに10回の「フリーランス寺子屋」を開催し、延べ1

14名の方に受講いただいております。また、来年2月には第2回目の「あまみハンドメイド大賞」の開催も予定しております。講座生に実施したアンケートや聞き取りによりますと、記事作成の副業として月4万円前後の収入があった方、あるいはハンドメイド小物のネット販売で月20万円近い売上となった方も出てきており、一定の効果を上がっているものと思います。より高い収入を得るためには仕事への習熟と知識も求められますので、専門知識や技術力の向上を目指すことができるよう、講座の継続と充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

2番（林山克巳君） 今、おっしゃったとおり、本当フリーランスの支援事業っていうのは、いろいろな角度から努力をなさっていらっしゃるっていうのは本当理解できました。ただ、これに関しては、今話しましたが72名、延べ300名、この方をフリーランス支援事業において育成って言ったらちょっと言葉があれなんです、インターネットを通じたりパソコンを通じて育成してるっていう話なんです、その中でどういう、今結果を出して、今どういう形で所得を上げてるかっていうのは、なかなかこれを把握するっていうのは難しいんですが、できれば本当はどのフリーランスを受けて、1人でも2人でもいいんですが、私はそのおかげでこうなったっていう、先にこう1人か2人でもよくなってくれば、またフリーランスをしながら自分たちで自立してしようっていう、こう流れがですね、来るんで、できればその結果をですね、出せるように、発表できるようになっていただけたらありがたいと思います。

それを踏まえたうえで、3番。働き方改革におけるフリーランス支援事業推進における本市における取組。先ほど、話を大体受けたんですが、その中で働き方改革、1億総活躍社会実現に向けた取組。長時間労働の改善。非正規と正社員の格差是正。高齢者の就労促進を踏まえたうえでの、中でのちょっと考えをちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほど、話も出ましたが、国におきましては平成28年9月に「働き方改革実現会議」を開催し、政策の検討がスタートいたしております。働き方改革においては、今議員がおっしゃいましたが、それを含めて九つのテーマに基づいて議論がなされておりますが、その中に非雇用型の働き方による仕事の機会の増加に対する支援、あるいは副業、兼業といった柔軟な働き方も取り上げられているところです。働き手を増やすためには、労働市場に参加してない層の掘り起こしのほかに、ITを活用した在宅での就業、勤務も重要性が増しつつございます。副業や兼業として取り組むことは、本業ではできなかったスキルの習得や物事に対する視野も広がるということで、人材育成や新たな起業につながることも期待できるとの考えも示されております。本市の進めるITを使ったフリーランスの育成は時間や場所に捉われない働き方の一つであり、子育て世代や家庭で介護に携わる方、また高齢者でも自分の時間を活用することで収入を得ることにつながり、国の働き方改革にも合致するものと考えております。以上です。

2番（林山克巳君） はい、この今の答弁でですね、この働き方改革、フリーランスの進め方、理解いたしました。ちょっと、それを踏まえて、私ちょっと、できれば本当最初扶助費から始まって、今のフリーランス、あとのNPO法人までつながるんですが、できればその自立して自分で仕事を家で、家庭でパソコンをしながらフリーランスしながら事業できる部門と、またさっき言った、話したように仕事しながら、帰ってきて副業的にやる部門と。それと、高齢者、それからもしできれば生活保護者の方なんか自分で楽しみ、外で働くのはちょっときついけど、家の中でパソコンを使って、そういう仕事、それで3万円でも、2万円でも3万円でも、そういう場所があればまた生き甲斐にもなるし、そこ全部こうつながっていきますので。それをつなげるためには、できれば各、奄美市の民間の企業の会社の経営者方々に、ちょっと協力を、協力っていうか、できればそれをオープンにさせていただいて、その簡単にできる、そういう仕事があったら、それを、そういう方々に委託する、そういうあれがあります

よって、人を紹介したりですね、こうつなげていったらですね、ちょっと新しい枠組みができてくるんじゃないかなって私自身も思っておりますので、そうでなければ奄美市のこの陸がつながってない島で、何か事業するって言ったらもうパイの奪い合いで、結局はせっかく伸びていってもなかなか軌道に乗らない。だけど、これはフリーランスを通じて、インターネットを通じてできる分野ですので、そのチャンスがある。それをこう幅広くできるような仕組みまでもっていただければ、このフリーランス支援事業が形のある事業になっていくのではないかと思いますので、その要望をして次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、NPO法人なんですが、これもNPO法人、これもなかなか民間で事業を立ち上げようって思ったら、なかなか何の事業をしたら良いか分からない。ただ、なかなか難しい、そしてなかなかうまくいかない。だけど、このNPO法人、NPOはいわゆるいろいろな活動に対して助成金やら、それから国・県・民間企業からのそういう補助をもらいながら、そしてボランティアをしながらやってくれるっていう、こういう仕組みですので、これも一つのある意味新しい、本当でしたら事業の一つに入るんですよ。これは、2003年に始まったんですよ、この事業っていうのは。ちょうど、私が2003年から2004年に、2005年に私はちょっといろいろと携わりまして、その当時としたらもう随分変わってきておりますが、それを踏まえたうえで、①奄美市におけるNPO法人についてですね、NPO法人の業種別団体の数を、簡単にでいいですので、ちょっとお願いいたします。

市民部長（前田和男君） NPO法人の業種別団体数についてということでございます。本市が所管しているNPO法人数は平成29年11月末現在で37法人でございます。定款に定める特定非営利活動にかかる事業をベースに法人設立趣旨に沿った業種で分類しますと、福祉分野が19法人、教育分野が4法人、スポーツ分野が1法人、環境分野が3法人、まちづくり分野が10法人でございます。以上です。

2番（林山克巳君） いろいろ、多岐にわたりNPO法人ができていらっしゃるんですが、その中でですね、2番、それを踏まえたうえで、法人税徴収団体の法人税、民間で言ったら会社立ち上げたら、均等割で5万円、5万円だったでしたかね、この法人税がこうかかってくるんですが、その、この徴収できる数っていうのを、ちょっと確認のために、ちょっとお願いいたします。数のほうですね。

市民部長（前田和男君） 奄美市のNPO法人のうち、法人市民税が課税されている法人数は13法人でございます。うち、法人税割が課税されている団体、法人数は8法人となっております。

2番（林山克巳君） それで、理解できました。いや、実は私、鹿児島におるときですね、これは非営利団体の部門と営利団体の部門、これ営利の部門で、会計が二つに分かれてんですよ。非営利の部門で、だけでやる部門。これは、所得も何もありません。ボランティアで、そのかかる資金だけですね。ここには、税がかからないんです。だけど、一方で税金がかかる分に関しては、所得がある分に関しては税金がかかる、なってるんです。だから、私それを確認のために、ちょっと県のほうに、私のときはそうだったんですけど、今何かNPO法人になったらみんながみんな、その法人税を払わなきゃいけないっていうちょっとそう勘違いしてる、いらっしゃる方なんか結構おるものですから、実はこの二つのやり方があって、だからもし、せっかく法人になったはいいけど、何も活動せずに法人税を年間で払わないかんってなれば、NPOに何で、そのまんまのほうがいいっていう考える方も出てくるんですよ。だけど、実際は非営利の部分だけでやれば、そういう部分であれば税はかからない、かかりませんので、そこを理解したうえでですね、またこのNPOに関してもですね、取組を図っていく団体が出てきたら、本当また活気が出るなと思いますので、ここは市民の方々に幅広くちょっと説明をしていきたいと思います。

その中で、③、地域コミュニティにおけるNPOの、NPOの役割と展望についての見解なんです

が、これは実は文教厚生員会で埼玉の上尾市に行って、地域コミュニティ、友の会、助け合い友の会っていうのが団地の、それを、自治会みたいな形なんです、それをそのままNPOの形にしてですね、国から補助を貰ったり県から補助を貰ったり、民間から補助を貰いながら、もう高齢化が進む中でみんな何かやっていこうっていう、そこをちょっと視察で勉強してきました。この前、発表、何か月前ですかね、発表を文教厚生委員会でいたしました、今これも高齢化が進んでいく中で、自治会は自治会でもいろいろあります。だけど、10年後、20年後はやっぱり高齢化が進んでいきます。また、人口も減っていきます。その中で、踏まえたくて、この地域コミュニティにおけるいろんなことについての見解をお聞かせ、聞かせていただきたいと思います。お願いします。福祉、保健福祉部長、よろしくお願いします。

保健福祉部長（上野和夫君） 高齢者福祉の観点から地域コミュニティづくりを行っておりますので、それについての答弁になります。本市におきましては、今後団塊の世代が75歳となる超高齢化社会を見据え、今からさまざまな取組が必要と考え、その一環として地域支え合い体制づくりに取り組んでいます。高齢化が進んでいる地域ではごみ出しや買い物、移動手段などちょっとした困りごとを抱える高齢者の数が多数いる状況にあります。これらの課題解決のため、これまでの介護保険制度だけでは限界があるため、NPO法人や住民主体のグループ、自治会活動などにより地域の支え合い体制づくりを構築できないかと行政も一緒になり考えているところでございます。同じ市内でも自治会組織がなく、地域住民のつながりが薄い地区や、地域のつながりは昔からあるが高齢化が著しく若手が減少している地域など、抱える課題はさまざまであり、それぞれの地域でこれからは住民の方々が安心して暮らせるためには、子どもから高齢者まで含めた地域づくりに工夫をこらす必要があります。議員御案内の埼玉県上尾市の取組なども自治会のNPO化により組織を強化し、活動をより活発なものとしたものと理解しています。今後の多様化する課題に対しては、行政が行うもの、NPO法人などの非営利団体を活用するもの、住民同士の支え合いで行うものなどさまざまな取組が必要となります。いずれにしても、住民自身の意識が高まり、必要性を感じて地域づくりが立ち上がるものであると理解しております。そのためには、市としても地域住民と一緒に検討する機会を持ち、住民自らが地域支え合い体制づくりに取り組んでいけるように、今後も多くの関係団体や住民と一緒に取組を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2番（林山克巳君） はい、分かりました。もう、是非新しい、今自治会を含めていろいろな活動で、本当いろんなフェスティバルとかいろんな見に行きましたら、本当各地域地域、やっている姿を見ております。ただ、それが5年後、10年後、15年後、またそういう間隔の中です、少しずつでもいろいろな、少しずつでも取り入れながら、知恵を出しながらやっていて、いつくれば、本当にまた新しい意味での流れが始まるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。それが、私がずっと流れの中で、扶助費から新しい産業、そこ、この三つが一つのセットになっていましたので、本当、よろしくお願いいたします。

そして、最後にですね、これは学校給食センターの運営のあり方についてです。これに関してはですね、もう議会報告会でも、それから私も自治会、保護者の方なんかからも、もう本当に意見が多いということで、私はこれを取り上げました。その中で、私がおの方々に話をしておるのはですね、道がこうよくないとか、保温状態がよくないとか、食材が調達できないとか、そういう声がありますが、私はもうはっきり言ってます。今、その中でもう建設が始まっていきます。その中で、私が一番心配してる、この前の議会報告会でも言いました。一つは、ここに書いてますけど、食材仕入れの業者に対する考え。それと、もう一つは調理員。この雇用について。この二つを、ただできたからとかじゃなくてですね、この二つだけはどうしても、どうしてもそこだけは話をしながら、最後の最後まで考えてほしいなっていう気持ちがありますので、これを持ってきております。後ほど、同僚議員がまた給食センター話

しますので、できる範囲の中で私は聞いていきますが、まず、①。食材仕入れの業者の選定についての流れ。流れなんですけど、これは後ほど聞かれると思いますので、②に行きます。支払決算システムの管理について。この支払管理システムの決済について、どうお考えなのか。どうか答弁をよろしく願いいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、給食センターへ移行したあとの話になりますが、まずは30年の2学期からになりますけれども、材料の調達につきましては市のほうで予算を計上しておりますので、その予算で食材は購入をするということになります。逆に、保護者の方につきましては、今度は市のほうに給食費を納めていただくということになります。それで、その給食費の納入方法につきましても、今関係部署と調整をしておりますけれども、口座引き落としをできるように、それからコンビニでの収納ができないかということで、今調整をしてるところでして、納入のほうもできるだけ保護者の方の負担を減らしたい、手間を省きたいというふうに考えているところです。以上です。

2番（林山克巳君） 私のちょっと質問がうまくできてなかったのかもしれませんが、今までのその自校方式の場合は、給食費を集めて学校側から、事務のほうからその食材仕入れの業者のほうに支払いをしとったはずなんですよね。その、それが今度センター方式になったら、市のほうでもうその分の予算はもう計上して、その予算額の中でもう決めていくってことのはずなんですよ。それはもう分かるんですが、私が言ってるこの支払決済システムっていうのはですね、その、そのお金を今度は給食センターから、この食材を仕入れる側にお金を支払うじゃないですか。その、その支払いのその期間とか、その口座の管理のシステムのことを私は聞いたつもりなんですよね。っていうのは、もう時間がないので話しますが、これもものすごく大事で、簡単に言えば食品問屋とか、例えばいろいろあるんですが、支払いサイトっていうのがあるんですよね。例えば、末締め月末とか。その支払い、その相手業者、その先の業者に対して。それが支払い、月末の60日とか、いろいろあるんですよ。その業界のよってまた大きくあります。だけど、この奄美においてはですね、実は鹿児島本土だとよくその支払いサイトがきれいになってるんですけど、末で締めて早くその資金を払わないかん業者が結構な数がいらっしゃるんですよね、これ。だから、その中で、だけど給食センターに納めるその金、金額っていうのはものすごく大事なんです。4,000食っていう、大きい中の中で。だから、そこに、何て言う、金額、あれが、支払いロスが出てしまうと、そのお金を準備、先にお金を払わないかんくなるんですよ。だから、そういう仕組みがありますから、そういう流れも考えたうえでいろいろと、それは業者が努力すれば済むよっていう話なのかもしれませんが、そこも踏まえたうえで、4,000食って結構、この4,000食の給食センターって大きいんで、そこもこう考えたうえで、ちょっといろいろと考えてほしいなっていうのがあったもんですから、そこは私じゃなくても、いろいろと話す方がいらっしゃると思うんで、考えてほしいと思います。

自校、で3番。いろいろもう、青果とか精肉、鮮魚、食品。そういうのはもう飛ばしますので、自校方式における調理員、その他の雇用についての当局の、雇用。まず、自校方式の調理員の数、正規、非正規。センターへの配置、また通勤手当、就職相談。これを簡単にちょっとお話をしていただきたいんですが。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、ただいまお尋ねがありました職員についてですが、現在市の正規の職員が22名勤務をしております。うち、2名は再任用職員です。それから、非常勤の職員が25名いますので、全部で47名、現在働いているということになります。それで、新しい給食センターなんですけど、こちらのほうは文部科学省の基準で言いますと調理員の数は12名というのが基準でございます。ただ、県内の状況をいろいろ調べてみますと、この基準内の人数での運営というのはどこもないようでございまして、やはりアレルギー対応ですとか、そういったことを考えると必要な人数は

もっと多くなるということでございます。それで、私どものほうといたしましてもですね、現在60何名のアレルギーの生徒さんがいらっしゃいますから、その対応ですとか、また年度途中でのセンターへの移行ということもございますので、そういった運営にですね、支障のないように職員の方は確保をしたいというふうに考えております。それから、通勤手当については、もちろん正職員については条例で定めがございます。臨時職員についても、定めがございますので、その定めに沿って支給をいたします。それから、その臨時の方々の件ですが、今後お1人お1人の意思の確認はこれから取りますので、その際にいろいろ要望なり相談があれば受けたい、個別に受けたいというふうに考えております。以上です。

2番（林山克巳君） もう、今の、今からこう、そういう流れはやっていく、やっていくって思うんですが、今の答弁で少しちょっと肩の荷が下りたっていうか、もう是非要望としてはその給食の調理員の方々の雇用。これ、47名ですので、正規も入れて。それが12名。本当は行きたくても距離が遠かったりとか、それからまた、いろんな事情があったり。子育ての事情とか、孫の子育ての事情とか、いろいろ、いろんな事情がありながら行けない人も出てくるって思うんですよ。だったらそれは、しょうがないねではなくて、できれば親身になってその相談にも乗って、できれば民間の企業で調理をするところがあれば、そういう人たちにも投げかけたりしながら、そして最後、給食センターの運営にもっていったら、もうそれでもすごく不満も残る方もおられるかもしれませんけど、そこまでやってですね、何とか給食センターのスタートにもっていただけたらいいなって思って要望をいたします。

本当に、いろいろと今回質問にあたりまして、いろいろ私も分からないことがいろいろありましたが、是非いよいよ新しい、新生朝山市長のもとで、3期目の朝山市長のもとでこの4年間を本当、夢のある4年間にできることを希望してこの質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、自民新風会 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

2時45分、再開いたします。（午後2時30分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 橋口和仁君の発言を許可いたします。

20番（橋口和仁君） はい、こんにちは。まず、冒頭からなんですが、質問の主題の変更をお願いしたいと思います。給食センターについてを2番に、そして農業振興についてを3番に変更をお願いしたいと思います。

それでは、改めて議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。自民新風会の橋口和仁でございます。平成29年度第4回定例会、一般質問を行います。

まずはじめに、3期目の当選を果たされました朝山市長、御当選おめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。少々質問に入る前に所見を述べさせていただきたいと思います。市長選を振り返りまして、今回4年振りに選挙戦となりました。市長におかれましては、住用・名瀬・笠利地域の隅から隅々まで回られ、各地の現状をつぶさに御覧になられたことと思います。地域においては高齢者が多くなり、空き家が目立ってきたところ、また人通りも少なくなってきたところ、閑散となってきたところ。半面、賑やかに入込客も増えてきて、ざわざわと賑やかになったところ。また、豪雨災害後の復旧が進み、市民の元気さを感じたところ。更に、自然景観がすばらしく、今後の観光振興において考えさせられた地域など、この4年間で各地域が変わってきたことを改めて実感として感じられたことと思います。ちょうど8年前の平成21年に朝山市長は奄美市第2代目の市長として誕生いたしました。厳しい

財政状況下の中でのスタートでありました。まず、財政健全化に向けて、そして産業の活性化に向けて、更に観光交流拡大に向け取り組んでこられました。その間、リーマンショック後の経済不況の中でありましたので、その対策に、そして記憶に残る豪雨による、奄美豪雨災害の復旧にと、その対策に取り組まれてきました。その状況を乗り越えてこられ、先の市長選、市長の挨拶にもありましたように、まさに1期目は記録にも記憶にも残る1期目であったと思います。そして、2期目には奄美群島振興開発特別措置法の改正法案に向けて、群島の長として、群島の各自治体から意見、要望を吸い上げ、改正法案に向け取り組んでこられました。それに伴って、航路航空運賃の軽減、更に成田・奄美間へのLCC航空の就航と、そして農水産物の本土への輸送費の軽減支援など、奄美へ訪れやすく、農水産物を送るやすく、その環境ができてまいりました。昨今では多くの方が奄美を訪れ、雇用も仕事も増え強く経済の追い風を感じる2期目であったと思います。しかし、その反面、この8年間において懸念すべきことは人口減少問題であります。更に、産業界の格差でもあります。人口の減少は周辺部において大きく、地域においては閑散として空き家が目立つ状況にあります。若者が少なく、高齢者が増え、地域が衰退する状況でもあります。仕事をつくり、雇用が生まれ、そこに人が介在することによって、地域が再生され活力が生まれるように、人口対策に向け仕事や雇用対策に抜本的な対策を講じていただきたいとの声が多く聞こえてまいります。市長には、この情報、状況をしっかりと受け止めていただいて、今後4年間の市政運営にしっかりと生かしていただきたいと思います。奄美には来年、再来年と世界遺産登録に向け、更に国民体育大会などのイベントなどが予定とされており、交流人口の増加が期待されます。追い風をしっかりと掴み取り、市民の暮らしに幸せを運んでいただきたいと思います。

そこで、質問をいたします。前回、4年前の選挙は無投票でありましたので、市長が就任されました平成21年からこの8年間の市政運営に取り組んでこられた期間において、どのような課題があり、取組においてどのような成果がなされてきたのか、改めて示していただきたいと思います。特に、基本構想に掲げてありますまちづくりの基本理論、理念である四つの基本姿勢。一つ、地域に誇りを持てるまちづくり。二つ、人づくりを中心とするまちづくり。三つ、また訪れてみたくなるまちづくり。四つ、自然と共生するまちづくりの達成率はどうなのか。この8年間の成果について示していただきたいと思います。更に、まちづくりに向けての将来目標人口5万人、交流人口45万人、総生産額1,400億円達成に向けてどうなのか。中間報告として示していただきましたが、改めて現時点での達成率について示していただきたいと思います。特に生産額については、第1次、第2次、第3次産業の産業別生産額はどのくらい伸びているのか、示していただきたいと思います。

次回からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、橋口議員にお答えさせていただきます。議員の御指摘のとおり、選挙戦を通じて市内くまなく遊説をしたところでもあります。その中で、議員がお話のとおり、高齢者、そして空き家、まさに目に付いた感がいたします。これらを踏まえて、今後どのようなまちづくりをしていかなければいけないのか、そういう意味において、外にあってはあらゆる外交、交渉含めて政治家でありたい。内にあっては市政を経営する経営者でありたいという思いで、私は2期8年間努めてきたつもりであります。その中で、成果というものについては、市民の評価に委ねることといたしますが、しながら誠実には向き合ってきたつもりでございます。そのような中において、やはり政治には理念が必要であり、理念はやはり行動であるという思いも私は遊説の中で申し上げてまいりました。その理念について申し上げたいと思います。その四つの基本理念であります。数字目標の後段の御質問については担当部長に委ねることにいたしまして、私のほうではまた訪れてみたくなるまちづくり。自然と共生するまちづくりについては、近年の航路・航空路線の活況や奄美群島の国立公園誕生、その先の世界自然遺産登録といった可能性を秘めた新しい風をしっかりと捉え、更なる発展につなげるための各種施策

に取り組んでいるところであります。また、人づくりを中心とするまちづくりについては、地域の宝である人材の確保、育成に向けて、奄振交付金制度や地方創生制度を重層的に活用した事業の展開を行っているところでございます。御指摘の地域に誇りを持てるまちづくりについても、奄美市誕生時から取り組んでおります「一集落一ブランド事業」を始め、「本気で人口を増やしたい集落応援事業」などの集落活性化の取組に加え、本市の基本理念であります「地域に根差したふるさと教育～奄美の子どもたちを光に～」のもと、地域への誇りを持つ児童・生徒の育成やスポーツや文化などを通じて、自信と誇りを持ち「夢は～島でも叶う」ことの意識の醸成にも努めてまいったところであります。その結果として、それぞれの地域が有する宝を再認識し、それらを活用したまち歩き事業やイベント開催、あるいは大島高校の夢は島でも叶うという甲子園の出場などの成果も表れてきてるのではないかと思います。3期目の公約の中でもお示しいたしましたが、私の市政運営の理念でもあります、「人は財産、集落、地域はエネルギー」の実現に向けて、今後とも先人から受け継いだ自然や文化の宝を大切にするとともに、これらを情報発信することにより自らの地域に誇りを持てるよう取組を進めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いしたいと存じます。なお、後段の目標数値等については担当部長に委ねますので、御理解いただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、私のほうから数値目標の達成率についてお答えをさせていただきます。まず、人口についてということですが、平成32年の目標値を5万人というふうに設定しております。これは、昼間の人口を含むということでございます。平成27年の国調人口の数値が昼間の人口含めてですが、4万4,707名となっておりますので、達成状況としては89.4パーセントというふうになっております。次に、交流人口ですが、奄美大島に空路、海路を利用して出入りする群島民を含めた入込客数の目標を45万というふうに設定をしております。最近の、直近の数字で平成28年1月から12月の実績で申し上げますと、43万1,740人ということでございますので、平成29年度の目標で推移を見ますと達成するものと、45万達成するものというふうに考えているところです。次に、総生産額のほうですが、鹿児島県の市町村所得推計を基礎として、平成32年の目標を1,400億円と設定をしております。直近の統計数値で見えますと、平成26年度が一番新しい数字ですが、約1,287億円ということでございます。目標にはまだ届いておりませんが、平成25年度と比較しますと増加の傾向にあるということでございます。一方、議員の御質問の農業生産額のほうですが、同様に平成26年で申し上げますと8億3,900万円ということでございます。奄美市全体の総生産額に占める割合は0.7パーセントというところでございます。林業と農業と水産業で申し上げますと、林業のほうは平成19年度を設定しておりますが、以降は伸びてる状況です。ただ、農業と水産業については若干減少傾向にあるというところでございます。地域を支えて、支える基礎となる第一次産業でございます。取り分け、本市においての一次産業の大半をなす農業は市でも極めて重要な分野でございますので、今後とも各種施策を展開して農業生産額の向上に努めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

20番（橋口和仁君） はい、市長のほうから基本理念について、答弁をいただきました。なかなか達成率ってなると抽象的で話しにくいんですが、これまでの8年間にいろいろな施策を展開をされながら、まさに人づくりは財産であると、集落はエネルギーであるというとおりの、少しずつであります。集落のほうにおいても活性化ってきてるのかなと。将来的に、人が多く介在していけば、実際にこういう体感として感じられるところではありますが、引き続きですね、この4年間、この機能、基本理念を乗けて、また取り組んでいただきたいなと思っています。

先ほど、部長のほうからも目標の数値について説明をしていただきました。人口については、年々やっぱりその人口っていうのは減っていく傾向で、非常に懸念するところでございますが、これについては今後の政策の中で、やっぱり仕事、雇用が生まれて、やっぱり人が介在するという考えのもと、仕事

づくり、雇用に向けて取り組んでいただきたいなと思っております。交流人口に、45万人については、29年度で達成ということで、いち早く32年度前に前倒しで達成できたことは非常に喜ばしいことだと。その大きな要因は交流人口、観光によっての人口増ってというのが大きな要因ではなるかなと思っています。来年、世界自然遺産登録等も控えておりますので、更なる伸びが期待されてくると思いますが、その流れのしっかりと掴んでですね、まだまだその交流人口を増やしていただきたいなと思っています。一番懸念するのは、総生産額なんですけど、これがやっぱり仕事がなかなか厳しいということで、額が上がってこないのかなと。一番、部長が言われ、答弁で示していただきましたが、一番の基本となるのは一次産業、農業、水産業、その辺りの振興が大きな課題なのかなと思っております。農業においては、以前よりちょっと若干減少傾向ということではありますが、その辺りも含めてですね、今後4年間どのような目標に向けて取り組んでいくのか、その方針を示していただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 市長のマニフェストの関係での任期4年間の取組方針ということで、私のほうからお答えをいたします。今回の選挙において、市長のほうでは風を力に、暮らしに幸せをというテーマで各種産業の振興や民間活力を支援する雇用と仕事の行動プラン。そして、子育てや定住、地域づくりや人づくりを支える家族と子ども応援プラン。そして、安全・安心なまちづくりや健康、福祉を推進する暮らしと安全推進プランの三つのプランを重点においた公約を掲げております。議員の御質問にありました雇用と仕事行動プラン、これ大変大事なことですが、これ重点3分野であります農業、観光交流、情報の振興に加えて雇用、起業をはじめとする民間事業者のチャレンジ支援等に積極的に取り組むことを示したところございます。特に議員の御指摘の農林水産業の振興については、地場産業を強化し、経済の域内循環の向上に向けての重点的な施策を掲げております。具体的に申し上げますと、主力作物であるサトウキビの反収アップによる生産力の向上。タンカンなど果樹の輸送コスト支援を活用した奄美ブランドの確立と1次産物を加工し特産品を育成するための1次産品の加工施設の整備や産地の直売所の活用による魅力ある地場産品の開発の支援がこれにあたると考えております。更に、先ほど議員からもありましたが、来年には世界自然遺産登録が見込まれております。その効果を見据えた観光の振興と併せて、ブロードバンド整備などと連動させながら、新たな雇用と仕事づくりにつなげていきたいというふうに考えております。そのためにも業を起こす人材への支援、あるいは新たな働き方を支援することが大変大切です。そのことで、雇用と仕事の創出に向けて取組を進めていきたいというふうに考えているところです。ただ、実現に向けては基本となる財政状況をしっかりと整えることが重要です。今後も市民の皆様の御理解と議会の協力をいただきながら、職員一体となってこれからの一つ一つの課題に真摯に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

20番（橋口和仁君） ただいま、部長の方からも答弁いただきました。三つのプランですね、こちらのほうにマニフェストがありますが、まさにこの雇用と仕事、行動プラン、そして家族と子ども応援プラン、暮らしと安全推進プラン、これをしっかりとこの4年間、いろんな施策展開していただいでですね、まず人、仕事をつくっていただきたい。そして、それによって集落のいろんな今の状況も改正していただきたい。いろんな声がありますので、是非早急に取り組んでいただきたいなと思っております。1次産業につきましては、後ほどまた質問させていただきますが、とにかくですね、この4年間、非常に朝山市政におきましては、3期目の集大成という思いを私は持っておりますので、是非頑張っていたきたいな、と思ってます。

それでは、給食センターについてお伺いをさせていただきます。まず、現在の整備状況とその進捗についてと、2番の給食センターへの移行時期、3番目の雇用について、一括して答弁をしていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、まず一つ目の整備状況、進捗率についてでございます。

現在、給食センターの整備状況につきましては、基礎工事が既に終了をしております。現在は本体の建築に入っているところで、予定どおりの進捗ということでございます。それから、各学校のほうの給食用のコンテナの受配設備、これにつきましては11月に設計事務所との契約を終了しております。現在設計に入っております。1月には、1月の末には設計が完了をすることになっております。また、排水処理の施設につきましても、11月に発注をしまして、来年の4月末の完成という予定でございます。進捗率といたしましては、11月末現在、事業費ベースで言いますと17.4パーセントということになります。

それから、二つ目の移行の時期ですが、これは来年の2学期、従いまして平成30年の9月から給食センターの運用を開始をする予定でございます。

それから、現在雇用されてる調理員の件につきましては、先ほど林山議員のほうでもお答えをいたしましたけれども、スタートを、その県内の給食センターの状況ですとか、そういったことを調査をさせていただきました。それでアレルギー対応とか調理の行程、そういったものを考えた結果、考えて、職員を配置をいたしますが、まず運用を開始するにあたって人手が足りないというようなことがないように、ちゃんと支障のない人数を配置をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

20番（橋口和仁君） まず1番のですね、進捗率が17.4パーセントということですが、給食センターの完成時期っていうのは、大体いつぐらいを予定をしますか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） センターのほうは5月末には完成をいたします。そのあと、機器の調整ですとかいうのが入りますので、実際に機械が動かせる状況になるのは夏休み、7月ということで考えております。以上です。

20番（橋口和仁君） はい、そのうえでですね、次の4番目、配食、配送に向けての研修期間ということで質問させていただきますが、雇用の面、そしてまたそこに取引業者の納入の面、いろいろとまた後ほど、納入の面については後ほどお聞きいたしますが、今雇用されている自校の方式のほうで雇用されている方々の、この新しい給食センターに向けての研修期間っていうのは、いつぐらい予定されているのか。その先ほど部長から、その夏休みの期間に機械を導入できて、それで稼働するということであれば、実際に機械を動かしてその検証をできるのかどうか。その実際に耐えるのかどうか。このセンターへの移行時期が平成30年度の9月ということでスタートいたしますが、この1月間で実際に動かして、研修できるのかどうか。この研修の場所は、そして何名ぐらいを研修にしてもらうのか、その辺りはちょっと示してもらえますか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 先ほど申しましたが、5月に本体が完成をいたします。それで、その後中に入ります機械類の調整、そういったものを6月中で済ませたいということでございます。それで、7月からその機器のメーカー、この方に在駐をさせていただいて、取り扱いの方法とかそういったものを研修をする予定にしております。調理員の方の研修につきましては、もう既に今年度から始めておまして、笠利の給食センターのほうにグループ分けをして、順次研修に行ってもらっております。来年度はですね、県内のセンターで、今度私たちが予定をしているセンターと同程度の規模のセンターのほうに、また研修に行ってくださいというふうに考えているところです。以上でございます。

20番（橋口和仁君） 同規模の県内の給食センターということなんですが、実際に何名ぐらい行かれるのか、なかなかその研修してもですね、実際にこの調理となるとこの特に今回4,000食ですよね。笠利のほうでは800食の中で、動線も含めてですね、これが本当に4,000食でなった場合にはで

きるのか、できるのかどうかというのがすごく危惧するんですが、その辺りの対応は2・3人で行かれるのか、ある程度やっぱり何名か、研修に行ってもらって、そのうえで8月に実際にこの場所で研修するという形されるのか、その辺りどうなんですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 調理につきましては、機械の大きさは違いますけど、基本的に構造は一緒でございます。ですので、現在笠利のほうで行っている研修でまず機械の扱い方に慣れていただきたいということで実施をしております。あと、先ほどおっしゃった4,000食規模で、少し規模違いますので、それは来年度、県内の私どもが予定をしてる施設と同じ規模の給食センターのほうへ研修に行っていただくことにしております。以上です。

20番（橋口和仁君） まあいいです。本当に来年9月から稼働するわけですので、しっかりとそのときには職員が、職員がですね、やっぱり戸惑わないようにしっかりと対応してもらうように、是非お願いしたいと思ってます。

それでは、次の納入センターへの、給食センターへの納入体制について伺いをいたします。先ほど林山議員のほうから、答弁で聞いたうえでこのことを再度質問しようと思っておりましたが、この部分については割愛されましたので、改めてお聞かせいただきたいと思います。まず、その今までの自校方式の中で、この取引業者の数、何業者が入っていらっしゃるのか。鮮魚、精肉、青果、そして日配だと思いましたが、実際に何業者がそこに入っているのか、その数を示していただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、ただいま質問にありました食材の仕入れ業者の数についてですが、今年の3月現在で一度集計をあげてございます。そのときにはですね、名瀬・住用地区の小学校、あるいは中学校、こちらのほうに納入をしている業者としては青果のほうが16業者、それから精肉は10業者、それから鮮魚のほうが7業者、その他の食品、調味料とかいろいろございますが、そちらが40業者ということになっております。

20番（橋口和仁君） 青果が16社、精肉は10社、鮮魚が7社、その他食品が40社と、合わせて73業者なんですね。そのうえで、改めて1番の質問に入らせていただきますが、この73の取引業者への説明会は現在行っているのかと。昨年、施設整備についての案件が出まして、議会では議決させていただきましたが、その後ですね、教育委員会のほうに赴きまして、前もって自校で納入されている方々への説明は早々に説明をすべきじゃないかなと。そうしないと、非常に心配である。これは、大なり、大きな事業所、小さな事業所がありますが、とにかく死活問題のことにありますので、その辺りを踏まえてですね、前もって説明をしていただきたいと思いますということで、話をさせていただきました。この現状を今どうなって、どうなってるんですか。ちょっと示していただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） これまでの間でですね、学校に納入をしている食材に、まずどういったものがあるのかということ。それから、その年間でどのぐらいの量を使うのかということの、まず数値を掴まないと、皆様にお示しもできないところでしたので、その作業をさせていただきました。現在、取り敢えず年間で使うそういった食材の数値の推計というものができあがりましたので、今後ですね、今ちょうど作業中なのは、あと納入していただく業者の方々に対してどういった条件を付けるのかというところがございます。と言いますのは、衛生管理上の問題で食材を運ぶときの温度管理であったりとか、そういったことがございますので、現在それをまとめる段階に来ております。これがまとまりましたらですね、奄美市学校給食センターの物資購入計画ということで、現在納入をされてる業者の皆さんにこちらの考えをお示しをしたうえで、またいろいろと御意見を伺いたいというふうに考えているところです。

20番（橋口和仁君） 物資購入計画として、各事業所に対して説明をするということなんですが、時期的にはいつ、いつ頃になるんですか。今月なんですか、来月なんですか。今年度なんですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 時期につきましては、今年度末ぐらいには案内を差し上げて、年明け早々に説明をさせていただきたいというふうに考えております。

20番（橋口和仁君） これは、ちょっと驚きですよ。本当に取引業者にとっては、先ほどもお話ししましたが、死活問題でありますし、今の時点でね、説明会をするという。あと、来年9月まで9か月しかないんですよ。その中で、取引業者においては事業を拡大したいという方もいらっしゃるでしょう。また、どういう運行体制であればいいのかという、いろんな懸念しながら、まず当局からの説明を待っていたと、待っているという状況なんです。巷に、私の耳にも入ってきますが、一体何やってるのと。これまで何10年間、自校のほうに搬入させていただいて、これも一言も何もないと。来年以降、センター化になりますが、その状況、一つも耳に入ってくる来ない。私どものことを本気に考えていらっしゃるのかと。先ほど、林山議員も指摘いたしました、まず職員の処遇、そして取引業者の不安、その辺りの解消をね、本当に真剣に当局が考えていらっしゃるのかと、改めて感じます。物資計画立てて、来年度ということではありますが、まずですね、早急に何とか説明を、会を開いていただきたい。その上においてですね、どのような体制をするかというのが、また議論の大きな争点になろうと思いますが、基本的に当局が考えている運営体制、いう辺りは、今の段階で言える範囲でよろしいですが、どのように考えてるのか、まず示していただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 業者のほうの、このあと選定ということに、条件をいろいろ決めたうえで選定ということになりますけれども、給食費の負担をなるべく軽減をするということを考えれば、入札とかそういう方法もあるかと思いますが、まず先ほど議員のほうからもおっしゃいましたように、数多い業者の方が納入をしておりますので、そういった取り扱いがいいのかどうか、そういったことも含めて検討をさせていただいたところです。先ほど言いましたように、このあと説明会をさせていただいて、各取引業者の方々からの御意見等も伺ったうえで、最終的な方針を決めたいと思っておりますので、そのときにはまたいろいろと御指導いただければと思います。

20番（橋口和仁君） ただいま、部長のほうからね、入札という話も出ましたが、これまで長年にわたってですね、自校のほうに納入された方にとっては、これ大きなことです。当分の間、この給食センターについては直営でされるわけですね。地域産業の育成という観点から、入札となると大きなところから入って来られて、安い金額で契約される場合もあろうかと思います。その辺りも勘案していただいて、当分の間ですね、皆さんの声を聞きながらどういう形でいいのか、どうしたらその人たちを安定して、そして当分の間納入できるような体制ができるのか、しっかりと議論していただいて進めていただきたいと思います。

それで、それでですね、この間ですね、他の議員との話の中ではこういう体制はどうなのかなということで、話をいたしました。仮称、納入組合体制での組織体制ができないのかということでございまして、例えば日配、精肉、鮮魚、青果とございます。先ほど、精肉については10社、そして鮮魚7社、青果が16社、そしてその他食品となると日配だろうと思いますが、日配を含めて。その組織のもとにおいて、また上のほうで行政が参画していただいて、協議会という形でしていくことによって、安定供給ができるんじゃないかなと。これは、今後やっぱり議論しないといけないところだと思いますが、その辺りの考えっていうのは、検討してもらえるのかどうか。その辺りは、まずどんなでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 私どものほうもですね、食材を調達をするにあたりまして、特に青物等につきましてはできれば地場産品を使いたいという思いがございます。ですので、地場産品を納入ということになると、なかなか1戸1戸の生産が小さいものですから、そういったことを考えますと、今議員のほうからおっしゃられたような、そういう組織をつくって食材を調達をするというのも一つの方法として考えられるというふうに思います。

20番（橋口和仁君） 地場産推進につきましては、今現在笠利のほうにおいてはですね、味の郷かさりのほうですね、やっぱり地元の食材を供給していただいて、それ一括して納入すると。今回、今後名瀬・住用ほうに展開していくわけですので、まず1次産業の振興、契約作業してもらったうえでですね、調整課のほうからまたという形でも、いろんな形があろうかと思いますが、その辺りまた検討していただいて、よりよい形で安定供給に向けてやっていただきたいと。そして、今までの取引業者をしつかりとさせて、当分の間ですね、当分の間、やっぱりさせていただきたいと思っておりますので、その辺りを、いろんな状況を踏まえてですね、是非協議をしていただきたいと思っています。是非、よろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。農業振興についてであります。一つ、1番目の振興作物において、今後具体的にどのように規模拡大に向けて取り組んでいくのか、示していただきたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 振興作物についての御質問ですので、現況と対策をお示したいと思います。振興作物の現況としましては、笠利地区でのサトウキビや肉用牛、住用・名瀬地区の傾斜地でのタンカンやスモモ、平坦地におけるパッションフルーツ、マンゴーなどの施設園芸、カボチャを主体とする露地野菜などの振興を図っているところです。推進における課題としましては、農業従事者の高齢化、後継者不足、販路の開拓、耕作放棄地の増加などが挙げられます。

次に、振興対策ですが、サトウキビについては奄美市サトウキビ振興対策協議会において病虫害対策、土づくり対策、管理作業の軽減などの支援。肉用牛については、国の畜産基盤再編総合整備事業による施設整備の実施、市単独重点品目生産向上対策事業による簡易資材購入の支援、畜産クラスター事業による大型農業機械の導入。タンカンを中心とする亜熱帯果樹については、JAの事業を活用し樹園地の造成、樹木の更新や市単独重点品目生産向上対策事業による大玉スモモ、新品種「津之輝」の苗木導入等への支援。カボチャについては生産安定、規模拡大を図るため市単独重点品目生産拡大事業により栽培資材購入に対して支援を行っているところでございます。

20番（橋口和仁君） 今回、市長の公約でですね、地場産業を強化し経済の域内循環の向上に努めますということで、サトウキビ生産力の向上。今年度、土づくりということで与論のほうから土が搬入されてきた。これが、ある年、一定の期間を経ないとその成果っていうのは表れてこないんですが、いろんな取組をやってきてるということで非常に評価させていただいているところでございます。そこで、課題となるのは高齢化に沿って、従事者の確保っていうのがございますが、この新規、すいません、新規就農者への対策について、改めて伺いをいたします。その現状と課題、今後の取組について示していただきたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 新規就農者の確保についてですが、過去3年間の推移について御案内します。新規就農者については、平成27年度7名、平成28年度5名、平成29年度4名となっております。関連しますので、認定農業者については農業の高齢化による再認定を受けないことなどで近年減少傾向にございます。

20番（橋口和仁君） 新規就農者については、年々もう減ってきてるということで、一番、今後支援していただきたいっていうのは、やっぱりその農業の振興なんですね。先ほどの生産額で9億円ということで、下がってきてると。そしてまた、その従事者のほうも減ってきているということで、一番基礎となるとところが一番こう重点的に手当てをしないといけないところなのかなという思いの中で、その新規就農者についての今後の4年間の取組っていうのは、どのようにされていかれるのか、その辺りまでちょっと示してください。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

農政部長（山田春輝君） 新規就農者の今後の4年間の取組。

20番（橋口和仁君） はい。

農政部長（山田春輝君） 先ほど申しましたとおり、新規就農者は減少傾向になっております。今後も、センターでの研修制度等を踏まえまして、できるだけ多くの新規就農者に呼び掛けていきたいと考えております。

20番（橋口和仁君） はい、是非頑張ってくださいと思います。

もう一つの課題がですね、やっぱりそういう土地問題だと思います。今、中間管理機構のほうで、いろいろと土地の流動化について取り組んでいるところなんですけど、往々にして基盤整備されてるところしか中間管理機構は取り扱っていないと。遊休地が多くある中でね、その辺りの対策を講じていただきたいんですが、市としてこの遊休地に向けての取組はどのように考えて、その現状と課題について示していただきたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 遊休農地についてですが、平成28年度末で名瀬地区全体の遊休地が163ヘクタール、笠利地区11ヘクタール、住用地区36ヘクタールとなっております。遊休地の解消については、農業研修事業による新規就農者の農地確保や認定農業者の規模拡大が重要な対策と考えております。取組といたしましては、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用や遊休地対策を兼ねた農地の輪転を農業委員会などの協力を得ながら進めているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

20番（橋口和仁君） 市の基本となる産業でございますので、是非その対策も含めてですね、併せて新規従事者の拡大に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、加工施設の取組についてなんですが、第1回定例会においてその状況っていうのを示していただきました。今後、JAさん、生産者、そして当局がしっかりと協議をしたうえで進めていきたいという答弁とございましたが、今9か月が過ぎまして、その状況は変わってきてるのか、現状のままなのか、その辺りを示していただきたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 今、議員御案内の加工場のことに関しましては、大島本島内の各市町村と加工施設について、今年6月28日に協議会、協議を行いました。その中で、現在の選果場に出荷される規格外品の状況説明と、1次加工を目的とした加工施設整備について、奄美市のほうから提案させていただきました。各市町村の意見としましては、「近年加工施設整備を行った」や、「独自でジュース原料をストックしている」などの消極的な意見と、加工施設の整備が必要であるという前向きな意見が聞かれました。また、費用の負担割合や選果場利用率向上も課題として挙げられております。今後、加工施

設整備に向けては現状の規格外品の量などの課題もあることから、十分な検討を重ねて話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

20番（橋口和仁君） はい、加工施設についてはまた検討するという事で、広域ではなかなか厳しいものがあるのかなというふうに、今の答弁で感じましたが、市独自での取組ってというのは可能性としてはあるんですか。考えていらっしゃいますか。

農政部長（山田春輝君） 今、議員からも御指摘がありましたとおり、本島内5市町村が足並みを揃えてっていうのは、今年、来年とかいうふうな雰囲気ではないので、今後部内ですとね、検討しまして、もしかしたら将来的には奄美市独自でそういうことも検討していかなければならないかと考えております。

20番（橋口和仁君） 加工施設に向けてはですね、まず第一に一元集荷だと思います。今、JAさんが選果場の指定管理で管理しているところなんですけど、当初は462トンっていうことで搬入計画で進めていったんですが、この3年間、200トンを切ってるという状況で、その辺りの対策は求められてくるだろうと思いますが、その辺りについての生産者、JAさん、そして当局との話し合いはどのような現状なのか。課題はどうか、その辺り、示してください。

農政部長（山田春輝君） 選果場の取扱実績は平成25年度が168トンで、3,499万6,000円。平成26年度は減りまして、70トンで2,940万4,000円。平成27年度は御存知のとおり、ミカンコミバエでありませんでしたので、平成28年度は192トンで5,398万1,000円となっております。今年度予算のJAの目標計画は共販量192トンに対し、共販額約8,000万円となっております。このような取扱量が継続的に確保できれば、ブランド化も近づくものと考えております。今後、タンカンの一元集荷に向けた取組についても、選果場利用の促進を図りながら、JAが主催するタンカン出荷説明会や反省会などで生産者も含めて出荷促進を図りながら、規格外品の取り扱いに向けた話し合いも進めて考えておりますので、よろしくお願いします。

20番（橋口和仁君） タンカンについてはですね、今後奄美の果樹のエースだと。そして、外貨を稼げる柑橘だと思っております。今、沖永良部、徳之島、花き、そしてジャガイモ、本当に島ごとに特産品、特産品じゃなくてですね、作物がぱっと浮かぶ、浮かんでくるんですが、奄美大島だからこういう、何か奄美大島の特産作物なのかというのが見えてきません。実際、沖永良部に行きまして、この、その現状をつぶさに見させていただきました。農業生産額っていうのが、約56億円ぐらいでしたね。奄美においては9億円と、それから比べてですね、やっぱりその地域の頑張る意欲っていうのが、やっぱり違うんですよね。将来目標は近場にあったと思っておりますので、その辺りの取組を含めてですね、しっかりと見据えていただいて、今後4年間、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ブランドについては、共販額1億円ということで、提示する、定時、定量、もう一つなんですかね、それに向け、よって、やっぱりその継続的にこれが履行されていくことによってブランドとなるわけありますので、先ほど部長からの答弁でありましたように、現在8,000億円と、8,000万円と。あと、2,000万円。これは、個人的にクリアできる額なのかなというふうに感じておりますので、その辺りはまず生産者とJAさんと、当局がしっかりと連携を図りながら進めていくということ、もう是非取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりますが、今回風を力に、そして暮らしに幸せをということで、市長訴えて、3期目の当選を果たされました。是非、この風を力に、市民の暮らしをしっかりと幸せにしていきたいと思いますように、この4年間、是非頑張っていきたいと思います。以上で、私の一般質問を終わ

ります。

議長（師玉敏代君） 以上で、自民新風会 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時44分）

第 4 回 定 例 会
平成 29 年 12 月 12 日
(第 3 日 目)

12月12日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
5 番 栄 ヤ ス エ 君
7 番 与 勝 広 君
10 番 元 野 景 一 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
20 番 橋 口 和 仁 君
22 番 平 川 久 嘉 君
24 番 伊 東 隆 吉 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
6 番 大 迫 勝 史 君
9 番 戸 内 恭 次 君
11 番 川 口 幸 義 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
19 番 多 田 義 一 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番 渡 雅 之 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長 松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長 盛 島 洋 久 君	総 務 部 長 東 美 佐 夫 君
総 務 課 長 三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長 山 下 能 久 君
財 政 課 長 國 分 正 大 君	市 民 部 長 前 田 和 男 君
税 務 課 長 田 中 義 一 郎 君	環 境 対 策 課 長 島 袋 修 君
環 境 対 策 課 参 事 松 岡 正 憲 君	国 保 年 金 課 長 井 上 裕 之 君
保 健 福 祉 部 長 上 野 和 夫 君	福 祉 事 務 所 長 奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長 石 神 康 郎 君	高 齢 者 福 祉 課 長 永 田 孝 一 君
商 工 観 光 部 長 菊 田 和 仁 君	商 水 情 報 課 長 武 下 義 広 君
紬 観 光 課 長 保 浦 正 博 君	農 政 部 長 山 田 春 輝 君

12月12日(3日目)

農林振興課長	山下 仁司 君	土地対策課長	前島 有為生 君
建設部長	本山 末男 君	都市整備課長	竹元 康晴 君
土木課長	橋口 義仁 君	建築住宅課長	備 孝朗 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	下水道課長	里 嘉郎 君
水道課参事	藤山 浩俊 君	教育委員会 教務局長	森山 直樹 君
学校教育課長	元 野 弘 君	生涯学習課長	福長 敏文 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	満 永 亮一 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間の配分をよろしくお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように予めお願いしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17番（崎田信正君） 激励をいただきました。頑張りたいと思います。おはようございます。日本共産党の崎田信正です。朝山市長におかれましては、3期目の御就任、おめでとうございます。就任挨拶でも述べられておられましたが、この3期目というのは大変大きな事業、あるいは課題が集中する期間でもあります。これまで以上に市民の生活向上、市の発展のために取り組んでいただきたいと思います。市長は2期8年間で公約の86パーセントを達成と述べられました。それについての検証も必要ではないかと思いますが、私たち議員も今の時期は4年任期の折り返しのときとなり、一定の総括も必要かと思っております。そこで、私も2年前の議員選挙で市民の皆さんに何をお約束したのか、選挙公約を振り返ってみました。共産党市議団としては、毎年100項目を超える予算要望書を提出しており、現在平成30年度の予算要望書を準備しているところですが、先の選挙公約では最重点課題として、1、国保税、介護保険の負担軽減。2、子どもの医療費を中学校卒業まで無料に。3、高齢者バス代補助制度の実現を。4、公契約条例の制定を目指す。5、商店版リフォーム制度の実現を。6番目に、自衛隊基地建設、ミサイル部隊に、ミサイル部隊配備に反対をします。この6点を掲げました。どれも一般質問等で当局と議論を重ねてきたものであります。当局の皆さん方の努力と御理解のもとで実現したものや、不十分ながらも改善に向かっているものであります。これからも市民の生活向上を第一に市の健全な発展のために朝山市政とは是々非々の立場でしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、市長、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従って順次質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、昨日三島議員が議会開会日の12月8日はアジア・太平洋戦争の戦線を拡大した日から76年を迎えた日で、私たちは2度と戦争する国にしないためにも、12月8日を期に訴え続けることが大事だと言われました。私も全く同じ思いであり、自衛隊基地建設に好意的な人たちもこれは同じ思いだと思います。三島議員も述べられましたが、私は今、来年世界自然遺産の登録を目指すこの奄美大島がどんどん軍事の色に染められていることに、これから先の奄美大島に大きな不安を感じております。市長には非核平和都市宣言にふさわしい平和行政に取り組んでいただきたいと強く願っているところであり、これまでも私はその立場で質問をさせていただいておりますけれども、今回とうとうここまで来てしまったのかとの思いを強くいたしました。それは、11月10日金曜日に名瀬港で米陸軍の汎用揚陸艇が自衛隊車両の運搬を行う状況を目の当たりにしたからであります。市長は陸上自衛隊の基地建設については、詳細が明らかにされていない中での受入表明については、国を信じて表明を決断とされておりますけれども、奄美大島名瀬港で展開された米軍と自衛隊の共同訓練についてはどう捉えているのか、御見解を示していただきたいと思います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、さっそく三島議員にお答えさせていただきます。
（「違う」と呼ぶ者あり）

大変失礼いたしました。崎田議員にお答えいたします。今回の米軍の汎用揚陸艇の入港につきましては、奄美大島を含む九州、沖縄全域で実施されておりました陸上自衛隊西部方面隊実動演習「鎮西29」にあたり、「日米物品役務相互提供協定」、ACSA（アクサ）というそうではありますが、に基づいた陸上自衛隊の隊員及び車両の輸送役務の提供と伺っております。本協定は米国と同盟国間で必要な物品と役務を相互に提供し合えるように規定する協定であります。日米間では1996年6月に締結され、2017年4月に平和安全法制の内容を踏まえ、新たに締結されているということでもあります。従って、米軍独自の訓練や行動に伴うものではなく、日本と米国間の協定に基づいた協定であります。また、本訓練につきましては、九州、沖縄全域にわたる訓練でございますので、一自治体の私といたしましては見解を申し上げることは控えさせていただきたいと思います。御理解を賜りたいと思います。

17番（崎田信正君） 答弁ありがとうございました。私は冒頭で奄美大島がどんどん軍事の色に染まっていくとこう述べました。これは、これまでの経過を見てそう感じてるわけですね。最初、自衛隊がこの地で訓練をしたのは防災訓練なんですよ。それが、今は明らかに軍事訓練。米軍が関わってきたというのは、過去に昔あったようではございますけれども、昨年3月に米7艦隊所属のパトリオット、掃海艦が入港してきました。このときは、地元住民との交流が目的だというふうに新聞にも書かれていたわけですね。今回は明らかに米陸軍が自衛隊の車両を運搬すると、これまさに共同訓練じゃないですか。今、役務、物品役務相互提供協定に基づくものだというふうにありましたけれども、今回はその協定によって米軍が自衛隊の車両を運ぶという役務を提供したということですが、この協定というのは、今ゆくゆくはやっぱり日米共同訓練につながっていくと。先ほどは防災訓練から軍事訓練、交流目的で入ってきた米艦が、今度は明らかに自衛隊の行動に参加してるということですから、これから先どうなっていくのか、そういう心配のもとで奄美市長としてはしっかりとした平和行政の立場で、その意を表明してほしいという思いで質問したわけですが。この物品役務相互協定というのは、今回は米軍からですが、今は自衛隊が米軍のイーゼス艦に給油行動なんかやってるんですね。米軍のイーゼス艦、米軍の船、軍艦ですよ。そこに、給油の行動を提供している。それがこの物品役務相互協定、協定に基づくものなんです。同じ協定に基づいているわけですから、こんなふうにどんどん発展をしていくという可能性があるから、これから先の奄美大島が心配だというふうに言っているわけです。それで、奄美大島での自衛隊と米軍との共同訓練がいよいよ現実味を帯びてきたというふうに思いますけれども、今後の見通しについてはどのように捉えておられるのか。今は役務協定のもとでということでしたから、その対応はどうされるのかも伺いをしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 私のほうからお答えをいたしたいと思います。自衛隊と米軍との共同訓練ということでございますが、規模の大きな訓練は日米共同統合演習という名目で昭和60年に始まっているようでございます。概ね、毎年実動演習と指揮所演習、これは図上訓練というそうですが、交互に実施されているようでございます。また、全国的に見ますと各地域においても共同訓練が実施されているようでございます。このような共同訓練等は必要に応じて、日米の合意に基づいて実施されているということでございますので、一自治体としてあまり踏み込んだ意見は申し上げられませんが、我が国を取り巻く昨今の緊迫した国際情勢を鑑みますと、有事の際に国が責任を持って必要な措置を講ずるための訓練であるというふうに認識をしているところでございます。今後の見通しと対応ということでございますが、本市を含みます南西諸島地域における日米共同訓練についてはもちろん、現在のところ情報等

はございません。今後、仮にそのような情報があった場合は市民の皆様や市議会の皆様と情報を共有しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

17番（嶋田信正君） 情報の提供ということですが、さっき言ったACSAですね、役務協定、提供ですが、これは運用上の理由から具体的な日時、場所、支援内容一切明らかにしないというような内容になっているというふうにも聞いてますから、十分な情報が入って来るのか、そこにも一抹の不安があるわけです。それと今、オスプレイのことがずっと話題になってますけれども、オスプレイは明らかな米軍の飛行機ですよ、今ね。自衛隊が持とうという動きもありますけれども、普天間から飛んでくるわけです。それは、奄美ルートではパープルルートということで、瀬戸内の曾津高崎のところが一部そのルートに入ってるけれども、明らかにそのルートを外れて低空訓練をやってるのは、もう多くの市民が目撃をしているわけです。今度、陸上自衛隊、節子と大熊にできますけれども、オスプレイがそこに来るんじゃないかなという心配をするわけです。今、オスプレイ等の共同訓練は北海道からどこでも、今どんどん展開が広がってるわけですね。奄美大島でも実際に飛んでくる飛行機が大熊の基地に、常駐とは言いませんけれども、しょっちゅう来るんじゃないかなという、そういう心配があるので、そういったことも市民の前で明らかにする必要があるということで、再三説明会の開催を求めてきたわけですが、そういったこともされていないということがありますので、是非日米共同訓練、今の答弁だと国の状況だから、もう無条件に受け入れるような印象を受けましたけれども、そういうことになるのか、再度確認をしていきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほど申し上げたとおりですが、現在のところ日米共同訓練にかかる情報等については、私どものほうにはまだ情報は伝わっておりませんし、今後仮にそのようなことがあった場合は、議会の皆さん、先ほど申し上げたとおりですが、市民の皆さんと情報を共有しながらですね、しっかり対応していきたいというふうに考えております。以上です。

17番（嶋田信正君） これからもずっと続くことですから、もっと議論深めていきたいと思います。

次に、タラソ、「奄美の竜宮」についてお伺いをしたいと思うんです。このタラソ施設というのは、平成18年12月の開業ですから、ちょうど丸11年が経過したということになります。平成28年度の決算を見ると、425万4,460円の赤字を計上しております。今回、質問項目に挙げたのは、単に赤字になったからというだけではありません。タラソは5億3,000万円をかけて、初めての施設で開設にあたっては先進地視察など行ってきたものであります。指定管理者となった株式会社ウェルネスデベロップメントによる事業収支計画書では開設4年度には単年度で495万円の黒字を計上する、こういう計画になっております。しかし、開業後の実績を見ますと、実質初年度となった平成19年度は1,205万3,183円の、これは大変大きな黒字を出したわけでありまして、翌平年、平成20年度からは、この平成20年度はですね、僅かで129円ですが、赤字になったんですね。その後、ずっと赤字です。最大は平成26年度の2,035万4,803円です。そして、平成28年度からこれまでなかった指定管理料を790万円支払われるようになりました。無条件に支払うことになったとは私は思いません。赤字が続くどうしても働く人へのしわ寄せが心配になります。企業努力も合わせて行うことで、経営を健全化することが目的だと思います。ところが、平成28年度決算では先ほど述べたように420万円余りの赤字を計上したわけです。決算書では企業会計でありながら、これだけの設備をしながら支払い利息はありません。減価償却も取ってありません。つまり、指定管理料のほかに奄美市として施設の維持管理のために負担をしているわけでありまして。平成24年1月には大変な故障もありました。改修工事費は3,171万円という巨額でありましたけれども、これも結局奄美市が負担をしているわけです。タラソを利用している人は、私の周りにも多くおられるわけです。開業して10年以上経過する中で、通いつけている方がいるわけですから、このタラソが悪い施設

じゃないということを、これは証明してるんだと思います。これからも利用者の期待に応えられるように頑張っていただけたらと思うわけですが、しかし先の展望がないまま790万円の指定管理料を出し続けるのか。赤字になれば更に増額となるのかなど、やはり質しておかなければならない大きな問題だと思います。790万円の指定管理料を出したにも関わらず、赤字になった要因をどう捉えているのか、また改善の方策をどのようにしようとしてるのか、お伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） おはようございます。それでは、タラソの件についてお答えいたします。平成28年度のタラソ、「奄美の竜宮」の収支状況につきましては、指定管理料790万円を含めた収入が6,531万円。支出が6,956万4,000円で、議員もおっしゃいましたとおり、425万4,000円の赤字となっております。また、赤字額のうち、指定管理業務にかかる収支は194万5,000円の赤字となっております。残りの230万円余りは自主事業の分の赤字ということです。今回、赤字となった主な原因は指定管理者である株式会社ウェルネスデベロップメントの経理に変更に伴い、平成28年度から新たに本部経費の一部を計上したことによるものであります。その経費の内容は指定管理者である東京本社の人件費等を指定管理者が運営する本社及び全国4施設で負担する内容となっており、タラソ、奄美の竜宮については平成28年度に360万円が計上されたところです。今回の本部経費については新たな指定管理期間である平成28年度の協定締結後に計上されたものであり、本市といたしましては指定管理者との協議を経たうえで、現在の指定管理期間においては指定管理料の増額はしないことといたしております。なお、次回の指定管理者を公募する際、今回の本部経費相当額を指定管理料に含めるかどうかについては、改めて検討をいたしたいと考えております。今後の経営安定については、タラソ、奄美の竜宮の企業努力と合わせ、利用者及び収入の増加を図るためスポーツ合宿などにおける利用の拡大や奄美大島観光物産連盟の体験型旅行商品の中にタラソメニューを組み込むなど、地元利用者のみならず観光客などの利用増加に向け、本市をはじめ関係機関との連携による取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

17番（崎田信正君） これ、私ずっと平成19年度から損益の動きを見てるんですが、今回突然出てきたというのは、これ指定管理料で790万円出して、それに、だから360万円計上していいということになったんですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 私どもの790万円の試算はですね、前の指定管理期間を総合的に収支等を判断して790万円の指定管理料を決定したわけですが、それとは別に、その後ですね、ディベロップメントの税理士さん、経理のほうが本社にかかる人件費等も分散、分けるべきだという指導があったらしくて、私どもはそれを知らずに28年度の途中に向こうのほうで経理の変更ということで支出のほうに計上してきたという結果でございます。以上です。

17番（崎田信正君） 今までずっと黒字でやっていけるということで、今までじゃなく、開設当初はね、やっていけるってということでやって、この間ずっと10年間、赤字を計上して1,000万円、2,000万円というときもあってですね、やっと今度、市の英断で790万円出すようになったと。そしたら、突然360万円来るということになってはね、これ事前にそういう相談もなければ信頼にもとることになるんじゃないですか。そういったことに対する抗議とか申し入れとか、抗議っていうのはちょっと穏やかじゃありませんけど、話し合いとか、そういうのはなかったんでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 私どもも四半期に1回収支報告を受けて確認をいたしておりますが、この数字を見たときに年度途中で初めて気づいたということでございまして、それで向こうの担当者と協議を重ねて、今申し上げたような経理の変更だということでございまして、決して向こうのほうからです

ね、これ相当分についての指定管理料の増額を求めたりしてるわけではなくてですね、こういった経理の仕方の変更になったということで私どものほうに報告をいただいたということでございます。

17番（崎田信正君） それで、420万円の赤字になってるわけですね。これから、これはいくとやっぱり赤字傾向じゃないですか。この間、利用料の数を見てもですね、大きな黒字出した初年度は10万、20万利用があったけれども、今はずっと見たら、7万切ってますよね、ここ数年ずっと。それが、一気に解決、伸びると。世界自然遺産になればどうか分かりませんが、伸びる傾向がなければ赤字傾向は続くという思いがしますので、しっかりとしたマネジメントというか、協議を進めてですね、できれば指定管理料がどんどん減っていくような、ゆくゆくはもとに戻すようなね、感じの経営になって、努力していただきたいと思います。市民の税金使ってるわけですし。これだけじゃなくて、さっき申し上げたように施設維持費などは奄美市の負担になってるわけですから。とは言っても、これを利用されてる方、非常に喜んでおられるわけですから、健全な経営と望みたいと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、市営住宅について伺いますが、昨日大迫議員も取り上げておりましたけれども、ちょっと具体的ではなくて、全般のことだっと思いますので、私は特に下佐大熊住宅ですね。ここは昭和43年に1号と2号棟が建てられ、50年近くが経過しようとしております。海に近いことから老朽化も非常に激しい状況です。これまでも質問をしてまいりましたが、下佐大熊市営住宅の空き家というのは更に増えているのではないかという思いをしております。現在の空き家は何軒になっているのか。空き家にしていく理由とその基準はあるのか、お伺いをいたします。空き家待ちの現状についてもお示しをいただきたい。市営住宅全体の空き家待ち件数と下佐大熊住宅の空き家待ちの件数、待機期間はどうかになっているのか、ここまで併せてお示しをいただきたいと思います。

建設部長（本山末男君） おはようございます。それでは、下佐大熊団地の空き家状況につきましてお答えさせていただきます。現在下佐大熊特定団地は13棟、390戸ございますが、うち空き家は1・2階で12戸、うち2戸は案内中でございます。3階から5階では47戸の計59戸となっております。現在、建築住宅課では委託しております大工3名によりまして、空き家を少しでも解消をすべく努めているところでございますが、市営住宅は毎年多くの入居や退居が行われていること、また御指摘のとおり、築後約半世紀が経過しており、老朽化が進んでいるところから、入居者への日々の修繕にも多額の費用や労力を費やしているところでございまして、空き家の解消までには至ってない現状です。空き家をそのままにしておく基準はございませんが、特に要望が多く、住み替え希望者も多い1・2階を優先的に補修や修繕を行っていることも、上層階での空き家が目立つ一つの要因になってるところでございます。空き家待機者の数につきましては、名瀬地区では436世帯、笠利地区では28世帯の計464世帯。住用地区はゼロでございます、となっております。佐大熊での空き家待ちになりますけど、全体で87件となっており、待機期間につきましては希望階数や単身世帯、家族世帯にもよりますが、短い方で半年、長い方で6年の待機期間となっております。

17番（崎田信正君） 今、下佐大熊に特化して質問になりますけれども、1・2階で12戸の空き家があると。今、2戸では案内中ということですから、埋まるんでしょう。それでも、10戸は空き家になってるわけですね。この間、問題になっているのは、今部長も言われましたが住み替えです。住み替えの場合は上の人と下の人の話し合いのもとで住み替えをやってもらうというようなルールですかね、なってると思うんですが、そうなるとなかなか話し合いはやっぱりつきにくいから、今度は空き家になってるわけですから、そういう話し合い必要ないわけですね。だから、ここは改修にお金がかかるということだけれども、バリアフリーの関係とか、それから障害者の支援の問題とかありますので、そこは基準がどうなってるか分かりませんが、いくつのお金がかかっても早急に改修をして、4階・5階で本当

に困っている人を入れるというのが福祉の温かい目という政治じゃないかなと思いますけれども、そういったことはできないんですか。

建設部長（本山末男君） 住み替えにつきましてはですね、高齢化、その他の理由によりまして身体に不自由なことから下の階への住み替え希望ということでやっておりまして、一般の方が住み替えをできるということではありませんので、御理解をいただきたいと思います。また、委託大工による修繕だけではなくですね、空き家の減少に歯止めがかかりませんので、市営住宅の空き家解消に向けてですね、来年度、工事による市営住宅空き家改修対策等を計画しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

17番（崎田信正君） 古い住宅ですから、もうあちこち傷みも激しいんですよ。建て替えということになると、昨日部長も言われましたけれども移転先をどうするのか。新しくなれば、当然家賃基準が上がりますから、そのような負担に耐えられるのか、いろいろ問題があるかと思いますが、畳替えの要望とか、それからお風呂場周りとか、それからドアなんか錆びついてまともに閉まらないところもあるようですから、そういったことの、含めてですね、建て替えをするというのは基本政策だとなつてお思いますから、から、古い建物などで要望や不安などもある中ですので、住民との協議は必要だと思うんですよ。どういったことを協議、要望してるのかと。そういう協議をする必要性はないか、また用意はあるのか、お伺いをいたします。

建設部長（本山末男君） 新規の建替えにつきましてはですね、やはり多額の費用がかかりますし、また先ほど答弁、昨日答弁したとおりですね、家賃の高騰等もありますので、まだその計画はございませんが、その計画がありましたらその希望とか住民の方との協議はできますが、今のところその準備もありませんので、その協議に入る段階には来てないと考えております。

17番（崎田信正君） 老朽住宅の建替えや計画っていうのは個別回答の実施などで整備、整理を図るのが市の基本政策ですよ。だから、もう昭和43年、もうああいう所見たら大変な状況ですよ。実際に入れられないというような建物、1号棟、2号棟が特になんでしょうけれども、そういったことで建替えの計画が今ないとおっしゃいました。そこだけ。

建設部長（本山末男君） 住宅マスタープランとか計画には載っておりますが、実情としてはですね、今住まれている方を一度仮住居させて、またその建替え後の家賃等はもう現在の家賃より数倍上がるという考えもありますので、そうなりますと今の住まわれてる方がまた戻って来られるかという、実際の問題もありますので、その付近がある、いろんな問題があることによりまして、現在はその実施には踏み切れないというのが現状でございます。

17番（崎田信正君） 実施に踏み切れないと言っても、困っている人が実際にいるわけですから、それにどう応えていくかというのが市の、行政のあり方じゃないですか。市民の目線で、市民の要望と。我々も市民の要望をすぐ届けるんだということで、今こう協議をさせていただいているわけですよ。だから、そういった困っている人がおるし、実際に建替え、住み替えの問題も非常に重要な課題だと皆さん方も理解されてるわけですから、早急にですね、これは建替えの計画を市にやっていただくと。特にこれから高齢者とか単身者、高齢の単身者が増えてきたりするとですね、やっぱり高齢単身者用の住宅の建設も必要になるのかと思いますけれども、そういったことも含めてですね、計画にはあるけれども、まだその具体的に検討していないというような状況では、やっぱり市民の要望に応えた本当に温かい、きめ細かい、口では言ってもですね、実際はそうならないんじゃないかなという思いもするんですけど、市長、いかがですか。

市長（朝山 毅君） 崎田議員が困ってる方に、早急にというか、対応していくことが行政のあるべき姿ではないかというお話でありました。まさに、そのとおりでございますが、地域社会の中に潜在化した課題を顕在化して、それを満足に向けていく手段、手法、これを行政という、政治というという言葉がありますが、その意味からいたしますとまさにそのとおりでありますけれども、ただ御案内のとおりすべての皆さんのそれぞれの生活に伴う御不満や、また思いを一举に満足に向けていくについては、やはり手法においても難しいものがあることは、もう議員御承知だろうと思います。そのためには、財政的な面、そしてやはり御負担ということも考えていかなければなりません。今、部長が申し上げましたように、新しく建て替えて快適な生活ができるような環境をつくるのは行政の究極の、言えば当然の目的でありますけれども、それに伴う個々人の御負担ということも伴っていかないことには、すべての皆さんの負担の平準化、負担の原則というものを考えていったときには、当然そういうことも出てまいりますので、今構想として、計画としてありますものの、それをすぐ着工、着手できるというわけにはまいらない財政環境にあるということも、また一方では御理解いただきたいと思います。そういう意味において、お互いに工夫をしながら、知恵を出し合いながらできるような環境づくりのために頑張っていかなければいけないと思うところであります。それぞれの市民の思いなどについては、ややもすると優先順位をつけながらやっていかなければいけない手法も、これは致し方ない部分がありますので、そういう意味においては御理解いただきたいと思います。従って、やはり住居という、住まいという最も大切な生活の根拠でありますので、基本でありますから、そういうことは毛頭、もちろん考えておりますので、今しばらくの時間と財政的な余裕と、そして計画の実行性についてはもう少し時間をいただきたいと思います。住んでらっしゃる方には大変御不便をおかけいたしますが、それを修繕、若しくは早急な対処をしながらやってまいりますので、そういう改修、改善、修繕ということはありますのは、常に職員のほうで調査、出向いてやっておりますので、そういう形で当面の形は整えているつもりでありますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

17番（崎田信正君） よろしくお願ひします。これは、平成24年の3月の奄美市住生活基本計画の中ですね、老朽化した公営住宅、その計画的再生及び多様な運営を検討するということがあって、老朽住宅の建替えや計画的な個別改善の実施などにより、整備、水準の向上を図るというふうに文書で書かれてるわけですよ。それから、もう5年経ってるわけですよ。だから、今から検討じゃなくて、そこから検討が始まっていて、いよいよ実施状況かなというぐらいのスピード感があっていいのではないかと。それほど困ってる状況だという思いがしますので、もう過去は取り戻せませんから、これからそういった立場でしっかり取り組んでいただきたいということをよろしくお願ひいたします。

次、社会保障の件ですが、国保の都道府県単位化、いよいよ4月になりますかね。最初に、なぜ今国保の都道府県化か、その目的は何か、改めてお伺ひしたいと思います。

市民部長（前田和男君） おはようございます。それでは、都道府県単位化の目的ということで答弁させていただきます。医療保険制度改革関連法の施行に伴い、平成30年度から都道府県が財政運営主体となり、県と市町村がそれぞれの役割を担い、国民健康保険事業の運営を行うこととなります。この改革に至った背景といたしましては、国民医療費が毎年増大している中、少子高齢化の進展により現役世代の負担も増加しているという現状がございます。これに加え、国保では年齢層が高く比較的医療費水準も高いため、全国的にも大変厳しい財政運営となっているという構造的な問題もございます。今回の都道府県単位化にはこのような国保の構造的な問題の解決や小規模市町村における財政運営リスクの軽減と財政基盤の安定化を図り、国民皆保険を将来にわたって堅持することが大きな目的となっております。また、新たに国保の財政支援拡充として国が毎年度3、400億円規模の公費負担拡充を行うことなどが示されているところでございます。本市国保事業としましても、これら国保制度改革の方向性を

踏まえ、持続可能な事業運営が図られるよう努めてまいりたいと存じます。以上です。

17番（崎田信正君） 国保財政は厳しいのはですね、国がどんどん国保への支出を取り上げていったとか、少なくしていったからですね。だから、全国の知事会とか市町村会などでも国保への国からの負担を増やすようにという要求は毎回繰り返しているところで、そこに一番の問題があるということですが、今度の都道府県化による大きな制度の違いというのは、納付金方式ですね。県から市町村に示された納付金額を保険税の徴収状況に関係なく全額県に納めることになる。この点、既に導入に向けた試算を行っている自治体では保険税が高くなったという状況が示されております。本市ではどうなるのか、大変気になるところであります。納付金が幾らになるのか、保険税率はどうなるのか、1人当たりの保険税額はどう変わるのかなど、試算された結果を現行と比較をしてどうなるのか、お示しをいただきたいと思うんですが。7月にですね、資料開示をやったら黒塗りが出てきてですね、ここのところは明らかにされませんでしたけれども、今国のほうでも公表するようにということになってますから、その数字を示していただきたいと思います。

市民部長（前田和男君） 平成30年度からの国保事業運営では保険給付に必要な財源は全額保険給付費等交付金として県が市町村に交付する一方、市町村は国保税などを財源として事業費納付金を県に納めることとなります。この事業費納付金は県全体の保険給付費必要額等を各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準などに応じて按分して算定され、この納付金を納めるのに必要とされる標準保険料率も併せて算定されることとなっております。納付金の算定につきましては、平成28年度に2回試算が行われており、また今年度に入ってから30年度の仮算定が11月に行われ、算定結果についても11月20日に開催された県の国保運営協議会において公表されております。11月の仮算定結果について申し上げますと、まず1人当たり保険税必要額でございますが、県全体では9万9,132円に對しまして、本市は7万4,892円となっており、県下19市では一番低い結果となっております。これは、主に本市の所得水準及び医療費水準が他市町村に比べ低いことに起因するものと捉えております。但し、各市町村の所得水準を反映している関係上、この1人当たり保険税必要額の高低がそのまま標準保険料率の高低とはならないことや、低所得者に対する軽減措置、市町村独自の負担軽減を反映していないため、実際の被保険者の負担額とは異なることを御理解いただきたいと存じます。次に、納付金額については全体で約12億5,000万円。そのうち、標準保険料率に反映する保険料総額としては約8億8,000万円という算定額となっております。標準保険料率は基盤安定事業繰入金の税軽減分を含めた現年度分保険税として算定されますが、この8億8,000万円を収入するために必要な保険税率となっております。算定結果を見ますと概ね医療分と介護分は現行税率より低く、支援分につきましては現行税率より高くなっております。これらの算定結果を踏まえ、今後現行税率の見直しを含めた検討が必要となってまいります。今回の算定はあくまでも仮算定でございます。来年1月には本算定の結果が示されること、また今回の標準保険料率は平成29年度時点の被保険者の所得総額を用いて算定されており、実際に必要とされる税率よりも低めの結果が示されている傾向があることも指摘されております。従いまして、来年度の国保税率については今回示された標準保険料率だけでなく、本算定時に示される納金額をもとにして、新年度予算における国保税収入額の必要額を見積もったうえ、その必要額から税率の見直しについても必要があるかどうか、検討してまいりたいと存じます。今後、市の国保運営協議会への諮問、また新年度予算編成や税率改正を行う場合の条例改正等、議案等により議会にも御審議をいただきながら、引き続き御説明してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願います。

17番（崎田信正君） もう、どんどん国保制度がもうややこしくなってるね、今のと聞かれてもああそうかなということで、なかなか理解はできないんですが、結局今のお話だと奄美市は国保税は減ります

ね、安くなるというふうな見通しだというふうに理解していいですか。

市民部長（前田和男君） 先ほど申し上げたように、標準保険料率で言いますと医療分と介護分は減額、支援分は増額という形になっております。ただ、あくまでも国保税とした全体のバランスを考えながら税率を決めないといけないということ、また議員も御存知のとおり、本市の国保財政は累積赤字を持っている状況で運営をしているところでございます。それらも含め、総合的な判断のうえで保険税率を今後算定する予定としておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

17番（崎田信正君） 私もなかなか制度を理解するのが難しいんですが、要するに今回は都道府県化と言いながら、都道府県単位で一律にするわけじゃないですね。それぞれ、低いところと高いところがあるということです。しかし、いずれは統一化するのではないかなと思いますけれども、当面ということだと思うんですが、これは当面ってというのはどのぐらいの期間を指しているのか、分かればお示してください。

市民部長（前田和男君） 本県による保険税率水準の統一、平準化につきましては、昨年度より鹿児島県国保新制度移行準備連絡会議の場で納付金及び標準保険料率の具体的な算定方法を含めて、県・市町村で協議を重ねてまいりました。11月に策定されました鹿児島県国民健康保険運営方針においてそれらの協議内容をもとに、保険税率水準の統一に関する基本的な考え方も示されているところでございます。内容としまして、3点ほどございますが、まず1点目として県内市町村の医療費水準には地域格差があり、保険税負担の急変を招かないようにするため、当面保険税水準の統一は行わない。二つ目として、平成35年度を目標として、県・市町村が保険税の算定方式で3方式、いわゆる所得割、均等割、平等割の三つの課税根拠でございますが、に統一する。将来的な保険税負担の平準化を進める観点から、平成30年度以降も保険税水準の統一について引き続き県と市町村で協議していくという内容になっております。本市としましては、既に保険税の算定方式は3方式となっているため、これを変更する必要はございません。保険税水準の統一についても、今後も本市国保事業の実情等を十分に把握し、できるだけ被保険者の負担軽減等が図られていくよう、県や他市町村との協議の場に臨んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 5・6年後には統一化をしようということですが、一番気になるのは、本市もずっと赤字傾向でね、2億5,000万円の一般会計からの繰入を行っておりますけれども、先ほど示された保険、納付金額ですよ。これは保険料として納めるわけですが、そのときに今国保税が上がらないように一般会計から繰入を行って、市民の生活、何とか守ろうという立場でやっておられるわけですよ。これは、今後とも継続されるのか、その見込みはどうか、お伺いをいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁、求めます。

市民部長（前田和男君） 繰入金をいただいて運営している状況についてでございますが、現状この繰入金を急激になくすという運営は考えていないところでございます。しかしながら、赤字解消を進めながら、この繰入金の減額を目指していくという方針を持っているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

17番（崎田信正君） 現在、奄美市では国保の赤字体質は変わりません。28年度決算では黒字を計上しましたが、先ほど言ったように2億5,000万円の繰入があつてのことです。しかし、都道府県化に移行する来年度はまだ巨額の累積赤字は残ったままですよ。これは、今度どのような対応に

なるのか、お示しをいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君） 国保事業においては先ほども申し上げましたとおり、社会保険料、社会保険などに比べて年齢層が高く、医療費水準も高いなどの構造的な問題もあり、全国的に厳しい財政運営となっております。しかしながら、その中で赤字の要因として大きく二つほど挙げられると思っております。1点目としては、被保険者が減少している中で、保険税収入も減少している一方、1人当たりの医療費が伸びている。保険給付費は横ばいから微減程度で推移しているという現状でございます。平成20年度と28年度の比較で申し上げますと、一般被保険者数は24.2パーセント、4,041人減少いたしております。これに対して、保険税収納額は22.3パーセント、約2億2,500万円の減収です。しかしながら、保険給付費歳出は1.8パーセント、6,500万円の減少に留まっており、1人当たりの医療費も26万円から33万円に上昇していることが原因でございます。2点目としては、後期高齢者支援金、介護納付金など医療保険者として支払う拠出金の負担割合が増加している点がございます。20年度と27年度で比較申し上げますと、後期高齢者支援金の1人当たりの負担額が3万6,000円から5万3,000円、介護納付金が4万7,000円から6万1,000円と上昇しております。この、累積赤字の減少を図るためには、大きく二つほど考えております。これまでも申し上げてまいりましたが、1点目としては収納対策の取組でございます。ここ数年、過去最高の収納率水準を維持しており、税収の確保が図られているところでございます。2点目が、27年度から国が行っている国保への1,700億円の財政支援措置がございます。これは、主に低所得者が多い市町村国保への公費拡充でございますので、本市におきましても基盤安定事業繰入金増額の増額として財政収支の改善に寄与しているところでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 本当に国保っていうのは説明聞いててもなかなか理解、難しいですね。赤字の体質ということで、今介護保険と後期高齢者医療保険の支援金ということですが、別の会計に国保会計から出すということ自体がどうも私は解せないんですけども、ここはやっぱり国がしっかりとやればですね、収納率を上げたりとか、それからジェネリックなどで医療費を抑制しても、やっぱり限界があると思うんですね。やっぱり、一番はその支援金が大きなネックになると。ここは、やっぱり国が財政手立てをきちんとするということが必要だと思いますので、市長もいろんな会合のときですね、ほかの市長さんも同じ思いだと思いますので、是非国にしっかりとした財政措置を要望していただきたいというふうに思います。

それでは、次に介護保険についてですが、第7期事業計画についてお伺いをします。まず、誰もが一番気になるのが、介護保険料がどうなるのかということだと思います。今でも保険料は全国平均を上回っており、鹿児島県下で2番目に高く、県内19市では一番高い保険料。この保険料がどうなるのか。高い保険料が改善できるのか、お示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（上野和夫君） お答えいたします。御質問の奄美市における第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、現在計画策定委員会におきまして検討を行っております。2月末の答申を予定しております。第7期の保険料につきましては、平成30年度から3年間の給付費の推計や高齢者人口の推計などを、推移などを勘案して算出いたします。第6期計画に入っている財政安定化基金償還が第7期では必要なくなるという保険料の減額につながる要因がある一方、1号被保険者保険料の給付に占める割合が22パーセントから23パーセントに上昇するという保険料増額につながる要因もあり、これらを踏まえ策定委員会で議論を行っている最中です。御指摘のとおり、本市の保険料は全国平均や県平均よりも上位にあることは認識しているところでございますけれども、介護を真に必要としている方に適正にサービスを提供できるか、あるいは地域での支援体制の充実に努めることなどを行い、市民生活にできる限り影響の出ない保険料の設定に努めたいと考えております。以上です。

17番（崎田信正君） この保険料は高くなるのは、制度の欠陥だというのはもう平成12年の改正当初から言ってきたことであります。利用料、利用が増えればその分保険料に跳ね返ってくるわけですよね。利用が増えるのが悪いのかと言えば、それだけその人で健康で文化的な人としての生活を提供しようということですから、必要な人には必要なサービスがいくような制度にしていかなければいけないと。その結果、保険料は上がるようであれば、これは国がしっかりと1人1人の国民の経済状況を見てですね、上がらない制度として仕組みをつくるのが必要だと思うんですが、残念ながら安倍自公政権のもとではその姿は見られない。逆に、保険料を上げなければ利用料を抑えるということで、その間ずっとその立場でやってきたわけですよね。特別養護老人ホームも介護度3でないと入れないとか、それから要支援1・2のホームヘルパーの生活援助などは総合事業に移して安上がりしていくとか、そういった方針ばかりが見られるわけですから、これでは本当に困っている人、介護が必要だという人が経済的な理由で介護保険サービスを受けることができなくなるんじゃないかなという心配がますます強まっていくわけです。経済的負担による介護サービスの利用を抑えてるという状況がこの奄美市ではないのか。介護保険制度が始まったのが平成12年度から。保険料は年金から天引きですよ。そのときの年金というのは、国保の年金の満額支給は80万超えてたわけです。80万4,200円。現在は77万9,300円。2万4,900円、年額で減額です。消費税は平成12年当時は5パーセントが今は8パーセントです。今度は10パーセントに強行しようということになってますから、年金生活者の生活水準は確実に低下をしてるわけです。市長はよく追い風だと言われますけれども、生活保護受給者と年金だけで生活している人は何の追い風も受けられない状況に置かれてるわけですから、ここに政治がしっかりとした温かい目を向けるというのは当然のことだと思うんですよね。そういった意味で、このサービスを受けたくても受けられない、利用を抑えるという状況が生じていないのか、まずお伺いをしたいと思います。

保健福祉部長（上野和夫君） 御質問の経済的に負担が困難なことを理由に介護保険サービス利用を抑える方がいるのではないかとのことについては、ケアマネージャーが自立支援のケアプラン作成しても、経済的負担を理由に必要なサービスを控えるというケースがあることは、少数ですが確認されているところです。そういったケースにつきましては、家族間の経済的支援や公的な制度の情報提供などで対応してまいりたいと考えております。

17番（崎田信正君） 福祉というのは、平均じゃなくて、一人ひとり、1人でもそれに漏れる人があったらいけないわけですから、そこにしっかりと目をつけてですね、この国保の問題、介護の問題、それから障害者の問題、さっき言った住宅の問題も全部通じることだと思いますので、その立場で市長も3期目、しっかりと取り組んでいただきたい、このことを要望して質問を終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き、一般質問を行います。
無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

9番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。無所属の戸内恭次でございます。
一般質問に入ります前に、少々時間をいただいて所見を述べさせていただきます。この度の市長選に

おきまして3選されました朝山市長、おめでとうございます。昨日の同僚議員の質問にも答弁されておられましたけれども、市民の声に耳を傾け、声を市政に反映させると言われておりました。是非、奄美市民のために更なる御尽力をよろしく願いいたします。さて、先日の本会議で皆様の協力のもと、私が副議長席を賜りました。誠にありがとうございました。チーム奄美市議会という立場を貫いて、皆様と一緒に活動してまいりたいと思います。

（「頑張って」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。副議長席が、副議長の応接室が開いておりますので、是非議員の皆さんの面会や会議には是非使っていただきたいと御案内を申し上げます。なお、禁煙席でございますので、よろしくお願いします。

さて、海外でのことですが、アメリカのトランプ大統領はアメリカンファーストを掲げ、自国の利益を第一にと訴え、その政策が取られておりますが、第2次世界大戦後平和を築き上げつつあった世界が、昨今騒がしくなってしまいました。平和な世界が構築されることを願って止みません。

それでは、質問に入ります。来年、世界自然遺産登録の可能性が高まり、また西郷どんの放映も始まり、奄美は今年以上の追い風を受けることとなります。そこで、多くの来客を気持ちよく迎えるために、町をきれいにすることが一層重要になってきました。かつて、議員提案で成立いたしましたポイ捨て条例の運営がどのようになされているか、お尋ねいたします。

次の質問からは発言席で行います。よろしくお願いします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市民部長（前田和男君） 議員御質問の奄美市ポイ捨て等防止条例の運用についてお答えさせていただきます。ポイ捨て等の苦情が寄せられた際には、現場を確認しポイ捨てを行った人を特定できれば、本人に口頭で注意を行っておりますが、不特定多数の人が利用する場所で個人を特定できない場合は、その場所にポイ捨て禁止等の看板を設置し、注意喚起を行っております。また、犬の散歩のときなどに糞を回収しない人についても、特定できればその都度丁寧に糞を回収するように指導を行い、特定できない場合はその地域の住宅へ糞を回収する意識啓発用のチラシを投函するとともに、看板を設置するなどの対策を行っております。更に、狂犬病予防の集合注射の際に飼い主に糞害防止の啓発用うちわや糞回収用の袋を配付し、飼い主の意識の啓発に努めているところでございます。以上です。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。ところで、もろもろポイ捨てについての条例で決められているわけですが、その実績、いわゆる指導をしたとか罰則が与えられたという、そういう実績はございますか。

市民部長（前田和男君） 口頭による注意等については実績はございますが、条例に規定されている2万円以下の過料、これについては適応した事例はございません。以上です。

9番（戸内恭次君） はい。次の質問でございますが、自販機の回収容器の設置及び管理についてでございますが、これについてはですね、第7条に自販機のそばに回収容器を置かなければならないとしておりますが、こういうことについて、市民からですね、置いてないところがあるよと、差があるんじゃないのというような話がありまして、質問させてもらいますが、これについてどうお考えでしょうか、よろしくお願いします。

市民部長（前田和男君） 自動販売機の回収容器の設置及び管理についてでございますが、議員御質問の中にございましたように、条例の第7条第2項におきまして、「自動販売機により容器に収納した飲食

料を販売する者はその販売する場所に回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない」と規定されております。しかし、この回収容器に空き缶、ペットボトル以外のごみを入れる方がおられるため、害虫や猫、カラスなどに荒らされごみが散乱し、そのことで土地の所有者や近隣住民などからの苦情や設置に反対する事例もございます。そのため、自動販売機の設置業者は回収容器を設置する意思はございますが、反対する意見などが原因で設置に至っていない場所が多数存在している状況となっております。同様の事例は同じような条例のある県内の他自治体でもあるようで、対応に苦慮しているということもございます。回収容器からごみ散乱の苦情を受けた場合は、販売者に管理の徹底をお願いし回収容器を設置してほしいなどの要望が入った際は、販売者及び土地所有者へ回収容器設置のお願いをしております。ペットボトルや空き缶以外のごみを回収容器に捨ててしまうことが回収容器設置の障害となっているため、回収容器の適正利用及びごみ捨てマナーの向上に向けて、今後も広報紙等を活用し粘り強く市民の意識啓発に努めていかなければならないと考えているところでございます。世界自然遺産の登録の期待が高まり、国内外からの観光客の増加が見込まれる中、訪れる方々へのおもてなしの第一歩として地域の環境美化に対する意識啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

9 番（戸内恭次君） はい、当局の御努力をよろしく願いをいたします。

次の質問に行きます。2 番ですね、固定資産税の徴収についてでございます。先日、大迫議員がこのことについては詳しく説明を受けておりましたので、敢えて私が質問することはございませんが、質問漏れがあったようでございますが、一つの事例としてですね、ある市で4万棟の調査をしましたと。その結果、3,000件余りの過徴収、過払いって言うんですかね、こういったことがあったと。この割合で言えば、奄美市の場合は全くないのではなくて、多少あるということではございましたが、この割合で言えば2万軒の1,000件というふうになるわけでございますが、こういったことについて、どういうふうに、言えば全面調査ということについてされる御意思はないのか、お尋ねいたします。

市民部長（前田和男君） 昨日の大迫議員にもお答えしましたが、現在再任用職員を配置して、随時実地調査を行っているところでございます。継続的にこの実地調査を行うことで、誤った課税の是正ができるものと考えているところでございます。以上です。

9 番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。

次に、過去10年間の奄美市における固定資産税収入の推移について教えてください。

市民部長（前田和男君） 過去10年間で固定資産税の収入ということでございますので、一番多かったのは平成23年度の16億1,909万2,427円でございます。一方、少ないのは平成25年度の15億686万4,432円となっております。収入額が変動している要因といたしましては、土地に関しましては負担調整の関係で平成26年度までは緩やかに上昇をしておりましたが、その後は減少傾向にございます。奄美市における地下の下落は続いておりますが、その下落幅は縮小傾向にございます。家屋に関しましては、3年に1度の評価替えにより、基本的に評価額が下がりますので、それに伴い収入額も落ちてまいります。特に、平成24年度の評価替えにおいて、再建築費評点補正率の見直しにより大幅に収入額が落ちているところでございます。1年間における新築件数は近年100から120棟程度で推移しておりますが、評価替えの年以外、評価替えの年以外の年は収入額は若干伸びる傾向にございます。償却資産に関しましては、各事業所における資産の新規取得や廃棄が直接的に収入額に影響いたしております。また、大臣配分の航空機の増減も年次ごとの収入額の増減に大きく影響しておる関係で、年ごとの額が変動しているということでございます。以上です。

9 番（戸内恭次君） 調査をすると、職員を配置してやるんだということですので、推移を、今、先ほどこれは答えいただきましたんですが、固定資産税っていうのは一部の地域では、こう新聞にも載ってますけども、その高すぎるというような評価もあるわけですが、これは安定した奄美市の収入に直結するわけですので、特に一般市民から声がなければということもございませうけれども、ただ先ほど言われたような気を付けておいていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次、ごみ袋問題についてでございますが、この前、我々がその陳情というか、要望に行ったりですね、しているわけですが、その後の結果について教えてください。

市長（朝山 毅君） ごみ袋について、議員もよく御存知でいらっしゃると思いますが、お答えさせていただきます。大島地区衛生組合では平成 23 年度からごみの有料化に伴い、毎年入札仕様書で「袋の形状は回収者が安全に回収できるように、袋の上下に持ち手等を設けること」と明記し、入札を実施しておりました。そのことにより、島内業者の外注先が新たな設備投資が必要になるとのことで、島内業者の入札参加自体ができないとのことで、平成 29 年 2 月に地元業者の連名でごみ袋について、「袋の下の持ち手の長さを規定しない仕様にしていただきたい」との要望書が大島地区衛生組合に提出されました。その要望書の提出を受け、大島地区衛生組合において各市町村の家庭ごみ委託業者に袋の形状変更について意見徴収をした結果、安全性の特に問題はないとの回答を受け、大島地区衛生組合を構成する各市町村の担当者において協議を行い、ごみ袋の仕様の変更を了承いたしました。その後、平成 29 年 7 月 14 日に開催されました大島地区衛生組合幹事会において承認され、平成 30 年度のごみ袋の入札を「袋の下の持ち手の長さを規定しない仕様」で行うということにしておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

9 番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。業者からの要望の声が届いたということで、感謝申し上げます。やはり、地元の方ができるだけ参加できるような制度をつくっていただきたいと思います。ありがとうございました。

次、4 番ですね。集客力向上のための商店街 16 メーターアーケード整備についてでございますが、たびたびアーケードについて申し上げておりますが、最近はその集客力ということについて、中心街商店街のですね、課題がありますが、なかなかツーコアワンモールということで頑張っておられますけれども、もう少しボリュームのある集客性っていうものに結び付いていないのではないかと。大変、それぞれの施設が利用者が増えつつあるということで、大変喜ばしいことでありますが、そういう意味でもっとボリュームのある集客性、あるいは観光客が安定した天候のもとでですね、あるいは地域の人たちが安定した天候のもとで行事ができると。そういう意味で言いますと大変意義のあるものであろうと思いますが、その点について、16 メーターではなくても構いませんが、4.5 メーターのアーケード側にすると。そうすると、従来のアーケードと新しいアーケードでまた結び付くことによって、散歩コースであったり、トレーニングコースであったり、そういう意味では健康管理のためにも市民に利用してもらえ、そして集客力を高めるということで商店街のためにいいのではないかと、大変、新しい道路ができたばかりに商店街は大変疲弊しておりまして、青息吐息というところでございます。そういう意味では、是非何らかの集客性ということでありますが、私は即効性のあるものではないかと思っておりますので、いかがでございましょうか。

建設部長（本山末男君） 集客力向上のためのアーケード整備についてお答えさせていただきます。現在、整備を行っております都市計画道路、末広港線につきましては、幅員 16 メートル、両サイドに 4.5 メートルのゆとりのある道路を配置すること。市民の皆様が安心して買い物ができる設計となっております。末広側区間の 25.2 メートルにつきましては、平成 29 年度末までに整備を完了し、供用を開始する予定で進めております。この末広港線整備に伴い、アーケードを整備し新たな集客施設とす

る御提言でございますが、本市におきましては中心市街地に観光関連施設としてA i A i 広場を整備し、港町側におきましては多くの人々が利用していただけるよう、「子育て・保健・福祉複合施設」の整備を予定しており、商店街への集客効果が期待できると考えておるところであります。新たな集客施設としてのアーケード整備につきましては、以前にも答弁させていただきましたが、負担金や管理での課題、そして既存のアーケードもあることから、地元の意識が醸成され商店側の総意として御要望があった際には、改めて検討させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

9 番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。答弁は商店街の要望があれば検討するというものではございますが、なかなかね、商店街も要望しづらいんですね。というのは、間口の割合に応じて負担金があるとか、そういう心配があります。そういう心配がないように、国・県・奄美市が全額負担するということできればですね、それは商店街の皆さんも決してノーとは言わないと思います。商店街もどうぞやってくれと。しかし、負担をあなた方どうするんですかと市のほうに言われたらですね、恐らくちょっと待ってということになると思うんですね。そういう意味で、アーケードの効果っていうのは、現在のアーケード街でですね、立証されておりますが、是非それは考えていただきたいということで、参考までに東京にある吉祥寺サンロード商店街っていうのがあるんですが、これは1971年に商店街は洗練された姿に生まれ変わったと、新しいアーケードができたということで、また更にこれを建て替えをしたというようなことが、記事が載っております、やはり各地でアーケードを商店街でですね、造ることによって、活性化の糸口になっているということがありますので、是非この付近をですね、研究していただいて、本当に商店街のためにとあってあの道路も造ったはずでありますし、ところがあの道路造ったが故に、なかなかその周辺のお店たちが、お店が負担、いわゆるそのいろんなもので疲弊をしているということがありますので、もう行政のサービスとしてですね、是非考えていただきたいということで御要望申し上げて、次に移ります。

次ですね、観光事業についてですが、自転車を貸すということによってこの町を気楽に観光客の皆さんに楽しんでもらうという方法があると思うんですが、鹿児島市で行われているとか、最近ではセブンイレブンがですね、集客のために貸自転車拡大をするとかですね、そういったことで貸自転車っていうのが集客のための一つの要素になっているということで取り上げられておりますが、これについて何か可能性がないのかどうか、お尋ねします。

商工観光部長（菊田和仁君） まず、鹿児島市のレンタサイクル事業について申し上げますと、自家用車などから環境に優しい自転車、あるいは公共交通への転換を促進し温室効果ガス排出量を削減するというエコの推進を目的として鹿児島市の場合は実施しております。議員の御提案のほうは観光客向けのレンタサイクル事業ということだと思いますが、観光施設を周遊したいという観光客のニーズに対応することを目的として、広島市などが実施しております。また、運営についてはいずれの地域も民間事業者に委託しておりますが、設備整備やシステム開発、維持運営に対して自治体が多くを負担しております。本市のレンタサイクル事業の状況といたしましては、宿泊施設や自転車業者などの民間事業者が実施しており、現段階では観光客からのニーズも少ないことから、対応できているものと認識いたしております。今後につきましては、増加が見込まれる観光客のニーズの把握に努めるとともに、先例地におけるレンタサイクル事業の仕組みなどについて研究してまいりたいと考えてます。

9 番（戸内恭次君） 観光客のニーズはあまりないというお話であります、地元の方もですね、そう大きくはなくてもですね、あれば便利だということで、しかもそれが商店街に行けば、その商店街を中心に借りてできるとか、あるいは高齢者向けの電動自転車ですとかね、車イスとか、そういったものも幅広く含めてですね、商店街にそういったステーションを造るということがあったらいいのになという思いがします。そういうスペースもですね、どうやらこのまちづくりの結果、スペースもあると思い

ますので、是非検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。景観の創造についてでございます。これは、大和村の嶺山からですね、戸円のほうに向けてこう行く方向をですね、海の、山の木をですね、海側の木を切ることによって眺望が開けてくるということで、新しい景観づくりがなされているわけですが、是非これも奄美市においてもですね、取り入れていただいて、観光客向けのですね、奄美のよさをアピールするために必要なところがあるんじゃないかと思いますので、その点いかがでございましょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 世界自然遺産登録を目指している奄美大島の観光において、議員御案内のとおり海も重要な観光資源であり、海が見える景観は非日常的な感動を与えることから、観光客の旅行満足度の向上にもつながるものと考えております。本市においても奄美十景に選出されているあやまる岬、大浜海浜公園や名瀬市街地を一望できる大熊展望所などのスポットにおいて、景観づくりに努めているところです。また、笠利町節田の土浜地域では、今後県の事業を活用した新たな景観スポット整備に着手する予定であります。議員御提案の海の見える景観の整備等につきましては、国立公園地域並びに今後予定されている世界自然遺産登録地域として自然環境の保全などに十分留意しながら、適切な場所でのスポット整備を検討してまいりたいと考えております。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。ますます、いい景観づくりに頑張っていたいただきたいと思います。

次、トイレ整備についてです。かねく公園、あさひ公園はもう皆さん前やって、行政のほうでやっていただけると、大変ありがたい話でございます。是非、頑張っていたいただきたいと思います。そのほかですね、地元の方がよく使う公園。グラウンドゴルフをしたりとかですね、いろんなレクリエーションを公園でするんですが、お年寄りが利用できるように是非ともほかの地域のトイレ整備も急いでほしいなと希望でございますが、いかがでございましょうか。

建設部長（本山末男君） 都市公園のトイレ洋式化を含めた整備についてお答えさせていただきます。これまで、議会等で一般質問がありましたので、公園施設長寿命化対策支援事業や都市再生整備計画事業、補助事業での整備ができないか検討を行ってきたところでございますが、補助事業の対象になりませんでしたので、今後世界遺産、自然遺産登録に向け観光客等の増加に対応するため、今年度かねく公園とあさひ公園のトイレの洋式化の改修工事を実施することになっております。また、来年度はあかざき公園とみかた公園のトイレの洋式化工事を予定しております。なお、ほかの公園につきましても、整備の必要性が高い公園については検討を行っていきたいと考えておりますので、御理解をよろしく願います。

9番（戸内恭次君） トイレっていうのはですね、もう今や東南アジア、特に韓国は国を挙げてやっていると。中国も観光客用に向けてですね、国を挙げてトイレ整備をするというようなことでですね、観光事業の一環としてトイレ整備事業がなされているということでございます。また、せっかく日本一のトイレといって、言われてるところもですね、奄美市の。何か、案内があまり分からないんですね。デパートなんかに行きますと、こう必ず分かるようにトイレの場所が、あるんですが、そういう意味で果たして分からない人が、そこにトイレがあるんだよってこと、どういうふうにして認識するのかなと思っています。

次、まいります。西郷どん対応についてでございます。これは、話を聞きますとかなり奄美を取材をしているっていうか、ロケ地として奄美が挙げられているということでございまして、恐らく今年、先ほど申し上げましたけれども、今年以上の効果のあることだと思いますので、その付近をですね、この奄美市としてこの受入、あるいは対策っていうのをどういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

商工観光部長（菊田和仁君） 大河ドラマ西郷どんにつきましては、関係市町村において奄美大島へのロケ地誘致に向け昨年10月から9回にわたり、脚本家、美術スタッフなどをはじめとしたNHK関係者の視察対応を行い、本年10月に奄美大島が正式にロケ地として決定したところでございます。奄美大島でのロケは来年3月初旬から中旬にかけて行い、放映については5月の中旬からを予定してと伺っております。また、ロケ地決定と併せて大河ドラマ西郷どん効果による観光客の増加が期待されることから、現在西郷隆盛ゆかりの地や西郷どんのロケ地などを含めた観光周遊ルートづくりに向け、県をはじめ奄美大島5市町村で検討を進めてるところでございます。以上です。

9番（戸内恭次君） 是非、いろいろ県のほうも協力もいただきながら、奄美に来てよかった、西郷どんを期に奄美に来られる方が多いと思いますので、リピーターになってもらえるようにですね、一つ一つ知恵を出していただきたいと思います。

次、まいります。3番目、公共事業についてということでございます。交通渋滞は皆さんが御存知のとおり、夕方になりますと古見方通りが大変混雑をしてまいります。そういうことで、市民のほうからは何とかなんのかという声は言われておりますが、そこです、交通渋滞対策として、おがみ山トンネルとよく言われるんですが、おがみ山トンネルがですね、私なりに考えますとなかなか交通渋滞対策にはならないということでありまして、それ以外の方法として渋滞解消対策として何かお考えがあればお聞かせください。

建設部長（本山末男君） それ以外ということではありますが、まずおがみ山バイパスに、事業につきましてはですね、国道58号おがみ山バイパス事業の早期再開に関する意見書が平成29年第1回市議会定例会において採択されております。この事業につきましては、住宅解消対策だけではなく、市街地での災害時における避難道路や代替道路としての現国道を補完する必要なバイパスと認識しております。今後もこれまでの事業促進に関わる要望書や意見書など経緯を踏まえ、おがみ山バイパスを優先し地域の思いや事業の必要性を強く要望していきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

9番（戸内恭次君） かねてから、行政の皆さんの御意見っていうのは承っておりますが、もう既にそこに計画があって、凍結すれば事業ができるからということではなくて、この事業が本当に必要、必要であり便利であるっていうことは分かりますが、もっと利便性を高い方法っていうのがあるわけあります。そこを皆さんに御紹介申し上げようと思ったんですが、この、はっきり申し上げて、今の渋滞はですね、古見方通りの渋滞は長浜を越して朝仁を越して行くと、そのラインが混んでいるからということなんですね。それは、見れば分かるんですが、ただ見て分かれ、そしてそれを考えなさいって言ったってなかなかできるものではないというふうに、私も改めて考えましてですね、11月に4日ほど調査をいたしました。その結果ですがね、永田橋交差点に平田方面から来ます。4日間の5時半から6時半の1時間に平均ですね、602台が通ります。永田橋交差点に入ってきます。そのうちの半分が真っ直ぐ行くんですね。残りの半分半分、25パー、25パーぐらいが市役所側、そして和光トンネルというふうに流れていくわけです。平田町から来た台数の50パーセントは真っ直ぐ行くということです。もう一度言います。右、左に25パー、25パー分かれて行くと。次に、この真っ直ぐ行った車はどこに行くかという、ドコモの交差点なんですね。ドコモ前の交差点に来るわけです。十字路に来るわけですね。そこで、また台数がですね、これは1時間の平均台数が362台ですね、362台。さっきは602台でしたけど、362台と減ってます。意外と少ないなと思うんですが、それはもう当然渋滞しているから先に進まないということですね。ドコモ交差点に来た車がどういう流れかと言いますと、30パーセントが佐大熊方向と言うんですかね、山羊島方向と言うんですかね、30パーセント行きます。2

0パーセントがまた真っ直ぐですね。古見方通りを来て、永田橋に来て、更にドコモ前を来て20パーセントは真っ直ぐです。あと、残り50パーセントが長浜方向に行くということですね。ですから、ここで大きく長浜方向に皆さんがハンドルを切って行っていると。50パーセントは行っているというのが出てまいります。ちなみに、この362台という数字が、1時間平均ですが、このドコモ前の交通量ですね。この時間帯に奄美病院前、朝仁からトンネルを抜けまして浜里の奄美病院に抜けてくる、あのトンネルを抜けて行く車の台数がですね、5時から7時までの中の平均1時間当たり476.5台。362台がドコモ前であった。奄美病院のところでは476台と圧倒的に多い台数が同じ時間帯に朝仁から浜里、いわゆる平松、小宿、また大和村方向に行っているということですね。それだけ、362台というのは渋滞によって少なくなっている。多いようで少ないんですよということが分かったわけですね。次、その20パーセント、真っ直ぐ行った車は漁協の前の三叉路に行くわけですね。三叉路に行った車がどこに行くかと言いますと、35パーセントが山羊島方向に行くわけですね。右折して山羊島方向。残り65パーセントが、これまた長浜方向に舵を切って行くわけですね。こういうようなことを計算して、いろいろ状況を見てみますと、かなり長浜方向への車が多いと、量が多いと。そして、その山羊島方向からも来る車が当然通りますし、そういうことで常に渋滞になっている。ですから、その前に進みたくても進めないというのが、永田橋交差点での状況であるということですね。そういうことが分かりました。また、どれぐらいの台数が朝仁、名瀬方向から朝仁のほうに、そしてこれは三儀山コースができたときにはかなりの台数が利用するであろうという想像のもとに調査をしましたら、朝の7時から夜の7時までの12時間ですね。12時間を測って見ましたら名瀬市街地から、いわゆる長浜方向から浜里、奄美病院側にトンネルを通して出てくるのが4,803台。浜里から名瀬方向にトンネルに入っていく車ですね、入っていく車が4,475台。往復って言うか、行き帰り、トータルで9,278台。これにオートバイの利用が大体1割ぐらいというふうに見られますので、プラスをすると1万、オートバイを含めると1万を超すと。車だけで9,278台の台数が、夜の、朝の7時から夜の7時までです。夜の7時以降はまだまだ台数は多いはずで。帰りの車とかいろいろあるはずですから。そういった意味でですね、相当のこう車が利用されているということなんですね。交差点での状況、永田橋交差点、ドコモ前の交差点、そして漁協の前の三叉路、この道路状況がですね、物語っているということでございまして、これがまず解決をされればですね、和光トンネルから真っ直ぐ抜けた三儀山ができると、おがみ山トンネルを抜けた車がかなりの部分が三儀山ルートに流れていくと。そういう意味でいうと、ようやくここでおがみ山ルートが生きてくるということでありまして、今現在こう急いで造ってもですね、どうしても先ほどこから言いましたように長浜の方向で止まってしまうものですから、一時しのぎに、両方に、今まで1本で行った時間帯が、その2本になったから早々に行けたような気がするけれども、トンネル内で渋滞が起こるということが、しかも商店街にゆっくりしたスピードで入ることになりますと、まさに渋滞がまた起きる。今、今でも和光トンネル、夕方行きますと和光トンネルから市内に抜けるのに、やっぱりそのトンネル内で渋滞起きているわけですが、やっぱりこういうことが日常的に起こるということですので、凍結ですから、それはまたときの政権だとか知事によって当然変化するものだと思いますが、一応こう奄美市民のために本当に今必要なものというふうな観点から考えたときには、まず三儀山ルートが急いでしなきゃならない、整備しなきゃならない解決策ではないか。観光客が増える、レンタカーが増える、ますます交通渋滞が起きるという中で、急いでは三儀山トンネルだろうと。実は、これは我々が当初この問題に取り組んだときにですね、行政の、この今この話を県庁の職員が見ておられれば参考にしてほしいんですが、当時10年、もっと前ですかね、の話の中では三儀山も恐らくかなりウエイトのある路線として取り上げられてたはずなんですね。そういう意味では、もう一度思い起こしていただいて、三儀山ルートという線をですね、もう一度検討していただきたいなと。おがみ山ルートはそれによって生きてくると。本当にそのことが奄美市民のためじゃないだろうかと、個人的には思うものですから、是非調査もしていただきたいなという気持ちを持っております。こういう意味で、どうですかね、調査を、私は個人的にしたんですが、これを実際に行政とし

て調査をするとかいうようなことでやっていただけないかと思うんですが、今現状でそのおがみ山トンネルと、こういった費用対効果の比較なんかをしてみたいんですが、教えていただけますかね。おがみ山、その次の質問ですが。

建設部長（本山末男君） 今、お話のありました仮称三儀山バイパスの交通量の調査のお話ですが、事業主体でなるであろう県のほうに確認しましたところ、事業が決定されていないことから、それとなる調査は実施しておらず関連する資料はないとの回答でございました。おがみ山が先か三儀山が先かと話になりますが、現在末広・港で末広港線の整備を行っており、名瀬港臨港道路を整備しております。そして、おがみ山バイパスができることによって、一つの道路としてのラインができ、群都にふさわしいまちづくり、今まで計画していましたまちづくりが完成するという形になります。今、おっしゃいました永田橋交差点につきましては、瀬戸内、住用、平田地区から来る車が和光方向、名瀬港方向、市街地方向に集中しますので、これはおがみ山バイパスができることによって、目的の違った車両がそれぞれの路線に行くことによって、この渋滞も解消されるということになっておりますので、まずは都市計画決定も終わりました、一部土地も、8割方土地も購入されてるおがみ山バイパスを着工することによって、このまちづくりが形としてできますので、そのほかのルートについてはそのおがみ山バイパスが着工したあとに検討したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

9番（戸内恭次君） 分かりました。それで、その当初のおがみ山トンネルの予想利用台数とか短縮時間とか経済効果、こういったことについて教えてください。

建設部長（本山末男君） これにつきましては、平成20年度の調査ということで、大島支庁のほうから確認をいただいておりますが、予想利用台数については1日9,000台。費用便益費、B/Cでございしますが、1.2になるということでございました。

9番（戸内恭次君） 現在からその短縮時間っていうのは、どれぐらいを見てるんですかね。現在の通行時間からして。

建設部長（本山末男君） 短縮時間については、約2分ということであります。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。これは前から言われてたのでね、数字的には変わってないということですが、特にB/C、1を切ると費用対効果がないということで、公共事業の範囲から外されると。1を切るとですね。1でようやくということだと思うんですが、当初このおがみ山問題について話があったときに、この1.2がかなり高い数字だったと、B/Cが。住民の皆さんと話をして、いろいろ質問していく中に、だんだん下がってきて、今は1.2。非常に費用対効果の低いという、指標に基づいて計算するとそうなるわけですね。そういうことは一応認識していただきたい。先ほどの、我々が計算をした実際に計ってみた台数で言えば、1日の台数で言えば、おがみ山の9,000台予想どころか1万を超してると。今は観光客も増えたのでですね、台数は恐らくおがみ山が通ってもですね、台数は多いと思います。多いと思いますが、それは古見方通り等の割り振りでもしかしたらそういうふうに変数予想になっているかもしれませんが、これだけを見ると、台数だけ見ると、今の浜里の奄美病院前の交差点から出てくる交差点周辺の利用台数っていうのがはるかに多いということになるわけでありまして。2分の短縮っていうのは、これは渋滞をすれば、もう帳消しですね。今、和光トンネルを見られれば分かるように、予想した時間よりも、混み、いわゆる混み具合によるとは言うんですが、その時間帯にもよるんですが、時間帯によりますが、非常にその、この2分間っていうのもですね、通常であれば達成できるんですが、一番皆さんが希望している渋滞解消という意味で言

えば、若干足りない数字だなということを思いながら考えております。また、三儀山トンネルについて、まだ県のほうも本格的な調査もされておられないし、今のところやることもないというようなことでございますが、しかしこれも実際に短縮できるものとか、台数は明らかに今の9,000台よりもはるかに多いということ分かるんですが、そういうことでもっともっとう計算をしますと、本当に数値上では必要な、優先されるべきものになるという可能性もあると思うんですね。そういうことで、おがみ山ルートが即、即効性のある事業になるからやりたいという気持ちは分かりますが、是非とも、もっとそのおがみ山トンネルをできてる間にどんどんどんどん時間を経過していきますので、早く、いち早く三儀山を通していきたいな、いつもらえればなという希望だけ申し上げて、次の質問に移ります。

奄振事業のあり方についての一つの提案でございますが、奄振事業ってのは今まで公共事業中心でありましたけれども、医療、教育について、あるいは運送について奄振事業の内容が変わってきております。これは、皆さんもう御存知のとおりであります。そういう意味で、がん検診装置PETの導入ということ、私もお願いをできればと思っておりますが、この件についていかがでしょうか。

保健福祉部長（上野和夫君） お答えいたします。現在、PETは県内でも鹿児島市内の三つの病院にのみ設置されており、検診を受ける際は検診料に加えて鹿児島までの旅費などの負担が必要となります。また、検診料についても保険適用外であることから、検診料が全額自己負担となり、1回当たりの検査で十数万円の費用を要するため、負担額は高額になっております。この負担額については、国民健康保険の加入者への助成金支給制度や医療機関によっては割引制度を設けるなど、受信者の負担軽減に努めているようでございます。ちなみに、本市の国民健康保険からも5万円の助成をしているところでございます。PET検診の有効性については、通常のがん検診では発見することのできない部分についても詳しく検査できるという利点もありますが、通常のがん検診のみでしか見つけることができない部分もあるため、全てのがんを発見できるものではありません。このような検査内容の違いはありますが、通常のがん検診と併せて受診することでより精度の高い検査結果を得られることから、がんの早期発見ということでの有効性は十分認識いたしてるところでございます。PET導入につきましては、県立大島病院など総合病院への設置などが考えられますが、導入費用が高額であることや、検査費用も保険適用外ということから、現状のがん検診との比較や料金などの面からどの程度受診者の負担軽減につながるかなどの十分な検討が必要と思われます。今後、必要性などを踏まえたうえで、補助の対象となりうるかを含め検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

9番（戸内恭次君） 現在の奄振事業の中で難しいということがあるかもしれませんが、新奄振事業という取組も出てきておりますので、是非その枠をですね、つくってもらいたいということなんかは、当然要求していいんでは、要望していいんではないかと思えますね。かつては、交通運賃についての補助金等についても、奄振事業の中身の中にそういうものがないので無理だというのが常識的なことであったんですが、それがいろんな市町村長の皆さん、あるいは政治家の皆さんの御努力で新しい奄振の事業の中で航空運賃も補助できる、支援できるということができて、LCC効果が、LCCが飛び、その効果が大きなものがあるということで、今まさにそれも追い風の一つということになっているわけでございますが、本当に経済効果の大きなものになっているわけです。そのきっかけは奄振事業の新たな中身の改定であったということでもあります。そういう意味で、医療機械のですね、機器の、これはちょっと見たところ6億5,000万円とかですね、そういったPETの装置の機械の金額が出てたりするんですが、これを県病院等でね、整備をしてもらおうと。先ほどから言われてるように、渡航費が安くなる。また、早期発見、いわゆるみんなが気軽にPET検診を受けやすくなるというようなことから、健康、医療、健康のためにですね、福祉のために、向上のために役立つのではないかと思いますので、是非その付近もですね、検討をしていただいて、真剣に、新たな奄振の方向性を打ち出していただきたいと思

います。

次、質問に入ります、LCC効果についてですが、直近の6か月のですね、成田・関西の利用率及び客数について、経済効果についてお示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） それでは、御質問の直近6か月間の成田・関空路線の乗降者数と利用率の実績についてまずお答えいたします。平成29年5月から10月までの6か月間の成田路線の乗降者数が5万2,626人、利用率は83.5パーセントでございます。関空路線の乗降者数は5万506人、利用率は79.7パーセントとなっております。直近6か月間の両路線合計の経済効果につきましては、成田・関空路線の乗降者数の半数となる約5万1,500人を奄美大島へ訪れた入込客数とし、あまみ大島観光物産連盟が実施した「平成28年度奄美大島交流人口動態調査結果」の1人当たり平均消費額約4万5,000円を用いた経済波及効果額が約37億3,200万円と試算いたしております。以上です。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。これには、今の経済効果は私も聞き漏れですが、その成田路線だけなのか、それとも両方含まれてるんでしたっけ。再度、お尋ねします。

商工観光部長（菊田和仁君） 今の、今の両路線のですね、合計の経済効果額です。

9番（戸内恭次君） 両方の経済効果が指数が前に出された経済効果の指数と違っているわけですね。そういうことで、37億3,200万円ということですが、年間はこれを倍にすればいいということです。こういうように、経済効果は本当に大きなものがあります。そういう意味では、奄振事業っていうのの効果っていうのは大変大きいわけでございますので、更にこれを伸ばしていただきたい。また、奄振事業のその支援っていうものが、世界自然遺産になるまでの間というようなことが言われてたりしたんですが、その方向っていうのは、その奄振事業による航空運賃の補助っていうのは、そういうふうな考え方に未だになってるということでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） その航空・航路運賃軽減のその時期のお話だと思うんですが。（「LCCに対する支援」と発言する者あり）

LCCに対する支援につきましても、30年度はですね、取り敢えず予算計上が予定されております。そのあとのお話なんですけど、結局奄振法の延長の問題がございますので、その先のお話については、LCCだけではなく、全体の航路・航空運賃の継続について、要望なども含めて、未だそれは今後の内容になってくるということでございます。法の延長の時期に関わってきますので、30年度までは見通しが立っておりますが、それ以降はまた要望を続けていくということでございます。以上です。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。LCC支援ということですね、1社についてのみというような考え方があるかと思うんですが、実はそうではなくて、LCC支援をするために、JAL、JACに対しても支援をするというのが恐らく取られてくる対応だと思いますので、何はともあれ奄美のためにはということを考えたときに、LCC支援は当然ですが、JAL、JACもそれに応じてしていただけるものだと思っておりますので、これだけ経済効果が大きいという事業もかつての奄美の歴史でなかったと。かつての奄美の歴史ではなかったというのがあると思いますので、新奄振事業におかれましてはですね、是非そこは強調していただきたいと思います。安心をされないでください。是非、新たなLCCを誘致しなきゃいけないぐらいのお気持ちでやっていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（師玉敏代君） 以上で、無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前 1 時 4 5 分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後 1 時 3 0 分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

1 1 番（川口幸義君） 今回、3 期目に挑戦いたしまして、見事有終の美を飾りました朝山市長さん、おめでとうございます。昨日は共産党の三島議員より、投票率が低いのはあなたのせいだと言わんばかりにおっしゃっていましたが、私はむしろ共産党さんが人選を誤ったからだとは私はこのように理解をしてるところであります。また、選挙最中に私が沖縄のほうに所用がございまして出掛けましたので、その点にもかなり投票率の影響があったのかなと、このように反省をいたしてるところであります。よろしくお願いします。頑張ってください。

市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。第 4 回定例議会にて一般質問をいたします、自由民主党会派の川口幸義でございます。

さて、質問の前に少しばかり私の所見を述べさせていただきます。昨年の 1 2 月に政府は海外クルーズ船の乗客が快適に過ごせるよう、港の港湾環境整備に対する補助制度を新設いたしました。入国手続きを貨物倉庫で行うなど、受入態勢が不十分な地方の港湾を重点的に支援する。国はクルーズ船の入港に必要な港湾の改修を進めている。乗客の利便性や快適性向上も図ることで、誘致拡大を目指すとして、2017 年度当初予算案に 10 億円を計上する。海外クルーズ船の寄港は地方でも増えているが、貨物を荷役のスペースが混在している港も少なくない奄美についても同様であります。新制度は乗客がクルーズ船から乗り降りする移動式の搭乗ブリッジを導入したり、入国手続きに使う施設にエアコンやトイレを整備したりする費用などを補助する。市街地へ出掛けるために必要なタクシーやバスの駐車場や港の雰囲気改善する植栽や照明の設備なども想定してるようであります。新制度は港湾を管轄する地方自治体などが対象で、事業費の 3 分の 1 を補助する。クルーズ船で日本に訪れた外国人は 117 万人。政府は 2020 年度までに 500 万人に拡大する目標を掲げており、奄美も絶好のチャンスと捉え取り組まなければなりません。

さて、これより質問に入ります。

1 番目に、市長の政治姿勢について伺います。（1）奄美・沖縄キックオフイベントについて伺いたしたいと思います。去る 11 月 25 日、沖縄県主催の奄美・沖縄交流拡大事業や来年度夏の奄美・沖縄の世界自然遺産登録の実現や相互の地域の振興に向けた、両地域が交流を推進し、連携強化に一体となって取り組むことを誓い合ったと地元紙に報道されております。

このあとは、発言席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

議長（師玉敏代君） 川口議員。川口議員。島づたい観光についての何を。

1 1 番（川口幸義君） 続いて、島づたい観光について伺いたしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく川口議員にお答えさせていただきます。来年夏に奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島として、世界自然遺産登録を目指す中、年間約 880 万人の観光客が訪れております沖縄県との連携を強化し、新たに島づたい観光による誘客を促す取組を行うことは、奄美の

観光交流人口拡大に大きく寄与することが期待されます。御提案の観光につきましては、国の交付金を活用したクルーズ船の就航、購入など、今後検討すべき課題はございますが、奄美・沖縄を結ぶ航空路線がRACの50人乗りによる1日1往復ということを考慮いたしますと、一度に大勢の観光客を輸送できるクルーズ船の就航は非常に魅力的なものであると認識をいたしております。現在、奄振交付金を活用した「奄美・琉球観光交流連携体制構築事業」におきまして、鹿児島・沖縄両県が連携いたしまして、沖縄～奄美～屋久島を結ぶ大型クルーズ船の世界自然遺産周遊ツアーの商品化に向けた調査・研究や船舶会社への誘致活動なども行っているところでございます。また、鹿児島～沖縄間の定期航路が屋久島を経由することにつきましても、船舶会社等へ御相談を申し上げておりますので、現在船舶会社のほうで御検討いただいていると伺っております。実現されることを期待いたしてるところであります。なお、御承知のとおり、現在鹿児島県と沖縄県が連携して取り組んでおります、航空・航路運賃軽減事業では、両県の交付金を活用することで離島住民や観光客の航空・航路の利用促進に大きく寄与いたしております。議員がお話になりました、先月開催されました奄美・沖縄交流拡大事業、キックオフイベントを契機に、今後も奄美群島広域事務組合を中心として、世界自然遺産交流事業や平和学習交流事業など、さまざまな分野で交流を深めながら、沖縄からの誘客増加を図ってまいりたいと考えております。そのことについては、私個人的にも翁長知事とお話したところでございますので、今後両地域が更なる振興、発展に向けて連携をしまいらしいというお話にもございましたので、今後我々においても積極的な活動してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

11番（川口幸義君） 沖縄と奄美は要するに兄弟島のようなものです。ここにも書いてありますので、やはりこの交流をどのように生かすかっていうことは、今後の課題かと思えます。沖縄の場合は、先ほど市長の答弁でもございましたが、もう既にハワイ諸島を抜いて880万という大きなもう流れになっておりますので、これに我々奄美群島もあやかっ、何とか行きたいなとこのように思っておりますので、取り敢えず沖縄を我々は拠点にして、やっぱりこれから南西諸島の発展はもうないものと思っておりますので、やはり沖縄発の、いわゆる種子島往復、この奄美諸島、南西諸島ですね。これ、前にも、私は3・4年前にもこの島づたい観光については伺ったこと、思っておりますが、今回はこれも、真剣になってね、取り組んでいかなければならないと思っておりますので、部長、これをまず実を結ぶためにはどのような手立てが必要かということをお願いしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、市長も申し上げましたが、奄振交付金を活用してですね、鹿児島県と沖縄県、両県で取り組んでおります。沖縄・奄美・屋久島、これを特にクルーズ船で結ぶっていう商品化が大事になってくると思いますが、実はもうここ数年、沖縄・奄美・屋久島ですね、のクルーズ船のルートってというのは、少しずつ増えてきておまして、ちなみに今年度で申し上げますと、今年度15回ぐらい予定されているんですが、クルーズの寄港がですね、1回がちょっと台風で寄港できませんでしたが、屋久島・奄美、それから沖縄まで行くクルーズ船が今回2回予定されております。1回はもう既に寄港いたしておりますが。それから、那覇・奄美。あるいは奄美・屋久島。いずれかを經由したものがですね、沖縄と奄美だけでしたら7回。それから、奄美・屋久島だと5回ということで、徐々に増えつつあると思っております。これをですね、更に増やしていくための取組を鹿児島県と沖縄県、両県で取り組んでいくと、取り組んでいるということでございますので、引き続き一生懸命取り組んでですね、この寄港回数が増えるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

11番（川口幸義君） これは、第三者の船舶会社を頼っての今御答弁だと思っております。私と部長とのずれはかなりあると思うんですよ。私は、沖縄発の沖縄県と鹿児島県が出資をして、この南西諸島専用のクルーズ船をやればいいかなとこのように思っていて、この問題取り上げたんですよ。そうすれば、月に何回か、行ったり来たりできるんじゃないかと。ということは、沖縄の要するに観光客っていうの

はもう何百万人ですからね。もう、あと2・3年したら一千万人に届こうとする、そこまで来てるわけですよ。鹿児島県は六百万程度ですから、もう既に鹿児島はもう、問題なさいと。だから、こういったものを考えたときに、やはり沖縄に我々は歩み寄ってですね、沖縄のあの大きな一括交付金などはもう使いきれないほど、1,000億円もあるわけ。これを利用しない訳にはまいらんとするんですよ。沖振法は10分の9、国の補助率は9割もあって、奄振法は10分の6とか、事業内容によっては10分の7とか、かなり差がありますので、やはり沖縄を大いに利用した形で我々はこういったもの、考えていく必要があるのではないかなと思ってですね、やっぱり沖縄県と鹿児島県が要するにこの国境、南西諸島線の国境地域にある、配置するこの南西諸島の交流人口を図るためには、両県で船をまず持つことですよ。だから、沖縄を利用してやっぱりやらないと、第三者的な考えではちょっと僕は今までどおりあまり変わらないんじゃないかなと思ってんですけど、それについてはどうですかね。そこまで考えてないですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 国の交付金をですね、沖縄も奄美も交付金がありますけど、交付金でクルーズ船、船舶を購入することが可能かどうかという事は、現段階で申し上げますと、もちろんできないとは申し上げませんが、今の仕組み、通常の補助事業の仕組みはですね、定期航路で競合路線がない航路については、船の船舶の購入費とか運行費がございしますが、例えばクルーズ船、あるいはクルーズ船じゃなくても、不定期航路などについてはですね、そういった仕組みがございまして、もちろん交付金ですからいろんな理論を組み立てていくと可能性がないとは申し上げませんが、そういった課題があるということで、今私どもは申し上げたのは既にクルーズ会社が存在しておりますので、そのクルーズ船を有効に寄港を増やしていくというのが、まずもっての私どもの取組じゃないかなと思っておりますが、またそのクルーズ船が購入できるのか、そうすることは、それを含めて、今度は運営主体がどこになるのか、そういったことはですね、また今後の、また私どもの勉強させていただきたいと思えます。以上です。

11番（川口幸義君） 部長、今はね、今の答弁はちょっと前向きじゃないなと思うんですけど、やはり不定期ですよ、定期航路になるとそれは交付金は何とかいけると思うんですよ。これは、官僚的な発言と僕は今捉えてるから。それは、そこに置いておいて、なりふり構わずですよ。その官僚的発想は駄目なんです。なりふり構わず、まず南西諸島の活性化とどうあるべきかということを考えたときにですよ、不定期航路の船を造るんですよ。そうすると、天気、いろいろ悪いときもありましょう。だから、その不定期であることによれば、そういったその天気のいいときにこう南西諸島のクルーズが動くと。こういう形を私は夢を見て、この問題を取り上げたんですよ。もう、定期船になるとね、別に船、大型にするか。もちろん、港湾も整備しなきゃならんでしょう。与論から南西諸島にと、みんな港湾の整備も必要になってくるから、手頃な船ですよ、不定期の、そういった船を購入できないものかなと思ってここに夢を持って私は質問してるんですが、もうちょっとこう夢がつながるような発言をもう1回求めます。

商工観光部長（菊田和仁君） 繰り返しの部分が多いかもしれませんが、まずですね、こういった形で購入をしてどこが運営をしていくと、スムーズなクルーズ船の南西諸島の形ができるのかをですね、改めてもう少し時間をいただいてですね、研究をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

11番（川口幸義君） 部長が研究をするということですから、いつのことか分かりませんが、彼はあと2年ほどは現役でいらっしゃると思うので、その間に道筋をつけていただきたいとこのように思っております。

次に、②、本土の。

議長（師玉敏代君） 川口幸義君。どうぞ。

11番（川口幸義君） 本土の子どもたちが離島について学ぶ交流事業について伺いたいと思います。もちろん、この先の関連にちょっとかなと思うんですけど、②ですね。この交流事業についてですね、我々この奄美はもちろん外海離島にありまして、本土の子どもと交流することによって、本土の子どもたちをやっぱ奄美に交流させることによって、離島の子どもがこういう苦勞もあるが、こういうよいところもあるかなと、そういったものを含めてですね、ちょっと伺いたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。本土の子どもたちが奄美の豊かな地域の自然、文化に直接に触れることによって、島に愛着を持たせることを目的として、奄美離島留学支援事業を平成30年度から始められるように、現在制度検討などを含めた準備を進めているところでございます。この事業は本土の小学校3年生から中学校3年生までの義務教育段階の児童・生徒を対象に、1年間その校区に留学をするという仕組みでございます。奄美市内の複式学級のある9校区を対象に実施する予定にしております。しいて申し上げますと、住用町が3校、笠利町が3校、名瀬が3校の9校でございます。また、現在奄美市の児童・生徒との交流事業としては兵庫県の西宮市、長野県の小川村、群馬県のみなみ村との交流体験も実施をしているところです。ただ、鹿児島県内の市町村からの短期の受入という交流事業については現在行われていないところです。離島留学支援事業につきましては、留学したい学校に体験留学を2泊3日程度滞在し、学校での授業や地域との交流をしてもらうように進めているところです。短期の留学を通して島に興味を持ち、島で暮らしてみたいと思う児童・生徒が出てくる可能性があるというふうに考えております。議員の御提案をもとに、いつ、どのような交流事業ができるのかを現在進めている制度設計の中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

11番（川口幸義君） これまでの交流事業は我々も認識はしておりますので、この交流事業を挟んで本土の子どもたちが奄美で住んでみたい、奄美で学校行ってみたいなど、そういったことなどが1件でもあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

教育長（要田憲雄君） そのことにつきましてはですね、いわゆる親戚の方が鹿児島本土に住んでおられて、爺ちゃん婆ちゃんを頼って学校に転校したいというのは何例かございました。そういうことを中心にしながら、また今広報活動もするためにDVDを製作したりしておりますので、そういう資料をもって私どもは県本土、鹿児島県はもちろんですが、兵庫県や東京でも郷友会を中心に是非進めてみたいということを考えているところです。

11番（川口幸義君） はい、分かりました。やっぱ私はね、この離島で交流することによって、離島の子どもたちが良い面、悪い面もやっぱ両方あると思うんですよ。例えば、いろんなスポーツにしろ進学にしろ、離島の子どもってというのは常にハンデを背負っていかねばならないという、こういった点もですね、本土の子どもたちに知っていただきたいなと、私はいつもそう思ってるんですよ。例えば、本土に行って離島から航空運賃を使ってですよ、ホテルで住まい、そこで受験勉強にタイトでやっぱ挑戦しなければいけないという点、もうその時点で既に離島の子どもってというのはハンデを背負って、受験にに応じているということを考えたときに、やはり私はそういったものもね、将来的にこのハンデをね、何か付けていただければありがたいなと。こういうことがあるかないか分からんが、将来の夢としてね、私は常に、いつもそう考えてるんですよ。スポーツにしろ、足の速い人、遅い人がハンデをつけて100メートル走りますからね。だから、奄美の子どもたちもやっぱ優秀な子ども、たくさ

んいらっしゃるので、そういった子どもたちに励みになるようなことをですね、これから考えていただきたいなと思っております。それから、これは地方創生の中で出てくると思うんですけど、そういった子どもたちを我々はまた支えていかなければならない、この土壌がやっぱりできてなければですね、奄美に行って、向こうで私は留学したいなと。そういった思われるような、また行ってみたい、住んでみたいと思えるような、やっぱり土壌づくりが必要かなと思っておりますよ。ただ、交流して終わりでは何のあれもないと、そういうことで私はこの交流事業の拡大っていうのは、もうちょっとこの、もう一歩踏み込んでですね、頑張っていたきたいなと思っております。以上、終わります。

議長（師玉敏代君） 川口幸義君、川口幸義君、挙手してお願いいたします。

11番（川口幸義君） その、この学ぶ授業についてですよ、そういった形で我々は今後、取り組んで支援をして、もっともっと踏み込んでいただきたいとこのように思っております。

続きまして、大きな2番、地方創生について伺いたいと思います。（1）奄美市の取組について。これは①まで一緒に伺いたいと思います。本市の出生、出生率と死亡数の推移について伺いたいと思います。まとめてお願いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、まとめてということでございますので、ちょっと長くなりますがお答えいたしたいと思います。

まず、聞き取りの中で合併した後の年ごとの出生数と死亡数の推移ということでございますので、順を追ってお答えをいたしたいと思います。まず、出生数の推移でございます。合併後の平成18年から28年まで年ごとに申し上げますと、ちょっと棒読みになりますが、462名、400名、450名、414名、390名、398名、398名、373名、404名、359名、375名と、平成28年ですね。御覧のように減少傾向で今推移をしてるという状況です。次に、死亡数の推移ですが、同様に年ごとにもしあげますと、546名、540名、543名、515名、578名、628名、624名、598名、644名、最後599名、平成28年ですね、若干のこう増減を繰り返していますが、やはり増加傾向で死亡のほうが増加してるということでございます。その結果でございますが、出生数と死亡数の差が毎年差し引きますと約200名前後マイナスという結果になってるところです。この背景としてですが、高齢化率の上昇や未婚者の増加、晩婚化による出生数の減少などが少子化の影響として表れているというふうに考えているところでございます。こういった少子化に対する対策のほうですが、今後取組方向ということでお答えいたしますと、平成27年に策定いたしました奄美大島人口ビジョンというのがございます。この際に住民のアンケートを行っておりますが、その結果を見てみますと、奄美市における理想の子ども数は3名と最も多く、全体の45パーセントですね、を占めており、次に2人が33パーセントということになっております。そのアンケートの結果に基づいて、奄美市の目標の合計特殊出生率ですが、現在1.83ということになっております。この1.83に対して、2.1を設定したところでございます。人口を維持する特殊出生率は2.07と言われておりますので、2.1で人口は若干増えるということで設定をしたところでございます。ただ、現在の子どもの数と理想の子どもの数に差がある、最も多い理由ということで、子育てや教育にお金がかかりすぎるという理由が一番多くございました。これらを踏まえ、御指摘のとおり、これは聞き取りの中で議員が御指摘しておりますが、子育てに対する産み育てやすい環境整備の充実が必要になってくるというふうに考えているところでございます。取組については、今地方創生の中でいろいろ取組をしておりますが、少子化対策ということでこれまで子ども医療費支援の拡充、多子世帯保育料の軽減、不妊、不育治療費の助成、こういった事業を実施してきたところでございます。今年度からは御案内のとおり、出産の祝い金を拡充しておりますが、第2子が生まれた場合はこれまで2万円でしたが、5万円に。第3子以降については、これまで5万円でありましたが、10万円に拡充をしたというところでござ

ざいます。このほか、子どもを育てやすい環境ということで、地域型保育事業というのをやっておりますし、子育て支援パスポートというのを強化する取組も進めているところでございます。現在、子育て・保健・福祉の複合型拠点施設の整備に向けて、現在取組を進めているところでございます。今後、予算的な面もありますが、地方創生の推進によって出生数の増加、産み育てやすい環境の整備、こういった面を支援制度の拡充に向けてですね、財政面を含めながら議論を重ねているところでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

11番（川口幸義君） 奄美市もやはり出生率もかなり今落ちてると。亡くなられる方が多いということですね。これは国にもしっかりですね、総務省の発表によりますと、毎年日本の人口が1億2,700万と、ざっとすると、毎年亡くなられる方が130万人、産まれてこられる子どもたちが93万人と。ということは、逆算すればやっぱり37万から40万近い方々が日本の人口はもう毎年減っていくという。そうすると、これが100年経つと4,000万人近い人口が減るということですから、その心配で、地方創生制度っていうのはできたと思うんですね。いわゆる、国が成り立たなくなるということが、いわゆるひと・まち・しごと、これがまさに地方創生のタイトルだと思っております。我々奄美市も結構地方創生については、市長は一生懸命取り組んでおられます。項目を見れば40数目ぐらい掲げて、一生懸命しごと・まちの活性化と取り組んでおられるもので、よく理解はできますが、沖縄県はですね、日本復帰する前は98万人しかいなかったんですよ。今現在、143万人、ちょっと超してるかもですよ。だから、あれからすると、沖縄は約50万近い人口が、昭和47年の5月15日に日本復帰をして以来、人口が増え続けているという、ここら辺りがですね、沖縄と奄美の違いは、文化も歴史的にも大体兄弟島なんですけど、どこが違うのかなと私思ってたら、そこら辺りはどうでしょうか。沖縄と奄美の違い。

総務部長（東 美佐夫君） 私も沖縄のこと、大分気になってですね、20年前から沖縄の各島々を調査に回ったことがあります。一番気づくのが、沖縄本島がやはりいろんな面で機能が備わっていると。沖縄のそういう予算の規模にもございますが、沖縄の本島以外の離島から沖縄に集まってきて、仕事ができると。そういう環境が整っているというのが非常に大きいんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、昔、2・30年前は奄美大島のほうに各、ほかの離島から奄美のほうに転入してきましたが、それが各島々がやっぱり発展する中で、もう高校に、奄美の高校にも来なくていいというような条件もまた揃っていますし、仕事が各島々でできあがったというのも一つの要因かもしれません。そういう差が沖縄と奄美の中で開いていったのかなというふうに思います。その辺を、今後どうするかっていうのを、またこの地方創生の中でしっかりと取り組んでいきたいというふうに思いますので、そういう意味では、ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、そういうふうに感じているところでです。以上です。

11番（川口幸義君） はい、ありがとうございます。部長から立派な答えをいただきました。それですね、沖縄は我々は行くたびに、もう一度行ってみたいなど、そういう雰囲気があるわけですよ。奄美に逆に来られる方々、やっぱりアンケートを皆さん採っていらっしゃるかな。もう一度奄美に行ってみたいな、奄美で住んでみたいなど、そういう土壤ができてくるかどうか。そういったアンケートは採ったことありませんか。それがあればいいな。

総務部長（東 美佐夫君） 今回の地方創生の中で、各島々、広域でもそうですが、地方創生の総合戦略というのを策定しています。その中で、そういう奄美に行きたい、Iターン者含めてですね、観光客、東京・大阪、本土にいらっしゃる方々へのアンケートを採ってはいるところです。その中で、奄美に行きたい、住みたいっていう方々は5割以上いらっしゃるというふうに私は記憶してます。以上です。

11番（川口幸義君） やはり、奄美に行ってみたい、また行ってみたい、住んでみたい。そういうやっぱり土壌づくりが私は必要かなと思っておりますよ。なぜかと申しますとですね、戦後奄振予算は60数年間、5年、5年の延長ですよ、何兆円という公共投資もやっております。しかしながら、奄振は幾ら使っても歩留まりが非常に悪い。9割のお金はみんな本土に行ってしまう。1割しか島に残らず、奄振予算というのは。そうすると、沖縄と土壌が違うなという、沖縄法については、沖縄は9割沖縄でみんなお金が落ちるんですよ。1割だけ本土に逃げるとい、この仕組みをですね、我々はちょっと沖縄で、いくらかでも学ぶ必要があるのじゃないかなと思うんですよ。沖縄、資材調達もすべて沖縄で賄っているという、奄美の場合、公共事業でも何にしろ、資材はほとんど本土から仕入れて調達をするという、ここの違いですよ。例えばですよ、大島紬を例えますと、大島紬は沖縄法と一緒に9割方地元にお金が残るんですよ、紬の場合は。もう、染めから、もうすべて。本土から仕入れるのはただ糸だけなんです。そういうことを考えたときに、いかに大島紬が奄美に貢献してきたことかということですね、一目瞭然、これはね、沖縄法と僕はよくこう比較して見てるんですけど、こちら辺りの違いをね、何とかこの歩留まりの問題。これから、また奄振予算、また来年は5年延長お願いしなければなりません、これからは、市長さんもしっかり内容の充実とか今おっしゃいますけども、やっぱりこの5年延長というのは、もう既に準備してる段階で、もう既に2年にかかる。そうすると、足腰の強い政策立てようと思って、もうすぐ3年来たら、もうすぐ5年だ。そうすると、4年間、市長さんの任期は4年ですからね、新しい市長さんが出てきたら、僕は前の奄振には携わってないよという、分からないまんまに首長が代わったりする。だから、これからは我々は奄振予算も10年に切り替える時期に来たのではないかなと思ってんですけど、この点についてはいかがでしょうか。誰が答えますか。

市長（朝山 毅君） 議員がおっしゃる奄振法の時限の期間を5年にするか、10年にするかということは以前からありました。復興事業、振興事業、振興開発事業になるまでは10年刻みと、前半、後半という形でありましたが、振興開発の現在に至る過程において5年ということになりました。そういう理由等を、当時私は関わっておりませんでしたが、そういう内容を伺いますと、やはり社会の動態は非常にスピーディに動いていると。10年という法の時限のスパンであると、やはり社会の流動性の追いついていけない部分でもあるのではないかと。むしろ、1年、2年で経済活動がずっと動いてる国際流動性、国際社会の中においては、やはり奄美も連動をして、その時期に合った各種事業をやはり導入していくためには、5年スパンぐらいがいいんじゃないかという意見が主流であったと。そういう中において、やはり5年で時限を埋めていった。10年という、もうすごい長い時間がかかるというふうなメリット、デメリットどちらもあるようですが、そういう意見が大半であって、5年になったというふうなことを伺っております。しかし、これも今議員がおっしゃるように、安定した経済環境、財政環境、また国際社会であれば、やはりこう安定して確実に腰を据えてできるような、これもいいんじゃないかという思いもいたしておりますが、今後の一つの課題として参考にさせていただきたいと思っております。

11番（川口幸義君） ただいま、市長の答弁はやはり5年スパンも、そういった方もいろいろ考え方があろうと、このように思っております。離島振興法だって、10年、沖縄法と一緒にね、10年の延長なさっておりますので、これは補助率の問題ですから、そう考えたときにはやっぱりこれからは、もう粘り強く沖縄並みに補助率も上げてもら。そして、10年の延長もしてもら。補助率が上がるとなれば、別に5年でもどうってことないと思うんですよ。そうすれば、自分の時代に延長したものが、また新しい市長さんが後きたときに、これに組み入ることができるという、こういうことを考えたとき、僕は一番10年ぐらいがいいのかなと思ったりしてるんですけど、これも国の特別措置法という制度の中でありますので、何とかそこら辺りを組み入れてですね、考えていきたいなと思っております。これ

は、私は南西諸島にあっては奄美群島はやっぱり国境に面している離島ですから、奄振予算は人口割で減ってくるのは、僕は非常に不甲斐ないなと。国の国益に一番寄与しているのは南西諸島であるということ。世界で、国土は6番目、60番目に小さいんだけど、海の大きさは世界で2番目、海洋大国日本だ。ということは、要するに経済的排他水域っていうのは奄美の南西諸島が一番国の国益を寄与してるということを考えたときに、奄振予算もそれに適うような要求をしてみたらどうですかと。人口じゃなくて、島の大きさを物差しで測ってですよ、島はこんだけ大きいじゃない。大陸棚、こんだけ持つてるよ。その分を我々は国に対して、これからの奄振予算、要求をしてもいいのではないかなとこのように思っておる。ここについて御意見がございましたら伺いたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 奄美のこの重要な地理的位置関係、地政学で言うともう大変重要な位置にあるということは、もう我々もよく分かっておりますし、それをもって、奄美群島の良さを全国にPRしてるところでございますので、それについてはまた国のほうに十分伝えて、予算の獲得に向けて取組を進めていきたいというふうに思いますので、議員のまた御協力、よろしくお願いいたします。以上です。

11番（川口幸義君） はい、ありがとうございました。はい、部長のほうで。

議長（師玉敏代君） 川口議員。通告以外の、通告に、ちょっと注意してください。

11番（川口幸義君） それは、例えの話だから。

それでは、大きな3番。教育行政について。（1）貧困対策、子ども食堂について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

福祉事務所長（奥田敏文君） それでは、貧困対策と子ども食堂についてお答えをしたいと思います。まず、本市における貧困家庭の子ども現状でございますけれども、家庭において食事が全く取れていないというような状況については、現在把握しておりませんが、食事がお菓子などで満足に栄養が取れていないような、育児放棄に近い家庭が数世帯あることは把握をしております。貧困家庭の子どもの割合についてでございますけれども、平成28年度の就学援助を受けている子どもの割合ですけれども、小学校全児童数2,591人に対して719名、28パーセント。中学校の場合、全生徒数が1,313人に対して、410名、31パーセントとなっております。また、平成28年度の生活保護世帯の子どもの割合でございます。小学校では全生徒数、先ほど言いました2,591名に対しまして、80名、3パーセント。中学校は全生徒数1,313名に対して59名、4.49パーセントというふうになっております。生活保護世帯の子どもの進学につきましては、今年3月の生活保護世帯の子どもの高校進学率17名中16名で、94.1パーセント。高等学校等中退率は69名中4人で、5.8パーセント。就職率につきましては、22名中13名で59.09パーセントというふうになっております。この貧困対策につきましては、保護課、福祉政策課、それから教育委員会、学校などが連携を図りながら生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業の実施のほかに、生活保護、準要保護、1人親世帯に対する児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成事業、各種経済的な支援を行っているところでございます。

子ども食堂につきましては、月1回から不定期ではございますけれども、NPO法人や医療機関など民間が主体となって実施をしております、参加した方々からは好評を得ているというふうに伺っております。学習支援につきましては、今年の7月から毎週日曜日に生活困窮者自立支援法に基づく事業といたしまして、名瀬地区の1か所で子どもの学習支援事業に取り組み始めたところでございます。議員からございました、子ども食堂と学習支援が一体となった、貧困家庭の子どもの生活環境の整備につきましては、子どもの成長にとって大事な食事と学習の機会を提供する施策だというふうに思いますの

で、今後貧困解消に向けた取組を展開していく中でまた検討してまいりたいと考えております。

11番（川口幸義君） これは、大阪で今現在行われてる、ちょっと読んでみたいと思います。貧困対策、子ども食堂について、大阪市は平成17年度、子どもの貧困対策として、一部の区で子ども食堂で勉強を教える学生ボランティアを派遣するなど、計19の事業、予算額約2億2,000万円の方針を明らかにした。食生活と学習の両面で支援をし、効果があれば翌年度以降も市内全域に拡充する。子ども食堂は主に無料で、地域の子らは夕食などを提供している。市が行う平成17年度の事業は西成区で開設される子ども食堂6か所の運営費を補助し、旭区の子どもの食堂4か所にも学生の学習支援ボランティアを派遣。浪速区の小学校に2校で放課後に学習指導員を派遣するなどと、このようにありますけれども、奄美市は子ども食堂は何件ぐらいありますか。そして、その派遣、指導とか、そういったことは取り組んでおりますか。食堂がどのぐらいあります。

福祉事務所長（奥田敏文君） 形態によって違うんですけども、今奄美市でやっており、奄美市って言うか、奄美市内でやっておりますのが、1か月に1回やってる子ども食堂が1件。それから、2か月に1回やってる子ども食堂が1件。あと、長期休暇、いわゆる夏休みなどですね、そこでやってるのが1件ございます。これが、いわゆる民間でやってる子ども食堂でございまして、これについてはボランティアなどの寄付で賄っているというふうに伺っております。

それから、学習支援のほうですけれども、これは奄美市の、先ほど申し上げましたが、生活困窮者自立相談支援事業の中で行っております。1か所でございまして、現在18名、中学生が13名、小学生が5名、この学習支援のほうに参加をしてるという状況であります。

11番（川口幸義君） 奄美市の場合はそのボランティアの皆さんがやっていらっしゃるという。市からの助成金等はございませんか。

福祉事務所長（奥田敏文君） 現在、市のほうの助成金というのはございません。これ、対象者をですね、子どもさんは無料と。その代わり、大人の方も参加される方もいらっしやいまして、この方についてはお金を、300円とかお金を取ったり、あるいは募金を募ったりという形を取ってるというようがございます。県内でも、自治体でお金を出して子ども食堂を経営してるという状況はございませんで、皆さんボランティアのほう、NPOが中心になってるボランティアのほうでこの食堂を開催してるという状況でございます。

11番（川口幸義君） 現在、鹿児島県は行政が助成を出して、そういった食堂を支援してるということはないと、今伺いましたので、そういったその食事、3度の食事のままならない、そういった子どもたちが奄美市ではどんだけ、把握はできてるんでしょうかね。

福祉事務所長（奥田敏文君） 先ほど、冒頭で申し上げましたとおり、食事が全く取れていないという子どもはこちらのほうで把握しておりません。ただ、親の育児放棄の関係で、お菓子などでいわゆる食事の代わりをしてるところがありますので、そこにつきましては、いわゆる家庭の支援をですね、こちらのほうから行っているという状況でございます。

11番（川口幸義君） 今後もですね、こういった子どもたちについては十分配慮しながらですね、行政としてもこれから取り組んでいただきたいものかなと、このように思っております。以上、これについては終わります。

次は、福祉行政、大きな4番、福祉行政について。特別養護老人ホームについて。①要介護1から2

などの受入態勢について伺いたいと思います。

保健福祉部長（上野和夫君） お答えいたします。4項目ほど聞き取りで伺っておりますので、続けてお答えしたいと思います。

平成27年4月より特別養護老人ホームにおいては、入所要件が原則要介護3・4・5とされ、要介護1・2の方については入所の対象外とされました。特別養護老人ホームへ入所されていた要介護の方が心身の状況が改善され、介護度が軽くなり対象外となる場合は、在宅生活が可能な場合は退所となり、基本、在宅で受け入れていただくことになります。しかし、認知症などで在宅生活が困難と判断される場合は、特例入所という形で継続した入所が可能となります。その際は、施設や行政関係者で協議を行い、入所判定委員会で決定されます。

そのあとに、介護が必要になったときに、受け入れる施設が足りているのかという御質問も受けておりますので、お答えいたします。現在のところ、介護保険の施設は特別養護老人ホーム5か所、定員280名。介護老人保健施設2か所、定員170名。認知症の方が入所できるグループホームが7か所、定員108名の設置状況となっております。そのほか、介護保険施設以外では有料老人ホームや養護老人ホームなどがございます。

3点目としまして、介護予備軍とされる方がどのぐらいいるのかという御質問でございます。介護度の軽い方々についての御説明になりますが、お答えいたします。本市における平成29年10月現在の介護保険認定者数については、総勢2,153名となっており、その中でも要支援1が388名、要支援2が371名、計759名となります。認定者全体の35.3パーセントを占めており、今後要介護状態に移行する可能性の高い方々とも言えますが、一方では介護予防に取り組むことや転倒を防止することなどで、現在の状態を維持、改善する力を持った方々であるとも言え、本市の目指す住み慣れた地域でいつまでも過ごすために、要支援認定の方々やまだ認定のない元気な高齢者も一緒になって、介護予防に取り組むことが非常に大切になってくるものと考えています。

4項目目としまして、第7期介護保険計画策定において、施設を増やすことは考えていないのかという御質問がありましたので、お答えいたします。現在、第7期介護保険事業計画の策定委員会では、市全体の保険給付の推計を見ながら、かつ住民のニーズを勘案しながらさまざまな協議を重ねて、平成30年から3年間の計画を決定していく過程にあります。施設を増やすことにつきましては、施設を増やすことで市民の方の安心感は増やすことが考えられますが、そのことで介護保険料の高騰も引き起こす要因となるため、需要と供給、負担のバランスも考慮し、慎重に議論していきたいと考えています。今後も高齢化が進んでいく中で、介護を必要とする高齢者も増加していくことが予測されます。介護が必要になっても地域で安心して暮らしていけるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療推進の体制づくり、また地域で助け合う体制づくりなどに取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

11番（川口幸義君） よく分かりましたので、時間がちょっと足りませんので、いわゆる介護1・2についてはよく理解しました。それから、この7期、その認定については何月に分かるんですかね。

保健福祉部長（上野和夫君） 2月に事業計画の答申予定でございます。

11番（川口幸義君） そしたら、その介護1・2、それは分かりましたので、その要支援、要支援にも1・2があると思うんです。この要支援1・2についてはどのぐらいの皆さん、いらっしゃいますか。

保健福祉部長（上野和夫君） 認定者数総数が2,153名ですが、そのうち要支援1が388名、要支援2が371名。35.3パーセントとなっております。

11番（川口幸義君） よく分かりました。

議長（師玉敏代君） 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

21番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。きゅうら、おがみんしょうら。自民党会派の奥 輝人です。平成29年12月議会、通告してあります一般質問を行います。

その前に、少々所見を述べたいと思います。去る11月に行われました奄美市長選挙、風を力に、暮らしに幸せををキャッチフレーズに見事3選を果たしました朝山奄美市長、誠におめでとうございます。向こう4年間、私の公約の実現に向けて、更には奄美市の顔として、また奄美群島のトップリーダーとして御活躍されることを期待しています。どうぞ、頑張ってください。また、奄美市議会の後半の部の新議長に就任されました師玉新議長、誠におめでとうございます。奄美市議会の代表として議長の職責を十分に理解され、市民に分かりやすい議会、身近に感じる議会、そして開かれた議会を目指し頑張っていただきたいと思います。また、隣町の龍郷町においては、元奄美市職員の則敏光氏が今回の新町長誕生に合わせて副町長に就任されています。則氏は奄美市の財政課長や広域事務組合の事務所長、そして市民部長を歴任しています。奄美市が合併したときからいろいろとお世話になった方でありましたし、自治体は違いますが奄美市で養ってきたいろいろなノウハウをいかに発揮され、龍郷町の発展に頑張っていただきたいと思います。奄美市からではありますが、エールを送りたいと思います。

さて、今年も残すところあと少しとなりました。1年の過ぎるのは本当に早く感じるぐらいに早いです。まさに、光陰矢の如しであります。来年も市民にとっていい年になりますように祈念を申し上げまして、一般質問に入りたいと思います。

1、市長の政治姿勢。（1）3期目の公約について。①雇用と仕事行動プランの中で、農林水産業の振興で地場産業を強化し、域内経済の循環向上についてであります。奄美市の農林水産業の振興については、農業ではサトウキビ、生産牛、果樹、タンカンなど基幹作物が推進されています。また、水産業においてはモズクをはじめ、魚介類や海産物など島外に向けての出荷など、また生産量も向上しているのが現状であります。しかしながら、農水産業を取り巻く環境は高齢化の進行や後継者の不足、担い手の不足、また奄美に接近している常襲的な台風や季節風などの被害による手取り価格の不安定など、課題が山積してるのも現状であります。いかにして農水産業の安定に向けて活性化が図られていくか、そこがポイントであると思います。金になる農水産業、儲かる農水産業であれば、自然と担い手や後継者も育成されていくと思われます。実際に、生産牛の後継者については、現在この奄美市と隣町の龍郷町においては増加中であります。その背景に、近年の子牛相場の高騰が要因であり、後継者や担い手の育成には魅力があれば、また収入が安定しているのであれば、自然と育成されていくものと思われます。さて、質問であります。地場産業を強化し域内経済の循環向上について、具体的に今後どのような展望を描いていこうと考えているのかを伺いたいと思います。

後の質問からは発言席で行います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、奥議員にお答えいたします。

まず、マニフェストに掲げております、地場産業を強化し経済の域内循環の向上についてであります。農村地域に豊富に存在する農林水産物の支援を最大限に生かすために、地元市場やJA等への出荷をはじめ、農産物直売所や食品加工の原材料として島内での消費や産業を活用し、地産地消を進め域内で多くの資金を循環させることにより、地域経済の活性化が期待できるものと考えております。農作物の強化対策といたしましては、サトウキビについては病害虫の対策、土づくりの対策、管理作業の軽減化等への支援、肉用牛については国の事業を利用した施設整備の実施、更に市単独の重点品目生産向上対策事業による簡易資材購入への支援。また、タンカンを中心とする亜熱帯果樹等についてはJAの事業を活用して樹園地の造成、樹木の更新、大玉スモモや津之輝の苗木導入等への支援。カボチャについては生産安定・規模拡大を図るために栽培資材購入に対し支援を行っているところでございます。水産業につきましては、平成26年度より奄美群島振興交付金を活用した鹿児島向けの農林水産物輸送コスト支援事業が28年度からは同交付金を活用した沖縄向けの水産物流通支援実証事業がスタートいたしております。この間、漁業者が負担する輸送費の一部が軽減されているところであります。今後も同事業を継続的に実施することで、漁業者の所得の向上、更には水産業の基盤強化につながっていくものと考えております。以上、また御理解を賜りたいと思います。

21番（奥 輝人君） はい、市長、ありがとうございました。よく理解しました。市長の公約でありますので、この域内、地場産業を強化するということは本当にこの第1次産業を大事にしてるんだなという思いがしております。8年前、12年前の公約では、市長は一応この奄美市の農業生産額、約21億円というのを一応公約に掲げていたと思います。その21億円が到達はしてないとは思っていますけど、今でも約17億円から18億円の農業総生産が今図られていると思っております。そういった意味で、今後もやはりその当初の、12年前で、12年前に公約した奄美市の総生産額21億円に向けてですね、更にですね、この21億円上積みできるようなこの体制をですよ、この4年間でやはり造り上げていただきたいなとも思っております。そのためにはですね、やはり農業後継者やら担い手の育成、そして生産農家の拡大、またその収入の安定、安定した収入の確保です。これがなければですね、やっぱりそういった21億円農業への夢が絶たれてしまいますので、今の市長の答弁がありましたようにですね、今後期待をしていきたいと思っておりますので、どうぞ、私のほうもですね、いろいろと助言をしながらまた頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ取り扱いをよろしく願いをしたいと思っております。

それではですね、②に移りたいと思います。②の観光、交流の振興。世界自然遺産登録を見据えた交流拡大についてであります。世界自然遺産登録はいよいよ来年の夏頃には決定される見込みであります。今年の3月にはその前提である国立公園に指定されました。それに伴い、格安航空などにより観光客や入込客など増加傾向であります。聞くところによりますと、奄美の空の玄関口である奄美空港においてですね、乗降客数が平成の25年度末で約55万人でありましたが、平成28年度末ではですね、約70万人に達成しているということを聞いております。約15万人もの増加でありました。このようなことから、今後のですね、観光客への対応や交流人口の拡大について、どのような施策や事業を打ち出していこうと考えているのかを伺いたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 本市におきましては、平成30年夏の世界自然遺産登録を見据え、交流人口の増加による受入体制の整備や旅行者の満足度向上に向けた施策に取り組んでいるところでございます。議員の聞き取りの中で、ちょっと二次交通のこともちょっと触れておりましたので、その点についてですが、レンタカーなどの二次交通や宿泊施設等の受入整備については、民間の観光関連事業者を主体に構成されている一般社団法人あまみ大島観光物産連盟の中でも共通の課題として認識されており、今後レンタカー事業への新規参入や保有台数の増加、あるいは簡易宿所も含めた宿泊施設の増加や民泊の推進など、増加する観光客のニーズに対応するための受入整備が観光関連事業者全体で進んでいくものと考えております。また、本市においては多様化する観光客のニーズに対応するため、着地型旅行商

品造成事業を実施しており、笠利地区では佐仁集落の夕日鑑賞と集落歩き、節田集落の節田マンカイ体験ですね、すいません。赤木名地区の集落歩きなど各地域の素材を生かした旅行商品の造成に取り組んでおります。また、住用地区では自然散策や農作業などが体験できる民泊の推進、名瀬地区では白糖工場があったらんかん山周辺と中心商店街をエリアとした街歩きの商品造成を進めているところです。今後とも各地域の自然や伝統文化などの魅力を体験できる観光メニューを増やし、奄美大島ファンの拡大とリピーター獲得に向けた観光振興と併せて民泊の推進や特例通訳案内士の活用、屋久島や沖縄と連携した世界自然遺産ロードの構築など更なる受入態勢の強化に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。今、部長のほうからも話が合ったように、着地型観光ですね。やはり、この着地型観光、若しくは滞在型観光ですよ。それを、今度交流の中に、やっぱり大きな目玉として導入していければ、いければですね、やはりこの世界自然を登録したあとにも、やはりリピーターなども、リピーターなどが増えていくと思われまので、今言われた節田マンカイとかいろいろ、佐仁の探索とかいろいろメニューがありましたけれど、そこら辺りも一応今後の着地型と滞在型において、発信、都会にですね、発信をして、こういうメニューがあるということを更に発信をされればですね、この交流拡大が広がっていくのかなという思いがしております。実際にですね、奄美市においてもですけど、いろいろ住用のほうでもそういった観光メニュー等がありますけど、自分が今考えているのは、やはり民泊、農家民泊など体験。体験交流ですよ、体験交流などをしていけば、更に人口、交流人口、交流が進んでいくのかなと思っております。自分のところにですね、去年はサトウキビの定植ということで、8月の中旬、下旬ぐらいにですね、サトウキビを植えたいということで、東京のほうから3名ほど来てですね、手伝いに来ています。そして、その方々は自分の友達からの紹介であったんですけど、やはりそういった都会で、奄美で農業を体験したいとか漁業を体験したいとか、そういった情報をもうやっぱり都会で配信しなければいけないのかなとも思っておりますので、大都会においていろいろな100人応援団のそういった方々の協力を得ながらですね、やってもらえたら、まだまだ拡大、交流が拡大できるのかと思っておりますけど、今後そういったことについてもよろしく願いをしたいと思います。

またですね、再質の中でもう奄美本島内の5市町村との連携や対応ですね。あと、おもてなしの心など、今後どのように考えていこうと思っているのかまで聞きたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 現在、奄美大島5市町村においては従来の旅行会社や観光業者主導の送客受入型観光に加え、一般社団法人あまみ大島観光物産連盟を中心として、地域全体で観光客を受け入れ、地域の自然や伝統文化などを体験できる着地型観光を推進するため、奄美大島版DMO事業に取り組んでおります。これまで、旅行者への情報発信として奄美大島の自然景観や食、体験、観光スポットなどを掲載するWebサイト「あまみつけ」を作成し、奄美大島での宿泊や体験メニューの予約ができるWebサイト「のんびり奄美」の改修も行ってきたところです。また、奄美大島の着地型旅行商品の企画、販売を行うため、これまでの組織を一般社団法人あまみ大島観光物産連盟に法人化をし、併せて今年7月に旅行業の資格を取得しております。現在、乗り合い定期観光タクシー、あるいは八月踊りの見学体験、龍郷町秋集落でのアラセツ行事体験ツアーなどの旅行商品を企画、販売しております。今後の世界自然遺産登録を見据え、自然だけではなく集落、伝統文化、食など地域の宝や営みによる地域に根差した観光振興に努めてまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。5市町村連携でですね、やっぱりこの奄美のおもてなしの心が観光客に受け入れられるような体制づくり。今のメニューを聞いていますと、どれも十分可能なメニューでありますので、是非取り組んで頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の大きな２番のタンカンの振興に移りたいと思います。（１）奄美農協共販への推進についてであります。その中の①農協果樹部会へ加入していない一般農家について、ちょっとお尋ねしたいと思います。今、奄美市の果樹農家においてですね、奄美市の果樹部会の総会資料を見ますとですね、一応部会に参加している、部会に参加している農家は１６２名であります。しかしながらですね、このタンカン農家を、タンカン農家でまだ部会に参加していない、そういった一般農家はこの奄美市でどのぐらいの数があるのか。またこの、また大島本島内の果樹部会に入っていない、農協果樹部会に入っていない、そういった一般農家ですね、どのような、どのぐらいの数があるのか、その辺りをちょっと聞かせていただきたいと思います。

農政部長（山田春輝君） それでは、果樹部会の加入についてお答えいたします。あまみ農業協同組合の奄美市果樹部会の会員数は名瀬７４名、住用４９名、笠利２５名の１４８名となっております。奄美市における全体の果樹生産農家は平成２７年度の統計の数字になりますが、タンカンの栽培戸数で４１７名ですので、差し引きますと２６９名が未加入の一般農家と考えられます。大島本島内についてですが、全体で９５３名となっておりますので、本島内の会員数４３７名を差し引きますと未加入の一般農家は５１６名となります。

２１番（奥 輝人君） はい、分かりました。やっぱりこの一般農家、数的に見たらやっぱり多いですよ、これは。これは、あとでまた質問の中に出てくるんですけど、このように奄美市の中でも２１６名と、でしたよね、うん。約２００名として、約使いますけど、概ね２００名だとした場合ですね、このタンカン農家に限って、この果樹部会、奄美農協の果樹部会にこうやって参加しない、そういった理由とかはちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 具体的に各、一般農家に聞いたわけではないんですが、これまでの経緯を見ますと果樹部会に入っていない農家は副業としてタンカンを栽培してる農家が多いと。それで、専業としてはやってない。また、専業としてやってる場合でも独自の販売ルートを持っているとかいうことが、ことで、果樹部会に入るメリットを余り感じてないということが考えられます。

２１番（奥 輝人君） はい、分かりました。それではですね、そういった一般農家、果樹部会に入っていない一般農家の今後の対応策をちょっと聞いていきたいと思いますが、奄美市としてですね、この加入、②に入りますけど、加入促進についてですけど、今言われた副業ということと、専業じゃないってことでありますので、そういった理由が主にだと思えますけど、この加入していないこの一般農家ですね、この加入できるような取組について、奄美市として指導は今後できないのか、そこ辺り。今まで参加を促してはいると思いますが、どのような取組をしていたのか、その辺りをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 加入していない一般農家は、まず果樹部会、加入するためには一口１，０００円の出資によって組合員となります。農協の組合員となります。農協に農産物を出荷することにより、部会員として加入ができます。加入後、加入後は果樹部会員として登録され、タンカンの共販出荷が可能となり、適期における栽培研修会への参加、各種事業の活用が受けられることとなります。今後は今言ったような研修会等のことをメリットとしてＰＲしまして、加入促進につなげていけるよう指導を行っていきたくて考えております。

２１番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、果樹部会に入るまた契約とか規定とかあるとは思いますが、一応果樹部会に参加するっていうなれば、年間の会費が２，０００円支払うということも聞

いておりますけど、一応この果樹部会に入った場合はですね、メリットとしてはやはり勉強会の開催とか、あと現場研修での実施とか出荷時の目揃会、品評会の参加とか、あと反省会とか、そういったもろもろの勉強ができて、やっぱりこうやって果樹に対する意識も高くなっていくと思うんですよ。やっぱりその入ってない方々にとっては、副業であっても、どうでもいいって言うんじゃないですけど、作って食べられて、また交際用にタンカンだけ、交際用で作れば良いという農家もいると思いますけど、やはりそういった果樹部会に入っている農家の意見、声を聞きますと、やはりそういった方々も一緒に入って勉強をしてですね、もっとそういった栽培技術を向上していただきたいという声が聞かれましたので、そこら辺り、奄美市も指導してもらいたいなと思っております。そういった意味でですね、今度③番目に入りますけれども、品質の向上と量の確保についてちょっと伺いたいと思います。そうやって、参加していない農家は自前でですね、栽培を、結局は技術力の低下など規格外の商品が多くなってしまうと思います。そして、ゆくゆくは地元の中央青果市場へのお荷になるのが、なると思います。そして、数が多く、昨年度のように暴落する要因となっている。参加していない一般農家への品質の向上について、奄美市のその指導員とか、農協の指導員とかですね、どのような品質の向上に対して対応を取っているのか、またそういった目揃会とかそういった現場研修などの周知徹底などに案内文などを送りながらですね、やっているのか、そこ辺りをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 今、議員から御質問ですが、地域の農業振興を図るうえで、関係機関が連携することで農業振興が図られると考えております。市としましては、JA、大島支庁、市が、奄美市と合わせまして定期的な巡回での営農指導に加え、各農家から市へ直接問い合わせがあった場合には、担当者が直接現場に出向き営農指導を行っている状況でございます。そして、その農家への呼び掛けですが、現在研修会等の呼び掛けにつきましては、農協果樹部会を中心に研修会を実施している状況であります。一般農家が栽培研修を受けることにより、栽培技術の向上につながるものと考えております。今後、部会員への加入も視野に入れ、一般農家の参加も重要と考えていますので、周知方法など関係機関で検討し取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

21番（奥 輝人君） やはり、その指導員とか、奄美市の指導員がいますけど、あと農協さんのほうにも指導員がいますけど、そういった方々への連携ですよね。連携を取らなければ、この奄美市の約200名の、そういった一般農家の方の技術の向上にはなかなかつながっていかないと思ってるんですよ。例えばですけど、やっぱりサトウキビ農家とか畜産農家とかはちゃんとした部会に加入しています、必ずですね、サトウキビ農家でもいろいろな研修、そして品種の改良あったり、そしてその畑にも出向いてですよ、現場研修をしながらこういう方法でこの栽培をしてくださいますとか、あとこのケースは何本ですとか糖度はいくら出ますとか、そういった勉強会は必ずやってるんですよ。その果樹部会の部会に入ってる方々は新聞紙上等で見て、いろいろとあの農家で今日は現場検証しましたとか、よく聞きます。そういった、やっぱりそういったものが一般農家の果樹、作ってる方々にはまだまだ浸透がまだ低くて、この果樹に対する熱意が伝わっていないのかなという思いがしておりますので、できればですよ、もう来年の2月からはタンカンがお荷されますよね。もう、来年の2月からは。そして、その前、もう2月までには、その一般農家の方にも、もう多分遅いかも分かりませんが、やっぱり果樹部会に参加できるような、そういった方法ですよね。来年の2月は無理でも、再来年の2月から、またタンカンがこうやってお荷されていきますので、そのときにはやっぱりタンカンを果樹部会に、果樹部会に入会していただきたいということの案内文とかもやっぱり発送してもらいたいと思います。なぜならばですね、選果場を利用できるのは果樹部会に入ってる農家しか選果場は利用できないんですよ。一般農家はこれ利用できない、できないんですよ、向こうは。一般農家は選果場利用できないもんだから、一応自分が作った、庭先で作ったものも含めてですけども、それが中央青果に行ったりして、数が多すぎて暴落していくという原因になってるんですよ。そこをどうにか、この約200名いるんです

けど、それを最小限に、最大限に、その果樹部会に、部会に入れるような形をすれば、この中央青果の暴落とかにも歯止めがかかると思うんですよ。今、皆さんが言われてる規格外の加工施設の件も出てました。昨日の橋口議員の中でも加工施設の件が出ていましたけれど、その加工施設も大事だと思いますけど、それ以前にその加工、規格外を出さないために、規格外を出さないためにですよ、やはりこのいいタンカンを作って、やっぱり本土、本土方面に、やっぱり売りさばいていくと。そういうのが第一の、第一番目の加工品を作る前の段階だと思うんですよ。そうしなければ、やっぱりいつまで経っても暴落して暴落してってなりますので、今後タンカンを見込んでいますので、タンカン農家も結構増えてきていますので、そこ辺りも一般農家の方を、一応呼んでですよ、指導をしていただきたいなと思っておりますけど、もう来年の2月からもう始まりますけれども、そういった指導について、農協さんとか奄美市の指導員なんかと連携してやっていただきたいと思いますけど、どうですか、部長。

農政部長（山田春輝君） 今、奥議員からありましたとおり、確かに一般農家が部会に入って選果場に出せるように、それが一番いい方策だと思ってますので、今言われたとおり、今一般農家が問い合わせがあったときに指導とか行ってるんですが、今後はまたいろんなアンテナを立てまして、一般農家を把握して指導できるように努めたいと考えております。よろしくお願いします。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。やはり、今後のタンカンの産地化を目指すのであればですよ、それぐらいの気持ちでやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

そしてですね、次に④番の選果場の稼働率についてでございます。今、言われたように、選果場はやっぱり果樹部会に入会している人しか、方しか利用できないということでありましたけど、その実績についてですけど、昨日の橋口議員の中に実績等と販売額が示されたと思っておりますけど、ちょっと聞き取れなかったものですので、ちょっと実績とですね、販売額などもう一度お願いしたいと思います。

農政部長（山田春輝君） それでは、選果場の28年度のタンカンの持ち込み量でございますが、全体で289トンとなっております。そのうち、共販が192トンで全体の66パーセント。委託が97トンで34パーセントとなっております。

21番（奥 輝人君） 販売額は分かります。販売額。

農政部長（山田春輝君） 28年度の販売額は5,398万1,000円となっております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。共販で192トンを出していて、委託で97トンということでありました。共販っていうのは、これ奄美農協に出荷するということで、それはもう以前、以前っていうか、そのタンカンを出荷するときにアンケートで今回は農協さんには自分は3トンだしますよ、5トン出しますよということの、これは共販であります。委託っていうのは、これは今度は自分で、個人で販売するための委託の数量が97トンということでありました。全体で289トンが出てるということであります。そういった中でですね、やはりこの中からやっぱり規格外とかも結構出てくると思うんですよ。結構まで、結構と言えはいけないと思いますが、どれぐらい規格外が出てくるのか、数量なんか示されますか。

農政部長（山田春輝君） トン数はちょっと分からないんですけど、全体の15パーセントぐらいが規格外だと聞いております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、選果場の1日の能力は1日約20トンを選果できるということで、選果場造っております。そういう意味で、まだまだ400トンとか500トンでも、1日20トンとして約30日操業した場合、 $3 \cdot 2$ が60で約600トンぐらいは賄わなければいけないような気がしておりますけども、そういった中でですね、このタンカンの共販が一応約192トンですよ。共販の確率も、割合もやはり高めていただきたいなというのがありますけど、これは農家さんの希望でありますので、次の質問になりますけれど、奄美ブランドの指定にも規定になりますけれど、やはり産地化を目指すのであれば、やっぱり基準としては約1億円産業ということで聞いていますので、タンカンで1億円を売り上げ、共販、農協共販、系統共販ですね、約1億円を売り上げなければ産地化には指定されないという、そういった基準もあります。それに向けてですね、今考えている、部長が考えている、それに向けての課題ですね、課題など、取り上げたらどのようなことがあるのか、ちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 今、ブランド化についての御質問ですが、昨日の橋口議員からも説明をしていただきましたけど、鹿児島県では定時、定量、定質の生産出荷を基本に消費者ニーズに応えるとともに、県内の他産地のモデルとなるような優れた産地をかごしまブランド推進本部にて決定し、指定しております。各作物の指定基準は異なりますが、タンカンにおいてはJAなどの系統共販額が、今奥議員が言いました1億円以上であることが基準となっております。奄美大島選果場については、奄美大島が一体となり、一元集荷・選果による出荷基準の統一を図り、ブランド産地の形成を図ることを目的に整備してきております。今年度産のJAの計画としましては、先ほどの共販量192トンに対し、共販額を約8,000万円となっております、このような取扱量が継続的に見込まれることでブランド化に近づくものと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、ブランドに向けてですけど、今約192トンが出荷されていましたが、やっぱり先ほどの売上実績が5,300万円余りと言っていましたけど、この約200トンでは足りない。その倍は必要だと。共販ですので、400トンですよ、400トン。それが、単価として300円としてでもですね、 $4 \cdot 3$ 、12で1億2,000万円になりますけど、やはり400トンのタンカンをややはり確保するためには、共販が、共販で確保するためには、やっぱりそれに向けてはやっぱりそういった一般農家ですね、この約200名ぐらいの方々の部会に加入して、やっぱりそうやって共販に参加できる仕組みなんですよ。そうしなければ、結構この1億円産業は今後も厳しいと思うんですよ。去年のですね、ここにちょっと資料がありますけど、去年の中央青果に出している一般農家のその資料がありますので、ちょっと読み上げますけど、去年はですね、中央青果にはですね、バラでですね、バラの5キロで約205トン出して、205トン出てるんですよ、205トン。箱詰めで90トンですよ、90トン。合計で295トン。中央青果が取り扱ったトン数は約295トンあるんですよ。これは、規格外ということも含めて、一般農家の方でもやっぱり手を入れれば、技術を加えれば、商品の秀とか優とかいいのが出ると思うんですよ。その中で295トン、約300トンの中で約半分の150トンでも、こうやって選果場が利用できて、さっきの200トンと合わせて350トン、更にあと50トン加えて400トン。これを目指さなければ、ブランドにはなりませんので、だからその一般農家のその力というのが必要になってくると思うんですよ。そこら辺りを考えて、考えてじゃなくて、どうにか指導してですよ、奄美のタンカンはおいしくて、そしてまあやかで人気があると、そういったことを宣伝できると思うんですよ。そして、それができた場合は、市長さんが全国のトップレベルとしての販売をしてもらえればですよ、屋久島よりもこの南国の奄美のタンカンもまだ人気がありますので、そこ辺りを考えてですね、やっぱり私はもう奄美市のブランドに向けて、そのタンカンをややはり盛り上げていただきたいという思いがしますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

それです、今日の新聞にはですね、南海日日だったんですけど、津之輝ですね。今年から共販がスタートされたということで、将来的には約50トンを見込んでいたということでありました。今日、川口議員が津之輝を議会事務室に持って来てですね、試食をしました。もう、初めて食べたんですけど、やっぱりクエン酸が、多分1パーセント以下で、そして糖度も12度以上あったと思うんですよ。まろやかでおいしかったんですよ。あの津之輝もですね。そういったタンカンを巡る、そういった情勢は今後はこの奄美市もこういった山間部、また後継者も担い手も出てくると思いますので、タンカン同様ですよ、こういった津之輝も一応普及、促進をしてですよ、この果樹の振興は図られるようにですね、もう全力で取り組んでいただきたいと思います。そうすることによって、やっぱり担い手やら、それに対する農家の意識も向上していくと思いますので、是非取り組んでいただきたいと思います。この津之輝、もう来年度以降には更に島内にも出回っていくと思われそうです。共販もありますし、個販もありますので、個販でどのぐらいの単価がつくのかちょっと分かりませんが、今日の新聞、この記事の中では単価、このキロ当たりの単価とか、一応載ってないんですけど、部長、このキロ単価とか、この津之輝ですね、どのぐらいになっているのか分かります。

農政部長（山田春輝君） 津之輝の件ですが、昨日ちょうどJAのほうで市長、副市長に御案内がきまして、12個入りの2Lのサイズで3,000円ということで、はい。選果を通したやつ。1個当たり、箱代を入れなければ250円ということになります。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。やはり、今後の有望株でありますので、また露地でも栽培できるというそういったメリットがありますので、この津之輝に対してはですね。今後はその苗の確保に、部長、取り組んでいただきたいと思います。私も定植する予定でありますので、是非苗木の確保に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それではですね、一応このタンカンの振興についてはですね、将来的に、近い将来にですね、奄美ブランドの指定が受けられるような体制になれるように、部長、期間中頑張ってくださいと思います。

それではですね、次の大きな3番の担い手農家の育成について。（1）青年就農給付金受給者の状況について。①の制度を活用してる担い手の状況についてを質問したいと思います。この制度を利用してる担い手の状況についてでありますけれど、この青年就農給付金についてはですね、平成24年度から開始されたと思っております。担い手の育成が柱であり、これから新規に就農していく方にとっては恵まれた制度であったと思います。経営開始型は5年間であり、そして準備期間の2年間を含めると7年間、この制度が活用できるという制度でありました。今ですね、年間の助成額が150万円ということでもあります。さて、この経営開始型の5年間を活用している農家は現在この何名なのか。また、この1年目、2年目、3年目、4年目、5年目について、何名の方が今こういう青年就農給付金を受け取っているのかをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君） それでは、ただいま議員から御案内ありましたとおり、当制度は平成24年度から制度開始され、当市でも同年度からの活用となっております。市町村が事業主体となる経営開始型については、各種の条件を満たす新規就農者に最長5年間、年間150万円を上限に給付金を支給する事業でございます。当市におきまして、本年度現在までに当該制度を活用した者は全体で29名であります。給付を終了したものがそのうち13名、差し引き16名が現在受給しております。この16名の受給者の経過年数ごとの内訳としましては、1年目が2名、2年目が6名、3年目が2名、4年目が3名、最終年度を迎えます5年目が3名となっております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。今現在、16名の方がその現役で受給してるということで

ありますよね。そして、これ平成24年から始まってるんですけど、その中でですよ、就農、もう5年過ぎて今年はまだ6年目に入ってると思いますけど、この就農者は何名で、またこの中でまた離農者も聞いていますので、離農者は何名なのか、それまでちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君） それでは、受給者16名の現在の営農状況を御案内します。営農類型別ではカボチャを中心とする露地野菜が3名、トマトを中心とする施設野菜が1名、タンカンを中心とする露地果樹が1名、パッションフルーツを中心とする施設果樹が10名、サトウキビが1名となっております。農業収入・所得の状況でございますが、今年度、最終年度の5年目を迎える3名を例に挙げますと、3名中2名は平成29年実績見込みにおいて、奄美市が青年等新規就農者の目指すべき所得目標として掲げる額を超える140万円を達成する見込みがございます。残り1名につきましては、残念ながら目標に達しない見込みとなっております。以上です。

21番（奥 輝人君） 今のは、②の営農状況ということでありましたけど、その営農状況はちょっと分かりましたけど、就農者ですね。就農者、5年過ぎていきますので、自分のところに、聞いたところによりますと、就農者も結構いるという、10数名いるという話も聞きました。また、離農者もいたと聞いております。離農者ですね。そういう中で、やっぱりこうやって青年就農給付金、年間150万円受け取ってですよ、将来の農業を目指していくということでありました、ありますけども、今②の営農状況については部長が説明されたことは分かりました。それですよ、一応その、部長、一応離農されてる、途中で離農されてるっていう話も聞いております。この5年間のうちに、途中でも離農してる方もいると思うんですよ。そういった離農者ですよ。その離農者の対応っていうか、なぜこうやって離農されるのか。この150万円を貰いながら、こうやって研修を受けながら、またこうやって経営を成り立たせていくためにも頑張っていかなければいけないこの制度であるのにも関わらずですね、やっぱり離農していくというの聞いておりますので、その理由などをちょっと伺いたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 離農していく方の現状と課題といたしましては、営農意欲が減退しているということも聞いております。栽培技術がなかなか伸びていない、それから農地の集積がうまく進んでいない、進んでいないなどの理由を伺っております。その栽培技術の向上については、大島支庁、JAなど関係機関と合同の巡回指導などを実施して対策を行っているところでございます。営農意欲の減退しているものについては、早めの給付停止の判断を行っております。Iターン者が多い中で信用が低く、なかなか農地の集積が進まないなどの理由を伺っております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、この制度は新規に就農する人、担い手に限られてるんですよ。やはり、その根本的な、基本的なそういったもろもろの土地もない、畑もないとか、あとそういった生産のノウハウも持っていない方がこれをやって、5年後には新規にしてくださいという制度でありますので、それとは違ってですね、後継者とか農家の息子さんとかあれば、自分の家がもう、経営がもう確立されていますので、そこに飛び込めばもうどうにかこうやって経営ができていくとは思ってますよ。だから、この離農される方々は本当に苦しい生活をしながらですよ、これを、さっき、何だっけ、営農状況について説明があったんですけど、パッションとかカボチャとかいろいろ栽培している中において、やはり生計が苦しいと、金にならないと、そういう事情があると思うんですよ。私のほうでもですね、私も過去にですけども、自分も後継者として入った、就農しましたけれど、就農したときに、父ちゃん、母ちゃんらとは別の経営ということで、私も花を作っていたんですよ、スターチスをハウスで約20アール分。あの頃、帰って来て昭和64年から平成7年頃までだったんですけど、自分もそれに飛びついてやったんですけどね。やっぱり自分1人の力っていうか、資金もなく、投資もできないっていう状況の中で、やはりお金、金になる、そういった技術力はあっても金にならないとい

う、そういったデメリットがあつて、結局は7年、7年間やってもう辞めたという経緯があります。しかし、この辞めたときでもですね、ほかに副収入があつたんですよ、副収入が。自分たちはサトウキビと生産牛、野菜があつたもんだから、それがあつながらこうやって施設栽培をやつていて、もう施設栽培はもう、これはもうやつていけないということで、完全に諦めたんですけども、副収入、複合経営ですね、複合経営があれば、どうにかやつていける目途が立つと思うんですよ。今後の課題についてなんですけど、今そういった青年就農給付金を受け取っている農家なんかにも対してもですよ、ただパッションと作ってくださいとかカボチャだけを作ってくださいとか言つて、150万円を貰つてそれでやってくださいという、そういう仕組みじゃなくてですよ、やはり複合経営を組み合わせ、その新規就農者、担い手の育成するためには、しなければ、絶対これ厳しいと思うんですよ。今、5年過ぎた方でも、その方はやはりサトウキビをやつぱり副収入としてやったり、あとは牛をやつたりとかですね、牛はなかったと思うけど、野菜を作つたりとかね、そういった副収入があつながらやっていたのが事実で、今就農してると思うんですよ。そういったことで、課題についてなんですけど、今後の課題についてなんですけど、複合経営を推進しながら、この認定、この青年就農給付金を受けながらですよ、できるような、そういった取組は、今後考えていかなければいけないと思いますけど、今後、それについての取組など、今後どのように考えていくのかをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 今、奥議員からありましたとおりなんですけど、受給者のうち一元集荷されている、サトウキビに取り組む新規就農者の経営状況が安定、サトウキビに取り組んでいる新規就農者の経営の状況が安定していることから、今後は笠利地区を中心に施設果樹と露地野菜等などとサトウキビの複合経営。それから、名瀬・住用地区においては、施設果樹と露地果樹の複合経営の推進を関係機関で協議、検討して進めていきたいと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。やはり、第一次産業の生産農家ですよ。一番の基本的考えは。やはり、農業をやつぱり飛躍的に発展させるためには、農家の育成、そしてそれにやはりずっと永年で農業で食べていくんだという、そういった心構えも必要だと思いますけど、もう青年就農給付金がもう切れたら、もう自分たちはこれやつていけないと、そういう考えを持っていたらば、もう農業は成り立たないと思いますので、そこ辺りはやつぱり行政の方がですよ、やつぱり土地の確保とか、そして機械のね、大型機械でも持たなければいけない、機械も、トラクター持たなければいけない。耕運機を持たなければいけない。草刈り機を持たなければいけない。そういったことまで考えて支援をしなければ、やはりやつていけないと思うんですよ。農家はやつぱり投資資金が必要となっていますので、この青年就農給付金を受けている方々は特にですけど、Iターンやら、またUターン、そういった資金等が、そういったいろいろな機械等も持たない。ただ持つのはハウス。ハウスは借りられ、リースで借りたりして、そこに作物を植えていって、いくだけ。今後の手厚い支援をするてなればは、やはりそういった受託組合じゃないんですけど、そういった機械類の整備、土地の確保の整備、技術力の整備、そこ辺りを考えていかなければ、なかなか育成されていけないと思いますので、部長、よろしくお願ひしたいと思います。一番いい例がですよ、一番いい例が、徳之島とか沖永良部とか、なぜこうやって育成されて、育成されていく条件、要件があるんですよ。向こうは広大な土地がまだ残つていて、徳之島なんか特にですけど、やつぱりサトウキビからやつぱり牛とか、そういった複合経営をしながら、果樹を作つたりコーヒーを作つたり、今コーヒーまで徳之島では流行ってますからね。コーヒーを作つたり、果樹を作つたり、マンゴーを作つたりやっていますけれど。土地もある。そして、それに対する行政側からの支援も厚いんですよ、向こうは。私、行政の方の指導員も厚くこうやって支援をしていこうという、そういったものが本当に感じられるんですよ、向こうに行けばは。その役場の職員なんかも徹底してやってくれるとか、そういったこと感じられますので、市長、もうやつぱりそうやって、奄美市にね。何か、自分も聞くんですけど、何かそういったのが奄美市はちょっと薄いのかなっていうのも聞

いております。やっぱり、奄美市の農政を引っ張っている部長以下職員の皆さんもですよ、農家がどのような困っているのか、どのような手助けが必要なのか。先ほど、言われたように、やっぱりそういった資本とか投資がないもんだから、お金をばりばり使うもんだから、なかなか育成できないというのが根本的にありますので、そこ辺りを考えてですね、育成していただきたいと思います。

それではですね、もうその対策については、それでいいと思います。最後になりましたけど、もう⑤の、もう制度活用後の就農についてであります。自分も今言いましたけど、今後の農地の確保やら機械等の支援などについてですけど、先ほども言いましたけど、今後対策とか方策とか、あるのか。この方々に対してのあるのか、ちょっと聞きたいと思います、はい。

農政部長（山田春輝君） 先ほどの制度の活用した方々のことですが、当該制度を活用し就農した農家の中で、残念ながら離農した方が5名おります。受給期間中に離農した方が3名、期間が終了後に離農した方が2名となっております。

確実に就農できる体制ということですが、就農計画に沿った農地の確保や機械貸出の支援、関係機関との連携による営農指導巡回の強化による栽培技術向上などを図っていかなければならないものと考えております。また、今年度は当該事業が「農業次世代人材投資資金」と改正されました。このことにつきましては、制度名称が変わったのみならず、給付金制度ではなくなったこと、資金交付の諸要件や審査内容、サポートチーム体制の確立、資金返還の条件など求められる内容が厳しく改正されたことなどから、今後はより強い農業、営農意欲や栽培技術向上を求める新規就農者に交付されることとなりますので、今後は離農者は減っていくものと思われまますので、よろしくお願いします。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。笠利のほうでは営農改善センターがありますけど、営農支援センターがありますけど、今年、来年の7月からそこに入りたいという、そういった担い手ですけど、後継者の子どもになるんですけど、その方々もやっぱりそうやって農業に対して、やっぱり関心を持てると。この前聞いたんですけど、何を作りたいって言ったら、やっぱりパッションフルーツとかマンゴーとか、そういった、まずはそういったものを作りたいという話をしておりました。やはり、それは、それだけを作るのであればは、やはりちょっと奄美の気象状況とかいろいろな環境見ればですね、ちょっと厳しい面もあるかな。やっぱり、副収入ができる、サトウキビでもいいから、野菜でもいいから、それをやりながら頑張れよという話もしていますので、やはりそういった、元に戻りますけど、複合経営等が一番いいのかなと思いますけど、そこ辺りを部長、どうにか浸透させてですよ、後継者、後継者、そして担い手が育成できるように頑張りたいと思います。

それでは、もう時間になりましたので、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時44分）

第 4 回 定 例 会
平成 29 年 12 月 13 日
(第 4 日 目)

12月13日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
5 番 栄 ヤ ス エ 君
7 番 与 勝 広 君
10 番 元 野 景 一 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
20 番 橋 口 和 仁 君
22 番 平 川 久 嘉 君
24 番 伊 東 隆 吉 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
6 番 大 迫 勝 史 君
9 番 戸 内 恭 次 君
11 番 川 口 幸 義 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
19 番 多 田 義 一 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番 渡 雅 之 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長 松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長 盛 島 洋 久 君	総 務 部 長 東 美 佐 夫 君
総 務 課 長 三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長 山 下 能 久 君
財 政 課 長 國 分 正 大 君	参 事 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 戦 略 推 進 課 長 高 一 也 君
市 民 部 長 前 田 和 男 君	環 境 対 策 課 長 島 袋 修 君
保 健 福 祉 部 長 上 野 和 夫 君	福 祉 事 務 所 長 奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長 石 神 康 郎 君	健 康 増 進 課 長 吉 郁 也 君
商 工 観 光 部 長 菊 田 和 仁 君	商 水 情 報 課 長 武 下 義 広 君
紬 観 光 課 長 保 浦 正 博 君	産 業 建 設 課 長 茂 木 幸 生 君

12月13日(4日目)

産業振興課長	栄 広 久 君	農 政 部 長	山 田 春 輝 君
地域農政課長	山 野 明 人 君	建 設 部 長	本 山 末 男 君
都市整備課長	竹 元 康 晴 君	土 木 課 長	橋 口 義 仁 君
建築住宅課参事	荒 垣 重 仁 君	建 設 課 長	山 下 勝 正 君
上下水道部長	上 島 宏 夫 君	下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君
水道課参事	藤 山 浩 俊 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	森 山 直 樹 君
教 育 委 員 会 長 教 務 課 長	徳 永 恵 三 君	学 校 教 育 課 長	元 野 弘 君
地域教育課長 (住 用)	弓 削 洋 一 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上 原 公 也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	満 永 亮 一 君
議 事 係 長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人であります。会議は成立いたしました。

会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問として、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますよう、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

1番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。一般質問3日目、トップを務めます公明党の橋口耕太郎でございます。

まず、通告書の質問順序の変更と字句の訂正をお願いいたします。質問順序の変更については、質問4，世界自然遺産についてを1番目に持ってきて、以降、順次繰り下げていただきたいと思います。次に、字句の訂正ですが、教育行政についての中の（2）の中の②復帰記念の日の復帰の文字の前に日本という字を付け加え、日本復帰記念の日と改めていただきたいと思います。次に、定住促進について（1）の①括弧書きの部分、出生率を高め活気あふれるまちへを削除していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

さて、質問に入る前に、少々所見を述べたいと思います。まず、朝山市長、3期目の当選、誠におめでとうございます。私は選挙期間中の応援演説で朝山市長のすごいところが二つあると、少々生意気でありましたが申し上げました。一つは、非常にタフ、お元気である。二つ目に非常に堅実であるという2点であります。市長という公務は激務ですが、今後もお体には十分留意され、この4年間の職責を全うしていただきたいと思います。また、財政の裏付けの判断ができましたら、私ども議員の要望している事業に対し、できるものから速やかな決断をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、師玉敏代議長、議長御就任、おめでとうございます。奄美市議会のリーダーとして、開かれた議会、住民に分かりやすい親しみやすい議会を目指し、他の同僚議員とともに議論を尽くしてまいりましょう。よろしくお願い申し上げます。

さて、2年前平成27年12月10日木曜日、一般質問の3日目の2番手として初めてこの場所に立ち、質問を行ったことを昨日のことに憶えております。冒頭、原稿を読みながら、なぜか足ががくがく震え、質問が終わったら汗びっしょりかいておりました。議事録を読み返しますと、今この場に立たせていただいて改めて身の引き締まる思いで一杯でございます。私は今こそその御恩に報いたい。真面目に一生懸命働き頑張っておられる方々に、親孝行をする思いでお役に立たせていただきたいと思います。そのように心から決意をしておりますと話しました。読み返すと恥ずかしさもありますが、その思いはいささかも変わっていません。これからもその思いを胸に秘め、活動してまいります。しかし、環境に慣れてくると、どうしても緩みが出てきます。現に体型にも緩みが出てきておりますので、改選までの折り返しの本定例会を境に、今一度原点に立ち返り、更に議会活動に邁進する決意でございます。今後とも市民の皆様、同僚議員の皆様、当局の皆様、御指導、御鞭撻のほどを何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問の１，世界自然遺産について伺います。地元新聞によりますと，ＩＵＣＮ国際自然保護連合は１０月１２日から１５日にかけて奄美大島と徳之島で奄美の世界自然遺産登録へ向けた現地調査を開始した。ＩＵＣＮの専門家が二人来島し，国・県，地元自治体関係者などから外来種対策や遺産候補地の価値の説明を受けて調査し，世界遺産委員会に結果が報告されるとありました。また，同新聞で１５日は午前中，奄美市内のホテルで地元の観光，農林水産業，行政，自然環境団体ら約５０人が参加して意見交換会を開催。内容は非公開とされたが，環境省那覇自然環境事務所の西村所長は，貴重な動植物をしっかりと説明し，保護対策もＰＲできたと強調。今後についてＩＵＣＮからの追加の質問が来る可能性もあるとし，マングースやノネコなどの外来種対策に積極的に取り組む見解を示したとありました。

そこで，質問の（１）１０月にＩＵＣＮの調査を終えたが，感触や課題はということですが，今回の調査後の意見交換会は非公開ということで内容が明らかになっておりません。奄美市として参加されていると思います。公開できないこともあろうかと思いますが，率直な感触，そして今後の課題など，お示しできる部分があればお示しください。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 当局の答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは，橋口議員にお答えさせていただきます。議員御案内のとおり，ユネスコの諮問機関でありますＩＵＣＮの現地調査につきましては，去る１０月の１２日から１５日にかけて２名の調査員が奄美大島，そして徳之島を訪れ調査が行われました。この調査におきましては，世界自然遺産としての価値の一つである亜熱帯照葉樹林などの植生や，アマミノクロウサギ，オオトラツグミをはじめとした希少な固有種を観察いただき，地元関係団体との間で自然環境保全の取組等についての活発な意見交換等が行われました。議員がおっしゃるとおり非公開という形での意見交換会で行いました。その後に懇親会，交流会をいたしました。奄美の黒糖焼酎をたしなんでいただき，また八月踊り，六調，奄美の文化にも触れていただきました。そういう中において私の感触としては大変フレンドリーであったという思いがいたしております。したがって，内容等については私も知る術がございませんが，いい感触を私自信が受けたということですので，御理解をいただきたいと思います。

この現地調査を通して，世界自然遺産としての価値や推薦地域の保全管理状況等について，国・県，関係団体，有識者等により丁寧に説明できたものと思っております。ＩＵＣＮにおきましては，世界自然遺産の推薦案件の評価に関する会議を今月開催する予定と伺っております。その結果を踏まえ，必要に応じてＩＵＣＮから国に対し追加的な情報の提供依頼がなされることとなっているようであります。本市といたしましても，国・県等の関係機関と更に連携を図りながら，適切に対応してまいりたいと考えておりますので，御理解をよろしく願いいたします。

１番（橋口耕太郎君） 市長の感触としては，非常にいいという御回答で，非常にうれしく思います。今日の新聞ですね，ビッグニュースが飛び込んで来まして，マルエーフェリーさんが沖縄から奄美群島を上って行く途中に，屋久島を寄るというニュースが発表されておりました。来年の３月４日からということで，私は二重にうれしかったのがですね，あるんです。それは何かと言いますと，３月４日は私の誕生日でありまして，非常にうれしかったのと，今日朝，新聞を見てうれしいなと思ったところでありました。我々が屋久島に行くとしたら，一旦鹿児島市内に上がって下に降りてくるしか方法がなかったんですけども，これによって試験的な運行ではありますけれども，奄美から屋久島にも行けるというルートができたことは，すごくいいことではないかなというふうに思います。

来年、必ず世界自然遺産として奄美沖縄地方が登録されていくことが、観光、それから産業に大きな波及効果を及ぼすと思いますので、引き続きですね、タイムリーな情報提供をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。次に質問の2、教育行政について、（1）小・中学校の普通教室への空調、冷房の設置について伺います。①沖縄県との設置率の差について伺います。この一般質問の事前ヒアリングの際に、教育委員会の担当者の方に、文部科学省が今年6月に発表しました公立学校施設の空調冷房の設備設置状況調査の結果の件についてお話をいたしました。この調査は3年ごとに行われており、公立学校の普通教室、特別教室、保健室、その他の教室について調査、また高等学校や幼稚園、特別支援学校なども同様に調査したものであります。この資料によると鹿児島県は普通教室で6,311教室中2,257教室に設置、率にして35.8パーセント、一方、沖縄県におきましては5,735教室中4,563教室、率にして79.8パーセントでありました。ちなみに全国平均では49.5パーセントと、約半分の普通教室に設置されている結果でありました。この結果は年々増加をしており、各自治体が積極的に取り組んでいることが伺えます。奄美市では現在、校長室、職員室、保健室、パソコン室、特別教室などを優先的に設置して、今年度中にはそれらの教室には全校設置できるわけですが、普通教室は依然未設置であるので、県内未設置の比率64.2パーセントの中へ入っていることになります。

この質問は、前回9月定例会に続いて2度目ですが、私の政治活動のテーマの一つとして教育環境の充実を掲げております。この教育環境の充実には、学習環境の喫緊の課題である空調冷房設備の設置が柱と言いますか、是非とも前に進めていくべき課題だと、私自身が考えておりますので、再度質問させていただきました。

前々回の6月の定例会で安田壮平議員の質問、小・中学校の普通教室において夏場に気温30度を超す事例がある。実態調査しているか、また対策が必要ではないかという質問に対して、夏場教室が大変暑いという話は伺っている。実際温度を計らせていただいたら、確かに室温は30度を超える室温でしたと。一つの方法として熱をカットする窓に張るシートがあり、試しに使ってみたが思っていた効果は得られなかった。奄美市のほうでどういった対策ができるのか、他市の例なども参考にして検討していきたい、このように答えられております。

後ほど②で質問いたしますけれども、今回、他市の例を準備してきましたので、是非とも参考にしていただきたいと思います。

また、先日12月2日、奄美市中学生国際交流派遣事業報告会へ文教厚生委員として参加をいたしました。すばらしい生徒たちの立派な報告会に元気をもらいましたが、その報告会の質疑の中で、竹山耕平委員が奄美市の教育に今度どういうことを取り入れてほしいかという質問に対して、数名の生徒がエアコンと、ストレートに答えられていました。実際、アメリカの派遣先であるナカドゥチェス市の中学校では、エアコンが効き過ぎて寒いくらいだったそうであります。日米の違い、全国的な空調機器設置に対する自治体間の温度差もあると思いますけれども、私自身は、やはりこの問題は、課題は是非前に進めていかなければならない課題だというふうに考えております。

沖縄と同じように暑い鹿児島県、そしてここ奄美、鹿児島県全体は全国平均以下で、沖縄県との普通教室の設置率は倍以上違うという現状にあるわけですが、その差についてどのように思われますか。県単位の結果でありますので、市としての感覚、感想でもかまわないので、見解を伺いたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） おはようございます。それではお答えをさせていただきます。

ただいま議員がおっしゃいましたように、4月1日時点での普通教室への空調設備の設置率ということにつきましては、鹿児島県と沖縄県では倍以上の差が出ております。新聞によりますと文科省のほうはですね、窓を開けることができない市街地ですとか、それから自衛隊基地の周辺などが設置率が高い

傾向があるというような分析をしているようでございます。皆さん御存知のように、沖縄のほうは基地が大変多い地域でございますので、そのことが影響をして設置率が高くなっているのではないかというふうに思うところです。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） いわゆる騒音、沖縄は騒音の対策のため、窓を開けずに授業をするかわりにエアコンをつけると。鹿児島市内も聞くとところによると灰の関係で窓が開けられないというところで設置しているというふうには聞いておりますけれども、窓を開けてもですね、暑い時は暑いわけでありまして、是非これを、この②で質問しますけど、進めていただきたいという理由をもう一度申し上げたいと思います。ここで、先ほど申し上げました他市の事例を御紹介したいと思います。私も公明党の島根県松江市の谷川市議会議員が9月の定例会の一般質問で、来年度からエアコン設置の実現を勝ち取ったというニュースが入ってまいりました。このことは、地元山陰中央新報にも大きく報道されたようです。その新聞記事によりますと、業務用に比べ設置費の安い家庭用機器を採用し、設置総額は約7億円と試算。今後、具体的な導入計画を検討する。これまでは職員室や校長室、事務室、会議室のほか、音楽室、図書室、コンピュータ室など、特別教室への設置を先行して進めてきた。これは奄美市も同じだと思えます。他市の実績をもとに家庭用でも冷房効果に問題はないと判断したと。業務用の場合、約14億円の設備費が見込まれるという。一方、児童・生徒が主に過ごす普通教室は、小学校525教室の76.2パーセント、中学校246教室76.9パーセントが未設置で、学校関係者らが対処を求める声が根強くあったとありました。

前回の私の定例会の質問に対する答弁では、現在の試算で1教室当たり約150万円、全教室へ設置するには約3億2,550万円の費用が掛かると。学校によっては受変電設備、キュービクルの改修や配電盤のやり替えも出てくることが予想される。学校規模にもよるが設備経費が1校当たり1,000万円程度とすると2億8,000万円となる。合わせると全校に空調機器を設置するのに掛かる初期費用は、約6億550万円と予想されると答弁されました。

奄美市は現在28校217教室で、島根県松江市の約3分の1の教室数であります。初期投資6億550万円も業務用の試算だと思えます。家庭用での試算も必要ではないかと考えます。前回は1教室当たり約150万円との試算であります。素人考えかも知れませんが、家庭用の12畳を2基設置すれば24畳程度はカバーできて、また設置費用も抑えられると思えます。業務用のように1基当たりの費用が高ければ、更新や故障の改修費用も高くなると思えます。もともとの費用を安く抑えることも、更新時の費用を安く抑えることにつながるとおもいます。この島根県の例を聞いて、是非検討していただきたいと思えます。

以上の事を踏まえて、質問の②普通教室への家庭用エアコン機器導入の可能性について見解をお示してください。

教育委員会事務局長（森山直樹君） ただいまのこの松江市の事例につきましては、普通教室の暑さ対策ということで解決方法としての一つとして参考にさせていただきたいと思えます。家庭用のその空調機で十分な効果が得られるのか、あるいはその効果の実証ですとか、あるいは実際導入に掛かる、先ほど議員のほうからもありました初期費用、それからランニングコスト、こういったものについて私どものほうでも一度調査をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

1 番（橋口耕太郎君） 前回、1教室当たり約150万円というのは、業務用の単価とプラス工事費とかも含まれて、恐らく計算されていると思いますが、電気工事業者の友人にちょっと聞きますと、学校の例えば規模、もともとキュービクルが入っているところであれば、その設備は必要ありませんし、ただし、家庭用を入れた場合、電圧を落とさないといけませんので、変電トランスというんですけれども、

その設備が必要になってくると。設置する場所と、あと室外機の関係、その距離とか、そういうのでいろいろ全然金額が変わってくるということでしたので、恐らく細かく見積りをしないと、積算をしないと、しっかりとした金額は出て来ないと思うんですね。前回、28校でキュービクルの設備が1,000万円ぐらい掛かる。2億8,000万円というふうに答弁されていますけれども、あるところはなくていいわけですので、大規模校と小規模、中規模校によって、全然金額が変わってくると思います。ですから是非ですね、まずしっかりとした調査というか、見積りの費用をまず計上していただいて、電気業者さんに、専門の業者さんにですね、どれぐらい、業務用だとどれくらい掛かるのか、家庭用だとどれくらい掛かるのかという比較も含めて検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 前回私がお答えをした数字は、確かに業務用の空調機を設置をした場合ということで、一応大まかな試算をさせてもらったところです。その受変電設備につきましても、現在あるエアコンの数で賄えていても、全教室でつけると、今度はそれなりの容量が必要になりますので、またやりかえないといけないというのも、多分出てくるだろうと思います。そこを家庭用にしたときに、今あるもので賄えるのかどうか、それはちょっと私も電気の専門ではないので、業者のほうにまたどういった費用が掛かるのか、そういったところは、また確認をさせていただきたいというふうに思います。

1 番（橋口耕太郎君） 是非細かい費用を計算しないと、絶対できるのかできないのかという判断も難しくなると思うんですね。ですので、是非専門の業者さんに依頼をしていただいて、しっかりとした見積りをまず取って、そして判断をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。（2）平和教育について、①現在、小・中学校で行われている平和に関する教育はどのように行われているかであります。現状の小学校、中学校において年間を通じてどの程度、どれくらいの時間、平和に関する教育を行っているのかお示しいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。現在、市内の小・中学校では、総合的な学習の時間というのがございまして、その中で調べ学習ですとか、あるいは社会科における歴史学習の時間を中心に、様々な角度から平和学習に取り組んでいるところでございます。特に総合的な学級の時間で取り組んでいる学校の多くはですね、修学旅行、強いて申し上げますと小学校は沖縄が中心になっております。中学校は長崎が中心になっております。したがって、その中で個人やグループ同士で話し合いをして、紙面に取りまとめて持ち帰って、文化祭ですとか、あるいは演劇を行ったりなどして、学びを深める活動を充実させていると。そして、保護者や地域に向けて発信していると、そういう状況もでございます。以上でございます。

1 番（橋口耕太郎君） 総合的な学習ということで取り組んでおられると、特に修学旅行等で見識を深めて、それをまた発表する場を設けたりして提供しているということですね。分かりました。

次に、質問の②日本復帰記念の日を活用した奄美市独自の平和教育を行うことができないかということについて伺いをいたします。今月25日は64回目の奄美群島日本復帰記念の日であります。旧名瀬市時代に平成8年3月定例会において市民からの陳情があり、翌6月定例会にて議案が上程され、市の条例として制定。平成18年合併後も引き続きこの条例を踏襲しております。平成8年の議案にはこのように書かれておりました。先人が非暴力により勝ち得た奄美群島の日本復帰は、世界史上特筆すべき民族運動であり、私たちはこれを世界に、そして子や孫に語り伝えるべき責務を有するものであり、先人の復帰運動にかけた情熱と、その崇高な精神を永久に風化させないことを誓うとともに、奄美群島の更なる振興と発展への願いを込め、市民総意のもとに12月25日を日本復帰記念の日と定めるもの

であるとありました。今月も25日に御案内があつて、日本復帰記念の日の集いが名瀬小学校校庭、いわゆる復帰運動の舞台となった当時の姿そのままの石段の前で開催をされます。私も恥ずかしながら名瀬小学校のPTA役員時代に、今から7・8年前ですけれども、初めて参加をしました。参加した理由も、私の子供が詩を朗読するというのが参加した理由でありました。しかし、この復帰運動は、条例制定の議案の中にも書かれていたように、世界史上特筆すべき民族運動とあります。私自身ももっと勉強していかなければならないなと思いましたし、子どもたちにももっともっと深く学んでいただきたいという思いが強くなってまいりました。

質問の奄美市独自の平和教育であります。現在は名瀬小学校の6年生の児童が、泉芳郎先生の断食悲願の詩の朗読、それから復帰の歌の斉唱を児童・生徒側の中心となつて行っております。名瀬小学校では伝統となつていて、約1月前から毎朝石段の上に6年生が立って朗読を行っております。平和教育にも様々あると思いますけれども、私はこの断食悲願の詩を憶えることや、復帰の歌を憶えることは奄美の子どもたちにとってとても重要な平和教育だと思っております。12月は日本復帰記念の日があり、また、8日は太平洋戦争が開戦した日でもあります。この12月に過去の戦争のこと、終戦、そして8年間米軍統治下に置かれていた奄美群島の歴史、そして日本復帰の大民族運動を通して、日本の平和、引いては世界の平和について、少しでも学ぶ機会を設けていただきたいと思います。

名瀬小学校のほかの市内の小・中学校も25日の集いには、それぞれの学校ののぼりを持って参加しておりますが、言い方は悪いかもしれませんが、ただ参加をしているような気がいたします。名瀬小学校は毎回朗読とかはするとして、ほかの小・中学校もですね、輪番でもよいので、詩の朗読を一緒になつて行ったり、復帰の歌を一緒になつて歌ったりするようにできればなあというふうに考えております。

奄美市独自の平和教育と呼べるかどうか分かりませんが、一つの形として私自身そう思いますが、教育委員会の見解をお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。奄美群島日本復帰の記念の日に向けて、市内の小・中学校で様々な取組が行われているところです。特に会場校である名瀬小学校については、議員御指摘のとおり、6年生の合唱や断食悲願の詩の朗読ですとか、全校集会での講話など、11月下旬より様々な活動に取り組んでいるところです。これまで他校では総合的な学習の時間での調べ学習ですとか、講師を招聘して講話や担任による説話ですとか、あるいはDVD視聴などによって取り組んでいるところです。また、先だって10月24日に校長会を行いました。その中でも私のほうから日本復帰の歌や朝はあけたり、これを練習させて参加させてほしいということをお願い申したところです。その中で、今後また詩の朗読も必要になって来るでしょうし、そういう中で学習を深めていくということを考えているところです。また、市としましてこの前校長会を経て、その後にですね、やっぱり全ての学校で取り組む必要があるということで、奄美群島日本復帰記念旬間というのを設定しまして、これを今後も、今年だけでなく、毎年固定して奄美市独自で28校すべてが同じような形で取り組んで行く必要があるのではないだろうかと、とりあえず今年旬間を制定しまして、進めているところです。

それからもう一つは、先般、今年参加したときにですね、昨年でしたか、ある保護者から私に、どうも子どもたちの声が小さいから、学校でその日本復帰の歌とか、朝はあけたり、朝はあけたりというのは、最近かなり浮上してきたんだと思うんですよ。ほとんど日本復帰の歌だけでしたのでね。そのことについても子どもたちにもっともっと声を張り上げて元気よく歌わせたらどうかと、学校で習っているかという指摘もありましたので、そういうことも含めて、私のほうから校長会でお願いをしたところでございます。したがって、毎年、日本復帰記念の旬間として、月として、やっぱり進めていく必要があるなということを考えておりますので、今後もそれぞれの学校での取組ももちろんですが、旬間を通して全校的に取り組む体制をとる必要があるなど。そのことによって、歴史の検証が進んでいくんで

あろうというふうに考えておりまして、今後もきちんと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解ください。

1 番（橋口耕太郎君） 記念旬間として、今年からしっかり取り組むということで、ありがとうございます。市内の小学校を転勤された先生からですね、名瀬小学校の取組を見て、びっくりされた先生もおられました。やっぱり温度差があると思っておりまして、ただ、今、教育長から校長会でしっかり訴えられたというお話を聞きましたので、今年だけで終わらずですね、来年も引き続きそういうことをしていただきたいというふうに思います。

ちょっと素朴な質問なんですけど、今年も御案内が来ているんですけど、市長名、そして教育長名、それから潮鳴会の会長名で御案内が来ているんですが、担当がですね、企画調整課広報統計係になっているんですね。私、イメージとして市教委か、市民協働あたりなのかなというふうなイメージがあって、企画調整広報というのが、何かちょっと違和感があったんですけど、これ、そこになったといういきさつ何かありますか。答えられたらいいんですけど。

総務部長（東 美佐夫君） かなり前から企画のほうで担当しているんですが、その以前は市民協働のほうでやったこともあったかと思いますが、全庁的な関係ということで、多分企画のほうで担当するようになったんだろうと思います。それも含めて、広報も含めてですね、ということだと思いますので、ちょっと詳細については、ちょっと私のほうも少し把握をしておりますので、申し訳ないです。

1 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。ちょっと、うんと思ったところだったので、質問させていただきました。すみません、突然の質問で。

じゃあ、次の質問にいきたいと思います。いじめ問題についてです。①直近のいじめの把握件数について、まずお答えいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） いじめの問題について、把握件数はどうなっているかということについてお答え申し上げます。

いじめについては、早期に発見し、即刻対応する、即対応するということで、徹底した指導をこれまでも、毎回毎回繰り返し行っているところでございまして、現在のところ大きな事案はございません。いじめ防止対策推進法では、児童・生徒に対して当該児童・生徒が在籍しているなど、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的、または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものというふうに定義をされて、これは文部省が定義しておりますが、つまり、いじめの認知については、心理的、物理的に影響を与える行為を、保護者や教職員や児童・生徒が発見した場合や、当該行為の対象となった児童・生徒が苦痛を感じた場合、いわゆる苦痛を感じた、少しでもそういう思いを持ったときには、いじめたというふうに認知するというふうになっているところです。したがって、本市におきましてもいじめは必ずあるんだという視点に立ち、どんな些細でもいじめの事案だというふうに認めると、そしてカウントしていくというふうに指導しているところです。したがって、今年度は10月現在のいじめの件数は小学校191件、中学校は34件、合計で225件です。ちょっとしたことでいじめと認めるんだということで、そういう件数になっているというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋口耕太郎君） 小学校191件、中学校34件、ちょっとした事案でも全て拾っているということですね。分かりました。

では、②その事案に対して、どのような方法で発見をして、どのような方法で解決に導いているかに

について伺います。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。いじめの発見につきましては各学校で年間2回以上のアンケート調査や、定期的に1対1で担任と子どもの間で個人面接をするのですとか、あるいは家庭訪問などで実態をつぶさに把握するように努めているところです。日常的には児童・生徒の日記ですとか、あるいは毎日の朝の学活等の子どもの表情をきちんと見極めて、全職員が問題意識を持って細部にわたって丁寧に観察し、気になることが認められた場合は即対応すると、そういう態勢を常にとっているということは御理解をいただきたいと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなども活用しながら、学級担任を中心に学年主任、生徒指導主任、状況によっては校長、教頭も当然深く関わっていくということで、いじめを受けている児童・生徒に寄り添った丁寧な取組をするように指導を、ずっと徹底して校長先生方ともそのことを確認しているところです。また、いじめは必ずある、再発するということも当然考えなきゃならないわけでございまして、そういう認識のもとにですね、各学校での職員研修を充実させたり、いじめを受けたことのある児童・生徒の対応について、年度末は必ず次の学年の担任に引き継ぎをしていくということも含めて、学校全体で組織的に対応し、見届けをするというふうに校長会、教頭会でも話し合いをして指導しているところです。児童・生徒には道徳や学活の時間でいじめ問題について考えさせたり、いじめの防止や人権を大切にする事業を繰り返し繰り返し展開しているということでございます。

1番（橋口耕太郎君） はい、よく分かりました。先生方も非常に大変な仕事で、大きい学校では30名ぐらいの生徒を担当しながら、つぶさに表情とか様子とかを敏感に反応しなければならないという、大変な職業だと思います。子どものいじめというのは全国的にも問題になっておりますので、今、奄美市では教育長を先頭にですね、しっかりと取り組まれているということがよく分かりました。

次の質問に入る前に、ちょっと少し古い資料であります。文部科学省の国立教育政策研究所のリーフによりますと、3年間、小4から小6、中1から中3で6回の調査の間に8割以上の児童・生徒が被害者や加害者になることが分かっていると。要するに、教師が気付いた児童・生徒以外にも被害を受けていたり、加害に加わっていたりする児童・生徒が常に存在すると考えていく必要があると報告をしています。つまり、年に数回の調査では実施後にいじめに関わった児童・生徒は特定されず、そのような調査で得られるのは不完全な被害者、加害者リストになると。ところがそうしたリストがあるばかりに、教師の意識がリスト上の児童・生徒に集中することになり、調査後にいじめに巻き込まれた現在進行形の事例や、被害にあっているのに訴えることができない深刻な事例ほど見過ごされやすくなるという、極めて皮肉な事例が生まれてくると。結論として、先ほど教育長もおっしゃいましたけど、いじめに対する取組を行うに当たり、被害者や加害者を特定する必要はなく、常に全員を対象とした対策を講じるべきであることを正しく理解するべきとしております。

近年は、携帯電話の普及でいじめの内容もより分かりにくく、複雑になってきています。そこで可能性としてお聞きしたいのでありますが、携帯電話の機能を逆に利用したSNSソーシャルネットワーキングサービスの活用であります。この件に関する記事がありましたので、ちょっと紹介をしたいと思います。

いじめを見逃さないよう普段から気を使っているが、悪ふざけなどの見極めは難しい。こう話すのは近畿地方の中学校の教員。文科省ではSC、スクールカウンセラーの配置や電話相談窓口などを設置し、早期発見に努めているが、まだ十分とは言えない。このため注目しているのが多くの若者が親しむLINEなどのSNSの活用。総務省の調査によると、十代が平日に携帯電話で話す時間は2.8分、一方SNSを利用する時間は57.8分に上ると。長野県では今年9月、中高生を対象にLINEでの

いじめ相談事業を試行、9月10日から23日の2週間で午後5時から午後9時の時間帯で受け付けると、1,579件のアクセスがあり、547件の相談を受け付けた。これは昨年度1年間の電話相談件数259件を大きく上回った。また、千葉県柏市では匿名でいじめを通報できるアプリ、ストップイットを市立中学校の全生徒に無料で提供。このアプリは2014年にアメリカで開発されたもので、いじめを目撃した生徒や被害者がいじめの内容を書き込むと、匿名で市教育委員会に届く仕組みであります。国もSNSを活用したいじめ相談体制の構築に取り組む、来年度の概算要求で約1億円盛り込み、一部の学校や地域で試行する方針とありました。

奄美ではまだ地域で子どもたちを見守るという風土が残っていると思いたいし、また信じたいと思いますが、やはり全国のいろいろな取組を参考にさせていただきながら、子どもたちがいじめのない学校生活を送るために、あらゆる研究をしていただきたいと思います。

そこで、③今後SNSを活用した相談窓口の可能性について見解を伺います。

教育長（要田憲雄君） ソーシャルネットワークシステムですね、本市ではこのSNSを利用した窓口設置は、現在のところしていない状況です。日常的な電話相談や直接相談を行う窓口としては、私どもの現在の2階ですが、1階にあるふれあい教室を開設して相談を受けているということです。日常的な電話相談や直接相談は今のよう形で進めておりますが、また電話での相談窓口として文部科学省が設置しております24時間子どもSOSダイヤル、それから県が設置しております鹿児島教育ホットライン24とあります。それから法務局が解説しております子ども人権110番というのもございます。県警本部が開設しておりますヤングテレフォンなど、こういうところを学校にも紹介しておりますし、悩みなどがある場合はこういうところを利用するようにしたらどうだろうかということで紹介をしているところでございます。子どもたちがSNSを利用している現状もいくらかございますので、今後増加していくことは当然予想されます。先進的にSNSを活用した検証を行っている地域もありますので、いじめの発見や相談体制の充実を目指しながら、国・県の動向も含めて本市でもいくらかまた研究をする必要があるなというふうには考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

1番（橋口耕太郎君） 現状は既存の電話相談や国・県が実施しているホットライン等、関係をですね、窓口を使いながら学校に御案内しているということですが、先ほど最後の申し上げましたが、奄美としてまだ地域で見守るという風土が残っていると思いますし、さほど早急にするべきものではないかもしれませんが、僕がこう思ったのは、そのストップイットという、匿名でいじめが通報できる、それが市教育委員会に直接届くという仕組み、これは一応もう一度研究をしていただいて、学校側で抑えきれなかった部分が直接市教委に届くという仕組みでありますので、そこは少し研究をして重ねていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に質問の3、福祉行政についてお伺いをいたします。（1）ひとり親家庭について、①ひとり親が行政サービスを申請する際やサービスを受ける際に一目で分かるような冊子、パンフの作製はできないかということですが、まず、現在のひとり親家庭に関し、行政としてお渡しする資料などの現状をお示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（奥田敏文君） それでは、ひとり親家庭を含む子育て世帯への情報提供の現状についてお答えをいたします。

本市においては、ひとり親世帯の手続きに限らず、市民課での戸籍届出や住民票移動に伴い児童福祉に関する手続きが必要な方には、手続きに漏れがないよう市民課と連携をして福祉政策課、あるいは各支所の児童福祉担当窓口のほうを御案内し、関連する手続きをしていただいております。情報提供につきましては、その手続きの際や、毎年実施しております児童手当などの現況届の手続きの際に、利用できる

制度ごとのパンフレット、それから各種相談窓口に関する情報、これを提供しております。また、平成27年に官民協働で子育てガイドブックを製作をいたしまして、母子手帳配布の際に子育て世帯に届ける工夫をしております。このガイドブックには乳幼児の子どもがいる世帯にとって有用な「子どもの発達に関する情報」、「予防接種や各種健診のスケジュール」、また、「利用できる子育て支援制度に関する情報」などが掲載をされております。更に今年度、妊娠期から育児期、3歳未満でございますが、この世帯に必要な情報をお届けする「奄美市子育て応援メール『はぐくみ』」の導入や、まーじん子育て応援団サイトを開設をいたしております。まーじん子育て応援団サイトでは、官民連携による子育て支援、「かごしま子育て支援パスポート事業」協賛店の紹介を中心に子育て世帯向けのイベント情報、お知らせの投稿機能をもって行政はもちろん、民間の情報も集約発信できる形で運用しているところでございます。また、当該事業を広く市民に知ってもらうために、商店街で子育て世帯をターゲットとしたイベントを計画するなど、情報提供に関して様々な働きかけを行い、そして工夫を重ねているところでございます。

今後子育て世代に有用な情報について、時代に合った情報提供ツールを用い、必要な人が必要なタイミングで情報を得ることができるよう、議員の皆様、そして民間の知恵、お力を借りながら工夫を重ねてまいりたいと存じております。

1 番（橋口耕太郎君） はい、よく分かりました。子育て世帯と、子育て世帯とひとり親と、ちょっとニュアンスが少し違う部分もあると思いますけれども、私がひとり親家庭ということについて申し上げたのは、先日、一般質問のヒアリングの際に、担当の方へお話をしましたけれども、茨城県牛久市の取組でひとり親ポケットガイドというリーフレットがありまして、このリーフレットを見ると全てどこに何を聞けばいいかというのを書いてあると。例えば生活を応援、生活に関すること、児童扶養手当、児童手当等々、仕事応援、就労支援、高等職業訓練促進資金貸付事業とか、また住まい応援、住宅のことですね、市営住宅とか、支援につながるもの、ファミリーサポートセンターとか、ショートステイとか、この1枚を見ると、どこの課のどこに電話をすれば分かるというものがありましたので、そういうものができないかということをお尋ねしたら、今、所長がおっしゃられたように、子育てガイドブック、官民で作られたもの等々で対応しているというお話でございました。早急にです、奄美市として必要なものではないかもしれませんが、これは情報提供として担当者の方には現物のお話もしておりますので、また、今後の参考に、是非していただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に質問の②、マイナポータル制度の活用についてお伺いをいたします。この制度は、マイナンバーカードを用いて個人認証を行い、個人情報から確認できるポータルサイトで、政府が運営をしております。パソコンやスマートフォンから、わざわざ市役所に出向かなくても申請ができる制度であります。新聞記事によりますと、各自治体で保育や児童手当、児童扶養手当、母子保健に関する申請ができる子育てワンストップサービスというものが、先月11月13日から本格運用をされていますと。今年度中の実施自治体は152自治体とのことでありますが、奄美市はどの程度の進捗か、伺いたいと思います。

福祉事務所長（奥田敏文君） 今、議員から御案内がありました内閣府が運営をしておりますオンラインサービス、マイナポータルでございますけれども、この中で子育てに関する各種行政手続の検索、申請手続がオンライン上で可能となる「子育てワンストップサービス」というものが提供されているということでございます。今も御案内があったとおり、この本格運用が11月13日ということでございまして、本市におきましても児童手当の認定請求の申請手続きなど、15の手続においてサービスの検索ができるというようになっております。このうち10の手続につきましては、オンライン上での申請手続

きが可能となる電子申請の利用ができるようになっております。残りの5つの手続きにつきましても、30年度中に電子申請の利用ができるよう準備を、今進めているところでございます。「子育てワンストップサービス」を利用することで、これまで必要だった添付書類が省略可能になると、あるいは一部の事務については窓口に来ることなくオンラインで申請手続きが完了するということなど、申請手続きの負担軽減にもなることから、忙しい子育て世代の方々にとりましては利便性の高いサービスだというふうに思っております。しかしながら、当該サービスを利用するためには、先ほども議員のほうからありましたとおり、マイナンバーカード、これを取得する必要があるということと、またこのサービス自体が本格運用して間もないということもありまして、この電子申請など、サービスの利用促進がまだまだなされていないというふうに感じております。今後は当該サービスのメリットを広く周知をしまして、あわせてマイナンバーカードの取得も含めた制度の普及、これに努めてまいりたいと考えております。

1 番（橋口耕太郎君） 奄美市は今年度実施自治体152に入っているということでありますね。ということは、マイナンバーカードを持っていれば、パソコンやスマートフォンから児童手当であるとか、児童扶養手当であるとか、そういった申請ができるということです。進んでいますね。さすが奄美市だと思います。ちょっとですね、心配をしてですね、ヒアリングのときに聞きましたら、ああ、もう既に準備済みですということで、すごくそこでも安心して、実際に画面も見させていただきました。すごく分かりやすい内容で、是非これをまた周知していただいて、自宅で申請ができるように、どんどん広報していただければなというふうに思います。

では、最後の質問に入ります。次に質問4、定住促進についてお伺いします。（1）市長の公約の定住促進について、公約の中に定住促進とありますが、具体的な施策はということについてお伺いしたいと思います。まず、現状の定住促進の施策について、簡潔に御説明いただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えいたします。市での定住促進のための施策ということで、今現在進めておりますのが定住促進住宅の整備、空き家バンクの設置、それと各種助成として移住定住・住宅購入費の助成金と合わせて移住定住・住宅リフォームの助成金を設けております。

少し御説明いたしますと、まず定住促進住宅についてですが、現在空き家になっています教職員住宅や市営住宅等を改修して、移住者を入居対象として貸し出しを行っております。現在、名瀬地区で13戸、笠利地区で11戸、住用地区で2戸の合計26戸の世帯数で申し上げますと74名が住んでおられます。毎年2、3戸ずつ増やしておりますが、確実に定住者の増加につながる事業でありますので、今後も継続して整備を進めていきたいというふうに思っております。

次に、空き家バンクの関係ですが、市内の空き家を貸したい人、売りたい人、あるいは借りたい人、買いたい人という移住希望者のマッチングのお手伝いをする制度です。奄美市の空き家バンクにそれぞれ登録をしていただき、市は県の宅建取引業界の奄美支部の皆さんと連携をして、両者の契約までお手伝いをするということになります。現在、名瀬地区で4件、笠利地区で4件、住用地区で2件、合計の10件の登録がございます。そのうち8件が契約済みということでございます。

次に、各種助成制度ですが、まず一つ目が移住定住・住宅購入助成金がございます。これは奄美群島外から本市へ転入して、新築または中古住宅を購入する際に、最大100万円を助成する制度です。現在までに4件200万円の助成の実績がございます。二つ目が移住定住・住宅リフォームの助成金ですが、これについては移住者に貸し出すことを目的に1戸建て住宅リフォームをする場合、もしくは移住者が所有者の了解を得てリフォームする場合、その際に掛かった費用の2分の1、最大100万円までを助成する制度でございます。現在まで8件の666万3,000円の助成の実績があります。これが以上の取組です。

1 番（橋口耕太郎君） もうちょっと深く聞きたかったんですけども、時間がないので、最後、最近の記事で、お隣の鹿児島十島村が社会増加率1位ということで、7年間で239人が移住という記事がありました。是非その十島村の取組などもですね、参考にしていただいて、定住促進について様々な施策を打っていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時30分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15 番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。まずもって、今回の市長選で3期目の栄冠に輝きました朝山市長に、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。市長はマスコミの取材に「万感の思い、信頼を損なわないよう自らを律し、奄美市政の発展のために力を尽くす」と答えています。このような思いを常に心に留め置き、今後4年間、市政発展、住民福祉向上のために、全力を傾注していただきますようお願いを申し上げます。私も微力ながら、「是は是、非は非」としてチェック・アンド・バランスの関係を保ちながら、奄美市政の民主的な発展を図るよう力を尽くして参りたいと思います。

一般質問の前に、若干の所感を述べさせていただきます。奄美市議会は12月定例議会の冒頭で新議長、副議長を選出し、新たな各委員の構成を決定をして、改選までの2年間のスタートを切りました。今回の議会構成の特徴は県下で初の女性議長が誕生したことと、議会の正式な委員会として市議会活性化検討委員会が発足したことではないかと思います。今回の市長選で現職の朝山市長は、建設、商工業者など、約30の団体や市議24人中21名の応援を受け、8年ぶりの選挙戦を危なげなく乗りきったと報道されています。自治体は住民の直接選挙で選ばれた首長と議会を持つ二元制をとっており、基本的には地方議会においては与党も野党もなく、それぞれが独自の権限を持ち、チェック・アンド・バランスの関係を保ちながら、地方自治行政の民主的な発展を図っていく制度だと、私は考えております。首長の行う行政に対して住民の要求や利益、自治体としての使命にかなっているかを第一の基準として臨むべきであり、首長を厳しくチェックしてこそ市議会議員の役目だと考えます。ところが、現実的には与党とは首長を指示することであるとしている傾向が強く、これがチェック機能の低下をもたらしていると言われています。議員必携に、「議員は執行機関と一歩離れ、二歩離れるな」と記載されています。「議員は常に執行機関とは一歩離れなければならない。それが離れずに密着するなら、議会・執行機関の二元的な仕組みは無用であり、有害である」と記載されています。また、逆に「議員が執行機関と離れ過ぎても、その役割が果たされない。行政は議会と執行機関の両者の共同で進められるものであって、議会は執行のための手続や過程である」とも記載されています。

私は奄美市議会が率先して市議会の民主的な発展を願い、議会改革を推し進め、議会の自己変革を成し遂げて、議員必携に記載のあるごとく、議員が執行機関に近づき過ぎる誤りがあれば、一日も早く克服・是正すべきだと思っております。奄美市議会は県内の地方議会に先駆けて、全ての議員個人に一般質問の権利を平等に保障し、市長と対峙する発言席を設けての一问一答形式や議会基本条例の制定など、議会の改革は進んでいるほうだと自負をしております。しかしながら、議員の議案提出権の行使、意見書による政策提起、条例案の提出など、議員自身の政策立案能力の向上を図り、政策を提案できる議会ということからは、まだまだ議会全体としての努力が必要だと痛感しております。奄美市議会議

員全員が一丸となり、議員の議員自身の政策立案能力を向上するために、議員同士で討論する議会、住民とともに活動する議会に変えていくよう努力をしまいいりたいと思っております。このような地道な努力が今回の市長選で現れた投票率低下に歯止めがかかる一つの要因にもなるのではないかと考えております。

それにしても、今回の市長選における投票率48.06パーセントは、誰の目にも低く感じるのではないかというふうに思います。そこで、市長3期目の政治課題とその推進について質問をする前に、二人に一人が棄権した過去最低の投票率について、市長の見解をお聞きしたいと思っております。市長選の投票率が48.06パーセントで、過去最低、前々回を24.64パーセントも下回ったとなったことに対する市長の見解と、投票率の向上について伺いをいたしますと通告してありましたが、見解については大迫、三島両議員の質問で、有権者の3割を占める45歳未満の投票率が40パーセント以下になったことや、特に18歳、22歳の投票率が16.3パーセントになったという報告がありましたので、その原因と対策を含めて、向上策について簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） 前回、三島議員の際に市長のほうから答弁をしておりますので、私のほうから簡潔にということですので、お答えをしたいと思います。

投票率の向上については、先の三島議員の御質問の答弁の中でも申し上げたとおりでございますが、具体的な要因につきましては、今後詳細な分析が必要であるというふうに考えております。なお、政治の関心の低さ、市政への感心の低さが主な原因ということで考えておりますが、特に将来を担う若い世代の投票率の低さを改善していくためにも、若者の社会参加を促すよう、今後努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

15番（関 誠之君） 本来ならば、少し具体的にね、今言った向上率の対策について答弁がほしかったんですけども、これから分析をしてやるということですから、また機会をつくってお願いをしたいと思っております。特に小・中学校が教育委員会の守備範囲でありますけれども、この18歳からやっぱり22歳の投票率の低さが非常に気になるところでありまして、16.34パーセントということです。何のためにこの18歳、22歳に、18歳まで引き下げたのかというような気がいたします。それで、参考までに同日に行われた霧島市長の選挙、また南さつま市長選挙がありましたけれども、これも両方とも過去最低だといわれておりますけれども、霧島市の市長選においては57.64、それで南さつま市長選においては67.58パーセントと、いずれも50パーセントは上回っているわけですね。ですから、この48.06パーセントということの意味をですね、少しやっぱり掘り下げて、この投票率向上につなげていただきたいというふうに思っております。

時間がありませんので、二つ目の市長の2期目の政治課題と推進状況を示すとともに、3期目の政治課題は何か、お示しください。これはなぜ2期目かと言いますと、2期目に積み残した課題が大きな課題であるんだろうと思っておりますが、そういったことを含めて御答弁いただければありがたいと思っております。

市長（朝山 毅君） それでは、関議員にお答えいたします。まず、2期目の政治課題といたしましては、41項目の公約をお示ししたところであり、その進捗率としては全体で86パーセント程度であるということを申し上げてまいりました。要旨のほうに伺いますと、コンパクトシティ及び都市機能の一体化に関しましては、奄美市は全国の中核都市の中でも、離島特有の地形を生かしたコンパクトシティといわれております。特に、狭隘な面積ながらも官公庁や病院、教育施設等が集約されていることで、

民間調査によりますと「2010の住みよさランキング安心度部門」で1位となっております。また、全国在宅医療充実度ランキングでの全国1位などは、その評価であるであろうと思っております。その上で、3期目の課題という点では、御指摘の面的整備、線の整備、いわゆる末広・港土地区画整理事業、マリンタウン事業、三儀山バイパス、おがみ山バイパスの補完道路など、山積した課題がございます。それにより、それらの早期完成により、更なる都市機能の強化が図られていくものと考えております。

ただいま申し上げました各種事業の早期完成はもとよりであります。公約として掲げました本市経済に直結する「雇用と仕事」、子育てや教育、地域づくりなどの基礎単位であります「家族と子ども」、防災、介護、福祉、安全など、生活環境づくりとして「暮らしと安全」、三つの課題について取組を進めることが、相乗効果を発揮する上でも重要なことであると認識をいたしております。併せて、公約の中で奄振計画、群島成長戦略ビジョン、市総合計画、総合戦略の着実な実行、「3期目の継続的経験力の発揮」として奄振法の確実な延長と内容の充実、世界自然遺産登録の実現などなどにつきましても、同様に重要な課題であると3期目の私の中で位置付けているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。やはり一番目につく面整備、線の整備、これはもう重要な課題だというふうに思っております。そういう中ですね、市長も言われましたけれども、末広・港の土地区画整理事業、マリンタウン、そして三儀山バイパス、おがみ山バイパスと、昨日からも議論がありましたけれども、このおがみ山バイパスについてはですね、大胆にほかの方法も含めて考える時期に来ているのではないかと、これだけ長きにわたって凍結をされておりますので、そういう中で、この道路網の整備ということで三儀山のバイパスも含めてですね、奄美市全体のいわゆる市街地の面、線の整備をよろしくをお願いをしたいと思っております。

そこで、市長は市長選に奄美に吹く風を力に変え、市民一人一人に果実が行きわたる環境を整えなければならないと、市民一人一人に果実が行きわたる環境だというふうに取材に答えておりますが、具体的に、例えば福祉、教育の分野等のサービス拡充ということもおっしゃっておりますけれども、これについてサービス拡充とは何かをお示しいただきたいと思っております。

総務部長（東 美佐夫君） お答えいたします。先ほど市長のほうからも申し上げたとおりでございますが、今回の市長の公約の中で三つの重点プラン、「雇用と仕事行動プラン」、「家族と子ども応援プラン」、「暮らしと安全推進プラン」というのをお示しをさせていただいております。繰り返しになりますが奄美に吹く風が観光産業をはじめとして、市民の経済活動を後押しする、その恩恵と効果がそれぞれの家庭に行き届く、更に安心・安全な環境を整えることで、市民は幸せを実感できるようになっていく、このことが引いては誇りある奄美市の実現につながっていくというふうに考えております。

福祉や教育について行政が担うべき公共サービスの中でも、特に市民生活と密接に関わるものであります。これまでも小学生までの医療費の無償化、個人寄附・ふるさと納税を活用した教育分野におけるICT環境の整備など、着実に取り組んできたところでございます。引き続き3期目の公約においても、しっかりとこういう福祉、教育を位置付け、また具体的についてもお示しをさせていただいたところでもございます。現在、平成30年度における当該分野を含む公約の実行に向けて、その裏付けとなる財源の確保など、編成作業を行っているところでございますので、詳細については今しばらく時間をいただきたいというふうに存じます。以上です。

15番（関 誠之君） 詳細については、今しばらくということですが、議会のほうで子ども医療費について、中学校までの無料化をと、来年度予算でしっかり対応をしていくということについて、も

う一つ踏み込んで、予算をしっかりつけていくということになるのか、その辺のところについてお答えいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 編成作業中であることは議員も御理解いただけたと思います。それらの中において各部、各課からの概算の要求を今取りまとめているところであります。したがって、従来継続している事業を確実に完了に向けて進めていくこと、そしてまた教育、福祉行政において、やはり念頭に置きながら予算を編成をし、まず生活の実感を感じる教育、福祉については、確実なる財政の裏付けを見届けながら、恒久的に継続してやっていかなければいけないと考えておりますので、そういうことであります。

先ほど確実にはっきり言いなさいということのようではありますが、これは予算編成に皆さんに今後編成して御審議をいただくわけでありますので、そういうことを念頭に置きながら予算を編成作業に進んでいるということでもあります。金額的なこと、またそういうことについては、やはり議会の皆さん方に委ねたいと思いますので、こういう議会においてはその答弁でお許しをいただきたいと思っております。

15番（関 誠之君） ちょっと、時期が時期だけにということでしょうけれども、よく理解をいたしました。そこで、平成30年度の当初予算への対応についてお伺いいたします。まず現在の財政状況と今後の財政見通しについてということと、そういう中で一般財源の、今予算の話もありましたけれども、一般財源の確保策についてどのような具体策を講じているのか。その中で、市全体の滞納額が分かればお示しをいただきたいというふうに思います。来年度の予算、また予算編成における基本方針の特徴があれば、お示ください。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、まとめてということでございますのでお答えいたします。現在の財政状況についてですが、平成28年度の決算の主な財政指標で比較して申し上げますと、財政力指数、実質公債費比率、2点については改善をしております。一方、経常収支比率、将来負担比率については上昇をしたところでございます。ただし、財政健全化判断比率における4指標については、いずれも早期健全化の中で、健全化内という結果となっているところでございます。一方、積立金の残高ですが、16億、約16億の増で、合計が135億ということになっておりまして、良好な状況となっているところでございます。財政状況は好転している状況にあるというふうに考えております。ただ、県内の19市中のランクが総じて中位から下位というふうになっておりますので、まだまだ安定的な状況にまでは至っていないというふうに認識をしているところでございます。

2点目が、一般財源の確保という観点でございますが、一般財源の確保という点では、自主財源が大きな割合を占める市税の増収が大切だというふうに考えております。市税の増収についてですが、市内の経済の活性化と雇用の促進を図りながら、市民所得を伸ばすため、現在奄振重点3分野に強化を入れているところでございます。また同時に、収納率を向上させるために滞納整理システムによる全庁的な情報の共有、あるいは情報の交換を行いながら、平成27年度よりコンビニ収納制度を導入しておりまして、夜間徴収の強化や滞納者の財産調査など、滞納整理の強化にも取り組んでいるところでございます。

市税以外の債券の管理ということで申し上げますと、毎年2回、債権保全等の管理委員会を開催しております。その中で、各課における債権の現状、取組状況等を確認しながら審査委員や各課からの助言を得て、徴収方法や対応について情報を共有し、債権回収に努めるよう取り組んでいるところでございます。

そのほかにも所有する資産のうち売却可能な市の所有地、土地については、今後も有効活用できるよ

うに庁内で未利用土地検討委員会というのを設置しておりますが、この中でその状況把握を行っているところでございます。

これから引き続き各種産業の振興によって地域の雇用の確保と市民経済の活性化、収納対策の強化に取り組んでいくことで、一般財源の確保に努めていきたいというふうに考えております。

3点目の来年度の施政方針の特徴はということでございますが、御承知のとおり、今年は奄美群島の国立公園の指定やLCCの関西からの就航など、奄美が国内外から注目を集めた年でもございました。また、来年度平成30年度には世界自然遺産登録が見込まれるほか、奄美市の新しい顔となる新庁舎の完成が予定をされております。本市の発展に向けた新たなステージへ、また一步ステップアップしていく年になるものというふうに考えております。

こういう中で、平成30年度の当初予算については、奄振計画、成長戦略ビジョン、奄美市の総合計画、地方創生の着実な実行のための予算編成を行うことを基本方針としたところでございます。特に、国においても重要課題の一つとして掲げておりますが、地方創生の推進については引き続き地域振興基金に積み立てた財源を活用して、地域創生の推進と世界自然遺産の実現の後押しを図りたいというふうに考えております。

また、「ふるさと納税等の活用事業」についても、これについても基金を活用し、引き続き実施をする予定でございます。こうした地方創生事業を着実に実施する予算の確保と、世界自然遺産登録に向けた予算の確保という点が、今回、来年度の予算方針の特徴ということになってところでございます。以上でございます。

15番（関 誠之君） 市全体の滞納額は分かりません。市全体の滞納額。

市民部長（前田和男君） 御質問の市税のほうの滞納繰越分の調定額ですが、10月末現在で1億9,672万5,767円となっております。以上です。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。1億9,000万円余りの滞納があると、また教育分野でも少しそのことは質疑させていただきましても、なかなか滞納においては徴収が困難だというふうに思っておりますけれども、そういったものも一般財源の確保の中でですね、しっかりとやっておられるようですから、力を入れてですね、更に頑張っていただきたいというふうに思います。

財政の関係はですね、もうもちろん市長がいつも言われますように、相当な改善はしたことは間違いないございません。例えば、積立金が普通会計レベルですけれども、42億から135億あたりに積立金がしっかりとできておると、財調も2億3,000万だったのが39億円の財調を積んでいると。これは質疑の中で、いわゆる一般会計予算の1割程度ということでもありますから、もうそれを過ぎたのかなと思っておりますが、なかなか難しいことでもありますけれども、積み立てることだけが目的じゃありませんので、それをどう使っていくかということも含めてですね、財政の調和を取っていただきたいというふうに要望しておきます。

そういう中で、特徴は地方創生枠ということで、自然世界遺産、ふるさと納税等の活用ということも出てきましたけれども、この世界自然遺産の登録に対応するためにですね、これを奄振に、次の課題にも少し触れますけれども、乗っけていくというようなことも報道されておりますけれども、奄振法の32条にですね、奄美大島群島における自然環境保全の対応事項というのがあるわけですね。ですから、しっかりこういったものを活用して、この自然遺産登録の問題を奄振に乗っけていくように努力をしていただきたいんですけども、その辺、市長のほうで中央の感覚もあると思いますが、少し見解がいただければお示しいただけますか。

総務部長（東 美佐夫君） 自然遺産登録の関係については先ほど申し上げましたが、ふるさと納税の活用枠を積み立てて、その中でまた後押しをしていくというふうに申し上げましたが、現在、額的には1億程度を今想定しているところでございますので、そういうふるさと納税の枠を活用しながらですね、後押しをしていきたいというふうに思っているところです。

世界自然遺産のほうも、その地方創生の基金の枠の中ですね、今現在2億程度活用する枠を想定しようというふうにしておりますので、その中で世界遺産登録のほうもですね、後押しをしていきたいというふうに考えております。

15番（関 誠之君） 恐らく奄振の中でも具体的にですね、いろんなビジターセンターや、いろんな国からのものも示されると思いますけれども、地元でいかに、いわゆるハード的なものもソフトも合わせてですね、この世界自然遺産登録において、これ、自然遺産の保全及び再生に資する生態系の維持、または回復を図るための措置、その他の必要な措置について適切な配慮をするということで、法律に記載をされているわけですね。ですから、そういう意味からこれを活用してしっかりとそういったものを具体的に出していけば、それは予算がついてくるのではないかと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そういう中で、先ほど貯めるばかりがという話もしましたが、今、本庁の建設、給食センター、市民交流センター建設等、計画としては公営住宅の建替え等も入っておりますけれども、大型公共事業が進められております。そういう中で、建設後の維持管理を心配する声も聞こえておりますので、そのことに対して、これが財源悪化にならないということをしっかりと答弁をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 基金は貯めるだけということではありますが、まさにそのとおりであります。しかし、企業と我々行政とは違うんです。我々はやはり資金収支で動いておりますから、現金預金が幾ら残っているか、あるかということが償還財源、返済財源にもなるわけです。企業の場合は物を作って原価償却で内部留保で貯めて、目に見えない数字で残せますけれども、我々は現金で残るわけです。この現金預金というのは、次期投資への計画の費用であり、また返済のための財源であるということで、念頭に置きながら計画に沿った事業の実施、また事業の完了に向けた返済財源としての財源の確保ということ、たっていることをまず申し上げておきます。

それともう1点、自然遺産登録については、各市町村それぞれの自主的な事業計画、そして広域で取り扱う事業という形で進めております。広域で取り扱う奄振事業の今般28億概算を要求いたしておりますが、それに、どうなるか、今後、国の予算査定を待たなければいけませんけれども、その中でもそれぞれ共有した自然遺産に関するものが含まれている。ノネコ対策なども含めて、それと同時に自然、ビジターセンターというお話もありましたが、これについては自然遺産登録なった後に、そしてどのように地域がまた自然や環境が守られていくかということを念頭に置きながら、関係省庁でやっていくということがずっと事例の先例地の状況であります。したがって、自然遺産登録になった暁には、当然そういう形を国や県、また地元、一緒になって連携を図りながら箱物づくり、もしくはそういうセンター的なものを造っていくということでもありますので、今それを奄振に位置付けよとか、環境省で、国、環境省独自の形でやるとかということは、今後詰めていくということになります。まず、自然遺産登録が誕生し、その後になっていくというのが先例地における実態であるということを御理解いただきたいと思います。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。次の奄振法の改定に向けた取組ということで、時間が押しておりますので、簡潔に質問をいたしたいと思います。まず、社会資本総合整備交付金

というふうになりまして、前の改正です、奄美群島振興交付金の交付がなされたわけですが、改善すべきところがあればお示しをいただきたいというのが1点。

それとやはり沖縄の沖振法を越えて奄美の制度になるということは、非常に考えにくいと思いますので、逆に沖振法にある制度で、奄美に必要な制度というのがあると思います。そういうところ、また離振法も同じです。生かすべき事項が、どういう施策があるのか、分かっておりましたらお願いをしたいと。

もう一つは、次期奄振法の改正の課題について、この三つについてお答えいただけますか。

総務部長（東 美佐夫君） 交付金の改善すべき点ということでございますが、まず、社会資本整備交付金についてでございますが、これについては制度以来、本市においても土地区画整理事業や道路整備事業、あるいは都市公園の整備、下水道事業についてもこの制度を大いに活用してきたところでございます。中でも笠利のひと・もの交流プラザの整備、あるいは住用の内海内水対策事業などでも活用しているところでございますので、今現在、改善する点では、またこちらのほうも考えてないところでございます。

次に、奄振交付金についてですが、これはもう御存知のとおり平成26年度の改正時に新たに創設された事業でございます。これについても、もう議員御案内のとおりですが、大浜の公園の整備、あるいは航空路の運賃の低減、そういう事業に、様々な事業に活用しているところでございます。両方のいいところと言いますと、従来のひもつきといわれた補助金に比べて、両交付金とも群島の市町村間で流用が可能になるという点では、限られた予算を有効に活用できるという制度で評価しているところでございますので、今後、こういう制度をですね、我々のほうも十分活用していきたいというふうに考えているところです。改善という点では、今、特に考えてないところでございます。以上です。

それと、離振法と沖振法から学ぶ点はないかというところでございますが、離振法、沖振法の制定時の年度がですね、平成24年と平成25年度ということで、この改正に基づいて離振法が追い風となって奄振法ができたという側面がございます。そういうことでは沖振法、離振法、奄振法とも非常に近い時期に改正されたため、制度の内容については類似したものが多いかと思えます。ただ、今後、国内でもインバウンドの先進地である沖縄や、世界自然遺産の先進地であります屋久島、こういったところからのハード面、ソフト面で学ぶべき点が多くあるかというふうに考えております。そういう点では、今後、両地域の取組のいい事例をですね、参考にしながら今後検討していくことになろうかと考えているところでございます。ただ、今、制度の内容の検証をしておりますので、その検証の内容を見ながらですね、我々のほうも検証していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

15番（関 誠之君） また改めて奄振の関係をやりたいと思いますが、やはり交付金、いわゆる社会資本総合整備交付金の効果促進事業の関係は、県が配分をするようなことになっておりますので、その辺の問題、いわゆる配分の在り方、そしてまた奄振で足りないのは、近隣アジア諸国との交流事業、いわゆる国際交流的な感覚がそこに入っていないのではないかと。奄振が前の改定でかなり改定されたというのは、奄美群島成長戦略ビジョンと連動した事業の実施ということで、奄美がやる気があるなというふうに国が見ていたということを聞いておりますので、そういう意味からも是非この成長戦略ビジョンですか、それと連動した奄振の活用についてお考えいただきたいということを申し上げます。

次に、教育行政についてであります。学力の定着向上に対する取組、まず児童・生徒の学力をどのように捉えているのかということと、この標準学力調査などを実施しておりますけれども、NRT、CRTというものがあるらしいですが、これの違いと受験費用の負担はどのようになっているかというこ

と。またその成果がそれぞれの学校、または市全体でどのように生かされているのかということ、まずお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（要田憲雄君） じゃあ、お答え申し上げます。児童・生徒の学力につきましては、小学校は県平均を上回る結果を出しておりますが、中学校では十分に力を発揮しているとは言えない状況というのは御存知だと思います。その背景としましてですね、大きく3点あると考えております。一つ目は、中学校では小学校はかなり授業の中身が改善されておりますが、中学校は旧来型、いわゆる従来型の講義型といいますか、先生方が教え込む授業がまだまだ多いということでございます。学力を向上させるためには、児童・生徒による主体的に、能動的に、対話的に、いわゆるアクティブラーニングと言いますが、そういう考え方を取り入れて、授業を構築する必要があるということでございます。私ども教育委員会といたしましても、子どもたちが学び合う環境づくりのためにも、講義型の授業から脱却して、主体的に、能動的に、対話的に子どもたち同士で学び合いを深める、そういう授業を進めていただきたいと、その中心になるのが45分、あるいは50分の中で20分以上は子どもたちが主体的に友達同士で学び合う、そういう時間を確保するというので、今、それぞれの学校におろして、徹底して指導しているということでございます。

二つ目は、中学生になると学習内容が質と量ともに増えていると、短期間に多くのことを教え、学習することになるわけでございまして、しいて申し上げますと、国語の常用漢字では従来1,945字あったのが、現在は2,136字と191字増加している状況にあります。

3点目は、中学校に入学して部活動が始まるわけでございますが、生活のリズムがなかなか取れずに、家庭学習の習慣化や質の充実につながっていない状況にあるのではないだろうかというふうに考えているところでございます。

次に、先ほどNRTとCRTの違いについての御質問でございました。NRTとCRTの違いは、評価方法と実施時期にあります。NRTは相対評価法による評価を行い、確かな学力について全国基準に照らして客観的に把握することを目的としているということです。本市では、4月に主に中学校で取り組んでいるところでございまして、小学校では5校程度取り組んでいるということです。CRTにつきましては、絶対評価法による評価を行いまして、そのことが指導要録の「観点別学習状況」ですとか、あるいは「評価」に添った資料が得られるということから、本市では3学期に主に小学校でCRTは実施しているというふうに御理解いただきたいと思います。また、NRTやCRTと全国学力・学習状況調査や鹿児島学習定着度調査と大きく異なる点は、NRTとCRTは知能検査と関連させて進めることもできると。しかも、集団の実態はもちろんですが、児童・生徒個々の特性を把握することができまして、個に応じた指導に生かせるということでございます。このNRTやCRTの検査料は市が負担しているということでございます。更にCRT、NRT、どちらを選択するかというのは、学校に任されているということです。以上でございます。

15番（関 誠之君） ありがとうございます。昔、旺文社の傾向と対策という受験の冊子がありまして、傾向というのはしっかり把握をされていると、あとは対策をどう立てるかがこの学力向上の一番の課題だというふうに思いますけれども、小学生は全国平均並み、中学校に学年がいくと県下から落ちていくというような傾向は分かりましたから、そういったことに対して、今学習環境づくりが少し不十分ではないかというふうにもありました。独自のやっぱりそういった学力の調査とか、教材の共有化、または学力向上支援員とかの配置、またそういった努力をして上位になった県のものをどう学んでいくかということを中心にですね、すれば、あと学力の定着向上に対する取組はどのようになされているのか、簡潔にお願いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。教育委員会では二つのことを重点に取り組んでいるというふうに御理解ください。まず一つには、先ほど申し上げましたように授業を改善していくと、私は改善というよりも改革というふうに言っておりますが、これが1点。もう一つは今年度から、4月から一気に取り組んでおりますが、家庭学習の習慣化を図る。したがって、私は授業改善と家庭学習の習慣化、この二つが大事だということということで、現在進めているというふうに御理解いただきたいと思います。授業改善につきましては、「学力向上対策事業改善五つの方策」というのを資料を作りまして、各学校の全ての先生方に配付して、現在進めていると。例えば、授業改善五つの方策というのは、先ほど申し上げました教師主導型から脱却をするというのが1点、学習の習慣化やあるいは生活のリズムが整っている子供は学力が上がるということがいわれておりますから、学習のしつけですとか、あるいはルールをきちんと身に付ける。それからもう一つ大事なことは、先ほど20分以上、子どもたちが活動する時間を確保するというふうに話しておりましたが、それが授業を充実するポイントというものでございます。そしてやっぱり先生方が細やかに子どもたちの机間を回って具体的に手厚く寄り添って個人指導をすると、そしてもう一つは板書の工夫をきちんとやると。今申し上げました五つの方策を具体的にそれぞれの学校におろして、現在進んでいると。小学校ではほぼかなり進んでいるが、中学校では今申し上げましたように、中学校は免許制度ですから、その免許に自信を持って、やっぱり教え込むんだというのがまだあるというふうに考えているところです。私自身も市内全ての学校を毎学期訪問しておりますが、今回も先ほど先日まで回ったところですが、授業改善が図れているかどうかを確認をしながら、校長、教頭と相対峙して一つ一つチェックをしながら指導して改善を図っているということです。

2点目は家庭学習の習慣化について、非常に大事なことだと思っておりますが、宿題は担任や学校が出すもの、家庭学習は児童・生徒自ら主体的に勉強するものと、こういうふうに振り分けをしまして、子どもたちが主体的に学習活動が図られるように進めているというふうに理解してください。それから、今年の6月18日でしたが、学力向上の機運を高めるために、学力向上フォーラムというのを開催しました。その中で、家庭学習の習慣化を図ろうということで保護者の皆さんにも訴えました。当日は800名ぐらいの保護者と学校の職員が集まってくださいましたので、その中で深く話し合いをしたところです。

子どもは家庭環境を把握し、保護者の理解を得るために、粘り強く連携して取り組んだり、学級担任だけではなくて教科担任や部活の顧問などが関わって、昼休みや放課後も具体的に指導していこうと、そういうことも進めているということに御理解ください。

もう一つ、本市ではきめ細やかな指導の充実を図るために、「あまみっ子すくすくプラン」、小学校で3校ございます。3名をはじめ、特別支援教育支援員30名を市の予算で配置をしております。更に理科支援員も4名、市の予算で配置をしているということです。それから、指導方法工夫改善加配教員として、市内10校に19名、これは県費であります。配置をしているということです。したがって、学力向上は本市の積年の課題でもあり喫緊の課題でもあるということを踏まえまして、更に掘り下げて学校と連携しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

15番（関 誠之君） 簡潔に答えていただきましたかったんですが、時間が押してまいりましたので、是非ですね、今言ったことを、一つは基本的に授業改善等における教員の負担が増さないような形で、今日の新聞にも載っておりましたけれども、いわゆる教職員の働き方改革ということも含めてですね、しっかりやっていただきたいというふうに思います。あといろいろありますが、時間がありませんので、教育現場における徴収金の滞納実態について、先ほど市税の関係がありましたけれども、学校給食費、公立幼稚園保育料、ふるさと創生人材基金における過去3年間の滞納額、数字だけで結構ですので、また

過去5年間に不納欠損扱いにした、総額で結構ですから、この教育関係の額は幾らになるのか、滞納の状況と今後の未納対策、これについての見解をお伺いしたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、お答えをいたします。まず、学校給食費の滞納状況でございます。奄美市全体で平成26年度35万1,362円、27年度39万968円、平成28年度35万8,690円となっております。次に、公立幼稚園の保育料、これについての滞納状況ですが、26年度14万9,450円、27年度14万9,100円、28年度6万3,950円となっております。過去5年間不納欠損の処理はしておりません。それから、ふるさと人材育成基金、これについての滞納状況でございますが、教育奨学金のほうでお答えをいたします。滞納額が28年度695万8,400円、それから27年度590万1,600円、26年度577万3,400円となっております。この滞納額につきましては、幼稚園のほうの保育料、それから給食費につきましては、滞納のある家庭につきまして督促を行ったり、家庭訪問を行ったりしながらお願いをして納付をしていただいているところです。奨学金のほうはですね、督促状の送付ですとか、電話での催告、それから納付できない理由がある場合には据え置き制度もございますので、その相談なども受けているところでございます。以上でございます。

15番（関 誠之君） やはり全国的な傾向ですけれども、奨学金の滞納、そういったのがかなり目立つなというふうに思います。時間があれば、少し掘り下げてやりたかったんですが、時間がございませんので、是非今は流れてとしては給付ということで返還を求めない奨学金も出てきているようですから、そういったものも、財源が大変だろうとは思いますが、傾向としてそういうことがあることもお伝えをしておきたいと思います。

あと学校給食センターの危機管理体制について、時間がございませんので、運営等検討委員会の協議はいつ終わって、いつそれが発表できるのかということが1点。栄養職員等の全体の配置についての人数等が、今の段階で分かればお示しをしていただきたいということ。これは3番目に給食調理員等の勤務条件が、現在の学校勤務からセンターというふうに変わってまいります。調理員は地方公務員労働法で、いわゆる協約権というのもございますから、十分にそういった賃金労働条件、福利厚生などは労働協約が必要になってくるというふうに、公的にはなっておりますが、この辺の当局の見解をお伺いしたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 年内には詳細についてお伝えをしたいというふうに思っております。それから、給食調理員等、その配置の件でございますけれども、まず、給食調理員につきましては、アレルギー対応、そういったこともございますので、適切な対応ができるよう職員を配置したいというふうに考えております。それから、栄養教諭ですけれども、県費でございますけれども、現在4名、市内の名瀬と住用地区のほうでは4名配置をされておりますので、引き続きこの4名、それと市で1人雇っておりますので、この5名体制でいきたいというふうに考えているところです。それから、配送員につきましては、ルートを六つ考えておりますので、このルートに、ルートの最低でも6人、それに交替要因も必要だろうと思っておりますので、その辺、支障のないように職員を配置をしたいというふうに考えているところです。

それから、労働協約のことでございますけれども、給食調理員につきましては、給食センター勤務ということになります。センター自体は市の直営施設でございます。基本的に給食調理員の勤務条件、その点に変更が出ることはないというふうに考えておりますが、これまでも職員団体のほうとは協議を重ねて参っております。今後もまた必要なものについては当然協議をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

15番（関 誠之君） 3番目のこの労働協約の件については、また具体的にセンターの人員配置やその他、決まったときにですね、これ、必ず必要なんですから、やらなきゃいかんというふうに思っておりますので、そのことが条例に上がってきて、議会で審議をするというのが、これ、建て前、基準ですから、是非その辺は理解をしていただきたいと思います。

あと3分しかありませんけれども、1番目は橋口議員がやっていただいたので割愛をいたします。2番目の会計検査院の下水道指摘がありましたけれども、耐震工事の機能がうんぬんということで説明がありましたが、これは持ち出しになるのか、総額が分かれば教えていただきたいということ。

あとについては全協で聞いておりますので、3番目の再発の防止のためにですね、技術職員の人員配置、研修等について、今後の対策は考えられるのか、この2点についてお伺いをいたしたいと思います。

また3番目の仕事テーマパーク、時間があればそのあとどうなったのかということも聞きたかったんですけども、これはまた次回に持ち越しさせていただきますので、下水道の件、お答えをいただいて私の質問を終わりたいと思います。以上です。

上下水道部長（上島宏夫君） 耐震工事の手直しの件ですけれども、現在、会計検査院と協議中であり、また手直し工法とか、金額については決まっておりませんので、工事費をお示しすることはできません。工事については単独費、持ち出しになると思います。

再発防止の件につきましてですけれども、技術職員の研修についてはですね、庁内での研修会の開催、県への年6回のですね、研修会のほうにも一応技術職員を派遣しまして、技術員の資質の向上については努めております。再発防止については、あくまでも今回、チェック機能が弱かったということで、チェック機能を再度徹底してやっていきたいと思っています。以上です。

15番（関 誠之君） 以上で社会民主党 関 誠之の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自民新風会 松山さおり君の発言を許可いたします。

3番（松山さおり君） 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。自民新風会の松山さおりでございます。まずは朝山市長、3期目の当選、おめでとうございます。自然に学び、人に学び、文化に学ぶという姿勢で、この2期8年間市政に携わって来られたことと思います。来年はいよいよ世界自然遺産、またNHKの大河ドラマの西郷どんがスタートします。奄美にはどんどん追い風が吹いてきているのは皆さん感じていることです。この奄美に吹く追い風を力に、市民の皆様の暮らしに幸せを、是非ともこの3期目で実現していただきたいと思います。そして、議長になられた師玉新議長、おめでとうございます。県下19市初の女性議長、奄美市で初の女性議長ということで、女性議員の大先輩の行動力のある師玉先輩が議長になられたことは、私ども女性議員にとっても誇らしく、嬉しく、奄美の女性の皆さんにも希望が持てる話題でした。女性活躍の推進が進んでいる今、是非とも頑張っていただきたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。福祉行政についてお伺いいたします。子ども医療費についてですが、小学校まで拡充した制度への反応についてお伺いします。昨年の平成28年度から子ども医療費が小学校卒業まで無償化となりました。子どもを持つ親御さんにとってはとてもありがたい制度だと思います。やはり、小学校まではまだまだ体ができていないので、風邪やインフルエンザなど、学校での集団生活によって感染するものもありますので、仕事をしながら、子育てをしながらの親御さんにとっては、本当に助かる施策だと思います。この医療費が小学校まで拡充したことへの反応は、どのように行政に届いているのでしょうか。保護者、病院、学校などからの反応などありましたらお願いいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 当局の答弁を求めます。

福祉事務所長（奥田敏文君） 子ども医療費の対象を小学生まで拡大したことに対する反応について、お答えをしたいと思います。

平成28年度から子ども医療費の対象を小学生まで拡大したところでございますけれども、当時の新聞でございますけれども、保護者からは歓迎の声が上がっているという記事が掲載をされております。また、新たに対象となった小学校2年生から小学校6年生の対象者が1,834人おりましたけれども、手続を開始して4月9日までの大変短い期間でございましたが、半数近くの810人が手続を済ませておりまして、市民の関心も高かったものというふうに感じております。

3番（松山さおり君） そうですね、今までは小学校6年生までというのはなかった話でしたので、1,834人いらしたということで、4月9日までの間の手続で810人、約半数ですね、半数近くですね、そういう方が手続をされたということは、本当に医療費に掛かるお金が十分大きいのかなと、小さい子とか、保育園とかですね、さっきも言いましたが、インフルエンザだったり、風邪もそうだけれども、いろんなものがありますので、それに感染してかかる。そしてまた親の負担もすごくかかりますので、お金も掛かりますが、暇も、手間暇もかかるというところでは、本当にありがたい施策だなと思っています。

続いてなんですが、続いての2番に入らせていただきます。中学生まで対象とする拡充の必要性について、これはもう同僚議員の方が何名か質問をされています。ですが、これまでの答弁により、平成30年度予算編成に盛り込まれるものと期待しておりますが、やはり私ども自民新風会も新年度予算編成の要望を行っているわけなんです、奄美市議会各政党、各会派の枠を越えて、実現に向けて訴えております。今は私の個人質問の場ですので、改めて質問させていただきます。中学生までの子ども医療費の無償化の実現に向けて、市長の御見解をお願いいたします。

福祉事務所長（奥田敏文君） 松山議員のただいまの質問に関しましては、以前にも市長からこの議会の中で答弁があったとおりでございます。新年度の予算計上について検討をしてみたいと考えております。

3番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。是非ともですね、前向きにということは、前日の新聞、地元新聞にも掲載がありました。やはり先ほどは小学生までのことをお話ししましたが、中学生となりまして、やはり体の成長がまだまだできていない状況でありますので、中学生になると、いろんな意味で部活等が始まったりしますので、整骨院に通ったりとか、そういう何ですかね、医療費というか、治療費が出てきてまいりますので、是非ですね、来年度を期待して待っておりますので、市長、よ

ろしくお願いいたします。

続いて、教育行政についてお伺いしたいと思います。奄美市は奄美市教育大綱の中で、朝山市長の地域の宝で未来を担う子どもを安心して産み育てることのできる地域づくり、地域の自然、文化、伝統行事などを次世代に伝承、発展させるまちづくり、本市の恵まれた自然や教育風土を生かし、地域に開かれ、地域に根差したふるさと教育を推進して、郷土を愛し、郷土に誇りを持つ人づくりを目指した教育施策を展開していくとの言葉があります。まさに胸を張って誇れる奄美っ子を育てていきたいとの思いが伝わる言葉でした。ここで伺います。奄美には鹿児島本土とは異なる伝統、文化、島唄、八月踊りなどがありますが、各小学校、中学校、高校での奄美の伝統文化を伝承するための取組についてお聞きします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。私ども教育委員会におきましては、子供たちの感性を幅広く事業として、「花づくり・花いっぱい運動」、そして「歌声の響く学校づくり・地域づくり」、そして「伝統文化の継承」の三つの柱を掲げて現在も取り組んでいるところです。特に、「伝統文化の継承」につきましては、島唄、三味線、八月踊り、そして地域の伝統芸能の根幹をなす「シマグチ」の伝承活動を重点に、幼稚園、小学校、中学校で具体的に取り組んでもらっているというふうに考えているところです。強いて申し上げますと、登下校時の挨拶ですとか、朝の会ですとか、給食時間、昼休み時間、帰りの会などのちょっとした時間を利用して、できることを毎日続けていくという取組を推進しているところです。一例を上げますとですね、「郷土の先人に学ぶ島口教訓カレンダー」、御覧になったと思いますが、これを今年度は大きく大型化しまして、各学校に配付しております。また、「奄美方言島口ことわざかるた」というのがございますが、これも幼稚園、小学校、中学校全て配付いたしました。特に島口カレンダーにつきましては、黒板のほぼ教室の横に設置いたしまして、毎日繰り返し子どもたちが大きな声で朗読をしたりしていただいていると。そして、島口に馴染んでもらうということで、今進めているところです。また、学校での給食時間の音楽については、島唄を積極的に流して、子どもたちに馴染んで憶えてもらおうという取組も、先般も校長会でそのことをお願いして指導をしたところでございます。また、東城小中学校においては、2月18日の方言の日と定められておりますが、この日に合わせて「奄美方言島口ことわざかるた」というのがございますが、これを使用したかるた大会を開催しまして、そして各学校からも関係者が参加して勉強してもらっているということで、全ての学校でこれに取り組んでもらうように、採用するようにしておりますが、かなり採用する学校も増えてきていると言う状況にあると考えているところです。

多くの学校において八月踊りや島唄、三味線、地域の伝統芸能、方言劇に取り組み、運動会や学習発表会などで発表しているところです。特に先だって笠利町の祭りがありましたが、その時にもそれぞれの学校の代表が出て、一生懸命発表しておられました。これは特に笠利町は非常にこの地域の皆さんの協力が大変大きいなということを考えておりまして、これらの取組は地域の方々の理解と協力なしには推進できないというふうに、私も認識をしているところです。今後も児童・生徒、教職員の地域行事の参加をずっと先生方にもお願いしておりますし、回って見たら、先生方が一緒になって取り組んでいるというふうに感じているところでございまして、地域との連携、協力体制の構築、伝統文化の継承に取り組むとともに、異世代とのコミュニケーション能力の向上や、ふるさと意識、奄美で生まれて育ったんだという、そういう誇りを持てる子どもたちを育てていきたいというふうに考えているところです。

3番（松山さおり君） 島唄、八月踊り、そしてまた学校のほうでは方言とか、そういう方言の日を決めて、かるた大会もされているということだったんですが、島唄なんですが、昔から唄い継がれている唄というのは、「行きゅんにや加那」というのが一番多いのかなと思うんですが、それ以外にもちょっと教えたりしている学校とかあるんですか。それと、あと三味線とか、音楽の科目の中ですね、音楽の授

業の中で教えているという場合もあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。それぞれの学校によって取り組み方が違っているかもしれませんが、かなり浸透してきていると思います。「行きゆんな加那」だけではなくて、いろんなこの県に対する関心も高くなっておりますし、音楽の、県本土から来た先生方が多いんですが、それでも本人たち自ら三味線の練習をしたり、いわゆる講座に通ったり、塾に通ったりしながら勉強して、子どもたちと一緒に取り組んでいるというふうに理解して結構だと思います。

3番（松山さおり君） 教育長、ありがとうございます。小学校、中学校ではかなり徹底して、このふるさと奄美に、奄美を誇りに思ってもらうために取り組んでいるということが、すごく理解できましたので、本当、ありがとうございます。

高校でなんですが、高校というのはもう県の管轄ということは、私も認識しております。でもこの奄美大島に住んで、そして進学なり、大学に進学する、就職するとすれば、就職は島内でできる場合もあるんですが、大学に進学する場合には、もう高校から高校を卒業したら島を出ていくという子たちがほとんどだと思うんですね。そういう中で、やっぱり高校も奄美の、この奄美市には三つの高校があります。古仁屋はお隣なんですけど、奄美高校、大島高校、奄美市には三つの高校があります、奄美高校、大島高校、大島北高校と三つありますね。その中で、それぞれに取り組んでいることがあると思うんです。私も知っている限り調べた限りなんですけれども、北高のほうが、魅力ある学校づくりに、すみません、ちょっと調べたのでお話したいんですが、市の予算ということで500万の予算が昨年と、今年もありまして、それで魅力ある学校づくり支援事業というのをやっています。その中で、北高にしてみたら、大島北高はカヌーが九州大会に行ったり、すごく盛んですので、そういうことをちょっとこの事業でもちょっとやっていたと思います。そして、奄美高校も地元でとれるグアバだったり、地元の特産品を生かしてリキュールとか、アイスとか作ったりとか、企業と提携してですね、やっています。これもやっぱり伝統というか、奄美に関するものでやっているものなんですね。大高は大高でいろんな講師を呼んで、はい、生徒に聞いてもらったり、講演を聞いてもらって、授業の一環ではないんですけれども、そういうことをやったりしています。この魅力ある学校づくりの支援事業の背景目的というのを、ちょっと読ませていただきます。奄美市の中学校卒業生の約1割が勉学やスポーツなどで島外へ進学している状況の中、大島高校の甲子園大会出場21世紀枠など、市内高校の潜在的な魅力はまだ埋もれているものと思われる。そのような市内高校の潜在的な魅力を最大限に引き出すため、各学校自らで自校の特色を掘り起こし、魅力を高める事業や学校の魅力を発信する事業へ支援することにより、独自色の打ち出しや広報の充実化を図り、学校の活性化並びに島内進学、島内進学の向上につなげることを目的とするという事業の概要ですね。島外の進学者なんですが、平成23年には進学者が487人、うち島外進学者が53人です。24年は506人の進学者に対して島外進学者が61名です。平成25年ですね、458人の高校進学者がいる中で、64名が島外に行きます。約1割、そしてだんだんですね、1割から、11パー、12パー、14パーということで、少しずつ上がってきています。これはやっぱり島内にある高校に魅力をあまり持っていないのかなという、スポーツができるのであれば本土の環境が整ったところでやりたいという子も出てくると思いますし、もっと広いところでやってみたいという子もいっぱい出てきていると思います。やはり今、小学校、中学校で推進しているのは、ふるさと教育、本当に奄美に生まれて良かった、島を離れて行っても、後々島を思っ、絶対島に帰って来るんだ、島のために何かをやるんだ、絶対やるんだという、そういう強い思いを持つ子を育てていきたいということを今進めていると思います。それであれば、この地元に住む、地元で学校に通う、大島高校、奄美高校、北高に通う子どもたちも、是非ですね、もっとこの事業を通して、例えば、これはもう県の事業、県からのことだと思うんですけれども、この事業を通して伝統文化をもっと推進していくということ

県のほうに提言とかできないのか、その辺ちょっとお聞かせください。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。今の500万の使い道につきましてはですね、各学校から希望を出してもらうわけです。その中で、これが最善だというその事業を、それぞれの学校に割り当て、これで今年はいきますよということで通知をして配分をしているということになるわけでございます。したがって、今議員がおっしゃられた伝統文化の継承につきましては、それぞれの高校で学校が進めていることではありませんが、やっぱり地域の講座に通って、あるいは塾に通って、三味線を練習したり、島唄を練習したり、あるいは奄美高校のように「ていだのくわ」とありますよね。一生懸命伝統文化をやっている。そういう形で現在のところは伝承しているというふうに考えているところです。特に笠利町なんかの場合は、大島北高の子どもたちがモチモチなんかで一緒になってやっていますよね。そういう活動を進めているのが現状ではないだろうか。議員、せっかくおっしゃられるわけですから、高校の校長さんともいろいろそういうことも協議をしながら、話しながら、できるだけ高校でもそういうことを取り組んでいきたい。それから、県本土に進学者が多いということですが、私どもも校長会でもそのことは指導はしているんです。ただ、スポーツでどうしても本土でなければならんという子どもたちが相当いるわけですね。そういう子どもたちについては、私どもがやっぱり本人の力を試す意味では大事なことだろうと思いますし、できる限り島の高校に進学したいというのは、当然のことだと思っております。

3番（松山さおり君） 教育長、ありがとうございます。是非ですね、高校のほうでも取組が進むことを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続いての質問です。伝統文化を伝承するための八月踊りをはじめとする島唄や郷土料理の指導者への支援策についてお聞きします。八月踊りは集落や地域で踊られていると思いますが、踊りや唄、太鼓など、後継者育成に苦労していると聞いています。各集落独自の意識、取組が大事だと思います。島唄も奄美では毎年6月に奄美民謡大賞という島唄の大会が行われています。また、全国大会の登竜門となる民謡民舞奄美連合大会、民謡民舞少年少女全国大会予選大会と、大会もいくつか開催されております。全国大会での奄美の島唄の評価は高く、今年は全国の予選大会を勝ち抜いてきた62名の中から、奄美の島唄者が内閣総理大臣杯等の好成績を納め、また青年の部では準優勝との記事が地元新聞に掲載されました。先月の中旬にりゅうゆう館で行われた民謡民舞奄美連合大会で、日本民謡協会審査員長がおっしゃっておられました。この奄美の島唄は全国一になれる唄です。今では民謡の本場の東北地方の唄い手が奄美の島唄者を脅威に思っていますと講評がありました。最近は幼稚園生くらいから島唄を習う子も増えてきています。唄の文化が似ている地域、徳之島、喜界島、奄美本島の三つの島で大会が開催され、また、指導者としての各支部長もたくさんいらっしゃいます。また、奄美には自慢の郷土料理があります。鶏飯をはじめ、とんこつ、油ぞうめん、まだ汁、鶏飯に至っては学校給食で子どもたちに大人気のメニューです。正月やお祝いには三献といった赤椀・黒椀の吸い物が並び、お祝いをするという独特の風習もあります。やはりこの文化を廃れさせることなく後世に伝えていくためにも、指導者の支援も大事だと思います。答弁をお願いいたします。

市長（朝山 毅君） それでは、松山議員にお答えいたします。松山さん御一家は奄美を代表する文化、芸能の家系でございますから、よく御存知でいらっしゃると思いますが、伝統文化の伝承保存につきましては、今、教育長もお話になりましたが、大変重要なことだと位置付けております。そして、各集落の八月踊りや伝統行事を映像として記録し、保存だけでなく継承につなげるよう、平成23年度から伝統文化保存事業を実施いたしております。併せて、一昨年から議員が今お話になりました民謡民舞大会の全国大会に出場する児童・生徒の交通費補助を実施いたしております。御指摘の島唄や八月踊りの

指導者への支援に関してありますが、現在、公民館を利用した生涯学習講座での講師の謝金、また自主グループや文化協会に属して活動されている皆様に対しての使用料の減免措置などを行っているところです。御提案の集落の八月踊りや島唄教室、郷土料理教室などへの指導者個人への支援については、ボランティアでの指導、また教室によっては受講料をいただいて運営をなさっているところもあるようですので、その支援の在り方については今後課題がそれぞれありますので、検討させていただきたいと思います。なお、文化協会、市民文化祭などは補助の支援だけでなく、市も一緒になって取り組んでおります。また市街地の八月踊り団体などに対しましては、奄美博物館の敷地内の御利用、A i A i 広場の利用など、できる範囲での支援は今後も継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3 番（松山さおり君） 市長答弁ありがとうございます。この指導者という、島唄で私は近くに母がやったりしているので、分かるんですが、大体大会に行くと、支部長の年代がですね、60代、70代になってきています。それ以下の本当に40代、50代の方たちの島唄をやっている方というのは、ちょっと少ないのかなと、私たちの年代にもなるんですけども、中学校のときに方言禁止というときがありました。それが関係しているか分からないんですけども、とりあえず島唄に関しては、本当に唄者が、40、50の唄者が本当に少ないなというところで、やっぱりこれから子どもたちがどんどん全国大会でも認められる、本当にたくさんの子たちが毎年大会に行って、好成績を納めています。鹿児島本土からも、やっぱりこの民謡民舞の全国大会に行きますが、上位を占めることはほとんどなくて、奄美から行った子たちが入賞には必ず入るという成績を残しています。本当、この文化はね、廃れさせることはなく、指導者に対しても、どういう施策があるのか分かりませんが、これからは是非とも検討して、この文化を奄美の大事な文化になりますので、残していっていただくためにも、是非いろいろ検討して、前向きにお願いしたいと思います。この質問は終わります。

続いてですが、芸能イベントの誘致についてお聞きします。奄美大島は鹿児島本土から約380キロ南にあり、離島であるのでコンサートや舞台を見に行くのにも時間、交通費が掛かります。小さな頃から良い文化に触れさせたいという親の切なる願いもありますが、なかなか家族で見に行くのは難しい状況です。近年の島外からのイベント誘致の実績についてお聞きします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、ただいま御質問がありましたイベントの誘致、その実績と言いますか、についてお答えをいたします。

市民に対しまして優れた音楽鑑賞の機会、それから芸術に関する趣味、関心を喚起するため、自主文化事業を実施をしております。近年の実績といたしましては、一昨年は高島ちさ子ピアノクインテット、これを開催をいたしまして、約1,400名の方に鑑賞をしていただいたところです。昨年度は中尾ミエ主演のオリジナルミュージカル「デイサービス・ショー」の公演、これにも1,300名余りの方が御来場をいっしょにしました。来場者のアンケートでは、離島ではなかなか見ることができない舞台で、感激をしましたとか、あるいはいろんなジャンルのものを見てみたいというような御意見もいただいております。昨年、一昨年と島外のアーティストの公演となりましたが、自主文化事業では民間事業者の取り組みにくいもの、あるいは鑑賞マナーの向上など、こういったことも目的として実施をしているところです。今年度は奄美文化センターが開館30周年ということもありまして、奄美市出身の世界的なバイオリニスト久保陽子さんの里帰りコンサート、これを計画をしております。また、赤土文化を代表する新民謡祭、こういったものを開催をすることにしておりまして、足元の文化を見つめる機会にもしたいというふうを考えているところです。今後も市民の皆様の要望等を参考に実施できるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

3番（松山さおり君） 12月17日に久保陽子さんのコンサート、ですよね、12月17日ですね。文化センターの30周年記念ということで、多分17日に久保陽子さんのコンサートがあると思うんですが、お友達にもちょっと行かないかと誘われていたので、多分、こちらは多いんじゃないかなと思います。その効果ということでもお聞きしたかったんですが、効果というのは感想で述べていただきましたので、島ではなかなか見れないというコンサートだったりとか、ショーですね、見せてもらって良かったという感想が多いということでしたので、本当にありがたい事業だなと思います。

その次の各学生対象のイベントということでお聞きしたいと思います。子どもたちの豊かな情操をめぐむためには、その成長の過程でのその時期に合った作品や映画などが必要だと思いますが、小学生、中学生、高校生対象のイベントについてお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、学生を対象としたイベントということでございますが、文化庁のほうの事業がございまして、これは県を通じて芸術文化による育成事業、通称巡回公演事業と言っておりますが、こういったものの毎年希望調査がまいります。教育委員会のほうといたしまして、各小学校、中学校のほうに公演を希望する学校のとりまとめをいたしまして、県のほうへ申請をいたします。採択になりました学校については、また教育委員会のほうから通知をするというふうなことをしております。最近ですと、大体年に2校程度は採択をしていただいておりますので、それぞれの学校で音楽であったり、演劇であったり、そういったことでの鑑賞をする時間を設けていただいております。それから、小学校の5年生と6年生を対象に、劇団四季のミュージカル鑑賞の事業がございまして、これは劇団四季のほうの「こころの劇場」という事業でございまして、日本全国の子どもたちに舞台を通じて心を豊かにしようという願いのもとに、無料で公演をいただいているところです。去年は島内の約1,200名の児童が鑑賞をすることができました。市のほうでは、その会場の使用料の免除と、それから各校区から会場までのバス代、そちらのほうを助成をしているところでございます。

3番（松山さおり君） では、小学校、中学校、高校生対象にというイベントですが、先ほどの自主文化事業とちょっと重なっている部分もあるのかなと思います。先ほど事務局長おっしゃったんですが、年に2校、小学校ですかね、年に2校要望があるので、それに対して劇団を鑑賞したりとか、そういうことをやっていらっしゃるという、ちょっと聞いたんですが、年に2校というのはちょっと少ないのかなと、要望するにしても、この奄美市で考えても、小学校たくさんあると思うんですけども、年に2校しか要望しないのかなと、それはちょっと少ないんじゃないかと思ったんですが、そういう事業をやっているということは、それぞれの学校は知ってるんですか。その辺をちょっとお聞かせください。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 先ほど年に2校と言った事業ですが、これは文化庁の事業でございまして、全国の小学校、中学校にまず文化庁のほうから開催を希望をするところの調査がございまして、それを受けまして、教育委員会のほうで市内の小学校、中学校の希望をまとめて申請をします。全国でするので、どここの県にいくつと最初から決まっているわけではないんですけども、近年の状況でいえば、奄美市では年に二つは開催をいただいているということでございます。

3番（松山さおり君） 分かりました。ありがとうございます。是非ですね、子どもたちが小さいときに、感動したことということは一生残るかなと思いますので、この事業、自主文化事業も含めて是非とも推進していただきたいと思います。ありがとうございます。

続いて、（4）に入ります。スクールソーシャルワーカー支援についてお聞きします。それぞれの役割、活動状況、効果について答弁をお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。スクールソーシャルワーカー、いわゆるＳＳＷでございますね。それと、特別支援教育支援員についてでございます。この二つの役割活動条件につきましては、効果及び賃金・処遇は、特にこの賃金等については、同じ金額になっておりますが、具体的に申し上げます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校において不登校や児童・生徒の問題行動への課題に対応するとともに、児童・生徒や保護者等へ相談や家庭訪問を実施したり、あるいは福祉機関との連携を緊密にしているところでございます。このことによって、不登校児童・生徒の解消、問題行動の未然防止を図り、効果として不登校児童・生徒の減少や継続した支援体制が構築されているところです。特に今年度はこれまで大きな課題になっていました不登校が、大分減ってきたのは、これは支援員の協力はもちろんですが、学校と支援員が一体となって進めてきたことが功を奏しているというふうに感じているところです。

特別支援員につきましては、様々な教育的ニーズのある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行うことを目的に配置しているところです。具体的には、食事や衣服の脱着ですとか、あるいは基本的生活習慣のための日常生活の介助の問題ですとか、教室を飛び出してしまう子どもも出てくるわけで、そういう児童に対する安全確保なども当然進めていっているということです。そして、発達障害またはその傾向が見られる児童・生徒に対する支援などが主な役割だと考えております。個に応じた支援を個別に対応することで、当該児童・生徒が落ち着いて学校生活を送ることができているという現状でございます。

３番（松山さおり君） すばらしい生徒にも学校側にも好評な成果の出ている施策の一つだと思います。スクールソーシャルワーカーさんなんですが、資格を持っているのか、どんな基準で選ばれているのか、ちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

教育長（要田憲雄君） これについては、経験者を含めて募集をかけて、それによって教育委員会で面接をしながら選定をしているということです。

３番（松山さおり君） 要望したら、各学校に配置できるんでしょうか。

教育長（要田憲雄君） スクールソーシャルワーカーですよね、このことについては奄美市は１０名、今年はですね、いるところです。

３番（松山さおり君） ありがとうございます。ではですね、それぞれの賃金、処遇体系についてお聞きします。それぞれの賃金ですね、②です。賃金と処遇体系についてお聞きします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。ＳＳＷ及び特別教育支援員の賃金等につきましては、スクールソーシャルワーカー、先ほど申し上げました１０名おります。時間給で一律８０３円、これは勤務状況については４時間から７時間４５分、終日勤務をしていただく場合もあるわけですが。それぞれの学校に応じてお願いしているということです。スクールソーシャルワーカーにつきましては、時間給が８０３円ですが、交通費は支給されておりませんが、児童・生徒の家庭訪問や関係機関との連携などで、外出の機会が多うございますので、強いて申し上げますと、燃料代を支給しているという程度になるんじゃないだろうかと思うんですね。

それから、特別支援員につきましては３０名おります、今年度は。非常に多うございます。学級数も増えましたので、それぞれの学級に配置をしているということで、当然、時間給で一律８０３円という

ことで、この支援員の場合は学校に張り付いて、教室に張り付いてやっていただいているわけで、外出する機会というのはございません。したがって交通費は支給されていないと。しかも1日に5時間となっているところでございまして、御理解いただきたいと思います。

3番（松山さおり君） スクールソーシャルワーカーの方は、時給で803円、そして燃料代が支給されるということですね。支援員の方は今年は30名ぐらいということで、時給が603円、1日5時間の勤務ですね、803円、失礼しました。803円ですね、1日5時間、学校に勤務しているということですね、学校にいらっしゃるということですね。燃料代が、ソーシャルワーカーさんは燃料代が支給されて、支援員の方は学校に行く通勤というのがあると思うんですけど、そこでもやっぱり燃料、車で行かれる方もいらっしゃると思うんですね、もちろん。そうすれば、やっぱりそこで燃料代というのが発生してくるのではないかなと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

教育長（要田憲雄君） スクールソーシャルワーカーと支援員とは、時間給が803円で同じです。先ほど申し上げましたように、SSWは生徒指導の問題がありますから、家庭訪問をしたり、役所に来たりと、子どもを探す場合もあるでしょう。そういうことで車を頻繁に使うということですよ。そういうことで燃料代だけでもあげないと大変だというふうな見解があるということで、交通費は当然、SSWも支援員も支給していないと、平等な形で取り扱っていると。ただ、ただSSWは外出の機会が多いので、かなうかどうか分かりませんが、少しでも気持ちの分だけでも燃料代をあげているということです。ただ申し上げますが、この803円については、金額として気になるところがございしますので、来年は少し検討していく必要があるなということで、市長さんともそういう話をしているところです。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。そうですね、やはり支援員の方もソーシャルワーカーの方ももちろんなんですが、笠利のほうから、例えば名瀬に通うという場合も出てくると思います。その辺のこともまた含めて、教育長も検討されるということでしたので、交通費のことも含めて是非検討をお願いしたいと思います。

3番の公園のトイレについてお伺いします。この1年間の市街地のトイレを、和式から洋式化した実績についてお聞きます。

建設部長（本山末男君） それでは、名瀬地区の市街地における公園のトイレの洋式化につきまして、答弁させていただきます。

昨日も答弁いたしました、今年度かねく公園とあさひ公園の2か所におきまして、和式トイレを2基ずつ全て洋式のトイレに変える改修工事を行います。また、単独のトイレではございませんが、名瀬運動公園につきましては総合体育館1階の両サイドにあります男女トイレにおきまして、多目的トイレを含め12基全てを洋式化を完了しております。今後の見通しにつきましてはですね、来年度あかざき公園とみかた公園の2か所のトイレの洋式化を計画しております。その他のところにつきましては、整備の必要性の高い公園について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

3番（松山さおり君） 先日も戸内議員の質問に答弁されていました。かねく公園、あさひ公園を洋式に変えたということですね。具体的にどう整備したのか、教えていただけますでしょうか。

建設部長（本山末男君） かねく公園とあさひ公園につきましては、和式身障者1、和式2がありました

が、和式2のほうを洋式のほうに変えております。以上が改修の内容でございます。

3番（松山さおり君） 今後の計画というのは、あかざき公園とみかた公園という認識でよろしいですか。はい。高齢者の子どもさんとか、障害を抱えた方、そして観光客の方もやっぱりいらっしゃると思いますので、是非ともですね、女性が入っても気持ちいいトイレということも、ちょっと考えて検討して、これからまた計画に入れていただきたいと思います。要望して、これは終わります。

2番、3番の質問ですが、同時にお願いしたいと思います。奄美市は来年は世界自然遺産登録といわれています。今年の3月には関西奄美LCC格安航空も開通し、観光に訪れる人も増え、交流人口が増えてきています。そこで問題になるのがトイレです。観光客にとってもトイレを探すにも一苦労、また、トイレが汚いと奄美全体のイメージダウンになりかねません。議会報告会でも市民から要望もありましたが、笠利地区の用岬、蒲生崎のトイレなど、古くなっているトイレもかなりあると思いますが、観光地、観光客が多く訪れる箇所の洋式化について、観光、世界自然遺産を見据えた今後の見通しについてお示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） 観光地のトイレの整備につきまして、本市で所管しているトイレの洋式化の実績並びに来年度以降の予定について、お答えいたします。

最初です、今年度の実績と必要な箇所については昨年度の実績も含めてお答えいたします。現状でもでしたよね、今年度の実績のですね。笠利地区につきましては、今年度洋式化の実績はありませんが、平成28年度に整備したあやまる岬観光公園管理棟のトイレや、県が整備した打田原のトイレは全て洋式化となっております。また、現在、あやまる岬台地で整備中でございますが、のトイレについては、全て洋式でございます。名瀬地区におきましては、現在大浜海浜公園の改修を進めており、第一駐車場のトイレの洋式化は完了いたしております。現在、貝殻ステージのトイレの洋式化を施工中でございます。なお、大浜海浜公園内の小浜のバースハウスについても、平成28年度で洋式化を終えております。住用地区につきましては、今年度洋式化の実績はありませんが、摺勝地区で進めております観光拠点施設整備において、平成28年度に新たなトイレを整備しております。

次に、来年度以降の洋式化についてでございますが、笠利地区では今後笠利崎観光公園、あやまる岬観光公園、打田原・崎原海岸、喜瀬漁港、名瀬地区では大浜海浜公園内で建て替えを予定していますバースハウス、それから住用地区ではマングローブパーク内のトイレの洋式化を予定しております。なお、来年度以降の洋式化につきましては、可能な限り早い年度での改修を目標に、庁内で協議してまいりたいと考えております。以上です。

3番（松山さおり君） 来年の計画ということでありますが、大体いつぐらいというのはちょっとお答えできますでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 私どもはですね、できるだけ早い年度でということで、平成30年度に対応できる分についてはしてまいりたいと思いますが、ちょっと今、予算編成時期なものですから、今後、協議を重ねてまいりたいと思います。以上です。

3番（松山さおり君） 次ですね、早くトイレが洋式化になることを願って、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

一番最後の質問に入らせていただきます。沿道の景観美化についてということですね。空港から名瀬をはじめとする国道58号線の景観美化についてお聞きします。最も交通量の多い幹線道路ですが、海外のハワイやグアムなど、空港に降り立った瞬間に青い海と色鮮やかな花の景色が広がっているという

イメージを私は持っているのですが、奄美市でも花で観光客を迎えるというお考えはないのか、お聞きします。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） 議員御質問の空港から赤尾木に至る道路の県道龍郷奄美空港線につきまして、管理を行っております鹿児島県にお話を伺ったところ、当該道路の沿線植栽については、南国らしいイメージであるソテツやビロウなどを植栽しており、まずは既存の樹木の剪定、あるいは草刈り等の維持管理を行い、景観美化に努めたいとのことでありました。議員御提案のシマ原産の奄美らしい花の咲く樹種の植栽につきましては、植え替えや更新の際に検討していただくようお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

3 番（松山さおり君） では、候補に上がっている花とかはあるんでしょうか。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） 今現在、オオハマボウとかブーゲンビリア、またブーゲンビリアも外来種ですので、その辺の候補につきましては、これからになる予定です。

3 番（松山さおり君） 青い空とエメラルドグリーンの海と、そして色鮮やかな花があるという、本当に空港に降り立ったときに、観光客の方が持っている、奄美に対して持っているイメージというのは、そういうのが大きいかなと思います。先ほど申し上げましたハワイとか、グアムとか、そういうふうな南国の楽園というイメージを持って降り立つ人もたくさんいらっしゃると思うので、是非お花というのも検討課題に入れて、考えていただきたいと思います。

ありがとうございました。以上をもちまして私の一般質問終わらせていただきます。

議長（師玉敏代君） 以上で自民新風会 松山さおり君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後 2 時 27 分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後 2 時 45 分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

13 番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。とりを務めさせていただきます自民新風会の安田壮平です。ちなみに今年は酉年でしたので、酉年のとりを務めさせていただきます。先の市長選挙の応援演説の名残ではないんですが、大変お聞き苦しい声かと思えます。申し訳ございません。平成 29 年第 4 回定例会の一般質問にあたり、まずは一言所見を述べさせていただきます。先月の市長選挙において、三選を果たされた朝山 毅市長、誠におめでとうございます。市長が築かれてきたこれまでの成果は、奄美市の発展、繁栄に欠かすことのできない大きなものであったと感じていますし、今回の選挙で示された公約もバランスのとれた隙のないものと、好意的に捉えております。今後も奄美市はもとより、奄美群島のリーダーとして、これまでに培われてきた見識、経験、人脈など、総合的な人間力をフル活用して、奄美の将来を力強く切り開いていただきたいと念願しております。また、このたび議長に就任されました師玉敏代議長、誠におめでとうございます。聞くところによると、旧名瀬市、笠利町、住用村時代を含めて、奄美市歴代初の女性議長の誕生であり、また鹿児島県下 19 市においても史上初とのことでした。女性が更に活躍する社会づくりに向けて、姉妹神（ウナリガミ）信仰を大事にする奄美市が県下に先駆けてこのような快挙を達成できたことを強く誇りに思いますし、師玉議長、戸内副議長の新体制のもと、議会の活性化による市民への貢献を目指して、皆で努力していけたらと念じております。

それでは一般質問に入ります。まず、行財政運営、新地方公会制度について、本制度の意義、目的は何か、またこれまでどのように取り組み、どのような効果があったのかということですが、新地方公会制度がなぜ必要かという観点から、意義、目的をお示しください。

また、これまでの本市の取組と財務諸表の活用による効果についてお示しください。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 当局の答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、第4回の定例議会最後になりました。ここで一言、また改めてお礼を申し述べさせていただきたいと思います。私も12月1日付けで第3期目を迎えることになりました。その間の選挙戦においては、議員各位に大変お世話になりました。また、本定例議会においては12名の登壇なされた各議員より、お祝いの言葉をいただきましたこと、誠にこの場を借りてお礼を申し上げたいと存じます。また、当議会も新しい議会構成になりました。師玉議長さん、そして戸内副議長さんをはじめ、議員各位の皆様方におかれましても、今後とも市政発展のために基礎的自治体の両輪としてともに頑張ってまいりたいと存じますので、改めてよろしくお願いを申し上げますとともに、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、安田議員にお答えさせていただきます。新公会計制度にいたるまでの、まず、経過を申し上げますと、平成18年「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革に推進に関する法律」のもと、地方公共団体に対し企業会計の慣行、発生主義を参考とした貸借対照表、その他の財務書類の整備が求められ、本市におきましても平成20年度決算から財務諸表整備を行っているところでございます。

本制度の意義、目的についてでございますが、大きく2点があると思います。まず1点目に、説明責任の履行です。このことは、住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示を行うこととなっております。2点目に、財政の効率化・適正化でございます。このことは、財政運営や政策形成を行う上で、基礎資料として資産・債務管理や予算編成、政策評価等に活用することとなっております。

なお、これまでの取組といたしましては、作成した財務諸表のホームページでの公表を行うとともに、公表内容についても普通会計及び連結会計の二つに分けて公表いたしております。連結会計の対象となりますのは、普通会計に加え特別会計、企業会計、本市が構成団体となっております一部事務組合、本市が出資しております第三セクター、社会福祉法人の計27の会計が対象となっているところであります。

また、活用による効果につきましては、発生主義による正確な行政コストの把握や、資産・負債の総体の一覧的把握などを行うことなどにより、年度間の純資産の増減を踏まえることで、財政運営の効率化及び適正化を目指した予算編成に反映されているものと考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。ありがとうございます。

13番（安田壮平君） 市長から端的かつ明確、明瞭な御答弁をいただきました。ありがとうございます。まさに、今おっしゃっていたように説明責任の履行、あるいは財政の効率化、適正化ということですね、日本全国の自治体で、この新地方公会計制度、具体的には財務諸表等複式簿記発生主義の導入などですね、こういうのが進められてきていて、よくいわれますが、役所、行政はこれまで現金主義の決算の在り方が中心でしたけれども、それをまた、それだけじゃ、どうしてもそのストック情報、フロー情報というものが分かりにくいと。奄美市がどれだけ資産があるのか、また負債があるのか、それに対してどのような将来に向けてですね、しっかりと負債を返していけるような体力があるのか、そういうのを輻輳的にといいますか、立体的に把握する大事な取組だというふうに思っております。ですの

で、是非、今、奄美市ホームページでも公表をされていますが、更にどんどん積極的な活用をお願いしたいと考えているところです。

②に移りますが、今後、本制度がどのように変わるのか、またどのような活用を考えているのかというところで、平成27年の1月に総務大臣から通知があって、統一的な基準というものが示された。それで公会計の在り方がどのように変わるのか。また、更なる活用の在り方を奄美市としてどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それじゃお答えいたします。議員御案内のとおり、国は平成29年度までに「統一的な基準による地方公会計制度」に基づく財務書類等の整備をするよう要請をしております。このことを踏まえて、本市においても本年度中の整備完了に向け整備を進めているところでございます。

御質問の現公会計がどのように変わるかということでございますが、複式簿記、固定資産台帳の整備の導入が前提となる財務書類の作成となったこと、それに加えて、これまで地方公共団体ごとの標準モデル方式や総務省改定モデル方式などが混在していたものが、統一基準を導入することによって、ほかの団体間の比較が可能になること、このことが大きな特徴と思います。

また、統一基準による活用方法についてですが、一例を申し上げますと、公共施設の施設更新時期の平準化や受益者負担金による施設使用料の見直しなど、施設等のマネジメントに活用することが可能になったということに、可能になりました。このことによって予算編成や事業別コスト等の分析に生かせるものと期待をしているところでございます。以上でございます。

13番（安田壮平君） 全国的にですね、この会計基準の統一をすることで、ほかの自治体との比較可能性というものが出てきたと、比較が容易になってきた。それによって更に自分が住んでいる自治体のですね、財政状況の在り方というものが分かりやすくなっていくということでありますので、奄美市においても更なる積極的な活用、そして様々な分析によって得た情報の積極的な発信というものをですね、期待したいというふうに思っております。

これはちょっと私の私見になりますが、一議員としては行政に対していろいろとあれをやってほしい、これをやってほしいという要望、こういう施設を造ってほしいとかですね、そういうこともやっぱりついつい言いたくなるわけなんですけれども、やっぱり奄美市の財政状況、確かに朝山市長就任以来、かなりの財政面がですね、改善したと、基金も135億とかですね、借金も大分減らしたと、そういう状況を聞けば、まだまだ奄美市、いろいろ、いろんなものが造れるんじゃないかなと、そういう期待も抱くわけですが、やはり資産もやはり負担となるといいですか、改修であったり、維持、運営、そしてまた最終的には解体、撤去というようなですね、ライフサイクルコストという考え方、そういうのを考えていけば、確かに改善はしてきたけれども、将来、奄美市の様々なインフラ等もですね、インフラ等、あるいは箱物等の改修であったり、また更新というものを考えた場合に、どれほど余裕があるのか。そういうところまで見て、我々も提案しないといけないんだろうなというふうに感じております。その意味で、やっぱりこの新公会計制度、新しい基準に基づくこの制度が、とても有用だなというふうにも感じております。

また、例えば給食センターもですね、給食センターにしても確かに自校方式にする場合、相当なお金がかかる。その節約のために、一つ給食センター化をするという理由があるかと思うんですけれども、奄美市はこれだけ財政が好転しているではないか、やっぱりそういう声に対してもですね、実は奄美市のこの財政の状況というものは、今こうなんですと、それほど、思ったほど余裕はないというかですね、いうところを説明するためにも、住民合意を図っていくツールとしてもですね、これ、非常に役立つと思いますので、是非更なる活用をお願いしたいと思います。議会へはこの財務諸表の提出という義務はないんですけれども、是非議会審議の活性化にもですね、つなげていきたいと思ひますし、また、

他の事例を紹介させていただければ、千葉県習志野市というところでは、将来の公共施設の更新コストをですね、内部留保するための新たな基金を創設したと、再整備基金というわけですが、そういうことにも実際にですね、この公会計制度を活用している事例もありますので、是非奄美市もそういったことを考えながら生かしていただければと思います。

続いて、公共施設等総合管理計画についてです。これは先日本配りいただきましてありがとうございました。私も最初ホームページからダウンロードして見まして、これは非常に重要な資料だなと思って、是非同僚議員の方々にも見ていただきたいと、そういう思いで資料を要望したわけなんですけれども、ここで端的に伺いますが、この計画策定の目的は何か。また、今後どのようにこの計画を進めていこうと考えているのか、お示ください。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えをいたします。この計画策定の目的ということですが、高度経済成長期に集中して建築されてきました公共施設の多くが、建築後30年以上経過をしております。今後、大規模な改修や修繕、建替え等が必要となってまいります。それには膨大な費用が掛かることが想定をされます。まずは本市の公共施設全体の状況を把握し、総合的かつ計画的な管理推進の基本方針をとりまとめる必要が生じたことから、平成29年の3月に策定を行ったところでございます。

なお、国においてもインフラ長寿命化基本計画が策定をされておりますが、これを受け、各地方公共団体も本計画を策定することが要請されたことが背景にございます。

個別の長寿命化計画についてでございますが、スケジュール、今後の、答弁いたしますか。

個別の長寿命化計画についてですが、公営住宅、公営施設、橋梁、下水道については既に策定済みとなっております。一方、水道施設の管路更新計画は今年度、施設整備計画については来年度策定予定となっております。また、学校施設、トンネル、横断歩道橋も平成30年度に予定をしているところでございます。更に、博物館や庁舎第2別館、奄美文化センター、歴民館、貝塚公園についても平成31年度までに順次計画策定の予定としております。また、個別計画ではございませんが、中心市街地の活性化計画に基づき実施します、これは仮称でございますが、市民交流センター及び保健福祉複合施設は老朽化した既存施設の機能の集約化を図り、施設の再編整備を計画をしているところでございます。

そのほか、市の管理の多くの公共施設につきましては、検討中もしくは未定となっておりますが、また個別計画の策定に至らずに耐震診断、耐震工事が対応する施設もございますので、今後とも長期的な視点をもって計画的に更新、統廃合、長寿命化を行うことで、まずは資産としての価値を高め、財政負担を軽減、平準化することに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

13番（安田壮平君） 今後個別計画も着々と進められていくということですので、安心しております。この資料ですね、すごく大事な情報が盛りだくさんでして、ちょっと一部紹介しますと、例えば市民1人当たりの公共施設、箱物施設の延べ床面積でいくと、奄美市は県内一、県内19市の中でも1位であるとか、またそういった公共施設の維持管理費が年間1億5,000万円掛かっているとか、また、将来の更新費用、今後40年間で平均、毎年6億6,000万円掛かっていく。その内訳も建物系とか道路とか、細かく出ていますが、それに対して現在は5億4億円を当てていますので、毎年1億2億円が不足をしていくだろうという見通しが立っています。今後の対策、対応としては、既存施設の必要性の見直し、機能集約処分等によって保有総量の適正化を図っていくということ。またその他、基本方針、目標設定、個別方策の実施方針があって、その個別方策の実施方針の中に議会や住民への十分な情報提供等を行うというふうにもありますので、是非その点、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちなみに個別の施設で見ていくと、例えば、集会場とかですね、あるいは公営住宅、学校施設、教員

住宅というのが、非常に老朽化が進んでいると、この黄色とか赤のですね、マークがいっぱいついていて、ああ、奄美市のストックの状況というのは、こういうところなんだろうなと、その厳しさを感じるわけですが、それを乗り越えるためにしっかり着々と進めていただきたいというふうに思います。

今回、この行財政運営、大きく二つの制度と計画について取り上げさせていただきましたが、また今後、私自身もしっかりと分析を進めて、深く突っ込んだ質疑ができるように取り組んでまいりたいと思います。

次の、歯科保健に移ってまいります。これは昨年も、昨年も同じこの時期、質問させていただきましたが、乳幼児期から小・中学生期における歯科保健について、各年齢における健全歯のものの割合はいかがか、健全歯というのは、一度も、生まれて一度も虫歯にかかったことがない人の割合はいかがか。また、今年度の新しい取組やこれまでの成果はいかがか、お示してください。

保健福祉部長（上野和夫君） お答えいたします。1歳6か月児と3歳児の健全歯の割合及び取組状況についてお答えいたします。

平成28年度の状況としまして、1歳6か月児の健全歯の割合は98.8パーセントとなっております。前年度の98.9パーセントに比べると若干低くなりましたが、県平均の97.4パーセントに比べますと健全歯の割合は高い水準となっております。平成28年度の3歳児の健全歯の割合は76.3パーセントとなっております。前年度の67.8パーセントに比べるとかなり改善が図られておりますが、県平均の79.5パーセントに比べますと、まだ低い水準となっております。

このような状況を踏まえ、今年度におきましても重点的な歯科保健事業に取り組んでいるところでございます。まず、フッ化物洗口事業ですが、平成27年度に引き続き、今年度も県の補助事業を導入し、これまで未実施の保育園、幼稚園へ導入を働きかけ実施の拡大を図りました。その結果、今年度新たに保育園1か所及び公立幼稚園4か所に導入を行ったところでございます。また、今年度よりフッ素塗布事業の助成を拡大し、自己負担の無料化を行っております。より受診しやすくなることで、フッ素塗布事業の浸透が図られ、歯科保健の向上につながるものと考えているところでございます。以上です。

教育長（要田憲雄君） 小・中学校のことについてお答え申し上げます。虫歯の有無についての状況把握は、就園、就学児健康診断や、幼・小・中学校で毎年6月に行われる定期健康診断で実施しております。まず、幼稚園児でございますが、354名中142名が健全歯で、全体の40.1パーセントです。昨年度は51.9パーセントでした。51.9パーセント、180名で11.8パーセント、38名の減となっております。なお、虫歯のある幼児は212名で、全体の59.8パーセントとなっております。次に、小学校6年生についてでございますが、418名中151名が健全歯で、全体の36.1パーセントでございます。虫歯のある児童は158名で全体の37.7パーセントとなっております。また、中学校3年生につきましては、435名中148名が健全歯で、全体の34パーセントとなっております。虫歯のある児童は139名で全体の31.9パーセントというふうとなっております。県の状況になりますが、平成28年度の小学校6年生において、県全体の健全歯の割合は53パーセントということです。本市は県と比較いたしますと、健全歯の子どもは40パーセント弱であり、虫歯保有率が高い状況にあるというふうに考えているところでございます。

このようなことからいたしまして、市教育委員会といたしましては昨年度から管理職研修会や学校訪問の際に治療率を高める指導に重点を置くのではなくて、歯科予防の視点から児童・生徒や保護者の意識を高める指導を推進することに転換したところであります。その結果、廊下の掲示資料の工夫や歯科衛生士によるブラッシング指導、各学校の歯科指導の在り方の意識は変容しつつあると考えているとこ

ろです。今後も歯科予防の視点からの取組を継続してまいりたいと考えております。

13番（安田壮平君） はい、ありがとうございました。昨年と今年ですと、3歳児に関しては非常に改善したということで、近年、福祉部門を中心にですね、力を入れてきたことが、徐々に成果を出しつつあるのかなという気がしております。一方で、年長者、幼稚園、就学前とか、また小6、中3といった年齢の子どもたちで見ると、やっぱり低い状況だなという感は否めません。いろいろな取組をやっているということでありまして、また、成果が出るまでいくらか時間はかかることだと思いますが、力を落さずにですね、進めていただきたいというふうに思います。特に、保育園、幼稚園におけるフッ化物洗口、フッ素うがいの導入が、もうあとちょっとで保育所と幼稚園がですね、全部できるというところまで来たというのは、本当に素晴らしいこと、喜ばしいことではないかというふうにも思いますので、引き続き力を入れていただきたいと思います。

それでは、②の今後どのような取組を考えているのかという点、伺います。

保健福祉部長（上野和夫君） お答えいたします。乳幼児期の歯科保健についてお答えします。

先ほども申し上げましたが、乳幼児期における歯科保健の現状としまして、1歳6か月児時点では県の平均を上回る健全歯の割合が、3歳児ではかなり低くなるという状況が続いております。また、虫歯だけでなく、糖尿病や認知症に影響を及ぼす歯周病についても、早い段階で予防に取り組む必要性を感じているところでございます。子どもの歯の歯質は妊娠中の母親の栄養のバランスなど、妊娠中の生活に大きく影響を受けます。また、妊娠中はホルモンの影響から虫歯や歯周病になりやすい時期ですが、母親の口腔状況が悪いと生まれた子どもの虫歯のなりやすさに大きく影響することも分かっております。このことから、現在、母子手帳交付時に十分説明を行っておりますが、より強化を図るため妊娠期の歯科健診への助成なども今後検討していきたいと考えます。また、現在進めておりますフッ化物洗口事業でございますが、4歳児、5歳児へのフッ化物洗口は、歯質強化へ非常に効果が期待できるものでございますので、来年度におきましても未実施の施設に対しまして、導入について引き続き働きかけていきたいと考えております。併せて、導入を行った施設が継続して安定的に実施できるよう、費用の助成などについても今後検討していきたいと考えます。以上です。

教育長（要田憲雄君） それでは、小・中学校についてお答え申し上げます。

各学校では、小学校1年生の親子で歯みがき教室の実施や歯を大切にする学習など、様々な活動を行っているところです。しかし、児童・生徒の虫歯保有率は、依然高い状況にあります。そこで、このような状況を少しでも改善するために、国や県が虫歯予防として有効な手段だとして推進しているフッ化物洗口の導入を進めることで、現在計画中でございます。具体的には、フッ化物洗口の正しい知識や、薬品の管理の仕方、実際に進めるにあたっての留意点など、一つ一つの課題を解決するために、本年度中に医療機関や関係機関の協力をいただきながら、フッ化物推進委員会を組織いたしまして、設置するという予定にしているところです。その後にはですね、3月までの間に保護者などへの説明会を実施いたしまして、平成30年度の5月以降からモデル事業として3校程度を、現在実施する方向で進めてまいりたいというふうに考えて、今準備を進めているところです。

13番（安田壮平君） 福祉部門においては、妊婦さんへの働きかけであったり、あるいはまたこの保育園、幼稚園等にですね、そのフッ素うがい、フッ化物洗口の費用を助成するというところまで検討されているということですので、是非これ実現していただきたいと思います。財政当局にもですね、これは本当に奄美市の子ども医療費を抑えるためにもですね、これは少ないお金で大分予防が図られることでありますのでやっていただきたい。国・県が推奨する、県の歯科口腔保健計画の中にもフッ化物のフッ化

物による歯質の強化ということがしっかり掲載されていますので、是非これは全庁的にですね、協力体制を進めていただきたいと思います。そしてまた教育委員会においても、フッ化物推進委員会というものを立ち上げて、モデル的に学校を選んでやっていくということで、非常にこれはまた大きな一歩になっていくんじゃないかなと期待をしております。今回の定例一般質問の中でですね、中学生にまで子ども医療費を拡大するという市長の力強い御答弁、数々いただいておりますので、そうなった際にもしっかりと持続可能なですね、制度設計・運用ができるように、まずこの予防から力を入れていただきたいと思います。

ちなみに、28年、29年、子ども医療費における歯科受診の割合を見たらですね、未就学児では医療費全体の中で、歯科受診は4パーセント程度なんですけど、小学生においてはそれが20パーセントにまで上がっているということでありますので、やっぱり確かに医療費負担がなくなったから行きやすくなったというのがあるんでしょうけれども、これを持続可能な運営をしていくためにも力を入れて取り組んでいただければと思います。

続きまして指定管理者制度、3番のところについて伺いたいと思います。ちょっと今回ですね、これを取り上げたいきさつなどについても、私自身話をさせていただきたいと思いますが、ちなみに先ほど取り上げました、この公共施設等総合管理計画、この中にもですね、スポーツ、リクレーション施設に関しては、基本的に指定管理制度を基本として活用して、サービス向上やコスト削減に努めるというような趣旨が書かれてあります。11月14日にですね、この奄美体験交流館を含むいくつかの指定管理に係る公共施設の選考といいますか、指定管理候補者選定審査がありました。11月14日、プレゼンテーションによる第2次審査があつて、そこに我々議会からも4名、私も含めて4名参加していました。選定委員会ですね、市役所側から3名、民間から3名ということで、非常に中立公正な組織でやっているという印象を抱きました。一昔前と比べてですね、その点はすごく改善したなというふうに私は思いましたし、また実際にしっかり中立、公平に審査をされているなということも感じました。この体験交流館に関しましては、3団体プレゼンをされて、いずれも素晴らしい内容でしたので、申し分ない内容でしたので、どれかには決まるだろうと思っていました。それは過去、私もこの指定管理者のプレゼンを聞いたことはありますし、そういうことも踏まえてですね、いずれも能力が達していないとか、そういうことはないなというふうに思っていました。だけれども、実際、蓋を開けてみればですね、今回議案が配付されてみたら、なかったと、議案になかったということで、よく聞いてみたら指定管理候補者の決定に至らず、市が直接運営をするという結論になったということをお伺いしました。私自身は、率直に思ったのは、応募した3団体のその落胆というのは、いかばかりだっただろうと、その準備にですね、相当な労力、人手、お金も掛かっている、そういう中で、どれも選ばれなかったということ。そしてまた、私自身の経験では、これまでに見たことのない結果だったので、その結果に至るプロセスにですね、やはり不透明感を感じざるを得ない。だからこそ議案に上がらないからこそですね、3団体を含め市民や議会にも丁寧な説明をしていただきたいという思いで、このテーマについて取り上げた次第であります。今回、この指定管理候補者の決定に至らなかった理由は何かについてお示し願います。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） お答えいたします。まず、指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間企業やその他の団体等のノウハウを広く活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された経緯がございます。

奄美体験交流館におきましても、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。その中で、今年度末指定管理が終了することに伴い、先ほどの議員がおっしゃったとおり先月11月には公募による一次審査及び第二次審査選定委員会ですね、を開催しております。選定委員会では申請団体によるプレゼンテーションを実施いたし、それを受け採点を行いました。その結果、得点が最上位であった提案

者と次点の提案者の得点差が大変に僅差でありました。また、2社の提案の評価を比較いたしますと、一方は自主事業としての文化活動を中心とした提案が評価され、もう一方は安定的な施設運営を中心とした提案が評価されたものでございます。選定委員会の提案評価においても甲乙つけがたいものでありました。

今回、指定管理者の公募を行いました奄美体験交流館については、公の施設としてのサービスを提供する安定的な管理運営に加えまして、来年度の世界自然遺産を見据え、住用地域の中心、また世界自然遺産コアゾーンにも近い奄美大島の中心として、文化活動等様々な活動の中核となる事業の展開も求められているものと考えます。今回の公募におきましては、それぞれの特徴的な提案がなされましたが、先ほど申しましたように奄美体験交流館の運営については、安定的な運営及び文化活動等自主事業の展開の均衡が重要であることから、総合的な判断として候補者の決定には至らなかった次第です。

なお、来年度につきましては直営といたしますが、双方の長所を生かした業務委託の在り方を今後検討してまいりたいと存じます。過去の事例においてはですね、今回のようなケースはなかったものと認識しているところです。

13番（安田壮平君） 今、所長から答弁いただいて、理由が一部含まれていたと思うんですが、行政としてはそういう理由だということなんですが、やはりこれ、民間の立場からすればですね、納得いかないんじゃないかなと、確か僅差あったとはいえですね、それでも点数に差はあったはずですし、じゃあ、これまでのこういう審査、選定審査って、じゃあ、何だったんだろうと、何点差以内だったら、そういう該当者なしになって、何点差以上だったら、そういう基準もないと思いますし、また、それだったらもう最初からこういう選定をしないでですね、応募した人たち同士でもう協議して、分担して、それぞれ担うなりですね、何かもうそういう、何か悪しき前例になってほしくないなという思いがあります。下手をすると、ちょっとこの指定管理者制度の根幹といいますか、選定の在り方の根幹をゆるがす事案にもなりかねないんじゃないかなというですね、危惧を抱いているわけなんですけれども、ちなみに再質問で、二つだけ伺いますが、この僅差という点差、これが何点ほどの差だったのかというのが一つ。また、総合的な判断により、こういう結論になったということですが、その総合的な判断を誰が、どの組織が下したのか。指定管理者選定委員会なのか否か、そこを伺います。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 点数につきましてはですね、まだ3社応募した段階で、どの方が何点とかですね、その他のそれぞれの企業にとってもいろいろ支障があるかと思うので、その点は私どもは今から、こちらの段階ではちょっと公表を差し控えさせていただきたいと考えております。

それから、この総合的な判断と申しますと、私どものですね、考え方としまして公募要綱が、仕様書がございまして、この中でですね、すみません、公募要綱ですね、この中で私ども選定基準というものを設けておりまして、最も適当と認める団体を指定管理者候補として選定しますと。そして、総合的に判断した上で、候補者なしということもありますと。一応、プレゼンテーションはいたしました。その後の協議というんですかね、奄美市全体でまたどうその施設の在り方などを判断して、この候補者について適当であるかという判断も必要でしたので、そういう協議も含めて、私どもは判断を総合的に下したということでございます。

13番（安田壮平君） ということでしたら、その判断を下したのは選定委員会ではないということでしょうか。よろしいわけですね。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 選定委員会も含めまして判断しております。

13番（安田壮平君） 指定管理の選定に関するですね、指定手続に関する条例とか、条例施行規則を見ても、選定委員会以外の組織というのは、基本出てこないんですよ。それで、それ以外の考えが入ってくるというのは、何か、やっぱりなかなか納得いかない部分もあります。もうちょっと一般質問の時間、多分いくらあっても足りないと思いますので、このあたりでとどめさせていただきますが、場合によってはですね、地方自治法第109条第2項委員会の調査権というものを使ってですね、確かに議案にはないんですけども、そういうこともほかの議員の方の意見も聞きながらですね、考えてみたいと思いますので、その際はよろしくお願いいたします。

議長、ちょっと質問の順番を入れ替えてもよろしいですか。4番と5番を入れ替えます。

5番、x+観光ということで、変なタイトルだなと思われたかと思いますが、要は例えば福祉と観光、あるいはまちづくりと観光、あるいはまた安全と観光、防犯と観光というようなですね、市政全般、様々な分野に観光の視点というものを、是非取り入れて考えてみようというぐらいですので、それ以上の深い意味はないわけではありますが、まず（1）の①、本市の構造物にバリアフリーを義務付ける仕組みづくりについて、どう考えるかということですが、本市が建設する道路、建物などの構造物に、必ずバリアフリー化を義務付けるルールがあるのか否か。あるとすればどのように運用し、チェックしているのか。ないとすればルールの策定は考えているのか、お示してください。

建設部長（本山末男君） それでは、バリアフリー化を義務付けるルールに関しての答弁をさせていただきます。

整備を行います道路、公園、建築物につきましては、バリアフリーに配慮した条例及び基準に基づき整備を行っております。具体的には平成18年に整備された国の「高齢者、障害者等の円滑化促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー法に基づき本市の条例も改正を行っており、道路、都市公園の整備につきましては、本市の条例及び道路構造令に基づき整備を行い、建築物におきましては県の「福祉のまちづくり条例」に沿って整備を行っているところでございます。これらの整備につきましては、いずれも高齢者や障害者の方々が安全にかつ快適に利用できるような設計内容となっており、完成に伴う検査におきましては、基準に適合しているかなど、厳密な検査を行っております。また、奄美地区自立支援協議会におきましては、障害のある人に対する地域の「バリアフリーウォッチング」が実施されており、実際に整備された箇所を障害者の目線により検証を行い、これによって改善を求めたい箇所などあれば、市の福祉政策課を通じ関連する部署へ報告がなされることとなっております。

今後とも地域の安全・安心なまちづくりを進めるとともに、高齢者や障害者の方々にも快適な利用空間を提供できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。そういうルールがあるということで、そういう運用もされているということでもあります。ちなみになんですけど、例えばA i A i 広場であったり、新庁舎を造る上で、事前にそういった障害者の方々などにですね、チェックをしてもらったりとか、トイレをいろいろ仮設のトイレ、試しに造って見てもらったりとかいう取組、あったのは拝見しておりますが、ちなみにでき上がった後ですね、例えばA i A i 広場とか、ほかの施設を含めて、でき上がった後、そういった障害を持つ方々、団体等に検証をしてもらったりとか、そういう取組というのはやっているんですか。

建設部長（本山末男君） 先ほど申し上げました「バリアフリーウォッチング」につきましてはですね、平成29年11月20日に現在の奄美市名瀬総合支所、29年12月6日にですね、新しくなりました奄美市住用支所を検証しております。以上です。

13番（安田壮平君） 分かりました。ありがとうございます。であればよかったです。

一つ、ちょっと個別の事案で恐縮ですが、今年度完成したあやまる岬の展望デッキ、とても見晴らしのよいきれいな展望デッキができ上がっているんですが、ここはですね、わずか3段であります。階段があって、スロープが設置されていないので、車いす利用者、一人で来た方、あるいはまた付添いの方お一人、合わせて二人で来た方とかがですね、登れないと、利用できないという苦情を受けています。観光をこれだけ力を入れている奄美市なのに、そしてまた目玉であるあやまる岬であるのに、なぜこのような建設の仕方になったのか、見解をお示してください。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） あやまる岬の展望デッキの整備についてお答えいたします。

あやまる岬一帯は、なだらかな丸型の地形となっております。あやまる岬頂上から今年度整備した展望デッキ入口までは、傾斜路となっております。傾斜路をバリアフリー整備することは国立公園に指定されているあやまる岬の地形改変や景観への影響が大きいことや、車いす等で利用できるようスロープを設置する場合、約12パーセントの勾配となります。自然公園等施設技術指針というのがございまして、これによりますと5パーセント以内、以下ということになっておりますので、この基準を満足することができず、事故等への影響等もあると判断し、展望デッキにスロープを設置しておりません。しかしながら、利用者にとって展望デッキが利用できない場合でも、あやまる岬頂上から魅力ある景観を鑑賞できると判断し、階段工による整備を行っております。また、LCCの就航や国立公園化、そしてその先の自然公園、世界自然遺産登録の追い風もあり、ここ数年来島者が増加しております。そのような状況の中で、訪れる観光客の受け入れとしては主要となる観光地の整備にバリアフリー化が必要であると認識はしております。また、現在整備中であります台地にありますトイレ、サービスエリアについては、可能な限りバリアフリー化に努めているところでございます。以上でございます。

13番（安田壮平君） 今、御説明はしっかり聞きましたが、あえて聞きますが、これはそもそも最初の設定の時点では、そのスロープをつけようとか、その検討はされたということでしょうか。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） ただいまある設計の段階で、今、ただいまあります展望デッキにスロープを付ける場合は、ずっと方位盤がある頂上から大分入り口のほうからずっと引っ張ってこななければいけませんので、そうすると地形改変というのが引っかかってくるのではないかということで、断念した次第でございます。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。すごく残念ですし、残念に思う方も、また今後いらっしゃるかもしれません。苦情を受けるたびにそういう説明をしないとイケないのかなというふうにも思いますが、また、そこは運用で何とかできればなというふうにも思います。

続いて②、公共トイレの適切な管理をどのように実現するかというところを伺います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

建設部長（本山末男君） まず、奄美市の管理する公共のトイレの数から、私から説明させていただきます。トイレ単独での施設等の数ですが、港湾5か所、漁港4か所、都市公園37か所、これは公園の数としましては33公園であります。三儀山運動公園が5か所ありますので、箇所としては37か所になります。農村公園11か所、観光公園6か所、その他10か所の合計73か所の単独のトイレがございまして。また、管理者別の数としましてはですね、業務委託が41か所、指定管理2か所、集落・町内会20か所、個人4か所、市直接管理が6か所となっております。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） すみません、次ですね。

13番（安田壮平君） 様々な場所、そしてまた管理者の形態も様々なだと、個人も4か所とかあるんだなというふうにも思いましたが、ちょっと関連して一つ伺いますが、観光ルートでもあり、海岸の利用客も多いとみられる笠利町の県道沿いの公共トイレにおいて管理が十分でないケースが見受けられますが、改善方法はあるかどうか、お示してください。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） 議員御指摘のトイレでございますが、用集落入口の海岸線にある県営海岸環境整備事業の付帯施設として整備したトイレと認識しております。現在の管理状況につきましては、市の職員が月1回程度清掃を行っている状況でございます。近年、LCCの就航や西郷どんの放送予定、その先にある世界自然遺産登録等で奄美が脚光を浴びており、観光客も年々増加しております。また、用海岸はサーフィンやサップなど、海洋レジャーを楽しむ若者が多くなっていることから、今後は清掃や紙の補充の回数を増やすとともに、管理方法につきまして外部委託も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。県が建設して市が管理をしているということですね。実は僕は今、所長がおっしゃった場所ですね、2回立て続けに行って、一月の間に2回行って、2回とも紙がなかったというですね、非常に苦しい思いをしましたので、こういう思いを観光客にさせたくないなと、何とか自分の車から紙を集めてですね、黒糖を包んでいたり紙とかまでも集めてですね、何とか用を足したんですけども、やっぱりそういう思いをしていただきたくない。あそこはやっぱりきれいですし、またあそこだけじゃなくて、ほかにもそういう入りやすい、きれいなロードサイドのトイレがありますので、是非その管理という面、観光という観点からもですね、しっかり目配りしていただきたいと思います。

続いて③、本市所有の街路灯の維持更新についての計画をお示してください。

建設部長（本山末男君） それでは、本市の街灯の関係する事項について答弁させていただきます。

市道沿いや集落間などにある本市の管理する街灯、道路照明等の数は全部で602基あります。うち集落間に設置しています防犯灯は540基あり、防犯灯整備事業により設置しております。また現在水銀等を使用している道路照明灯につきましては、橋梁上に設置してあります全部で44基であります。

13番（安田壮平君） 分かりました。本当、冬になって街灯の灯りがですね、見ると安心する今日この頃ではあるんですけども、この水銀灯、水銀を利用した特定のランプがですね、平成32年末をもって製造、輸出入ができなくなるということで、LED化を図らないといけないわけですが、今後どのような計画で更新していくのか、お示してください。

建設部長（本山末男君） 水銀を利用した特定のランプ製造、輸出入できなかった後の計画につきましては、当該水銀灯の修繕が必要になった44基でございますが、その時点で随時LED灯に取り替えていきたいと考えております。また、その他の既存の街灯のLED化につきましても、同じく修繕が必要ときに随時LED灯に切り替えていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

13番（安田壮平君） 分かりました。随時ということですので、市民からの通報があつて、球が切れているとか、壊れているということも分かることもあろうかと思っておりますので、しっかりその対応といいますか、窓口ですね、行政の窓口、街灯が切れている場合、どこに連絡すればいいのかとか、そこはきち

んと、その窓口の案内、明確にさせていただきたいと思います。明るい奄美市づくりのためのですね、この街灯への目配り、気配りというものをお願いしたいと思います。

ちょっと時間が少なくなって大変申し訳ありませんが、4番の環境と観光ということで、①と③は同僚議員の方が御説明、取り上げられていましたので、②を伺います。ナイトツアーにおける交通等の安全に関するルールづくりについての考えはいかがか。これは、先の議会報告会、住用会場でもですね、出たテーマでして、住用町のスタル俣線などですね、そういったクロウサギ見学のツアーによる車両トラブルが増えているということですので、何か行政として対応を考えているのか、お示してください。

市民部長（前田和男君） 議員御質問の中にございましたスタル俣線等について、ガイド同伴で来られていない方も多くいらしている現況がございます。県や警察とも協議を行いました。三太郎線、スタル俣線、いずれも公道ということで、ガイド同伴等の義務付け等の規制は、現状では難しい状況だということでございます。環境省や地域とも連携して、交通マナーの向上の啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

13番（安田壮平君） まずは是非地元ガイド、また地元住民の方々と意見交換を進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で自民新風会 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日14日を休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日14日を休会といたします。

12月15日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
平成 29 年 12 月 15 日
(第 5 日 目)

12月15日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
6 番 大 迫 勝 史 君
9 番 戸 内 恭 次 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
20 番 橋 口 和 仁 君
22 番 平 川 久 嘉 君
24 番 伊 東 隆 吉 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
7 番 与 勝 広 君
10 番 元 野 景 一 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
19 番 多 田 義 一 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

5 番 栄 ヤ ス エ 君
11 番 川 口 幸 義 君

8 番 渡 雅 之 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君
教 育 長 要 田 憲 雄 君
笠利総合支所長 盛 島 洋 久 君
総 務 課 長 三 原 裕 樹 君
財 政 課 長 國 分 正 大 君
市 民 部 長 前 田 和 男 君
福祉政策課長 石 神 康 郎 君
商水情報課長 武 下 義 広 君
産業振興課長 栄 広 久 君
建 設 部 長 本 山 末 男 君
上下水道部長 上 島 宏 夫 君

副 市 長 福 山 敏 裕 君
住用総合支所長 松 原 昇 司 君
総 務 部 長 東 美 佐 夫 君
企画調整課長 山 下 能 久 君
総 務 課 参 事 永 田 隆 樹 君
保健福祉部長 上 野 和 夫 君
商工観光部長 菊 田 和 仁 君
紬 観 光 課 長 保 浦 正 博 君
農 政 部 長 山 田 春 輝 君
都市整備課長 竹 元 康 晴 君
下 水 道 課 長 里 嘉 郎 君

12月15日(5日目)

水 道 課 長	山 下 一 弘 君	教 育 委 員 会 長	森 山 直 樹 君
教 育 委 員 会 長	徳 永 恵 三 君	教 務 局 長	
教 務 課 長			

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	上 原 公 也 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	満 永 亮 一 君
議 事 係 長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

私の議長就任に伴い、欠員となりました議員定数等調査特別委員会委員に、委員会条例第8条第1項の規定により、竹山耕平君を指名いたしましたので、御了承願います。

○

議長（師玉敏代君） 日程第1、議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第101号 奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更についてまでの22件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案22件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。私は委員会も変わったことで、何点か質疑をしたいと思います。早速質疑に入ります。

議案の第88号、奄美市企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。企業立地促進と地域経済牽引事業の促進、言葉は違うのは分かりますけど、これは何がどう変わるのか、説明をお願いします。

二つ目に、地域経済の牽引事業とは、一体何を指しているのか。条例改正まですることですから、何か相当な意味があると思いますので、何を指しているのか示してください。

3番目には、課税免除となっていますけど、この条例の改正によって課税率や課税がどういうふうになるのか、課税率が変わるのか、変わらないのか。変わるとしたらどう変わるのか、説明してください。

次に、第89号 奄美市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、第10条の第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正をする条例の制定についてとあるんですけど、第10条の第1項と、第9条の第1項の違いは何なのか。分かるように説明してください。

二つ目は、同法第4条の2項、2の第1項の規定によりというふうになっているんですけど、この規定とはどういう規定なのか、何を指しているのか。その内容を示してください。

次に97号、奄美大島奄美市大浜海浜公園及び奄美海洋展示館の指定管理者の指定についてとなっています。私は今までいろいろ見てきた中で、初めての指定管理者については3年の期間だと考えていたんですけど、今回、なぜ5年になっているのか。そして、その中でも98号のあやまる岬観光公園の指定は3年間となっています。そうして、この指定管理者に何社応募があったのか。その結果、決まったと思いますので、できたらその経過もよろしくお願いします。

もう一つは、指定管理費が3,400万円、年間ですね、そして5年間で1億7,000万円になっているんですけど、この計算方法、額は本当に妥当なのか。どうしてこの金額が出てきたのか、示してください。下のほうには収支計画も表になって出ていますけど、3,400万円の妥当性について示してください。

四つ目に、議案第100号、この議案100号についてはですね、建設工事委託に関する協定の締結となっています。この業者は東京の業者です。奄美で対応できなかったのか。いつも後でもまた出ますけど、市長の施政方針でも地域経済の循環に努めていくと言われていています。しかし、こういう請負業者ができるだけ何とか島の業者同士のJVも組んでですね、やっぱり島の業者に少しでも仕事を、行政の

仕事が回ることが奄美の経済の循環につながっているんです。そして、この契約書には、私は基本的にマンション建設やいろんな状況の中でも、やっぱりもし瑕疵が発生したときのね、契約も入ってくると思うんですけど、その辺も含めて、分かれば御答弁をよろしくお願いします。

後は自席で質問いたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

商水情報課長（武下義広君） おはようございます。それでは、三島議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の1の（1）企業立地の促進と地域経済牽引事業の促進、何がどう変わるのかということについてお答えします。

御質問の件につきましては、条例の根拠となる法律の名称や内容において「企業立地の促進」が「地域経済牽引事業の促進」と改正されたことに伴い、本市条例においても変更するものでございます。本年6月に国におきまして「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」、いわゆる「企業立地促進法」の一部改正があり、7月31日に施行されております。新たに観光など、地域の特性を生かした成長性の高い分野に挑戦する取組が活発化するよう支援することで、地域経済の好潤環の実現を目指すものとして、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」、通称「地域未来投資促進法」と法律の名称などが改正されたものでございます。

続きまして、1の（2）地域経済牽引事業とは何を指しているかということでございます。地域経済牽引事業とは、地域未来投資促進法で「地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業」と規定されております。地域未来投資促進法では、国の基本方針に基づき市町村及び都道府県が基本計画を策定することとなっており、鹿児島県では全市町村を一つとして、県が基本計画を策定し、本年9月27日に国の同意を得ているところでございます。鹿児島県における地域経済牽引事業は、食品、健康、医療、情報通信、観光など、八つの分野でこれまで以上に対象事業の範囲が広がっているところでございます。

それから、1の（3）課税免除とはどのような課税率かということでございますが、課税免除につきましては、県の承認を得た地域経済牽引事業のための施設、構造物、土地の取得に対して課する固定資産税を、本市においては3年度分全額免除するものでございます。したがって、税率が変わるというようなことではございません。以上であります。

それと、2の（1）第10条第1項と第9条第1項の違いは何かという御質問です。御質問の点につきましては、条文の内容は同じものでございまして、違いはございません。先ほど来、御説明いたしております法律の改正の伴うもので、企業立地促進法第10条に規定されていた内容が地域未来投資促進法では、第9条で規定されているため、本市の条例においても条の番号を合わせたものでございます。

続きまして、2の（2）同法第4条の2第1項の規定によりとは、どのような内容かという御質問です。御質問の点につきましては、企業が施設建設を行う場合に、国が定める設置すべき緑地面積と、環境施設の面積を市町村において要件を緩和することの根拠条例となっております。国が示す基準では、企業施設の敷地に占める緑地面積が20パーセント以上、環境施設面積が25パーセント以上とあるものを、本市においては緑地面積が10パーセント以上、環境施設面積を15パーセント以上と緩和を行うものです。これは、今回一部改正をする条例の現行措置と同様であり、地域未来投資促進法の法律改正と合わせて条文整理を行うものでございます。以上でございます。

企画調整課長（山下能久君） おはようございます。3番（1）初めての指定管理者については3年間の期間と考えるが、なぜ5年なのかについてお答えいたします。指定管理者の指定の手續等に関しましては、「奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例」、同施行規則指定管理者制度基本方針及び運用マニュアルにより手續を進めているところでございます。この中で、指定期間の設定につ

きましては、管理者ではなく施設に沿って設けることを御承知おきいただきたいと存じます。その上で、御質問の各施設の指定管理の期間につきましては、原則5年以内となっております。ただし、新たに指定管理制度を導入する施設、管理者ではなく施設になります、につきましては、想定外の事態にも迅速に対応できるよう、原則3年以内としているところでございますが、更新時期に改めて適切な期間設定を検討しているところでございます。

例を申し上げますと、現在までに指定管理制度を導入している大浜海浜公園及び海洋展示館の指定管理につきましては、期間を5年間、来年度から初めて指定管理制度を導入するあやまる岬観光公園につきましては3年間としているところです。以上です。

鮎観光課長（保浦正博君） おはようございます。お答えします。まず、今回の奄美市大浜海浜公園及び奄美海洋展示館の指定管理者の公募に際しましては、候補者を含め2社が応募しております。11月6日の一次審査を経て、行政委員3名、民間委員4名、うち一人は税理士でございます、の選定委員会を11月14日に開催しまして候補者を選定したところでございます。続きまして、指定管理料の件なんですけど、今回の経費算定において、現指定管理期間の経費算定と比較しますと、支出は新たにパート職員1名分の人件費を含めた200万円の増、合計4,400万としております。収入につきましては、利用料が来館者の増により増加しているため、直近2か年の平均をもとに300万円増の1,000万円としております。支出合計4,400万円から利用料収入1,000万円を差し引いた3,400万円を今回の指定管理料としたところでございます。

なお、指定管理料の算定につきましては、現指定管理者の平成27、28年度の決算の精査及び運営状況について現場への確認を行い算定しており、適正なものと考えております。以上でございます。

下水道課長（里 嘉郎君） おはようございます。4番の議案第100号の建設工事に関する協定の随意契約の理由についてお答えいたします。

この建設工事委託は下水道長寿命化計画に基づく名瀬終末処理場の電気設備の更新事業で、日本下水道事業団に委託する予定でございます。御承知のとおり、随意契約は競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的方法であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であります。

今回随意契約をする理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「経験、知識を特に必要とする場合または現場の状況などに精通したものと契約するとき」に該当するからであります。日本下水道事業団は処理場やポンプ場における専門性の高い機械設備や電気設備に精通した技術者がいない地方公共団体を支援するために設立された地方共同法人であり、本市におきましても名瀬終末処理場の建設当初より、計画、設計、施工について委託をしているところであります。

以上のことから、これまでと同様に随意契約により協定を締結したいと考えているところであります。以上です。

議長（師玉敏代君） 再質疑ありますか。

16番（三島 照君） もう当然それだけやろう。はい、じゃあ、もう1点ずつだけ。先ほどですね、課税免除、課税率と言ったんですけど、ここではいわゆる緑地を10パーセント、あと15パーセントいうことなんですけど、なぜ10パーセントに減らすのか、やっぱり、基本的に奄美の自然遺産等やらに向け、含めて、確かに島のまちの真ん中いうても山なみが連なっているんですけど、しかし、笠利地区やいろんなところでは明らかな農地が広がって行っている。そういうところで、この自然を守ろうというときに、その緑地面積を減らしたりとかいう状況というのは、自然の破壊につながっていくんじゃないかというふうに思っているんですよ。なぜ私がそんなことを言うかといったら、やっぱり私が居た、

例えば京都の街でも、建物は9階建て以上は建てないとか、色は濃い色は使わないとか、大きな通りから25メートル越したところでは2階建て以上は建てない、色は瓦色、そういうふうに変わっていくところもあるし、これからはやっぱり自然を守っていこうと思ったら、そこら辺の環境問題にも配慮したね、手続が必要ではないかと思うんですけど、今聞いたら、課税税率が変わるというよりも、その施工面積が変わるということなので、その辺では、それじゃ、課税するにあたっての減免なども、固定資産の減免なども入ってくると思うんですけど、その減免はどういうふうに考えているのか。何パーセント、今とどのくらい率で違うのか、変わらないのかということと、その施工面積の中で緑地面積や、そういうのが減らされてきたその過程というのか、そのところをもうちょっと分かるように説明してください。

あと、2番の件については、大体さっき出てますので、条例の文書の改正だということで、分かりました。

今の大浜海浜公園のこれは2者ということですけど、先ほどの答弁では大浜海浜公園という施設については、前から指定管理されているところだから5年になったんだと。それであやまるは施設そのものが今回初めての管理だから3年だということですか。うん。その違いは何や。その施設そのものよりも、業者が安心して任せられる業者なのか、それだけの能力と知識を持った業者なのか、そういう判断はこの年数には入って来ないのかどうかということです。その辺をもうちょっと示してください。

それで、海浜公園でもそうなんで、この業者で大丈夫だと、5年間大丈夫だという思いでやったのか、その辺の判断材料があれば示してください。

それと、先ほどの建設、4番の議案100号ですけど、今、この会社というのは、確か前回もこの会社が入って来たと思うんですよ、事業団。いわゆるこれは国が作った天下り団体ですよ、はっきり言ったら。そういう団体、2億8,000万円、じゃあ、この電気工事、本当に島の業者と一緒に組んで知恵を出し合ってもできなかったのか。その条例がそうしてあるから、その条例を適用したということですけど、それはそれで分かるけど、またほかのときでも質問したいんですけど、私はね、さっきも言いましたように、本当に奄美で経済を循環させようと思ったら、またこれからの奄美の定住促進や若い人たちが働き続けられるようにしていこうと思ったら、島の業者を育てていくのも役所の仕事なんですよ。お互いこういう事業で大変だと思うけど、もう一回考えて何とかありませんかと、ちょっと業界で相談してくれないかと。そして島の業者が何社かで組んで、お互い技術を持ち寄って高めていけば、次にまたこの業者にできるんですよ。そういうことは市長か、総務部長か誰か分からんけど、本当にこれからそういう随意契約でなくても、契約をしていく、事業をしていくときにはね、島の業者を育てる、そのことが地域経済の活性化にもつながるし、そこで働く人たちの生活も補償していくんです。そうして、地方自治体は伸びていくんですよ。これから人口も減っていくという中で、なぜそういうことにならずに、条例があるからと、いとも簡単に随意契約に走って、しかも内地の業者を導入しなければならなかったのか、その辺、もう一度示してください。もしあれやったら、総務部長でも誰でもいいです。それと、さっきちょっとだけ言いましたが、この契約書には瑕疵担保保障はないんですよ。やっぱり今、全国でマンションの建設やいろんなところで、建って10年も経った後で、いろんなところで瑕疵が出てきた。その保障の問題であちこち揉めていますけど、例えば、先日の笠利支所のあの処理場の建設でも、設計図があって、その計算が、条例が変わって、制度が変わって、強く指導されている条例ができていて、皆さんは条例に基づいて仕事をしているんだから、その条例に出てきた設計図の数字をね、やっぱり読み合わせしながら、本当にこれで大丈夫なのか、新しい制度とどう変わったか見直して、これは私は大きく言えばこれをやった設計業者も、施工業者も問題だと思っているんですよ、私なりに。今回、そういうことがあったにも関わらず、この契約書には、この瑕疵担保保障の問題も一言も入っていない。それでもし、そういう瑕疵が発生したりしたときは、どういうふうに考えているのか。その2点をこの100号については示してください。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） 御指名ですので、私のほうから全体の話としてお答えをします。

特殊なケースを除いてですね、地元参加の機会を増やしているというふうに、今考えています。例えば、特殊なケースでも参加が、参加というか、地元が無理な場合にはＪＶでなるべく参加できるような機会を増やしているということで、もうおっしゃるとおりです。雇用を増やしていこうという思いは一緒ですので、そういう機会を極力増やしていくということで、今進めているところでございますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

商水情報課長（武下義広君） それでは、先ほど緑地の面積を少なくするというのはいかななものかという御質問ですが、この緑地の面積につきましては、工場立地法の適用を受ける場所となります。面積でいきますと、敷地面積が９，０００平米、そして建物面積が３，０００平米以上の建物ができた場合に、工場立地の適用を受けて緑地を整備していくという規定になっております。したがって、奄美市におきましては、今想定していますのが笠利の太陽が丘の横にあります敷地がございます。そこについては市の所有で外部の面積がありますので、その地区を対象ということで考えております。したがって、その緑地などにつきましては、その敷地の中で緑地を整備するという形になりまして、その周りとの環境も、そこまで緑地をずっとやるということも必要ないんじゃないかという判断で、このように緩和規定を設けているということで御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど固定資産の免除につきましてですが、これについては当然地域に波及効果を及ぼす企業に入っていただくということでやっています。その中で、やはり固定資産につきましては減免をやって、全額減免をやってですね、そういう環境をつくって入っていただきたいということで、これにつきましては、なお免除分につきましては、参考までに普通交付税に参入され、課税免除額の４分の３が補填されるということで、国の制度がありますので、それを利用してやっていくということで御理解いただければと思います。

袖観光課長（保浦正博君） この今回の大きさに大丈夫なのかということにつきましては、選定委員会のほうで裁定基準表をもとに裁定してございます。その中で、適正な管理を安定してできる方策という基準項目がございます。その部分には収支計画と人的物的能力と合わせて事業者の財務状況、これらを評価する裁定がございます。今回、プレゼンテーションにおきまして公募者の会社は、現在、大浜で従事されている方々を継続雇用するということを提案されております。このことによりまして、施設の管理の経験、能力については申し分ないということ。合わせて、先ほど申し上げました会社本体の財務状況、これも税理士を含めた選定委員会のほうで問題ないという判断が下されたことによりまして、今回候補者として上程しているわけでございます。よろしくお願いいたします。

企画調整課長（山下能久君） まず、期間のことなんですけれども、奄美市指定管理者制度基本方針及び運用マニュアルにおいて、指定管理者の指定期間は原則５年としております。その上で、社会動向等を見ながら検討するために、当初３年としておりましたが、近年は指定管理者制度も安定期に入ったこと、また、指定管理者が投資して回収する期間を考えたときに、５年が適当な期間であると考えるところから５年に延長しております。また、指定管理者との意見交換を行った際にも、収益を上げるために３年では短いという意見があったのも事実でございます。全国的にも６，７割程度が期間５年としていっているところとなっております。これを踏まえて、公募において期間５年ということで公募をしているところでございます。以上です。

下水道課長（里 嘉郎君） 第１００号の建設工事の電気設備の工事に関してですけれども、地元の電気

業者さんを使えないかということでございますが、確かにそれが理想ではあるんですが、どうしても処理場などの専門性の高い電気設備につきましては、地元の業者ではできないのが現状であります。処理場で電気設備の不具合等が起こっても、なかなか地元の業者さんでは対応できてないというのが現状であります。この工事を発注して、それら施工管理も出てくるんですが、その施工管理につきましても、我々のほうではなかなか施工管理ができないというのが実情であります。そういうのもありまして下水道事業団のほうに委託協定をしているところであります。

また、瑕疵についてですけれども、この工事は事業団のほうで発注しまして、施工管理をして検査まで行う協定になっております。ですので、事業団のほうでその発注をした際に、業者さんと契約書を結びますが、その中では瑕疵について契約書にもうたわれることになると思います。以上です。

議長（師玉敏代君） 再々質疑ありますか。

16番（三島 照君） よう分かりましたけど、さっきも答弁されましたように、最終的な検査事業までこの会社がやって市へ譲渡するということですよ。それは考えたらね、協定のあれを、私が受託をして、それで下請けに回して、その検査も私がやって、ああ、大丈夫ですよというて譲るのと一緒やんか。だから、そういう問題事は、やっぱり私も同じ事務、身内同士で仕事して、検査までやって、最後の検査、仕上げもそこがやると、自分のところでやって、それであと、はい、完了しましたと、大丈夫ですというような方法というのは、やっぱり今後、いろんなそういう下水道については、まだまだ市内の場合は工事改修がやっていかんならんとこもいっぱい出てくると思うからね。やっぱり今後、そういうときには、その瑕疵の担保保証というのは、しっかり頭に入れて検討して、契約書作成の場合も、やっぱり念頭に置いて対応していつていただきたいということで、終わります。

議長（師玉敏代君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 市民の皆さん、私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

早速質疑に入らせていただきます。その前に字句の訂正をお願いいたします。大きな1番の（4）21ページの1款と書いてありますが、4款に訂正ください。それと、3番目の（3）指定管理料340万となっておりますけれども3,400万円と訂正方お願いいたします。

それでは、質疑をさせていただきます。議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）について、まず歳入の面、（1）14ページ、21款1項3目8節、9節5,500万円に対応する歳出の説明をお願いしたいと思います。

それと二つ目、合併特例債の現況と今後の計画をお示しください。昨日あたりの新聞に伸びるの、伸びないのというようなことも出ておりましたが、そういったことも含めて、現況も含めてですね、よろしくお願いをしたいと思います。

歳出であります。18ページ、3款1項1目19節負担金補助金及び交付金3,000万円の減額した理由についてお示しをいただきたいと思います。何人に予定し、何人に総額幾ら給付をしたのか。また、未給付の人、その数、額、そして未給付の人に対する対応ですね、お示しください。

二つ目は、18ページ、3款1項2目20節扶助費介護給付費等事業費2億4,461万円、障害児給付等事業費5,178万2,000円の増額についての理由と、詳細な内訳をお伺いしたいと思います。

三つ目、介護給付等事業費障害児給付費等事業費が伸び続けておりますけれども、その対策と事業所の数の推移を示すとともに、事業所の質の確保策について、どのような策が行われているかをお伺いいたします。

四つ目は、21ページ、4款1項4目20節の扶助費1,050万円の説明と、現在の執行状況をお

願いをいたします、

五つ目は、子ども医療費総額1億1,164万8,000円の財源内訳についてお示しをください。

6番目、対象者を中学校までと拡充した総額と、その財源がお分かりになればお示しをいただきたいと思います。

以上、議案80号でございます。

二つ目は、議案第85号 平成29年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について。

一つ目、11ページ、1款2項6目朝日地区簡易水道地区拡張事業の用地購入事業3,530万8,000円を具体的にお示しをいただきたいと思います。内容をお願いいたします。

二つ目は、歳入の工事負担金3億6,730万1,000円と、歳出の3億5,571万6,000円に誤差がありますが、その理由をお示しください。また、歳出の人件費を除いた工事費についての内訳を示すとともに、進捗の状況について御説明をください。

三つ目は、現在までの事業の執行状況と歳入の確定額をお示しいただきたいと思います。

以上が議案85号であります。

3番目に、議案97号、先ほど来、質疑をされております指定管理者の件であります。指定管理者は御承知のとおり公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として、平成15年に地方自治法の改正により創設された制度だと記憶をしておりますが、奄美市では平成18年度から導入されているようであります。そこで、今回の奄美市大浜海浜公園及び奄美海洋展示館の指定管理者の指定について質疑をいたします。

一つ目は、選定理由で観光業界海洋関連業界などの関連機関とも連帯した事業に取り組むことができるというのが評価の第一であります。その評価した根拠をお示しいただきたいと思います。候補者の事業概要、出ておりますけれども、観光関連や海洋産業界の項目は見当たらないが、どのような評価でこうなったのか、含めてお願いをしたいと思います。

二つ目、評価項目が利用者増加、サービス向上を掲げているが、収支計画では利用料金が、利用料金収入が5年間1,055万4,000円と一定額であるが、このことについて当局の見解説明をお願いしたいと思います。先ほどありました指定管理料3,400万円の内訳は分かりましたが、事業者の財務状況、お示しができないというようなことであろうと思いますが、先ほど来の質疑を聞いておりますと、じゃあ、5年、その財務状況で5年に経営できると判断した理由があれば、そこまでお聞かせをいただいて、この指定管理者の経営が本体の谷木材商行でしたかね、の経営と、これは連結決算になるのかからないのか、単独でやるのか。そこまで分かれば教えていただきたいと思います。

四つ目は、議案第98号 あやまる岬観光公園の指定管理者の指定についてであります。

一つ目は、利用者増加についての方策はどのような提案がなされているのか。選定理由で観光や情報のノウハウを生かし、観光進行や地域活性化を図ることが期待できるという評価が選定の理由であるようですが、事業内容の中で各種イベント、企画製作、実施に関する業務というのがあります、その実績について言お答えをいただきたいと思います。

三つ目、先ほど来、97号が5年間、98号が3年間ということでありましたが、再度ですね、この5年間の基準、3年間の基準、これをお示しをいただきたいと思います。以上でございます。

議長（師玉敏代君） 当局の答弁を求めます。

総務課参事（永田隆樹君） 議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）について、質問につきまして歳出の御説明をいたします。

14ページ、21款市債、1項市債、3目合併特例債特例事業債、8節消防施設整備事業債2,400万円の事業内容につきましては、消防緊急通信司令装置整備負担金950万円は、消防本部通信指令室に配置しています高機能消防通信司令センターのシステムにおける通信司令系サーバー更新費用でござ

ございます。サーバーはネットワークに接続されたコンピューターで、サポート期間は5年間となっておりますので、これに伴い更新するものでございます。

次に、ネットワーク環境構築負担金1,450万円につきましては、奄美市の名瀬消防署、笠利消防分署、住用消防分署間のネットワーク構築費用でございます。環境構築内容としましては、ウイルス対策、フィルタリング、職員が使用していますパソコンに対するウイルス対策及び通過させてはいけない通信を阻止するものでございます。現在、ウイルス対策用のソフトにて対応しておりますが、セキュリティ対策が脆弱であることから導入するものであります。以上でございます。

都市整備課長（竹元康晴君） 続きまして、21款1項3目合併特例事業債補正額5,530万円のうち、9節観光公園施設整備事業債3,130万円に対する歳出の内容につきましては、都市整備課の所有する都市公園について、奄美市都市公園施設長寿命化計画に基づき、施設の遊具の改修などを行うものです。補助率は2分の1で、計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間となっております。今年度の計画といたしましては、あかざき公園ほか4公園の遊具等の改修を予定しております。以上です。

財政課長（國分正大君） おはようございます。それでは、1番の（2）合併特例債の現況と今後の計画についてお答えいたします。

まずはじめに、合併特例債の奄美市の発行可能期間及び発行可能の総額を申し上げます。発行可能期間につきましては、1回の延長を含めまして平成32年度までとなっております。また、発行可能総額につきましては、161億9,130万円となっております。現況につきましては、このうち平成28年度までに発行可能総額のうち101億1,260万円を執行いたしております。

また、今後の計画につきましては、主に本庁舎建設事業をはじめ、実施計画に基づいた事業計画をもとに、有利起債である辺地債、過疎債と合わせまして、合併特例債の発行期間内での計画的かつ効率的な活用を行いたいと考えております。以上です。

企画調整課長（山下能久君） 合併特例債の期限再延長について、お答えいたします。

報道のありました合併特例期限の再延長に関しましては、合併特例期間中において東日本大震災をはじめ、熊本地震や全国でも頻発する豪雨災害、台風被害等の影響や、資材高騰や人手不足などにより特例債を財源とする事業の一部が遅滞している状況が全国において発生していることを踏まえ検討がなされているものと認識しております。以上です。

福祉政策課課長（石神康郎君） それでは、議員御質問につきましてお答えいたします。

はじめに、歳出の（1）、18ページ、3款1項1目19節負担金補助及び交付金3,000万円の減額した理由につきましてお示しください。何人予定し、何人に幾ら給付したのかにつきましてお答えいたします。

今年度支給いたしました臨時給付金は、平成28年度の住民税が非課税の市民を対象といたしております。ただし、扶養親族が課税対象者であったり、生活保護制度の被保護者は対象外となっております。今回の支給対象予定者は1万4,500人で、支給人数が1万2,480人、支給率は86.1パーセントでございました。支給額は1人当たり1万5,000円で、総額1億8,720万円となっております。なお、支給対象予定者1万4,500人は、国の示した計算式により予算化したものでございます。当初の支給対象予定者のうち、先ほど申し上げました申請書送付後に死亡していた方、住民税課税対象者の扶養家族であることが判明した方、生活保護受給者であった方など、支給対象外の方も出てきたことから、実際の支給対象者は1万2,717人となり、実質の給付率は98.1パーセントとなっております。支給対象となる市民の方々には、地元新聞社への広告や奄美市だよりの掲載及びあま

みFMでも広報を行ってまいりました。その中で、未申請の方へは電話でお知らせするとともに、個別に案内通知を行っていましたが、最終的に237名の方が未支給となっております。

続きまして（２）、18ページ、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害福祉費、20節扶助費介護給付事業費2億4,461万円、障害児給付費等事業費5,178万2千円についての増額の理由と、詳細な内訳を伺うということでございますので、お答えいたします。

介護給付費及び障害児給付費等事業費が増加している主な理由は、利用者にとっての利用できる支援策が多様化し、利用者数が増加したことが上げられます。平成27年からは支援を利用する場合の相談支援が必須となり、利用者の状況を相談支援員が情報収集し分析し、本人及び家族の生活に必要な支援を提案する流れができたことにより、重層的な支援を提供するシステムが構築できていることも要因の一つと考えております。

給付内容で増えたものにつきましては、平成28年度決算と平成29年度見込みを比較いたしますと、金額で増額となっているものとしたしましては、訓練等給付の就労移行支援が最も高く、4,142万4,714円が9,943万2,680円と5,800万7,966円で、240パーセントの伸びとなっております。

次に、就労継続支援Bの3億6,306万2,123円が4億295万4,252円と3,989万2,129円で、111パーセントの伸びとなっております。訓練等給付を中心的に伸びていると認識いたしております。

続きまして、（３）介護給付等事業費、障害児給付費等事業費は伸び続けているが、その対策と事業所数の推移を示すとともに、事業所の質の確保策について伺うについてお答えいたします。

障害者福祉サービスの事業所は、平成26年度には奄美大島本島5市町村において事業所数は108件で、平成29年4月時点では136件となっており、28件の増加となっております。障害児福祉サービスの事業所も平成26年度には、奄美大島5市町村における事業所数は12件で、平成29年4月では28件となり、14件の増加となっております。障害者サービス事業所として最も増加した事業所は就労継続支援B型で、平成26年度が10件でありましたが、平成29年度は8件となっております。障害児サービスの事業所としたしましては、障害児相談支援が平成26年度7件から平成29年度15件となって、最も増加いたしております。

利用者支援の質の確保に関してでございますが、給付内容を精査するために、福祉政策課内に保健師を配置いたしまして、利用の状況と必要な支援が適切に結び付いているのか、個別に支援計画を確認し、必要に応じて計画作成者を交えた担当者会議を開催し、利用者の権利擁護も支援しつつ、適切な給付内容に取り組んでいるところでございます。

事業所に関しての働きかけに関しましては、大島支庁と連携し、新規開設の事業所は、事業開始から早期に実態確認を行い、事業所に応じた支援を奄美地区地域自立支援協議会等と連携し、組織支援として取り組んでおります。支援の必要となる相談支援事業が開設された場合には、新たに相談支援員となった方に対し、奄美地区基幹相談支援センターと協力し、個別に支援方法や地域における支援体制の情報提供を図るなど、事業所の底上げにも取り組んでいるところでございます。個別的に支援が必要と認められる事業所に関しては、庁内の関係各課や大島支庁地域保健福祉課とも連携し、個別の支援方法の提案を行いながら内容の拡充に取り組んでおります。

続きまして、（４）21ページ、4款1項4目20節扶助費1,050万円の説明と現在の執行状況ということでございますので、お答えいたします。

10月までの助成金額は5,890万8,199円となっており、扶助費1,050万円の増額につきましては、今後、インフルエンザ等の流行病などにより医療費の増加が予想されるため、扶助費に不足が生じないよう最大限の見積りをしたことによるものでございます。

続きまして、（５）子ども医療費の総額1億1,164万8,000円の財源内訳についてお示しく下さいということでございますので、お答えいたします。

子ども医療費のうち未就学児に係る県補助金として、乳幼児医療助成事業費補助金2,113万1,000円を見込んでおります。そのほかには過疎地域自立促進特別事業債6,960万円と一般財源2,091万7,000円を見込んでおります。

次に、(6)対象者を中学生まで拡充した総額と、その財源内訳をお示しくださいということですが、先日の一般質問におきまして、市長からも答弁がございましたとおり、新年度予算に向けて検討しているところであり、今回の補正予算は対象を中学生まで拡充した内容ではございませんが、9月の第3回定例会の中で、平成28年度の実績を踏まえた中学校卒業まで対象を拡大した場合に係る費用については、小学生の医療費助成に係る費用がおおよそ3,000万円ほど掛かりますので、その半額の1,500万ほど掛かるのではないかと試算いたしております。県補助金の対象は、未就学児までとなっており、小学生及び中学生の医療費の無料化に係る費用は、全額が市単独の財源となると認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

水道課長（山下一弘君） 関議員にお答えします。2の(1)用地購入費の内訳としましては、浄水場用地として1,639万6,000円、送水ポンプ場用地費として1,791万2,000円、中継ポンプ場用地費として100万円となっております。

次に、(2)歳入と歳出の差額についてですが、歳入の工事負担金3億6,730万1,000円につきましては、平成28年度費用分の900万円と、自衛隊とは関係しない平成29年度の笠利地区簡易水道工事負担金287万5,000円が含まれておりますので、これらを差し引きますと歳入は3億5,542万6,000円となり、歳出との差は29万円となっております。この差額は事務費調整による水道課持ち出し分となっております。

また、歳出の工事費についての内訳としましては、送水ポンプ槽電気室工事費として6,000万円、送水ポンプ管路工事として1億3,000万円、施設浄水所設備増補工事として1億1,000万円の合計3億円となっております。進捗状況としましては、いまだ着工に至っていない状況ですが、来年1月から工事着工する予定でございます。

次に、事業の執行状況と歳入の確定額についてですが、現在、全体の事業費として約8億5,400万円を見込んでおり、契約済みの執行額は約1億800万円となっております。執行率は12.7パーセントとなっております。このうち、負担金として受けたものは、今年6月に自衛隊側の完了確認を受けた分の1,934万2,000円でございます。以上です。

鮎観光課長（保浦正博君） 議案第97号 奄美市大浜海浜公園及び奄美海洋展示館の指定管理者の指定について、(1)評価した根拠につきましては、候補者から提出された事業計画書及びプレゼンテーションにおいて、野外ウエディングやフォトウエディングのスペースレンタル事業、音楽イベントをはじめ、映像コンテンツイベントなど、新たな文化創造の場としてのイベント事業、大浜海浜公園の自然環境や奄美海洋展示館を生かして環境学習の機会の提供について提案があり、観光業界、海洋関連業界などの関連機関とも連携した事業に取り組むことができるとの評価に至りました。

2番目の利用料収入が5年間一定額ということにつきましては、選定委員会の中でも質疑がありました。自主事業等により利用者を増やしていけるよう取り組んで行く予定であります。施設の運営に直結する収入については、まずは28年度を基準に厳しく設定していきたいとの説明がございました。議員御指摘のとおり、収支は毎年度変動することから、収支計画書においてしっかりと表すことが望ましいとは存じますが、今回の候補者の申請時において、やはりその収入を特に厳しく見ていくということについても、一定の理解を示したところでございます。

3番目の指定管理料3,400万円の内訳と、事業者の財務状況についてですが、指定管理料につきましては、先ほど三島議員の御質疑にお答えしたとおりでございます。事業者の財務状況につきましては、申請にあたり、過去3事業年度分の貸借対照表、損益計算書などの提出を受けております。ただ

し、民間企業の財務状況でございますので、この場での公表は差し控えさせていただきたいと思えます。

なお、先ほども申し上げました選定委員会、税理士の方が入っております選定委員会の中でも財務状況について質疑等がございました。その選定委員会によって財務状況は健全であるという確認をいただいているところでございます。以上でございます。

笠利産業振興課長（栄 広久君） おはようございます。議案第98号 あやまる岬観光公園の指定管理の指定についてでございます。

利用者増加についての方策は、どのような提案がなされているかとの御質問でございますが、利用者増加の方策につきましては、候補者の会社内のIT部門であります奄美群島地域情報サイトシーマによるホームページや、SNS等での公園情報及び公園周辺の観光情報の発信、今年度開催する観光拠点施設の拠点に飲食、そして物販の提供を行う予定となっております。また、現在でのイベントとしまして、グラウンドゴルフ大会の誘致や自主開催、週末に親子で楽しめる体験型のイベント等を開催し、集客を図る提案などがなされております。

次に、選定理由で観光や情報のノウハウを生かし、観光振興や地域活性化を図ることが期待できると評価しているが、事業概要の中で各種イベント企画制作実施に関する業務があるか、その実績についてということの御質問でございますが、イベントの実績につきましては、島内のウェディング業者や飲食業者、その他各種業者が集う女性のイベント、アマミー女子会や、島外では先日東京にて島内の企業と連携し、奄美へ興味があるU・Iターン者向けの雇用や定住促進に関するイベント、島でジョブセンバの開催や、フリーペーパー、みしょらんガイドなどを発行しております。その他、いろいろな企画提案とかもしておりますので、今回、候補者として選定したところでございます。以上です。

議長（師玉敏代君） 再質疑ありますか。

15番（関 誠之君） 多岐にわたっておりますので、あと細かいところについては、委員会が開催されますので、そちらのほうで同僚議員も含めて質疑をしていただきたいと思いますというふうに思えます。

大きな議案85号の自衛隊関係の事業でありますけれども、先ほどから、先ほども報告がありましたとおりですね、歳入がしっかりと自衛隊のほうから終わったものが検査をして、そして直ちにそれを収入に結び付けるという努力がしてはいるんでしょうけれども、結果として少し見えないなということは指摘をしておきたいと思えます。

それに先ほどの非常に気になっておるのは、いわゆる障害児の障害関係の介護給付等の伸びがかなり伸びていると。そして、その原因の一つとして事業所の増加ということであるんだろうと思えますが、やはりここはですね、基本的には予算の範囲内というのがあるわけですから、先ほども大島支庁との新規開設について、いろんな協議をしているということですから、是非その辺はですね、許認可である県としっかりとお話をし、先ほど申し上げました、この質が低下しないような形で運営がされると。必要なものは十分使っていただきたいんですけれども、やはり予算等もありますから、そういう中ではしっかりとそういった視点で、奄美地区自立支援協議会というものもあるようですから、そういった中でも議論をいただきたいということを要望をしておきます。

あと指定管理の関係でですね、若干質疑をさせていただきたいと思うのは、少し基本的な話になりますけれども、やはりこの議案97号において、直営時と比べた行政コストの削減は幾らぐらい図られているのか。市民サービスの向上、施設の利便性向上とか、利用数の増加、そして制度導入の効果があればですね、お示しをさせていただきたいと思えます。

二つ目は、指定管理者前提において、昨日の一般質問でもありましたけれども、今日の奄美新聞でしたかね、市直営判断に衝撃と、体験交流館指定フェアじゃないと、フェアじゃないというふうに報道さ

れておりますけれども、そのフェアじゃないという思いがどこから出たのか。それについて指定管理者の選定においてですね、わざわざ公募をして集まって、その選定の評価までしたわけですから、その採点の結果、採用できないという下限の、採点の結果の下限が、基準に定められているのか。その判断はどこでどういう形でやるのかですね。二つ目はそこについてお答えをいただきたいと思います。

議長（師玉敏代君） 関議員、

15番（関 誠之君） いやいや、これは基本的なことですよ。

議長（師玉敏代君） 基本的なことは分かりますけど、質疑の範囲を越えておりますので、先ほどの選定に当たってフェアじゃないとか、このへんはもちろん。

15番（関 誠之君） それは新聞が書いてあるから言っただけであって、僕の主張じゃありませんので、そういう新聞報道もありますよということですから、私は何も意見を言っているわけございませんので、その辺は御理解下さい。

議長（師玉敏代君） そこは注意してください。

15番（関 誠之君） それと、この指定管理の指定についてですね、モニタリングをやっているわけですから、そのモニタリングで、例えば経験があって継続している人たちは、そのモニタリングというのがありますので、平成24年度に検討したそのモニタリングというのがどうなっているのか。そういった結果はどのように使われているのか。その3点について伺いをいたしたいと思います。

議長（師玉敏代君） 関議員、97号についての質疑ですので、できればその範囲内ということで、通告を受けていますので、そのことについて。

15番（関 誠之君） 指定管理をするにあたっての基本的な考え方で次の話ができるんでありまして、だめですか。

議長（師玉敏代君） 当局はですね、97号についての質疑でしておりますので、その範囲内でしか答えられません。

当局の答弁を求めます。

15番（関 誠之君） 判断は任せてください。

議長（師玉敏代君） 当局の答弁を求めます。

袖観光課長（保浦正博君） まず、先ほどの指定管理にしたことによる行政コストの削減並びにサービスの向上につきましては、今、手元に詳しい数字がございませんが、指定管理制度を導入後はですね、パート職員を臨時的に雇ったりとか、臨機応変な柔軟な対応がされているということで、この分については利用者に対しましてもサービスが向上されているのではないかと考えております。

2点目のモニタリングにつきましては、毎年指定管理者のほうで実施をしております。その中には、施設の管理状況とか、サービス提供についての項目がございまして、自己判断をする評価をして、我々のほうに提出していただいております。これをもとに次年度以降の運営についての協議を行っていると

いうことでございます。以上でございます。

議長（師玉敏代君） 再々質疑ありますか。

15番（関 誠之君） たまたまですね、こういった問題、昨日の一般質問の問題が出ているから、このことについて非常に敏感になっておられると思いますが、私は先ほど前段申し上げたとおり、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的として、平成15年に地方自治法が改正になって、奄美では18年度から、この制度を取り入れていすよねと、冒頭申し上げたのはそういう視点で、この大浜海浜公園と海洋展示館の指定管理を今度するわけですから、その選定のいきさつも含めた基本的なことを質しているわけで、その過程として今日の報道なされているものを取り上げて、例として言ったまでであってですね、その辺のところは理解をしていただきたいと思います。

それで、指定管理の問題ですね、答えられなければ答えないでよろしいんでしょうけど、やっぱり市民は指定管理の選定が不調になった時の取り扱い、例えば入札で不調になったら、不調とやるわけですね。公表するわけですよ。なぜ指定管理の問題が、今回公表されないままで、やっぱり公表しないでいいという規定があるのかないのか。入札時のときは、先ほど言ったとおり、不調でも出すわけですね。この辺のところの基本的な考え方を当局にお聞きをして、私の質疑を終わりたいと思いますが、是非お答えいただければありがたいと思います。以上です。

議長（師玉敏代君） 関議員の質疑に関しては、これは一般質問等と、また質疑とは違いますので、この辺は御理解いただきたいと思います。また、あと委員会等、一般質問等がありますので、またそこでしっかりと具体的に質疑されてください。

15番（関 誠之君） 議長の判断でいいんだけど、まずは当局に答弁を求めて、それがだめだったら議長の判断をいただけませんか。頭から議長判断するんじゃないくて。

市長（朝山 毅君） 通告になかったということは、関議員御理解いただいております。広義に解釈して関連質問、関連質疑となりますと、やはり私は議場の厳正さにおいて議長の御判断に委ねたいと思っておりますが、ただ、指定管理者制度について、先ほど担当の者が述べましたとおりの基準、基本的な姿勢でやっているということでもあります。したがって、発注者においては財源を考慮しながら、やはりしっかりと効果が上がるようにという一面と、受注者においては、やはり雇用の機会を求めて広く市民に企業、新しい仕事、就業の機会を求めるというメリットの一面もありますので、そういう中において発注者、受注者の間における信頼関係を構築しながら、企業の活性化、民間活力の活性化、こうやっぱり喚起していくということも一つの指定管理の目標でもありますので、そういうことをどうか広義に解釈していただきたいと思います。以上です。

議長（師玉敏代君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第86号、議案第87号及び議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての3件は、これを総務企画委員会に、議案第81号、議案第82号、議案第90号から議案第95号、議案第101号及び議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての10件は、これを文教厚生委員会に、議案第83号から議案第85号、議案第88号、議案第89号、議案第96号から議案第100号及び議案第80号 平成29年度奄美市

一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての11件は、これを産業建設委員会に、それぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情2件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時52分）

議長（師玉敏代君） 議案第102号 財産の取得についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第102号の提案理由を御説明いたします。

議案第102号 財産の取得につきましては、奄美市名瀬・住用地区学校給食センター新築に伴い、食器類、備品を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君） これから、質疑に入ります。

通告がありましたので、発言を許可いたします。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） こんにちは。はい、もう早速質疑に入りたいと思います。

ただいま上程されました議案第102号 財産の取得についてであります。この議案は、11月に入札があったということなんですけど、これには何社が入札に参加したのか。そして、この業者選定に至った経過、鹿児島アイホー調理株式会社へ決定した、その経過ですね、も示してください。そして、今回、ごめんなさい、字が間違っています。補助と書いてありますけど、これ補正です。今回の補正には、この6,912万円という補正は計上がされてないというふうに私は認識しているんですけど、なぜ計上されてないまま、議案だけが出てきたのかという点についても示してください。そして、聞くとところによりますと、11月の11日に入札はあったということなんですけど、これがなぜ今回の提出であって、提出が遅れた、その遅れた理由は何なのか。とりあえずこの4点について質問いたします。

議長（師玉敏代君） 当局の答弁を求めます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） それでは、三島議員にお答えいたします。

議案第102号 財産の取得について、1番目の何社が入札したかにつきましては、当初、11月21日に予定しておりました入札につきましては、地元事業所9社を指名いたしましたのが、8社が辞退し1社のみの参加となり、入札が成立いたしませんでした。その後、指名事業所を県内に広げ、再度7社に指名通知をし12月4日の入札においては2社が参加しております。

次2番目の鹿児島アイホー調理器株式会社決定の経緯につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、当初は地元事業所へ指名通知をいたしましたが、入札が成立しなかったため、指名事業所を県内自業所へ広げ入札を再度実施し、結果、鹿児島アイホー調理器株式会社が落札し、仮契約に至っております。

3番目の補正に予算は計上されていないことについてですが、給食センター建設事業費につきましては、平成30年度までの予算の裏付けとしての債務負担行為8億5,900万円を計上しており、議決をいただいております。このことを踏まえ、食器、食缶の購入予定につきましては、今年度契約をして、受注生産で完成納品までに半年かかることから、納品は平成30年度となります。平成30年度ま

での複数年にまたがるため、債務負担行為に基づく契約となり、実際の支払は納品後の一括払いとなることから、来年度当初予算に備品購入費として予算計上を予定しております。

最後４番目に、議案提出が遅れた理由につきましては、当初、奄美市内９事業所を指名し、平成２９年１１月２１日に入札執行、落札事業者と仮契約を１２月１日に議案送付を予定でございました。しかしながら、先ほど御説明いたしましたとおり、入札が成立しなかったため、再度入札実施が必要となり、１２月４日に２度目の入札を実施し、結果、１２月１３日に議案送付となりました。

１２月１日の議案送付に間に合うように準備を進めてまいりましたが、結果として後送りになったことにつきましては、お詫び申し上げます。以上です。

議長（師玉敏代君） 再質ありますか。

１６番（三島 照君） 遅れた問題、計上されてなかった、

議長（師玉敏代君） マイクを近づけて。

１６番（三島 照君） 分かりました。それじゃ、地元業者９社が辞退した理由、なぜそういう辞退するに至ったのか。８社が辞退したということなんですけど、先ほども言いましたように、地域経済を活性化させていくためには、どうしたら地元業者にやってもらえるのか。例えば１社、２社でできなくても、３社で共同してやれないかとかね、やっぱりこっちのほうからそういう提案もこなしてやっていくべきだと思うんですよ。なぜ私がこれにさっきからこだわるかと言いますと、８年ほど前ですね、奄美市の国保や生活保護やいろんな電子コンピュータ事業が鹿児島県の南日本情報処理株式会社に年間８、０００万から９、０００万が随意契約されていました。このときに、地元の相手関係の業界の皆さんと、議会として懇談会を持ったときに、そういうことを避けるためにですね、地元で共同体を作って、そういう事業が受けられないか、是非検討してほしいと。当時は奄美市の答弁は、事業に対応できる業者が奄美にはいないということだったんですよ。けど、これが協同組合を作って、今、その鹿児島県の業者への委託事業は半分ぐらいまで減っていますよね。やっぱりさっき言いました電気、水道、下水道、いろんな工事、確かに大変です。しかし、そういうことも含めて、業者にやっぱり丁寧に、いかにして奄美市の予算が奄美市内で回転させられるのかいうことを、やっぱりいつも頭に入れて対応していただきたい。そういう点で、なぜ９社中８社が辞退したのかいう、その辞退の理由、根拠を示してください。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） それでは、三島議員にお答えします。

地元９社中８社が辞退に至った理由につきましては、まず、こちらといたしましては地元事業者さんへ配慮し、入札を実施したことになっています。なりました。辞退については、聞いているわけではなく、把握はしていない状況ではあるんですが、今回、指定の指名の条件として、厨房機器を取り扱っている事業所が指名対象になっております。その中で食器、食缶の特殊性が影響しているのではないかと考えております。以上です。

議長（師玉敏代君） 再々質疑。

１６番（三島 照君） やっぱね、基本的に島の業者を指名してくれたということは、前向きの方でよかったと思っていますけど、しかしそれができない条件を付けてやられたって、結局、辞退するしかないんですよ。さっきも言いましたように、島の業者でどうしたらできるのか、そこを今後いろんな事業を含めて、せっかく奄美市で皆さんが頑張ってる国から補助を取ったり、取って来て使った、作った予算なんですよ。これが県外、島外の業者に持って行かれるようなことがないようにすることで、市民一

人一人の所得も増えていけば、その所得に対する税収も増えていくんですよ。だから、やっぱり9社指名して8社が辞退しなければならないような状況を作ったとした、私から見れば言いようがない。そこんところはどのように考えたのか、これからも含めてどう課題として検討できるのか、教育長の答弁を求めましょうか。

教育長（要田憲雄君） 業者の選定につきましては、私もおおよそ頭の中に入っているつもりです。特殊な食器と言いましょうか、そういうことで限定された業者が製作をしているということもありまして、なかなか三島さんがおっしゃるようなことが難しかったということは言えると思います。当然、私どもは地元業者が最優先だということで取り組んでいるということは、是非御理解いただきたい。今後その方向で進めるのは、当然のことだと考えております。以上でございます。

議長（師玉敏代君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、改めておはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

早速、議案第102号 財産の取得について、質疑をいたします。先ほど議案配布に係る経過については、御説明がありましたが、その中で日程を見てみますと、よく行政が利用するというのか、全員協議会という議会の会がありますけれども、そういった中で説明する時間はあったのではないかなと思っておりますが、それに対する見解をお願いをしたいと思います。

二つ目は、契約議案の提案権について、提出期限は特に定められておりませんが、私どもは議案を配付されて調査をする時間をもって、先ほど市長が上程をしていただきましたけれども、議案の上程の上に質疑をするという、これは議会のルールでありますけれども、そういうふうになっております。今回の議案は13日に配付されて、今日市長のほうから上程をして、すぐに質疑というふうな段取りになってしまっておりますけれども、そうしますと行政がそういう時間のいとまのないところで配付、提案をされますと、私たち議会、今までやってきた、慣例的なもの、それを自らが崩していくことになりはしないかという疑念が、また心配がありますけれども、そういうことに対して今回のこの提出についての見解を求めたいと思います。

三つ目は、契約代金6,912万円に、先ほども質疑がありましたけれども、予算が計上されていないということで、6,912万円の財産取得の金額だから議会の議決を受けるわけです。しかし、そこには歳出を確定する予算が計上されていないということで、この財産取得契約について法的に問題がないのか。問題がないとすればどういう根拠でその問題がないというふうにおっしゃるのか、法的に問題のない根拠をお答えください。以上です。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） それでは、関議員へお答えいたします。

まず、議案配付までに至る経緯につきましては、先ほど三島議員にお答えしておりますが、その中で全員協議会等を開く考えはなかったかということなのですが、全員協議会などにつきましては、送付前の事前審査にもつながりかねないことから控えさせていただき、議会運営委員会での説明ということととめておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、議案送付の提出期限につきましては、議員の皆様の議案の内容をしっかりと審査していただくよう、他の議案同様に一般質問通告の前に送付を行うよう、今回も12月1日に送付予定を進めておりました。しかしながら、入札無効により間に合わなかったことにつきましては、重ねてお詫びを申し上げます。

3番目に平成29年度予算に計上について、予算計上されていない中で契約をする法的根拠についてですが、予算につきましては先ほど三島議員への答弁のとおりでございます。法的根拠につきまして

は、地方自治法第214条による債務負担行為として3月議会の議決を経ており、本件が29年度から30年度の複数年度にまたがる契約であることから、債務負担行為での予算を確約した上での契約となっております。以上です。

議長（師玉敏代君） 再質ありますか。

15番（関 誠之君） 参考までに、この地元9社を教えていただきたいんですが、なぜかと言いますと、先ほど特殊性が原因で、この食器、食缶のですね、辞退したのではないかというような答弁がありましたけれども、この後ろについております食器に購入仕様書、これを見ればですね、本当にこの地元の業者がこれだけ多岐にわたり、また特殊なものを納入できるんだらうかという疑問は、当局は持たなかったのかどうか。そこも含めて、先ほど言った9社、辞退をした8社をはっきり公表していただきたいというふうに思いますが。それと先ほどの全協は事前審査につながるというようなことを聞き間違ったらごめんなさい。別に内容がどうのこうのという意味じゃないんですよ。この経過として11月21日に入札をして、不調になったというときで、そういう不調の、入札不調は公表するわけですから、そういう意味で内容がどうのこうのじゃなくて、そういう経過の中であって、恐らく次はこの11月22日に指名通知を出して、12月4日のぎりぎりなんですけれども、そういうことが想定をされるわけですから、やっぱりそういうことはしっかりと議会に伝えてですね、事前に、やっぱりやってほしかったなという思いがありますので、是非、今年は市長選の選挙で少し議会もずれておりますが、そういう意味からもっと先にですね、取り組んで、余裕を持った入札ができなかったのかなという思いもありますけれども、それは終わったことですから、そういう意味から、やはりしっかりと急々に議案が配付されてすぐ質疑の、上程質疑とならないような配慮だけは、しっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

2点目はですね、債務負担行為であるからいいんじゃないかというようなことでありますが、やり方として、これは財政がお答えになるのか分かりませんが、予算を組んでですね、しっかりと予算は債務負担にあるとすれば、今年はこれで契約が成り立つとすれば、いつでも金は出さないかんわけですよ、ある意味。後ろのほうに来年度の6月何日という契約、双務契約ですから、あるからいいんです。それはいいんですけれども、やはり6,900万円の議会のほうが議決する、その金額が予算書にない。やり方としては、一応補正予算に計上して、来年度あるのであれば、来年度に繰越明許なり、そういったことでやるという方法も考えられますけれども、こういったことはあんまりよろしくないのか、その辺の見解をお聞きをしたいと思います。何せ急々のことで、内容についていろいろ調査をする時間が、いとまがありませんでしたので、あとは委員会のほうでそれぞれの委員がやっていただくものと期待をして、私の質疑を終わらせていただきますが、答弁をよろしくお願いします。場合によっては再々をやります。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） 大きく3点ほどおありだったと思います。まず、市内事業者の9業者の指名の内容なんですが、お伝えします。隈元冷熱工業株式会社、ホシザキ南九株式会社奄美営業所、株式会社東通、株式会社三和機工、株式会社トクナガ、奄美冷熱株式会社、株式会社奄美ガス、南海ガス株式会社、奄美産業株式会社の9社となっております。この地元事業所の選定につきましては、厨房機器の指名を出されている業者なんですが、まず、メーカーからこの代理店等へ食器、食缶の対応ができるものと判断し、入札は執行しております。

次に、事前審査につきましては、仮契約後、速やかに、仮契約を速やかに議決をいただくという流れから、どうしてもこの12月議会に合わせるような形で11月21日を設定させていただきました。

次に、債務負担行為につきましては、先ほど議員からお言葉がありましたけど、発注条件として納入時点で一括して支払いをするということで、業者との確約がされております。また、債務負担行為につきましては、やはりそれで予算化されているという解釈で、こちらの判断しておりますので、御理解いただきたいと思います。

財政課長（國分正大君） 債務負担の行為ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、債務負担行為が好ましくないという表現がございましたが、こちらは国・県ともにですね、一応、使っております。使っているからいいわけじゃないということですが、まずですね、予算の考え方として、単年度主義というのが大前提にございます。ただし、予算の在り方としてですね、執行の仕方として例外措置として債務負担行為、または明許繰越というのが許されております。それで、この中で効率的な予算の運用となりますと、やはり複数年にまたがるものは、一旦上げたものを不用として落して、翌年度にまた上げるという形じゃなくて、やはり相手がいることですので、契約に基づく執行ですので、相手方のことも考慮しますと、複数年またがるものは予算を確約をして契約をしているということが、やはりお互いの信頼というもとでの取引じゃないかというふうに考えております。これを利用できるのが債務負担行為という制度がございまして、こちらのほうを利用させていただいているということです。決して単年度主義を無視してやっているわけではないということは御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（師玉敏代君） 再々質疑です。

15番（関 誠之君） よく理解をできましたので、今、財政課長が言われました基本的には単年度主義ですから、その年に計上して、翌年度にまたがる事業があればその部分まで債務負担をしてしっかりと工事なり、事業がやっていけるというのが基本的な考え方ですから、たまたまこれは食器類で、それを発注するのに時間がかかって、来年度やるとなかなか時間的ないともがないということとはよく理解をした上で、ただ予算の在り方としての基本的考え方をしっかり持っていただきたいという意味を含めて質疑をさせていただきましたので、御理解をお願いをして、私の質疑を終わらせていただきました。ありがとうございます。

議長（師玉敏代君） これをもって質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第102号 財産の取得については、これを文教厚生委員会へ付託いたします。

○

議長（師玉敏代君） 日程第3、議案第103号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西 公郎君の退席を求めます。

（西 公郎君退席）

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第103号の提案理由を御説明いたします。

議案第103号 監査委員の選任につきましては、議員のうちから選任される本市監査委員に西 公郎氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託及び討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

西 公郎君の着席を求めます。

（西 公郎君着席）

○

議長（師玉敏代君） 日程第4、奄振延長提言特別委員会の報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

奄振延長提言特別委員長（多田義一君） 御報告申し上げます。奄振延長提言特別委員会は、今年7月3日、平成29年第2回定例会にて設置されました。第1回目は各種市民団体への意見集約についてを話し合いを行い、33団体からのアンケートを行いました。その団体を御紹介させていただきます。

農協、森林組合、本場奄美大島紬協同組合、商工会議所、奄美大島青年会議所、建設業協同組合、建築協会、各専門学校、PTA代表、学生代表、市内校長会、身体障害者協会、自動車連合会、漁業協同組合、酒造協同組合、自治会連合会、母子寡婦福祉会、医師会、観光協会、奄美大島観光物産連盟、女性団体連絡協議会、メディア各社、商工会、法人会、港湾事業者、食品衛生協会、社交業組合、老人福祉協議会、また日本語学校等からの御協力をいただき、基礎となる資料をいただきました。各関係各位に改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げます。その後、市議会各党会派の意見を取りまとめ、計7回の委員会を開きました。

その議論の中で特筆すべき点は、奄美市の経済をどう感じますかとの問いに、変わらないが57.1パーセント、悪くなった21.4パーセント、良くなった、同じく21.4パーセントと、変わらない、悪くなったが7割を超す回答があり、奄美市の現実に改めて向き合うことができました。

また、奄美市の課題として19.6パーセントの団体が人口の減少、17.4パーセントが少子高齢化の進行、13パーセントが観光客の増加への対応と回答をいただき、改めて人口減少、労働者不足が認識できました。

平成30年12月25日をもって日本復帰65周年を迎える特別措置法により、奄美群島は支えられてきました。しかし、社会資本整備は一定の水準に達しているものの、昭和55年をピークに人口減少に、人口の減少の一途をたどっている。また、外海離島の中において、より深刻な課題となっている。昭和29年から今日まで、特別措置法による事業費が計上されているが、以前は300億円余りあった予算額は年々減少され、平成29年度には公共事業に限ると200億円を割り込み、農業、農林整備

費、公共事業費に大幅な影響を与えていると言わざるを得ません。その一方、非公共事業においては平成26年度に創設された振興交付金は条件不利性改善事業、成長戦略推進交付金として流用可能になったことは、高く評価するところであります。特に航路・航空路運賃低減事業、農林水産物輸送コスト支援事業、交流喚起対策事業など、地理的不利性を抱える奄美群島において一定の成果を上げていると考えられる。しかしながら、いまだ自立発展を思う市民は数多く、今後も事業の継続は必要不可欠であり、予算、制度、政策について更なる議論を深める必要がある。

本市議会は、本市のみならず、奄美群島の振興、自立発展のため奄振法の更なる延長を強く求めるものである。政策、制度等について検討した事項について提言とし、各関係機関に送付をすることを御報告申し上げ、奄振延長提言特別委員会として最終報告により提言といたします。

議長（師玉敏代君） 以上で奄振延長提言特別委員会の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日16日から25日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日16日から25日まで休会とすることに決定いたしました。

12月26日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午前11時42分）

第 4 回 定 例 会
平成 29 年 12 月 26 日
(第 6 日 目)

12月26日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
5 番 栄 ヤ ス エ 君
7 番 与 勝 広 君
10 番 元 野 景 一 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
20 番 橋 口 和 仁 君
22 番 平 川 久 嘉 君
24 番 伊 東 隆 吉 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
6 番 大 迫 勝 史 君
9 番 戸 内 恭 次 君
11 番 川 口 幸 義 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
19 番 多 田 義 一 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番 渡 雅 之 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長 松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長 盛 島 洋 久 君	総 務 部 長 東 美 佐 夫 君
企 画 調 整 課 長 山 下 能 久 君	財 政 課 長 國 分 正 大 君
市 民 部 長 前 田 和 男 君	市 民 福 祉 課 長 森 尚 宣 君
保 健 福 祉 部 長 上 野 和 夫 君	福 祉 事 務 所 長 奥 田 敏 文 君
商 工 観 光 部 長 菊 田 和 仁 君	紬 観 光 課 長 保 浦 正 博 君
産 業 建 設 課 長 茂 木 幸 生 君	農 政 部 長 山 田 春 輝 君
建 設 部 長 本 山 末 男 君	建 築 住 宅 課 長 備 孝 朗 君
上 下 水 道 部 長 上 島 宏 夫 君	水 道 課 長 山 下 一 弘 君

12月26日(6日目)

教育委員会 事務局長	森山直樹君	地域教育課長 (笠利)	當原奈美江君
会計管理者	久保信正君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原公也君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	満永亮一君
議事係長	伊集院正君	議事係主査	堀健太郎君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1，議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）についてから，議案第102号 財産の取得についてまでの23件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各常任委員長の報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（安田壮平君） おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は，12月15日と18日の2日間開会し，当委員会に付託されました議案第80号から議案第102号までの11件について審査いたしました。

11件の議案につきましては，お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり，全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下，主な審査内容について御報告いたします。

はじめに，議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中，3款民生費及び4款衛生費について，当局より補足説明があり，3款1項2目障害者福祉，20節扶助費3億2,639万2,000円のうち3,000万円は，更生医療費の増額によるもの。2億4,461万円は介護給付等事業費の増額によるもので，主なものは就労移行支援，就労継続支援A型，B型，共同生活援助の利用増及び計画相談支援の増によるもの。また，5,178万2,000円は，障害児給付等事業費の増額によるもので，主な理由は新たな事業所開設に伴う利用者の増加によるものとのこと。

委員より，障害者福祉費の扶助費の詳しい増額理由は何かとの質疑に，当局より，訓練等給付に係る扶助費が伸びており，例えば，就労継続支援B型の事業所が平成26年時に10件だったのが，29年には18件に増えた。27年度からは障害サービスを受ける場合は必ず個人別の支援計画が必要になり，その内容を精査し，他の支援を受けたほうがいい場合は，庁内各課と連携して必要な提案を事業所に対し行っている。給付費が多過ぎる場合は，給付内容を確認し事業所とも協議しながら進めているとのこと。

また委員より，びあリンク奄美の役割と各市町村の財政負担割合について質疑があり，当局より，びあリンク奄美は正式名称奄美地区障害者等機関相談支援センターと言い，5市町村から業務委託を受けて広域的に相談業務等を行っている。負担金は奄美市が1,080万円，他の町村が200万円の計1,880万円で運営されているとのこと。

その他質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，10款教育費について，当局より補足説明があり，10款5項2目公民館費，13節委託料の特殊建築物定期報告業務109万8,000円は，建築基準法第12条の規定に基づき，建築物等を常時適切な状態に維持することを目的として，建築物は3年ごとに，建築設備については毎年，有資格者による検査を実施し，その結果を鹿児島県に報告することが新たに義務付けられた。今年度が初めての報告となり，対象は名瀬公民館金久分館及び笠利公民館とのこと。

委員より，特殊建築物定期報告業務について質疑があり，当局より，3階建て以上という条件，また，面積の条件により，この2館が対象となった。建築物については外壁などを3年に1度検査し，また，建物設備では避難灯などを毎年検査しなければならないとのこと。

また委員より，小・中学校の校舎が台風22号の被害に遭ったようだが，建物は火災保険に加入しているのか。今回の修繕には保険が適用されているのかとの質疑に，当局より，各学校の校舎等は建物総合損害共済金の保険に入っており，その中で保険適用になる分については，申請して歳入に受け入れを

しているとのこと。

その他、質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第81号 平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、当局より補足説明の後、委員より、退職者医療制度の適用対象者のチェックについて等の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第82号 平成29年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、当局より補足説明の後、委員より、キャッシュカード口座振替受付導入業務について質疑があり、当局より、来年4月から導入予定で、キャッシュカードを専用端末に通すことで口座振替の手続が窓口でできることになり、170件程度を受付する予定との答弁でした。

次に、議案第90号 奄美市総合体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明があり、委員より、屋内ゲートボール場を解体し、跡地を多目的広場として整備しようだが、ゲートボールの需要はなかったのかとの質疑があり、当局より、多目的広場に隣接する屋外ゲートボール場が2面あり、笠利地区ゲートボール協会会員の方、約20名が使用されているとの答弁でした。

その他、質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第91号 奄美市立金久児童館の指定管理者の指定について、当局より、行政改革推進委員会の答申を踏まえ、これまでの実績などから指名選定により社会福祉法人奄美市社会福祉事業団を指定管理者候補者として選定したとの補足説明の後、委員より質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第92号 奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定について、当局より、これまでの実績などから指名選定により社会福祉法人真正会を指定管理者候補者として選定したとの補足説明のち、委員より、今後、港町にできる新複合施設ができたときは、この施設はどうなるのかとの質疑があり、当局より、今後は新複合施設に移行する計画で、その後の利用方法については福祉行政の施設として利用方法を検討したいとの答弁でした。

次に、議案第93号 奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定について、当局より、これまでの実績などから指名選定により社会福祉法人奄美市社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定したとの補足説明の後、委員より、建物が老朽化しているが、新複合施設が建設された際はどうかとの質疑があり、当局より、新複合施設には高齢者福祉部門もあり、体操事業などはそちらに移行する予定。新複合施設が完成したら老人福祉会館は閉館する予定との答弁でした。

その他、質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第94号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定について、当局より、今回の公募において1団体から応募があり、厳正な選定の結果、特定非営利活動法人アマミーナが指定管理者候補者として選定されたとの補足説明の後、委員より、選定の中でこの指定管理者候補者が優れていると評価されたのは、どのような点かとの質疑があり、当局より、担当課長の感想として、生涯学習講座の充実に常に努めており、市民の要望に答えて新規講座を10件ほど開設したり、島の方言を取り込んだワールド川柳などの自主事業にも力を入れたりして、市民サービスの向上に努めているとの答弁でした。

その他、質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第95号 奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について、当局より、これまでの実績などから指名選定により一般財団法人奄美市開発公社を指定管理者候補者として選定したとの補足説明の後、委員より数件の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第101号 奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更について、当局より補足説明があり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、現在は各自治体で実施している市町村審査会の審査判定業務を、来年度から共同処理ができるように新たな事務として追加すること。また、経費の支弁方法について、負担の公平さを高めるために負担金を高齢者人口割

から判定件数に応じた実績割に変えること、この2点を変更するとのこと。

委員より、現在、介護保険の介護認定審査会、障害者の障害区分認定審査はどのくらいの頻度で行われているか。また、今後、事務的な負担はどうなるのかとの質疑があり、当局より、介護認定審査会はほぼ毎日、障害区分認定審査は基本的に月1回、ただし、申請が多いときは回数を増やしている。また、一部事務組合の審査員の中には、介護の認定と障害の認定の両方に関わる方がいて、その方々に介護審査の後に障害認定を数件していただくという予定でスタートしたいとの答弁でした。

次に、議案第102号 財産の取得について、当局より補足説明の後、委員より、今回の最初の入札で9社中8社が辞退したとのことだが、よくあることなのか。また、問題はなかったのかとの質疑があり、当局より、今回は厨房機器に関する指名願を提出している9事業所を指名した。辞退の理由を把握しているわけではないが、こちらが示した規格の手配ができなかったのか、または金額的に大きかったこともあるのか、いずれにせよこのようなことはあまりないとの答弁でした。

また委員より、食器などは消耗品だと思うが、今後、破損や劣化で取り変える際は、この業者と随意契約になるのかとの質疑に対し、当局より、その際の量や金額にもよるが、少量であれば市内の業者でも対応が可能ではないかとの答弁でした。

その他、質疑がありましたが、この際、省略いたします。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わります。

続きまして、議案審査後に行われてた所管事務調査について、御報告申し上げます。

所管事務調査については、お手元に配付してあります文教厚生委員会所管事務調査報告書のとおりです。

以下、主な調査内容について、御報告いたします。

はじめに、委員長より本所管事務調査の趣旨説明を行い、委員と当局とで質疑応答をして調査を進めて行くことを確認した後、当局より、指定管理者制度協定更新事務の流れについて説明があり、その中で、選定過程についても詳しい説明がありました。

その後、委員より、上位2社の点数が僅差だったということだが、実際には何点差だったのか。市が設定した合格点には達していなかったのか。選定委員の中から点差がついているので決めるべきという意見はなかったのか。また、直営が3年、4年と続くのかとの質疑があり、当局より、600点満点で点差は2点だった。合格基準は6割以下、360点以下だがそれは超えていた。両方の長所を組み合わせ直営でやったほうが市民に最大のサービスを提供できるんじゃないかという意見もあり、結果として直営になった。もう一度、来年度、いろいろな条件などを見て、指定管理の公募に出すかが検討される。来年は直営にするが、提案があった団体の中で長所の部分を取り入れ、部分業務委託をすることが当然必要なことだと考えており、それについて3月までに提案があった団体と協議をしていきたい。また、分かりやすい募集要項になるよう、次回から改めたいとの答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、この際、省略いたします。

以上で文教厚生委員会の所管事務調査報告を終わります。

御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口和仁君） おはようございます。産業建設委員会は、12月19日の1日間開会し、議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算の（第6号）についてから、議案第100号 建設工事委託に関する協定の締結についてまでの11件を慎重に審査いたしました。

これらの議案11件につきましては、お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中、産業建設委員会関係事項についてであります。

当局から、6款農林水産業費、2項農地費、2目農業施設管理費、11節需用費419万9,000円は、大川ダムの電気代の不足分19万9,000円と、大川ダム農業用水の本管破損に伴う修繕料400万円、更に15節工事請負費635万円の増額は、平成28年度から整備している大川ダムの管理システムの改修工事費の不足額とのこと。5目畜産振興費、19節負担金補助及び交付金の全国和牛能力共進会推進事業費補助金5万円につきましては、全国和牛能力共進会が5年に1回、各県持ち回りで開催されており、今年度は宮城県で開催され、鹿児島県は見事総合優勝を獲得しております。5年後の平成34年度は鹿児島で開催されることから、肉用牛の改良推進や農家の生産意欲向上、生産基盤の維持拡大やブランド力の向上につなげるための補助金であるとの補足説明があり、委員より、全国和牛能力共進会推進事業費について、負担することで子牛をどのように育成しようと考えているのかとの問いに、この大会は、農家の生産意欲の向上、生産基盤の維持拡大、ブランド力の向上に向けて開催されており、奄美市においては笠利で肉用牛振興大会を開催し、全国大会鹿児島県大会に向けての大会となっており、大会に出られるよう、品質向上を目指しているとのこと。

他の委員より、奄美のブランド牛とはならないかとの質疑に対し、奄美群島は肥育ではなく子牛生産が主で、それを本土の方が買って、地域で肥育し、その肥育の地域がブランド化になっている。JAが単協の時代に、笠利で肥育を行っていましたが、掛かる経費と高い技術が必要となり、農協自体が撤退した経緯があるとのこと。

また委員より、農業施設管理費の工事請負費について質疑があり、当局から、当初予算で1,000万円計上していたが、故障部門を確認し点検した結果、1,635万円になった。その増額分で、内容として管理事務所、前勝警報局、朝戸警報局、伊津部勝警報局、警報装置、被雷器サイレン等の改修を行う予定とのこと。

更に地籍調査の現状について質疑があり、奄美市全体の進捗率は32.21パーセントで、名瀬が26.51パーセント、住用が20.94パーセント、笠利が62.42パーセントになっているとのこと。

そのほかにも、他の質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第83号 平成29年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、2款事業費、1項維持管理費、1目処理費の需用費につきましては、光熱水費電気代の増加分500万円と、修繕料として中継ポンプ場の汚水ポンプのオーバーホール及び吸気ファンの修繕等に係る400万円の増額を計上しており、今回の補正により歳入歳出それぞれ1,041万7,000円の減額となり、平成29年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は20億8,194万円となりますとの補足説明の後、委員より、消費税1,110万円ということですが、需用費の減額についての質疑に対し、下水道料金が約5億円、その8パーセント4,000万円を消費税として見込んでおり、建設事業が多く、計画額が多いので、市が納める消費税額が減ったという答弁でありました。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第84号 平成29年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、当局より、2款事業費、2項建設費、1目農業集落排水事業費につきましては、国の補助金額の確定に伴い、用安地区の委託料590万2,000円と工事請負費1,000万円の減額を計上し、今回の補正によって、歳入歳出それぞれ1,444万7,000円の減額となり、平成29年度奄美市農業集落排水事業特別会計の予算の総額は3億2,582万7,000円との補足説明の後、委員からの質疑はございませんでした。

次に、議案第85号 平成29年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について、当局より、資本的収入、1款2項工事負担金について、自衛隊駐屯地水道施設整備に伴う自衛隊側からの工事負担金として3,742万6,000円を増額計上し、その内訳として、用地費3,530万8,000円、

事務費として２１１万８，０００円を計上したとの補足説明の後、委員より、平田浄水場の更新事業によって砂ろ過方式から膜ろ過方式に変わるが、具体的にどう変わるのかとの質疑に対し、従来は沈殿ろ過、いわゆる砂ろ過方式でしたが、今回は膜ろ過方式で０．１ミクロンの膜の穴があり、それで水をこす。物的に徐濁除菌をすることによって従来の０．１度の濁度から０．００１度まで徐濁でき、水の透明度が増していると。処理能力については、将来の人口推計に基づいた容量として、１万５，６００立法メートルで認可を受けているとのこと。

更に委員より、自衛隊駐屯地への水道施設整備に関して、進捗と状況について質疑があり、全体の事業費として約８億５，４００万円を見込んでおり、契約済みの執行額は約１億８００万円、執行率は１２．７パーセントとのこと。水源については、井戸水を予定しており、その井戸から浄水場を作り、大熊にある配水池、そちらに水を運用し、自衛隊駐屯地のほうへ中継ポンプで供給するとの答弁でありました。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第８８号 奄美市企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第８９号 奄美市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第８０号の条例の内容として、情報通信、観光、環境エネルギー、食品関連産業等、八つの産業分野で地域の経済に波及効果があると認められた地域経済牽引事業者が事業を行うための土地建物等について、固定資産税の全額免除を行う条例改正で、議案第８９号の条例の内容は、地域経済牽引事業者が重点促進区域である太陽が丘工業団地において製造業等の工場を設置する場合の敷地面積に対する緑地や環境施設の割合基準を示した条例改正との補足説明の後、委員より、質疑はございませんでしたので、この際、省略いたします。失礼いたしました。委員より質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第９６号 奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定について、当局よりの補足説明の後、委員より質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第９７号 奄美市大浜海浜公園及び奄美海洋展示館の指定管理者の指定について、今回、管理者の選定を検討した結果、適切な施設管理運営する能力があり、観光業界、海洋関連業界など、関係機関と連携した事業に取り組むことができ、関連企業との連携を生かした自主事業の取組等により、施設活用の向上が期待できる株式会社谷木材商行に指定しようという補足説明の後に、委員より、前回の指定管理者が入っていないが、辞退の理由は何かの質疑に対し、公募に際し、応募するかどうかは企業の方針で、安定経営、入館者も伸びていて、応募しなかったのは地域交通機関として本来の業務に集中したいと、あくまでも企業の方針であると認識しているとの答弁でありました。

他の委員からの質疑もございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第９８号 あやまる岬観光公園の指定管理者の指定について、委員より、特段の質疑がございましたので、この際、省略いたします。

次に、議案第９９号 奄美市和瀬水産物加工センターの指定について、委員より、質疑はございませんでしたので、この際、省略いたします。

次に、議案第１００号 平成２９年度奄美市公共下水道名瀬終末処理場の建設工事に関する協定その２については、委員からの質疑はございませんでした。

以上で産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島 照君） おはようございます。議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございま

す。総務企画委員会は、去る１２月２０日水曜日、１日間開催し、慎重に審査いたしました。

本会議において当委員会に付託されました議案第８０号 平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中、関係事項について、議案第８６号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第８７号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての議案３件につきましては、お手元に配付しました総務企画委員会審査報告のとおり、全会一致をもって原案可決すべきものと決しました。

以下、審査の内容について報告いたします。

初めに、議案第８０号 平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中、関係事項について当局から補足説明があり、まずはじめに、今回費目において人件費の補正計上について、これは人事院勧告に基づくもので、給料については平均０．２パーセント、手当については一般職が０．１か月分、特別職については０．０５か月分、それぞれ増額計上したとの説明がありました。

続いて、２款総務費、２節給料、３節職員手当等、４節の共済費については、人事院勧告に基づくものとの説明があり、その中で職員手当の時間外勤務手当については、台風災害対応等により生じた時間外手当分との説明でした。

２款総務費の１２節役務費通信運搬費２４万８，０００円は、郵便料金改定によるものとの説明でした。また、２款総務費の１１節需用費４１万８，０００円は、庁舎等の光熱費や修繕費など、不足が生じたためとのことです。

２款情報化推進費のうち１１節６万２，０００円は、空港敷地内の電源局舎改築工事の移設に係る経費とのことでした。また、その中で１９節負担金補助金及び交付金の５０万２，０００円は、社会保障税番号制度を平成３０年７月から予定する改版データ標準レイアウトに対応するために必要な改修負担金とのことでした。

また、２款統計調査費、２目の９万６，０００円は、工業統計調査費委託金と統計調査員確保対策事業費委託金の関係経費を計上したとのことでした。

また、１款市民税、１目個人分の現年度課税分の所得割７，８４０万円の増額は、過去５年間の納税義務者数所得割額の伸び率や、平成２８年度の実績を勘案して、１０月末の所得割の実績が当初見込みを上回ったためとのことです。また、１款市税、２款固定資産税の現年課税分の５，８７０万円の主な増額分は、償却資産の増額分とのことでした。

２款３項１目４節の共済費の社会保険料６万９，０００円、雇用保険料３，０００円及び７節の賃金５２万６，０００円は、市民課職員の産休代替に伴い、臨時職員の関係経費とのことでした。また、１９節の負担金５６万７，０００円は、住民票及びマイナンバーカードへの記載が、旧姓の記載ができるようにシステムを変更するための経費に係るもので、鹿児島県町村会への負担金との説明です。

２款４項選挙費については、４目海区漁業調整委員会委員補欠選挙費について、無投票により選挙が確定したことによる減額補正にするとのことでした。

９款１項消防費、１目消防費、１１節需用費の４１万２，０００円については、奄美市消防団員の活動服購入に係る経費のことでした。

それで、質疑に内容について報告いたします。

委員より、社会保障税番号システム改修によって、何が変わるのかとの質疑があり、当局からは、住民票とマイナンバーカードに本人の申請に基づきまして、例えば結婚された方が結婚前の旧姓を併記してもらいたいと申請があった場合に、住民票及びマイナンバーカードに旧姓が併記できるよう改修ができることとの説明がありました。

そのほかに、市立中学校第三者委員会の運営費についての質疑もありましたが、この際、省略いたします。

また委員より、個人分の給与所得が増加したことや、配当所得や農業所得が伸びたとの説明があったが、その割合について株主が何パーセントで、農業所得が何パーセント、給与所得が何パーセントか示

してほしいとの質疑があり、当局は、給与所得が全体の８６パーセントを占めており、メインは給与の増額ということになっている。また配当所得は１．１パーセント、農業所得は１パーセント前後という答弁でした。

また委員より、全体の見方として、奄美の景気は良くなっているという考え方でいいのかとの質疑に対しては、市内企業における雇用環境が非常に改善している状況が見られると思っており、改善が続いているものと考えられるとの答弁でした。

ほかに質疑がありましたが、この際、省略いたします。

また委員より、海区漁業調整委員会選挙について、これは何年に１度選挙があるのか。また、奄美群島で定数は何人かとの質疑があり、当局から、４年に１度であること、また定数は選任による委員が６人と、知事による選任が委員が４人で、その中で選挙されるのが６人だという説明でした。

その他、質疑がありましたけど、この際、省略させていただきます。

また、委員より、コンビニの収納率が伸びているが、これからどのような傾向にあるのか、どういう見込か示してほしいとの質疑があり、当局は、コンビニ収納は平成２７年度から、２７年度、２８年度は１割増し、２９年度は４月から９月までの実績で３割増しとなっており、年々増加傾向にあると見込んでいるとのことでした。

この案件では多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第８６号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、及び議案第８７号 奄美市職員の給与に関する条例の制定について、当局の説明がありました。

質疑の報告をいたします。

委員より、議案第８６号の条例等の等とは何かとの質疑があり、当局は、条例の中に教育長、議会議員を含んでの等ということで、条例を１本で提出したということでした。

その他、特別な質疑はありませんでした。

以上で総務企画委員会に付託された議案の審査報告を終わります。

なお、質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論の際は件名を明らかにした上で討論するよう願います。

通告がありましたので、発言を許可いたします。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

１７番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は議案第８６号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第８０号 奄美市一般会計補正予算（第６号）についての２件に、いずれも反対の立場で討論を行います。

まず、議案第８６号の奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正についてです。この議案は、奄美市及び副市長の給与に関するとなっておりますが、その中には第５条、第６条で奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁済等に関する条例の一部改正も含まれており、期末手当を現行より引き上げる内容になっています。６月支給分は１００分の１５５を１５７．５に、平成２９年度は１２月支給分を１００分の１７０を１７５にしてから、平成３０年度を１７２．５にしております。いずれにしても引き上げの内容となっています。

今回の引き上げについて、人事院勧告を理由にする向きもあります。私たちはこれまで人事院勧告によらない職員給与の引き下げなどには反対の態度を示してきました。それは人事院勧告はスト権などの、本来労働者に与えられるべき労働基本権を制約した代償措置としての機能を持っているからです。公務員の給与水準を社会情勢に適用した適正な給与を確保するため、民間企業従業員の給与水準に合わせる、いわゆる民間準拠を基本としております。ですから、職員給与と違う市長、副市長、教育長の給与及び議員報酬は、人事院勧告による職員給与の増減とは、その性格上、区別することが必要です。ましてや議員の報酬については、地域経済の状況や市民生活との関係で議論されなければなりません。先ほどの総務企画委員会の委員長報告でも、民間所得も若干上がっているような報告がありましたけれども、まだまだ市民生活が改善したとは言えない状況だと思います。ましてや、年金生活者や生活保護受給者の生活は厳しさが増す状況にあり、このことを考えれば引き上げる環境には、まだなっていないのではないのでしょうか。市民の理解を得られるとは思いません。

よって、議案第86号に反対であり、その予算を計上している議案第80号 奄美市一般会計補正予算（第6号）についても、その関連で認められないと申し上げ、反対の討論いたします。

議長（師玉敏代君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）について、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第80号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおりこれを原案可決することに決定いたしました。

次に、議案第86号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第86号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおりこれを原案可決することに決定いたしました。

次に、議案第80号及び議案第86号を除く議案第81号から議案第102号までの21件を、一括して採決いたします。

この議案21件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案21件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この議案２１件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第２，陳情第４号 奄美自衛隊ミサイル基地配備計画に関わる住民説明会開催を奄美市議会から防衛省へ求める陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情第４号に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島 照君） 陳情第４号 奄美自衛隊ミサイル基地配備計画に関わる住民説明会開催を奄美市議会から防衛省へ求める陳情について，審議の内容を報告いたします。

陳情者の住所は，住所氏名は，奄美市名瀬幸町２５番１号の戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表，城村典文さんからであります。

陳情事項は，奄美自衛隊ミサイル基地配備計画に関わる住民説明会開催を奄美市議会から防衛省へ求める陳情の採択を求めるものであります。

委員会において慎重に審査し，採決の結果，陳情第４号については賛成少数のため不採択とすべきものと決しました。

討論の内容については省略いたします。

以上，陳情第４号に関する総務企画委員会での審査報告といたします。

議長（師玉敏代君） これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

伊東隆吉君，最初の質疑は登壇されてください。

２４番（伊東隆吉君） おはようございます。まず，この陳情案件でございますけれども，陳情項目事項の奄美自衛隊ミサイル基地配備計画に関わる住民説明会を開催することを，奄美市議会から防衛省へ求めることというふうになっております。その委員会等の質疑の中で，いろんなやりとりがあったと思いますが，私は個人的には説明会をやろうという思いの一人でもあります。ずっとその旨，委員会等を含めて議会にも提案等はしてきましたが，なかなかこの辺は困難な状況にあるというのが現状でございますが，自衛隊のこの委員会の質疑の中で，どのようなものが主に質疑があったのか。特にこの事項の，陳情事項の説明に関するものに関しての質疑等，やりとりはどれほどあったのか。中身をもう少し詳細に教えていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。以上。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

三島 照君，自席でお願いします。

総務企画委員長（三島 照君） はい，なかなか全部なれば，長い時間になりますけど，主な内容については，同じ陳情が何回も上がっていると。議会では基本的には大熊で説明会はやったと。そして，この間，各議会においても，何回もメディアやインターネットを通じて調べようと思ったら調べることはできると。いろんな形で広く示しているということで，この防衛省に求めること自体がいかげなものかという討論がありました。その上において，各当日の陳情された御本人も含めて，何回も繰り返しているということで，委員の中からもそれについては戦争をするという，その陳情者の言葉自体が造語だということ。そしてその中において，ハーグ条約によって自国の防衛，領空，領海，領土を進入するということが言われていますけど，ハーグ条約にはそういうことはあり得ないということで，そういった討論

もあってですね、結果的には全体、反対多数によって不採択となったということでもあります。

24番（伊東隆吉君） 詳細のほうはいろいろあると思いますけれども、この文面の中のハーグ条約等は、いろんなことが長い間のハーグ条約があったと思います。その中で、結局よくいわれている、これは子どもの関係の拉致とか、そういうのがあるんですけれども、特に何十年か前に、またこれ、日本も一応何年か前に批准はしておりますよね。この文言であるのは、いわば防備、いわゆる軍備を持たないところに、民間の攻撃はしてはいけませんよというのが基本だというふうに、私は認識いたしております。それはそれでいいとして、私はお伺いしたかったのは、さっき委員長が言いました防衛省へする必要があるのかというところも論議になったという点でございますが、議会としてはその辺は踏み込む必要もないというふうな捉え方になったということと理解してよろしいでしょうか。

総務企画委員長（三島 照君） はい、議会から防衛省へその説明を求めるということについても、いかがかないという声でありましたし、極端に言えば陳情者自ら防衛省に説明を求めることもできるんじゃないかというようなことも含めて、不採択になりました。

24番（伊東隆吉君） よく分かりました。ここは個人的な考え方もあると思いますが、あくまで質疑の3回目ですので終わりますけれども、私としては説明等は常に今の自衛隊がどんどんどんどん進捗している。そういう意味での説明等はいろんな意味でやるべきだとふうに考える一人でもありますので、この案件に関しては、今回は防衛省のほうに議会として陳情は、これは難しいというような判断になったということで、一応理解はしますけれども、その説明に関しては理解をしたいと、このように思っておりますので、質疑をこれで終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告がありましたので、発言を許可いたします。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17番（崎田信正君） よく聞いておってね。おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は陳情第4号 奄美自衛隊ミサイル基地配備に関わる住民説明会開催を奄美市議会から防衛省へ求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

住民説明会を求める陳情は、先ほど質疑でもありましたけれども、これまでも形を変え、幾度となく提出をされております。最初はもう2年前となりますけれども、平成27年第3回定例会で、陸上自衛隊警備部隊ミサイル部隊配備に関する市民への説明会を奄美市長が開催することを求める陳情が提出をされ、このときは全会一致で採択をされております。そして翌年に6月、説明会が開催をされておりますけれども、これまでの説明会を求めた討論でも、繰り返し述べてまいりましたが、これは防衛省の広報的な印象が強く、基地ができた場合のあらゆる角度からの検証には至らず、極めて不十分な内容だと思っております。

今回の陳情については、総務企画委員会で文言等に対していろんな意見があったと聞いておりますけれども、陳情事項は住民説明会を開催してほしいというものであります。対象が防衛省となっていることから、とまどいがあるのかもしれませんが、これはこれまでの陳情では、平成28年度第3回定例会で奄美市独自の開催を求める陳情があり、同年第4回定例会では、これが請願書として出されまし

た。しかし、いずれも賛成少数で不採択となり、実現をしなかったものであります。議会が奄美市独自による説明会は要らない、こういう意思表示をしたことから、平成29年度第1回定例会ではそれならばと、市議会による説明会の開催を求めたものと、私は理解をしておりましたが、これも賛成少数で不採択とされました。そして先の第3回定例会では、説明会が難しいのであれば、これまでの経過などの報告ならでいいのではないかとの思いで市議会報告会を求める陳情が出されたものと私は受け止め、そのときも採択を求める討論を行いました。やはり賛成少数で不採択であります。

同じ内容では審議されないという申し合わせルールがありますから、今回は防衛省に説明会の開催を求める陳情として出されてきたと思うんです。しかし私は、防衛省に説明を求めることはある面、理にかなっている事だと思います。それは第一に、平成26年8月の市長の受け入れ表明は、国を信じて表明を決断しており、更に国が責任をもって配備する以上、自分も、これは市長のことですが、国とともに地域住民へ説明に向く、国とともに地域住民へ説明に向くと明言をされていることです。そして、最近の米軍との共同訓練についても、その見解を問われ、一自治体の判断は控えるというものであります。第二に、事故、トラブルを繰り返しているオスプレイの奄美大島での低空飛行訓練の実態があること。第三に、昨年3月の米海軍第七艦隊の掃海艦が名瀬港に入港していること。そして、11月には米陸軍の汎用揚力艇が明らかに自衛隊の車両運搬で行動していることであります。更に、私たちが不安にしているのは、それらの事実を目の当たりにした11月11日の地元新聞の報道で、在沖縄米軍トップを兼ねるニコルソン在日海兵隊司令官が、米軍と自衛隊が相互運用性を高めることは重要だ。基地の共同使用が将来の日米同盟の形だ。このように述べているわけです。基地の共同使用が将来の日米同盟の形だということです。基地の共同使用の意義を強調したと報道されました。このような事実が歴然としてある以上、住民の不安に真摯に答えることが民主主義国家として当然のことだと思います。自衛隊基地推進の人であっても、これらの疑問に真正面から向き合うためにも、説明会はあったほうが良いと申し上げ、採択を求める討論といたします。

議長（師玉敏代君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、陳情第4号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることのなっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本案は、これを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、陳情第4号 奄美自衛隊ミサイル基地配備計画に関わる住民説明会開催を奄美市議会から防衛省へ求める陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第3、陳情第5号 奄美市名瀬住用地区大規模給食センター化再審査を求める陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情第5号に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（安田壮平君） 当委員会に付託されました陳情第5号 奄美市名瀬住用地区大規模給食

センター化再審査を求める陳情につきまして、審査結果を報告いたします。

陳情第5号については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、不採択とすべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

陳情第5号の陳情者は、奄美市名瀬朝仁新町にお住まいの学校給食を考える保護者の会代表の岡 千草さんであります。

陳情事項は、一つ、自校方式を基本に考えていただくこと、二つ、センター化を行う場合も自校方式を基本に分散化し、段階的移行を行うことであります。

委員からの主な意見として、国が示す学校給食衛生管理基準について、現行の自校方式では汚染作業区域と非汚染作業区域が分けられていないなどの点から、基準を満たしていないと考えることができ、安全性を考慮してもセンター化が望ましいという意見。また、センター化もやむを得ないと思うが、このような陳情が提出されることを鑑みて、もっと議論すべきという意見。更に教育委員会の検討委員会で検討した内容を、保護者や住民に説明していただきたいという意見など、活発に議論が交わされました。

陳情第5号については、採決の結果、賛成者がなく、不採択とすべきものと決しました。

なお、審査の中で、教育委員会には保護者への説明の機会、話し合いの機会をしっかりと持っていたきたいとの意見がありましたことを、特に申し添えておきます。

以上で陳情第5号の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、陳情第5号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、陳情第5号 奄美市名瀬住用地区大規模給食センター化再審査を求める陳情については、不採択とすることに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第4，

（発言する者あり）

では、暫時休憩いたします。（午前10時40分）

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前１０時５０分）

日程第４，発議第１０号，日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

１７番（崎田信正君） 日本政府に核兵器禁止の条約の調印を求める意見書の提出理由を述べます。

理由については、意見書に記載されている内容ですので、読み上げて提案といたします。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから７２年を経た今年４月７日，ついに核兵器禁止条約が国連会議で採択をされました。核兵器禁止条約は，核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり，国連憲章，国際法，国際人道法，国際人権法に反するものであると断罪して，これに悪の烙印を押しました。核兵器は不道德であるだけでなく，これにより歴史上初めて，明文上も違法となったわけです。核兵器禁止条約は，開発，生産，実験，製造，取得，保有，貯蔵，使用とその威嚇に至るまで，核兵器に関わるあらゆる活動を禁止をしております。また，核保有国の条約への参加の道を規定するなど，核兵器完全廃絶への枠組みもきちんと示されております。同時に被爆者や各実験被害者への援助を行う責任も明記をされて，被爆国，国民の願いに答えるものになっているものと思います。

核兵器禁止条約は，被爆者とともに国民が長年にわたり核兵器完全廃絶を願い，行動してきたことが実現をした画期的な内容ではないでしょうか。９月２０日から条約の署名が始まっており，広島と長崎で原爆の惨禍を体験した被爆国として，核兵器禁止条約に調印し，批准することが求められております。

よって，国において速やかに条約に調印し，核兵器禁止の推進役を果たされるよう強く要望するといふものであります。

ちなみに，奄美市議会は平成２１年，第２回定例会で核兵器廃絶の国際条約締結へ政府の具体的な努力を求める意見書を提出していることを付記しておきたいと思います。

議長（師玉敏代君） これから，本案に対する質疑に入ります。

通告がありましたので，発言を許可いたします。

公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

６番（大迫勝史君） 議場の皆様，おはようございます。公明党の大迫勝史でございます。

発議第１０号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書について，質疑いたします。

意見書案の趣旨を十分理解した上で，提案者にお尋ねいたします。核禁止条約は意見書にもあるとおり，９月の２０日，国連での署名開始の初日に５０か国が署名し，要件をクリアして条約発行へ向けて動き出しております。我が国は，１９７０年発行いたしましたＮＰＴ核拡散防止条約と，いまだ未発効の状態であるＣＴＢＴ包括的核実験禁止条約の早期発行を求め，核兵器全面的廃絶に向けた新たな決意のもとでの共同行動を促す核廃絶決議案を，核保有国，非保有国７７か国の共同提案国の代表として連続して日本が１９９３年より２４年間提案しており，今年も１５６の国が賛成，反対は中国，北朝鮮，ロシア，シリアの４か国のみで採択されています。この核保有国も協力して段階的に核の廃絶を進めることが決議案の中身です。一方，核兵器禁止条約という名前は，日本が提出した核兵器廃絶の決議案に似ていますが，内容が全く異なります。拘束力がない日本の決議案とは異なり，核兵器そのものが国際法に違反しているとして，核兵器の開発や保有，それに使用などを法的に禁止をしています。核廃絶に向けた現段階での取組は不十分だとして，オーストリアやメキシコなど，核兵器を保有しない国々が主導し，条約は核抑止の概念も否定していて，核廃絶に向けて核兵器を一律に禁止する非常に厳格な内容となっています。これに対しまして，核兵器を保有するアメリカ，ロシア，中国などが反対したほか，

日本もアメリカの核の傘に守られる安全保障条約などを理由に反対し、条約には参加しないことを決めています。同じくアメリカの傘下にある、同じくアメリカの傘のもとにある韓国、そして歴史的に旧ソ連やロシアの脅威にさらされてきたヨーロッパの多くの国々も、安全保障上の理由から参加をしていません。

核兵器禁止条約は核の脅威にさらされていない国々によるものだとの見方から、核禁止条約が核兵器の保有国プラス核の傘にいる非保有国対条約を推進する非保有国ということが、一層鮮明になった対立の構図になりました。その対立の構図の溝を埋める方策を探るべく、日本及び海外の識者16人による賢人会議を日本が提案して、11月の27日、28日に被爆地である広島にて第1回目の会議が開かれています。

このように、日本は双方の橋渡し役に努めています。また、河野太郎外相は署名開始の9月20日、ニューヨークで記者団に署名しない方針を改めて表明した上で、唯一の戦争被爆国である我が国は、様々な分断を乗り越えて、この核軍縮、核廃絶に向けて世界が歩みを進めるように努力したいと述べています。すなわち、アプローチする方法は違っても、目指すゴールは核禁止条約を進める国々と一緒であると表明したものであると理解をしています。

ここで、質疑の要旨ですが、1、日本がこれまで指導してきた核廃絶の行動に対する評価と見解を伺うとともに、2番目に、核禁止条約に批准しない国々には効力が及ばないことについての見解を伺います。

以上、2点、確認のため質疑をいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

17番（崎田信正君） なかなか難しい姿勢ですが、お尋ねがありましたので、お答えをしたいと思います。

まず、私が今回の提案に至ったのは、日本が筆舌に尽くしがたい原爆の惨劇を受けて72年経過します。この間、被爆者の方たちはもちろんでありますけれども、日本中、世界中の人が核兵器の廃絶を願い、運動を続けているにも関わらず、いまだに廃絶どころか縮小も思うように進んでいない現状から、今回、国連で採択をされた核兵器禁止条約が核廃絶への始まりになると思います、それを日本が調印することが被爆者の思いにかなうことであり、究極の非人道兵器である核兵器の廃絶につながるのと思い、提案をさせていただきました。

ですから、核廃絶に向けて全てのことを知っているということではもちろんありません。経験してきたささやかな知識でありますけれども、御質問に答えたいと思います。

まず、日本が主導してきた核廃絶に向けての行動についてですが、これは実はいろんな国々が指導して、核廃絶に向けたいろんな決議を上げております。日本は世界で唯一の戦争被爆国という、道義的な立場を持っていると思います。核兵器の全面的廃絶に向けた、先ほどありましたが、共同行動、この決議案、私は1994年と理解をしておりましたけれども、先ほどでは1993年ということでありました。それ以来、確かに毎年提出をして、今年で24年連続となるということです。この決議というのは、核兵器の全面的廃絶を謳っていることは評価をします。そして、多くの賛同国があるのも事実であり、しかし、内容的にはやはり表現が弱いんだと、こういう指摘もされているようであります。今年も賛成156、先ほどありました反対4、棄権24と、多くの国から賛成を得ておりますけれども、新聞報道によりますと、昨年から賛成が11減っている。棄権のほうが8増えたと報道があります。その要因はなぜかと、核軍縮に取り組む表現が後退したことにあるというふうに報道されております。日本は唯一の被爆国であるにも関わらず、核兵器廃絶に向けた強いメッセージを、実は世界に示してこなかったと、私は思っております。

次に、批准しない国には効力が及ばないことについてですが、確かに核保有国やその核の傘のもとに

ある国々、いわゆる同盟国などが反対をしております。しかし、核兵器が非人道的な兵器だということは、今や誰も否定しがたい事実だということは、国際社会にも定着しているのではないのでしょうか。このような兵器がこの地球上に存在してはならないと思います。広島、長崎に原爆が投下をされ72年。これまで国連でいろんな形の決議がされておりますけれども、人類が願う核廃絶、核軍縮は実現されておられません。核保有国の参加を迫りながらも、仮に最初はそれが実現しなかったとしても、禁止条約は一致できるところから始まったものだと思います。核兵器廃絶への第一歩を踏み出したのではないのでしょうか。だからこそICANのサーロー節子さんも核兵器の終わりの始まりにしようではないか、このようにノーベル平和賞の授賞式でも演説をされております。

手元に核兵器禁止条約を持って来ましたが、この第4条では、核保有国が参加する道筋も示しております。核兵器を放棄してから条約に加わるのか。核兵器を放棄していない場合であっても廃棄計画を示す二つの道が示されているわけです。核禁止条約に参加する国際運動を粘り強く広げていくことが大切ではないかと思います。

日本が唯一被爆国としての、どの国へも持ち得ない立場から、核兵器廃絶に向けた強いメッセージ、行動を示すことを願い、是非御賛同いただきたいと思います。

6番（大迫勝史君） はい、ありがとうございます。ただいまの御答弁で、核軍縮が進んでいないというお話がありましたが、冷戦の終了後、国連において確認されておりますのは、冷戦終了後、ピーク時の核兵器は、それより現在はピーク時より8割方縮減をされていると報告をされております。しかしですね、近年、ロシアが核兵器の核戦略見直しという方針をいたしましたので、ヨーロッパでその軍縮の波が止まっている状況になっております。

そういう状況を踏まえて、今回の核禁止条約が提出されたものと理解しておりますが、もちろん、日本がやっていることも大変に効力といいますか、効果はあったものではないかと思います。そして、急がば回れという言葉もありますが、できるだけ核を保有している国を巻き込んだ核軍縮の動きが大変重要であると、日本は判断しているものと思っております。

もちろん、被爆国日本が署名、批准しないのはけしからんから署名しろとか、核の傘のアメリカに遠慮してやらないというような単純な問題ではありませんし、何故に日本が今回、こういう判断を下したか、奥深く考察しなければならないと思います。

核軍縮、核軍備、管理軍縮を巡る複雑な制度的及び政治的状況を考えますと、現状のままではこの条約は核兵器保有国がNPOT核兵器不拡散条約で核兵器が条約上許されている国以外の国が、核兵器を保有しないという政治宣言に終わる可能性も高いと言わざるを得ません。核保有国を巻き込まないと目的は達成できないことは明白であります。推進国とそうでない国々の相互理解の更なる前進を切望するとともに、非核平和都市宣言の奄美市の議会として、重々考慮して、今回は慎重に判断しなければならないと思っております。ありがとうございます。以上です。

議長（師玉敏代君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

最初に、自民新風会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

12番（竹山耕平君） おはようございます。自民新風会の竹山耕平でございます。

私は、発議第10号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書について、反対の立場から討

論をさせていただきます。

今、御質疑がございましたように、縷々討論のように聞こえるものがございましたが、私の反対討論をさせていただきます。

まずは、今年7月に国連において核兵器禁止条約が圧倒的多数で採択されました。その後、ノルウェーノーベル委員会は、10月に2017年のノーベル平和賞を核兵器廃絶国際キャンペーンICANに授与すると発表され、去る12月10日にノーベル平和賞授賞式が行われました。その授賞理由といたしまして、核兵器の使用がもたらす破滅的な人道上的結末への注目を集め、核兵器を条約によって禁止するための革新的な努力を指摘したことが上げられております。授賞式には日本からも国際NGO団体ピースボートをはじめ、多くの方々が出席をする中、広島県出身の被爆者で現在はカナダ在住のサーロー節子さんが演説をされました。このことは、皆様も御承知のとおりでございます。私自身も大変感動した一人でございますし、心から敬意を表する次第でございます。

皆さん、日本にとって8月6日と8月9日は、決して忘れられない特別な日でございます。この経験を持つ国として、惨禍を二度と繰り返してはいけないことを将来にわたり語り継ぐ責任があり、これからも核兵器の廃絶を訴え、恒久的に世界平和を目指すよう努力する歴史的宿命を負っていると考えております。世界平和を願うことは、当然の共有認識であるということを念頭に発言いたしますことを御理解願いますようお願いを申し上げます。

さて、今回の共産党、社民党の3名により提出された発議ではありますが、日本政府としては核兵器禁止条約に参加しないという態度を表明しております。なぜ参加しないのか。理由としては先ほど来、いろいろございましたが、幾つか上げられます。今回の核兵器禁止条約というのは、皆様も御承知のとおり、日本を含め、現在、190か国が締結し批准する核拡散防止条約、いわゆるNPT、そして包括的核実験禁止条約、いわゆるCTBTに比べると、一切の核兵器の使用、保有を禁じるものであり、NPTやCTBTよりも数段も踏み込んだ内容となっており、核兵器なき世界の具現化を目指すものとなっております。

しかし、NPTにおける核保有国、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5大国や、NPTに非批准国であるインド、パキスタン、そして北朝鮮、そのほかにもそれぞれの条約に沿って国際的に認められている準保有国、またNATO加盟国などは参加をしておりません。核兵器禁止条約では核保有国の意向や同意を条件としておらず、今回のように圧倒的多数とは言え、非核兵器国のみで合意し、採択される中、核保有国を無視してでも核の廃絶を目指すという内容からは、拘束力という面においても不完全なものであると考えております。

確かに、一斉に核兵器を廃棄することができたならば、核廃絶を達成することは可能かもしれません。しかし、現在の世界状況を見ても、日本の周辺諸国の現況、北朝鮮を含め不安定な東アジア情勢の中で、そのような国々が進んで協力いたすでしょうか。現況では現実的な問題として捉えることができないものと考えております。仮定として、数か国が廃棄して、一つの国だけが廃棄しなかった場合、世界の軍事バランスが当然崩れることに発展をいたします。ただ、現在においてはそれが現実であり、現実問題として一斉に力を放棄することは不可能であり、万が一、日本が条約に参加した場合、自己満足はするかもしれませんが、関係国、同盟国からの不信を招くことになりかねない。また、日本の安全保障政策に対し、矛盾をすることになります。更には、核兵器保有国を永続化されることにもつながりかねないと考えます。最も懸念されることは、核兵器国と非核兵器国間の分断が固定化され、国際社会が批准する核軍縮や核拡散防止へも影響を及ぼす可能性も考えられるところでございます。だからこそ、日本政府といたしましては、平和を希求する国家として、今後も現実の安全保障政策を通じて、これまでどおりに各国のけん引役としての役目を押し図りながら、一層の国際貢献、NPT体制を確立して、核軍縮、そして核廃絶に努めていただくよう要望をいたすところでございます。

以上で発議第10号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書について、反対の立場から討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君） 次に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） はい、おはようございます。何か、今日はもう3回目になってしまったけど。私は日本共産党の三島 照です。私は発議10号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど延々と反対討論がありましたので、私なりに述べたいと思います。去る7月7日ニューヨークで行われた国連会議は、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約を国連加盟国の約3分の2、122か国の賛成で採択しました。しかし、非常に残念なことは、世界で唯一被爆の悲惨な経験をしたこの日本が、122の国に含まれていないことです。これは、その理由は先ほど述べたそのものです。政府が言っていることを先ほど述べていただきましたので、まさにそのとおりです。しかし皆さん、この条約の全部には、核兵器の壊滅的な帰結は適切に退去できないものであること、国境を超えること、人類の生存、環境、社会経済的な発展、世界経済、食料の安全及び現在と将来の世代の健康に重大な影響を与えること、並びに女性及び少女に不均衡な影響を及ぼすことを認識しとあり、被爆者という言葉も2か所出てくるなど、核兵器の非人道性、残虐な兵器が地球上に存在してはならないとして、廃絶を求めて運動されてきた被爆者の思いが条文に書き込まれています。

核兵器保有国や同盟国は核抑止力論を唱えています、これはいざとなれば核兵器を使うという、言わば脅しによって安全保障を担保しようというものです。これについて、国連会議では核兵器が安全保障にとって有益なら、多くの国が核兵器を持てば、より安全な世界になるということになる。全部の国が持てば、一番安全だということ。そんな議論を信じる人はいない。核兵器は少ないほうが、そして無いほうが、世界にとって一番安全なのですという発言があり、これこそ真理ではないでしょうか。

核保有国と非保有国の対立を生むとの意見もあります。核兵器の無い世界をつくるためには、核保有国の参加は必要です。条約第3条では、核兵器の全面的な廃絶に向けた措置も取られており、核兵器を廃棄し、条約に参加する、または参加した上で核兵器を速やかに廃棄する。つまり、廃棄が先でも、参加が先でも、どちらでもよいという二つの道を示しております。核保有国の参加の扉を開く、広く開けているものとなっています。

いずれにしても、この条約によって核兵器に悪の烙印を押し、核兵器は非人道的で反道徳的なものであるだけでなく、違法のものとなったわけです。私はこの答弁、賛成討論をやるんだから、思いだしたのは、あの日本で初めてノーベル物理学賞をもらった湯川秀樹博士は、家も近くだったもので、時々お会いしていました。博士がノーベル賞をもらって一番悩んでいたのは、自分が発表したあの中間子論が、結果的には人類の破滅に追い込む、それが長崎、広島で実験された。奥さんの湯川さんは、そのことを悔やんで死ぬまで世界平和婦人会の会長として博士の思いを全世界に届けたいということで、合うたんびにそういうお話をしていました。それが今やっと、世界に認められ、あのノーベル平和賞を受賞したICAN、核兵器廃絶国際キャンペーンの被爆者サーロー節子さんは、授賞式で自分の被爆体験を核兵器は必要悪ではなく、絶対悪だと、そういう演説をされました。私はこれは湯川博士が悔やんだそのものだとして受け取っています。唯一の戦争被爆国である日本が、核廃絶を訴える明確な立場を示す。先ほどの質疑でもありましたように、いろんな行動はとってきました。しかし、拡散やだけでは、広げないために拡散防止条約できましたけど、しかし、その後も広がっているんです。そういう意味では、核兵器廃絶のために核保有国と非保有国との橋渡し役を求める、務めることを強く願う。この奄美から日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について、皆さんのこの奄美市議会として、御賛同がえられることを願って、賛成討論といたします。

議長（師玉敏代君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

発議第10号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書については、否決することに決定いたしました。

○

議長(師玉敏代君) 日程第5、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもって平成29年度第4回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前11時26分)

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 師玉 敏代

奄美市議会議員 林山 克巳

奄美市議会議員 元野 景一

奄美市議会議員 竹山 耕平

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第80号	平成29年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第81号	平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第82号	平成29年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第90号	奄美市総合体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第91号	奄美市立金久児童館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第92号	奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第93号	奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第94号	奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第95号	奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第101号	奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更について	原案可決すべきもの
(11)	議案第102号	財産の取得について	原案可決すべきもの
(12)	陳情第5号	奄美市・名瀬・住用地区大規模給食センター化再審査を求める陳情	不採択とするべきもの

平成29年12月26日

文教厚生委員長 安田 壮平

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第 80 号	平成 29 年度奄美市一般会計補正予算（第 6 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 83 号	平成 29 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 84 号	平成 29 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 85 号	平成 29 年度奄美市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第 88 号	奄美市企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第 89 号	奄美市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第 96 号	奄美市名瀬本場奄美大島泥染公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第 97 号	奄美市大浜海浜公園及び奄美海洋展示館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第 98 号	あやまる岬観光公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第 99 号	奄美市和瀬水産物加工センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第 100 号	建設工事委託に関する協定の締結について	原案可決すべきもの

平成 29 年 12 月 26 日

産業建設委員長 橋口 和仁

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第80号	平成29年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第86号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第87号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	陳情第4号	奄美・自衛隊ミサイル基地配備計画に関わる住民説明会開催を奄美市議会から防衛省へ求める陳情	不採択とすべきもの

平成29年12月26日

総務企画委員長 三島 照

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

文教厚生委員会所管事務調査報告書

本委員会が実施した所管事務調査事項について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

1. 調査事項

奄美体験交流館の指定管理者選定結果及び選定過程の妥当性・合理性について。

2. 調査目的

奄美体験交流館の指定管理者選定結果の理由と選定過程のあり方を明らかにし、今回の決定の妥当性・合理性をチェックすること。

3. 調査経過

議案審査後、委員会室において、委員による当局関係者への質疑応答を行った。

4. 調査の結果又は概要（意見）

委員より、上位二者の点差について、市が設定した合格基準に達していたのかについて、選定委員の中から決めるべきではないかという意見がなかったのかについて、今後も直営が続くのかについて等の質疑があった。当局より、募集要項については、分かりやすくなるよう次回から改めたいとの答弁があった。

平成 29 年 12 月 26 日

文教厚生委員会 委員長 安田 壮平

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

平成29年12月26日

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について